

# 第3部

## 災害応急・復旧対策計画



## 第1章 初動態勢

- 大規模な風水害が発生した場合に、東京都災害対策本部又は、東京都応急対策本部を設置するとともに、都、区市町村その他防災機関は、迅速な初動態勢により応急活動を開始する。

### 主な機関の応急活動

機関名	発災 被害の発生					
	事前情報収集期	情報監視期	情報連絡期		災害即応期	応急対応期
	警戒レベル1	警戒レベル2 (相当)	警戒レベル3 (相当)	警戒レベル4 (相当)	警戒レベル5 (相当)	
気象庁	○東京都気象情報の発表					→
	○気象解説ホットライン(随時)					→
	○防災情報提供システムによる情報提供					→
	○気象情報連絡会実施	○大雨、洪水、高潮注意報発表	○大雨※、洪水警報発表 ※夜間～翌日早朝に大雨警報(土砂災害)に切り替える可能性が高い注意報は警戒レベル3に相当	○土砂災害警戒情報発表(東京都と共同発表)	○大雨特別警報発表 ○氾濫発生情報発表	
	○早期注意情報発表(警報級の可能性)	○氾濫注意情報発表	○高潮注意報発表(警報に切り替える可能性が高い旨に言及されているもの)	○高潮警報※発表 ※暴風警報が発表されている際の高潮警報に切り替える可能性の高い注意報は、警戒レベル4に相当	○高潮特別警報発表	
		○氾濫警戒情報発表	○氾濫危険情報発表			

第1章 初動態勢  
 主な機関の応急活動

機関名	発災 被害の発生					
	事前情報収集期	情報監視期	情報連絡期		災害即応期	応急対応期
	警戒レベル1	警戒レベル2 (相当)	警戒レベル3 (相当)	警戒レベル4 (相当)	警戒レベル5 (相当)	
都災対本部 (都総務局)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○気象情報の収集、分析、提供</li> <li>○気象庁ホットライン(随時)</li> <li>○防災情報提供システムによる情報収集</li> <li>○気象情報連絡会実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○気象情報・防災情報の受信・伝達</li> <li>○建設局との連携</li> <li>○区市町村、各局等への情報提供、注意喚起</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○被害状況の収集</li> <li>○災害即応本部(応急対策本部)の設置検討・設置</li> <li>○区市町村へ情報連絡要員派遣</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○災害救助法の適用(検討)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○災害対策本部の設置検討・設置</li> <li>○自衛隊の災害派遣要請</li> </ul>	
		<ul style="list-style-type: none"> <li>○水位情報等の提供・伝達</li> <li>○気象情報の収集、提供</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○総務局との連携</li> <li>○注意報(大雨、洪水など)の受信・送信</li> <li>○区市町村への水防活動支援</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○雨量・水位の観測</li> <li>○警報(大雨、洪水など)の受信・伝達</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○土砂災害警戒情報の発表・伝達</li> <li>○氾濫危険情報の発表・伝達</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○点検対象施設現場調査</li> <li>○被害状況の把握</li> <li>○技術的援助</li> <li>○排水ポンプ車出動</li> <li>○水防資器材支給</li> <li>○特別警報(大雨)の受信・伝達</li> </ul>
都水防本部 (建設局)						

機関名	発災 被害の発生					
	事前情報収集期	情報監視期	情報連絡期		災害即応期	応急対応期
	警戒レベル1	警戒レベル2 (相当)	警戒レベル3 (相当)	警戒レベル4 (相当)	警戒レベル5 (相当)	
都港湾局	<ul style="list-style-type: none"> <li>○気象海象情報、海上安全情報、波浪推算情報等の収集、提供</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○災害対応体制の構築</li> <li>○港湾施設等の事前対策状況確認・注意喚起</li> <li>○災害対策用資機材の確認</li> <li>○水門・陸閘の閉鎖状況周知</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○水門等の操作施設の巡視</li> <li>○潮位の観測</li> <li>○警報（高潮など）の受信・伝達</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○高潮氾濫危険情報の発表・伝達</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○監視カメラ等による状況監視</li> <li>○被災状況の確認</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○被災施設等の応急措置対応</li> </ul>
都下水道局	<p>【情報監視態勢】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○気象情報の収集</li> </ul>	<p>【情報連絡態勢】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○注意報受信</li> <li>○要員の待機</li> </ul>	<p>【警戒態勢】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○警報・特別警報受信</li> <li>○判定会議</li> <li>○態勢の指示</li> <li>○要員の参集</li> <li>○工事現場安全点検</li> </ul>	<p>【非常配備態勢】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○被害状況把握</li> <li>○二次災害防止</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○被害状況集約</li> <li>○施設の応急復旧</li> <li>○工事現場被害把握</li> <li>○応急復旧工事調整</li> <li>○下水道メンテナンス協同組合と連携</li> </ul>	

第1章 初動態勢  
 主な機関の応急活動

機関名	発災 被害の発生					
	事前情報収集期	情報監視期	情報連絡期		災害即応期	応急対応期
	警戒レベル1	警戒レベル2 (相当)	警戒レベル3 (相当)	警戒レベル4 (相当)	警戒レベル5 (相当)	
警視庁	○気象情報、被害等に関する 情報収集	○気象警報等の発表によらず被害の発生が予想される場合、又は災害規模、被害状況等に応じた各種警備本部の設置  ○気象状況等により、被害防止を目的とした避難誘導を実施			○被害状況の調査  ○発災後、被害(拡大)防止を目的とした避難誘導を実施  ○救出救助活動  ○被害状況等により警察災害派遣隊の派遣要請	
東京消防庁	○気象情報、水位情報等の収集  【必要に応じて水防態勢発令】		【必要に応じて第一～第四非常配備態勢発令】 ○第一非常配備態勢以上の発令で勤務時間外職員の参集・水防部隊を編成		○知事に対し緊急消防援助隊の派遣要請 ○必要に応じ現場救護所を設置	
都産業労働局	○気象情報の収集				○救出・救護活動 (漁業調査指導船の転用)	

機関名	発災 被害の発生					
	事前情報収集期	情報監視期	情報連絡期		災害即応期	応急対応期
	警戒レベル1	警戒レベル2 (相当)	警戒レベル3 (相当)	警戒レベル4 (相当)	警戒レベル5 (相当)	
海上保安本部 第三管区	○気象情報の収集				○救出・救護活動	
鉄道事業者等	○気象庁情報の収集  ○計画運休の可能性情報発信	○気象情報装置(雨量計、水位計風速計)のデータ収集、監視  ○運転計画の詳細な情報発信	○警戒体制、動員体制決定・発令  ○要注意箇所巡回、点検  ○応急資材の準備		○災害状況の把握(旅客の救出)(被害状況調査)  ○災害発生時の連絡体制  ○災害対策本部の設置	○災害規模に応じ応急体制をとり仮復旧  ○規模に応じて協力会社に応援要請

第1章 初動態勢  
 主な機関の応急活動

機関名	発災 被害の発生					
	事前情報収集期	情報監視期	情報連絡期		災害即応期	応急対応期
	警戒レベル1	警戒レベル2 (相当)	警戒レベル3 (相当)	警戒レベル4 (相当)	警戒レベル5 (相当)	
鉄道事業者(地下鉄)	○気象情報の収集					→
	○指定河川の水位情報収集					→
		○地上部・降雨状況等の監視	○状況に応じて以下の対応をとる。 ・旅客の避難誘導 ・通風口を浸水防止機、土のう等で閉鎖 ・駅出入口に止水板・土のう等の設置 ・駅出入口を閉鎖 ・防水扉を閉扉	→	○災害対策本部・現地災害対策本部の設置 ○災害状況の把握 ○旅客の避難誘導 ○通風口を浸水防止機・土のう等で閉鎖 ○駅出入口に止水板・土のう等の設置 ○状況に応じて以下の対応をとる。 ・防水扉を閉扉 ・駅出入口を閉鎖 ・運転規制を実施 ・車両を浸水のおそれが無い箇所に退避 ・職員の地下駅からの退避	○排水用ポンプ確保 ○構内排水 ○規模に応じて関係機関に協力要請 ○施設及び事業所の点検を実施 ○災害規模に応じて応急体制をとり仮復旧
	○計画運休の可能性情報発信	○運転計画の詳細な情報発信				→

## 第1節 東京都災害対策本部の組織・運営

### 1 東京都災害対策本部等の分掌事務等

#### (1) 東京都災害対策本部の分掌事務

機 関 名	内 容
都 本 部	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 本部長室の構成 本部長室は、次の者をもって構成する。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 災害対策本部長</li> <li>・ 災害対策副本部長</li> <li>・ 災害対策本部員</li> </ul> </li> <li>○ 本部長室の所管事務 本部長室は、次の事項について本部の基本方針を審議策定する。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 都本部の非常配備態勢及び廃止に関すること。</li> <li>・ 重要な災害情報の収集及び伝達に関すること。</li> <li>・ 避難の指示等に関すること。</li> <li>・ 災害救助法の適用に関すること。</li> <li>・ 区市町村の相互応援に関すること。</li> <li>・ 局長、地方隊長及び区市町村長に対する事務の委任に関する こと。</li> <li>・ 自衛隊に対する災害派遣の要請に関すること。</li> <li>・ 政府機関、他府県、公共機関、駐留軍及び海外政府機関等 に対する応援の要請に関すること。</li> <li>・ 公用令書による公用負担に関すること。</li> <li>・ 災害対策に要する経費の処理方法に関すること。</li> <li>・ 前各号に掲げるもののほか、重要な災害対策に関すること。</li> </ul> </li> </ul>

第1章 初動態勢

第1節 東京都災害対策本部の組織・運営

(2) 各局等の分掌事務

局 名	分 掌 事 務
総 務 局	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 本部長室の庶務に関する事。</li> <li>2 自衛隊及び関係防災機関との連絡調整に関する事。</li> <li>3 区市町村の指導連絡に関する事。</li> <li>4 被害情報等の収集及び通信連絡の総括に関する事。</li> <li>5 本部の職員の動員及び給与に関する事。</li> <li>6 本部における通信施設の保全に関する事。</li> <li>7 災害時における他の局の応援に関する事。</li> <li>8 前各号に掲げるもののほか災害対策の総合調整に関する事。</li> </ol>
政 策 企 画 局	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 報道機関との連絡及び放送要請に関する事。</li> <li>2 在京大使館等との情報連絡及び調整に関する事。</li> <li>3 復興本部会議の運営及び震災復興基本方針策定の準備に関する事。</li> <li>4 災害時における他の局の応援に関する事。</li> <li>5 その他特命に関する事。</li> </ol>
都 民 安 全 推 進 本 部	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 本部長の特命に関する事。</li> <li>2 災害時における他の局の応援に関する事。</li> </ol>
戦 略 政 策 情 報 推 進 本 部	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 基盤システムの維持に関する事。</li> <li>2 災害時における他の局の応援に関する事。</li> </ol>
財 務 局	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 災害対策関係予算に関する事。</li> <li>2 車両の調達に関する事。</li> <li>3 緊急通行車両確認標章の発行に関する事。</li> <li>4 本庁舎の防災及び維持管理に関する事。</li> <li>5 野外収容施設の建設工事に関する事。</li> <li>6 災害時における他の局の応援に関する事。</li> <li>7 前各号に掲げるもののほか、財務に関する事。</li> </ol>
主 税 局	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 被災者に対する都税の減免及び徴収猶予に関する事。</li> <li>2 災害時における他の局及び区市町村の応援に関する事。</li> </ol>
生 活 文 化 局	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 災害に関する広報及び広聴(被災者等からの相談業務に関する事項を含む。)に関する事。</li> <li>2 写真等による情報の収集及び記録に関する事。</li> <li>3 区市町村及び区市の国際交流協会その他民間団体との外国人に関する情報連絡及び調整に関する事。</li> <li>4 災害時におけるボランティア等の支援に係る総合調整に関する事。</li> </ol>

局 名	分 掌 事 務
	<ul style="list-style-type: none"> <li>5 消費生活協同組合からの応急生活物資の調達に係る連絡調整に関する事。</li> <li>6 私立学校との連絡調整に関する事。</li> <li>7 文化施設の点検、整備及び復旧に関する事。</li> <li>8 男女双方の視点に配慮した取組の推進に関する事。</li> <li>9 災害時における他の局の応援に関する事。</li> </ul>
オリンピック・パラリンピック準備局	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 スポーツ施設の点検、整備及び復旧に関する事。</li> <li>2 災害時における他の局の応援に関する事。</li> </ul>
都市整備局	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 都市の復興計画の策定に関する事。</li> <li>2 被災建築物、がけ地等の調査に関する事。</li> <li>3 災害時における他の局の応援に関する事。</li> </ul>
住宅政策本部	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 住宅の復興計画の策定に関する事。</li> <li>2 被災者のための住宅の確保及び修理に関する事。</li> <li>3 被災者が行う住宅等の建設、補修等のための応急融資に関する事。</li> <li>4 災害時における他の局及び区市町村の応援に関する事。</li> </ul>
環境局	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 高圧ガス及び火薬類等による災害の防止のための情報連絡に関する事。</li> <li>2 ごみの処理に係る広域連絡に関する事。</li> <li>3 し尿の処理に係る広域連絡に関する事。</li> <li>4 災害廃棄物の処理に係る調整に関する事。</li> <li>5 災害時における他の局の応援に関する事。</li> </ul>
警視庁	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 被害実態の把握及び各種情報の収集に関する事。</li> <li>2 被災者の救出救助及び避難誘導に関する事。</li> <li>3 行方不明者等の捜索及び調査に関する事。</li> <li>4 遺体の調査等及び検視に関する事。</li> <li>5 交通の規制に関する事。</li> <li>6 緊急通行車両確認標章の交付に関する事。</li> <li>7 公共の安全と秩序の維持に関する事。</li> </ul>
東京消防庁	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 火災その他の災害の予防、警戒及び防御に関する事。</li> <li>2 救急及び救助に関する事。</li> <li>3 危険物等の措置に関する事。</li> <li>4 前各号に掲げるもののほか、消防に関する事。</li> </ul>
福祉保健局	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 医療及び防疫に関する事。</li> <li>2 高齢者、障害者、難病患者、乳幼児、妊産婦等の救護、安全確保及び支援に関する事。</li> </ul>

第1章 初動態勢

第1節 東京都災害対策本部の組織・運営

局 名	分 掌 事 務
	3 救助物資の備蓄、輸送及び配分に関すること。 4 避難者の移送及び避難所の設営に関すること。 5 遺体の検案及びこれに必要な措置に関すること。 6 義援金の募集・受付・配分及び義援物資の取扱いに関すること。 7 災害時における他の局の応援に関すること。 8 前各号に掲げるもののほか、保健衛生、救助及び保護に関すること(他の局に属するものを除く。)。
病 院 経 営 本 部	1 所管する病院の医療救護活動に関すること。 2 災害時における他の局の応援に関すること。
産 業 労 働 局	1 救助物資の確保及び調達に関すること。 2 中小企業及び農林漁業の災害応急対策に関すること。 3 災害時における他の局の応援に関すること。
中 央 卸 売 市 場	1 生鮮食料品の確保に関すること。 2 災害時における他の局の応援に関すること。
建 設 局	1 河川及び海岸保全施設の保全及び復旧に関すること。 2 砂防関係施設、高潮防御施設及び排水機場の保全及び復旧に関すること。 3 道路及び橋梁の保全及び復旧に関すること。 4 水防に関すること。 5 河川における流木対策に関すること。 6 河川、道路等における障害物の除去に関すること。 7 公園の保全、復旧に関すること。 8 災害時における他の局の応援に関すること。
港 湾 局	1 港湾施設、海岸保全施設、漁港施設、空港施設の保全及び復旧に関すること。 2 輸送経路を確保するための航路、泊地及び臨港道路の障害物の除去に関すること。 3 輸送拠点となる岸壁、野積場等の確保及び在港船舶の整理に関すること。 4 輸送手段を確保するための船舶、ヘリコプター等の調達に関すること。 5 港湾における流出油の防御に関すること。 6 災害活動に要する海上公園及び未利用埋立地の確保に関すること。 7 災害時における他の局の応援に関すること。

局 名	分 掌 事 務
会 計 管 理 局	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 災害対策に必要な現金及び物品の出納に関する事。</li> <li>2 災害救助基金の出納に関する事。</li> <li>3 災害時における他の局の応援に関する事。</li> </ol>
交 通 局	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 都営交通施設の点検、整備及び復旧に関する事。</li> <li>2 電車、地下高速電車、日暮里・舎人ライナー及びバスによる輸送の協力に関する事。</li> <li>3 災害時における他の局の応援に関する事。</li> </ol>
水 道 局	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 応急給水に関する事。</li> <li>2 水道施設の点検、整備及び復旧に関する事。</li> <li>3 災害時における他の局の応援に関する事。</li> </ol>
下 水 道 局	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 下水道施設の点検、整備及び復旧に関する事。</li> <li>2 仮設トイレ等のし尿の受入れ・処理に関する事。</li> <li>3 災害時における他の局の応援に関する事。</li> </ol>
教 育 庁	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 被災児童及び生徒の救護及び応急教育に関する事。</li> <li>2 被災児童及び生徒の学用品の供給に関する事。</li> <li>3 文教施設の点検、整備及び復旧に関する事。</li> <li>4 避難所の開設及び管理運営に対する協力に関する事。</li> <li>5 災害時における他の局の応援に関する事。</li> </ol>
選挙管理委員会事務局 人事委員会事務局 労働委員会事務局 監査事務局 収用委員会事務局	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 災害時における他の局の応援に関する事。</li> </ol>

第1章 初動態勢

第1節 東京都災害対策本部の組織・運営

(3) 現地災害対策本部の分掌事務等

名 称	分 掌 事 務 等
現 地 災 害 対 策 本 部	<p>1 構成員</p> <p>ア 現地災害対策本部長は、本部長が指名する副本部長又は本部員とする。</p> <p>イ 同副本部長は、本部長が指名する本部の職員とする。</p> <p>ウ 現地災害対策本部員は、本部長が指名する者とする。</p> <p>エ 現地災害対策本部派遣員は、関係防災機関の長が指名する職員とする。</p> <p>2 分掌事務</p> <p>ア 被害及び復旧状況の情報分析に関すること。</p> <p>イ 区市町村及び関係機関との連絡調整に関すること。</p> <p>ウ 現場部隊の役割分担及び調整に関すること。</p> <p>エ 自衛隊の災害派遣に係る意見具申に関すること。</p> <p>オ 本部長の指示による応急対策の推進に関すること。</p> <p>カ 各種相談業務の実施に関すること。</p> <p>キ その他緊急を要する応急対策の実施に関すること。</p> <p>3 設置場所</p> <p>災害現場又は区市町村庁舎等</p>

(4) 地方隊の分掌事務

名 称	管 轄 区 域	分掌事務
大 島 地 方 隊	大島支庁の管轄区域(大島町、利島村、新島村、神津島村)	地方隊は本部の事務を分掌する。
三 宅 地 方 隊	三宅支庁の管轄区域(三宅村、御蔵島村)	
八 丈 地 方 隊	八丈支庁の管轄区域(八丈町、青ヶ島村)	
小 笠 原 地 方 隊	小笠原支庁の管轄区域(小笠原村)	

(5) 現地派遣所の分掌事務等

名 称	分 掌 事 務 等
現 地 派 遣 所	1 構成 ア 現地派遣所長は、本部長が指名する本部職員とする。 イ 現地派遣員は、本部長が指名する者及び地方隊長が指名する地方隊の隊員とする。 2 分掌事務 ア 地方隊長が実施する災害対策の援助に関すること。 イ 本部長室及び局との連絡調整に関すること。 3 設置場所 災害現地又は支庁庁舎等

2 東京都災害対策本部の設置等

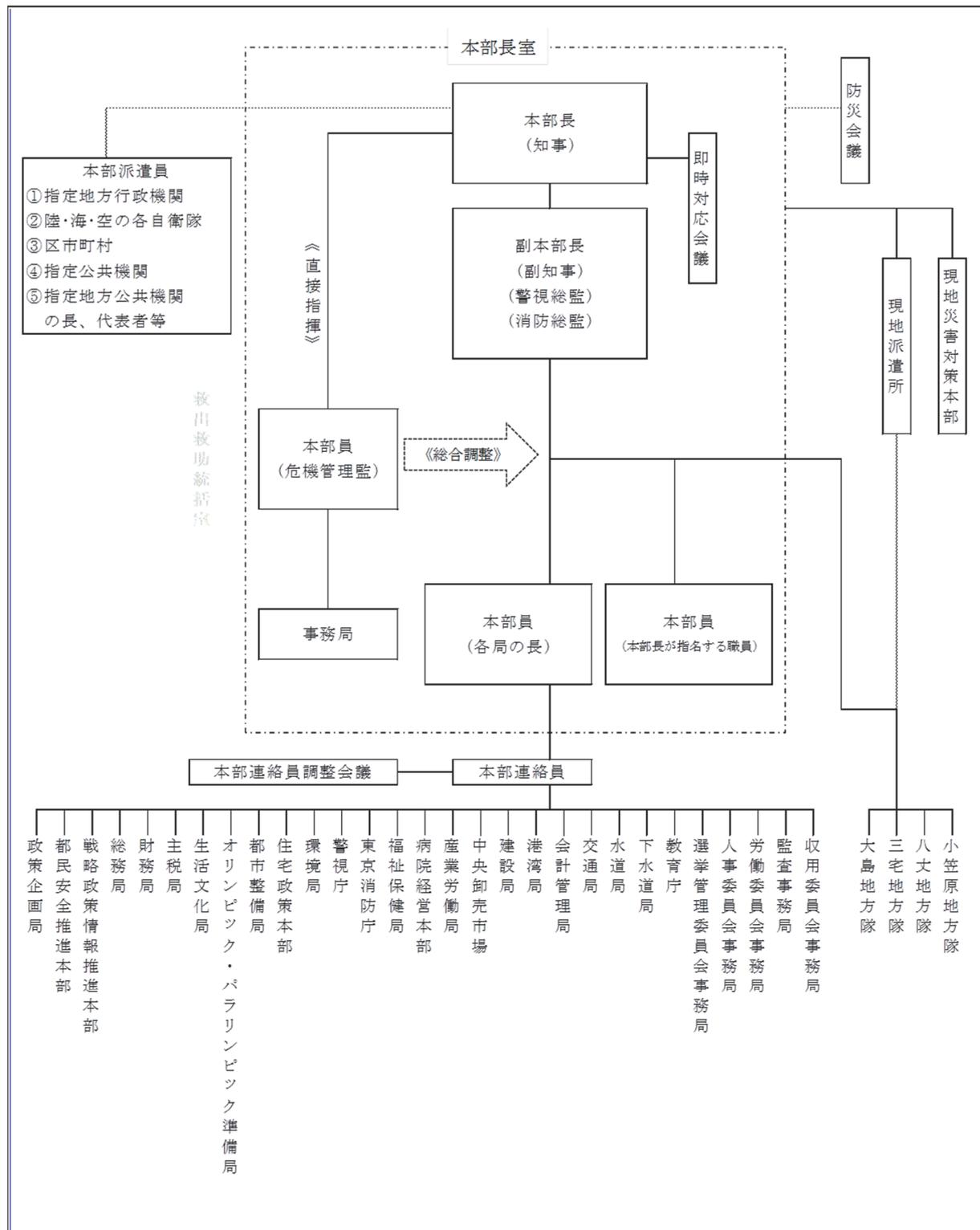
- 知事は、都の地域において大規模な災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、災害対策活動の推進を図る必要があると認めるときは、東京都災害対策本部（以下「都本部」という。）を設置する。
- 都本部を構成する局の局長（以下「局長」という。）又は地方隊長の職にある者は、都本部を設置する必要があると認めたときは、危機管理監に都本部の設置を要請する。
- 危機管理監は、都本部設置の要請があった場合、その他都本部を設置する必要があると認めた場合は、都本部の設置を知事に申請する。
- 都本部の組織及び運営については、災害対策基本法、本部条例、本部規則及び本部運営要綱により定める。
- 本部長（知事）は、都本部が設置されたときは、直ちにその旨を各局長及び地方隊長ならびに国（消防庁）に通知する。また、必要があると認めるときは、次に掲げる者に対して都本部の設置を通知する。
  - ア 区市町村長
  - イ 指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関の長又は代表者
  - ウ 陸上自衛隊第1師団長、海上自衛隊横須賀地方総監、航空自衛隊航空総隊司令官
  - エ 厚生労働大臣、国土交通大臣
  - オ 隣接県知事
- 都本部が設置されたときは、直ちにその旨を報道機関に発表する。
- 各局長及び地方隊長は、本部長から都本部の設置の通知を受けた場合、その旨を所属職員に周知徹底する。
- 都本部が設置された場合は、「東京都災害対策本部」の標示を掲出する。
- 本部長は、都の地域において災害の発生するおそれが解消したと認めるとき、又は災害応急対策がおおむね完了したと認めるときは、都本部を廃止する。
- 都本部の廃止の通知等は、都本部の設置の通知等に準じて処理する。

第1章 初動態勢

第1節 東京都災害対策本部の組織・運営

3 東京都災害対策本部の組織

<東京都災害対策本部の組織図>



(東京都災害対策本部)

- 東京都災害対策本部（以下「都本部」という。）は、本部長室、局及び地方隊をもって構成する。
- 本部長室は、本部長、副本部長及び本部員をもって構成する。

- 本部長は、災害応急対策のため必要があると認めたときは、現地災害対策本部及び島しょに現地派遣所を置く。
- 水防法（昭和24年法律第193号）に基づく水防本部は、都本部設置から廃止までの間、同本部に統合する。

（地方隊）

- 地方隊は本部の事務を分掌する（東京都災害対策本部条例施行規則より）。
- 各地方隊は、大島地方隊が大島支庁の管轄区域（大島町、利島村、新島村、神津島村）、三宅地方隊が三宅支庁の管轄区域（三宅村、御蔵島村）、八丈地方隊が八丈支庁の管轄区域（八丈町、青ヶ島村）、小笠原地方隊が小笠原支庁の管轄区域（小笠原村）を管轄する。
- 地方隊長は、支庁長をもって充て、本部長の命を受け、地方隊の事務を掌理する。

（現地災害対策本部）

- 現地災害対策本部は、災害現場又は区市町村庁舎等に設置し、分掌事務等は以下のとおり。（東京都災害対策本部条例施行規則より）

＜構成＞

- ・ 現地災害対策本部長は、本部長が副本部長又は本部員の中から指名する者をもって充てる。
- ・ 現地災害対策副本部長は、本部長が指名する本部の職員（局長及び支庁長が指名する職員）をもって充てる。
- ・ 現地災害対策本部に、その他の職員として、現地災害対策本部員及び現地災害対策本部派遣員を置き、現地災害対策本部員は本部長が指名する者をもって充て、現地災害対策本部派遣員は関係防災機関の長が指名した職員をもって充てる。

＜分掌＞

- ・ 被害及び復旧状況の情報分析に関すること。
  - ・ 区市町村及び関係機関との連絡調整に関すること。
  - ・ 現場部隊の役割分担及び調整に関すること。
  - ・ 自衛隊の災害派遣についての意見具申に関すること。
  - ・ 本部長の指示による応急対策の推進に関すること。
  - ・ 各種相談業務の実施に関すること。
  - ・ その他緊急を要する応急対策の実施に関すること。
- 現地派遣所は、災害現地又は支庁庁舎等に設置し、分掌事務等は以下のとおり。

＜構成＞

- ・ 現地派遣所長は、本部長が指名する本部職員とする。
- ・ 現地派遣員は、本部長が指名する者及び地方隊長が指名する地方隊の隊員とする。

＜分掌＞

- ・ 地方隊長が実施する災害対策の援助に関すること。
- ・ 本部長室及び局との連絡調整に関すること。

## 第1章 初動態勢

### 第1節 東京都災害対策本部の組織・運営

- 現地災害対策本部派遣員を通じて区市町村災害対策本部や関係機関と連携し、被災地域の状況や要望を速やかに把握して対応する。

#### 4 東京都災害対策本部の運営

- 危機管理監は、都本部が設置されたとき、原則として東京都防災センター（都庁第一本庁舎9階）に直ちに本部長室を開設する。
- 危機管理監は、本部長室の機能を確保するため、防災行政無線設備の保全等に必要な措置を行う。
- 本部長は、本部長室の所掌事務について審議する必要があるときは、副本部長及び本部員を招集する。
- 総務局長と危機管理監は、協働しつつ役割を分担し、応急対策事務を担う。
- 本部長は、特に必要があると認めるときは、本部長室の構成員以外の者に対し、本部長室への出席を求める。
- 局長は、その所管事項に関し、本部長室に付議すべき事項があるときは、速やかに本部長室に付議する。
- 危機管理監は、局相互間の連絡調整を図る必要があると認めたとき、又は本部連絡員から要求があったときは、総務局総合防災部長に命じて本部連絡員調整会議を開催する。

（即時対応会議）

- 本部長は、人命の救助、首都機能の維持等、急を要する即時対応案件について迅速な措置をとるため、副本部長、関係する本部員及び本部派遣員で構成する即時対応会議を開催し、対処方針等を決定する。
- 即時対応会議は、本部長が開催の必要を認めた場合に開催するほか、副本部長、本部員が会議の開催を必要と認めた場合、本部長に対して当該会議の開催を求めることができる。
- 総務局長と危機管理監は協働し、必要な情報を即時対応会議に報告し、本部長の判断を仰ぐ。

（本部長室事務局）

- 都本部が設置された場合、都総務局は、本部長室の事務局として本部の応急対策活動を迅速かつ円滑に進めるため、対策分野ごとに部門等を設置する。
- 部門等のうち、救出・救助統括室は、総務局・自衛隊・警視庁・東京消防庁・海上保安庁で構成し、各機関からの災害情報の共有、各機関が行う災害対処の活動に必要な支援・調整等を実施する。また、必要に応じ、救出・救助統括室内に航空運用調整班を設置し、航空機の運用及び安全に関する調整を行う。この際、航空運用調整班は、各機関からの、航空機の知識・運用に長けた派遣者で可能な限り構成するものとする。
- 部門等のうち、連携チームは、医療救護活動、物資の調達・輸送、道路やライフラインの復旧など、対策分野ごとに、各局、防災機関、関係団体、事業者等で構成し、関係機関が一堂に会し相互に情報の共有化等を図ることで、各対策を円滑に調整し迅速に対応する。また、連携チームは、発災後の被災状況等に応じて、

臨機応変に適宜新設するものとする。

(本部長等の職務)

- 本部長は、都本部の事務を総括し、都本部の職員を指揮監督する。
  - 副本部長は、副知事、警視総監及び消防総監をもって充て、本部長を補佐し、本部長に事故のあるときは、その職務を代理する。
  - 本部員は、局長、危機管理監及び本部長が都の職員の中から指名した者をもって充て、本部長の命を受け、本部長室の事務に従事する。
  - 局長は、本部長の命を受け、局の事務を掌理する。
  - 危機管理監は、本部長の命を受け、各防災機関を総合調整するほか、次に掲げる事務を行う。
    - ・ 被害情報等の収集及び通信連絡の総括に関すること。
    - ・ 本部の職員の動員に関すること。
    - ・ 本部における通信施設の保全に関すること。
    - ・ 自衛隊及び関係防災機関との連絡に関すること。
    - ・ 都本部の運営及び本部長室の庶務に関すること。
    - ・ 各局にまたがる事務や各局では調整が困難な事項についての総合調整に関すること。
  - 本部長室は、次の事項について本部の基本方針を審議策定する。
    - ・ 都本部の非常配備態勢及び廃止に関すること。
    - ・ 重要な災害情報の収集及び伝達に関すること。
    - ・ 避難の指示等に関すること。
    - ・ 災害救助法の適用に関すること。
    - ・ 区市町村の相互応援に関すること。
    - ・ 局長、地方隊長及び区市町村長に対する事務の委任に関すること。
    - ・ 自衛隊に対する災害派遣の要請に関すること。
    - ・ 政府機関、他府県、公共機関、駐留軍及び海外政府機関等に対する応援の要請に関すること。
    - ・ 公用令書による公用負担に関すること。
    - ・ 災害対策に要する経費の処理方法に関すること。
    - ・ 前各号に掲げるもののほか、重要な災害対策に関すること。
  - 局長及び地方隊長は、次の事項について、速やかに本部長に報告する。
    - ・ 調査把握した被害状況等
    - ・ 実施した応急措置の概要
    - ・ 今後実施しようとする応急措置の内容
    - ・ 本部長から特に指示された事項
    - ・ その他必要と認められる事項
  - 本部長室の庶務は、総務局総合防災部が行う。
- (本部派遣員について)
- 次に掲げる機関のうち、都があらかじめ指定する機関は、本部長室の事務に協力するため、当該機関の職員を都本部に派遣する。

## 第1章 初動態勢

### 第1節 東京都災害対策本部の組織・運営

- ・ 指定地方行政機関
  - ・ 東京都を警備区域とする陸上自衛隊、海上自衛隊及び航空自衛隊
  - ・ 区市町村
  - ・ 指定公共機関又は指定地方公共機関
  - ・ その他災害時における応急又は復旧業務を円滑に実施するため、本部長が特に必要と認める団体
- 本部長は、本部派遣員に対し、資料や情報の提供、意見の開陳その他必要な協力を求める。

(本部連絡員等について)

- 本部連絡員は、局長が局に所属する課長級の職にある者のうちから指名し、本部長室及び局並びに局相互間の連絡調整に当たる。
- 危機管理監は、局相互間の連絡調整を図る必要があると認めたとき、又は本部連絡員から要求があったときは、総務局総合防災部長に命じて本部連絡員調整会議を開催する。
- 本部長室には局との連絡のための通信要員を伴い出席する。
- 本部員代理は、局長が局に所属する課長級以上の職にある者の内から指名し、災害発生時に本部員である局長が参集するまでの間、本部の指示や計画に基づく応急対策について職員を指揮するなど本部員の職務を代理する。

(国の現地対策本部との連携)

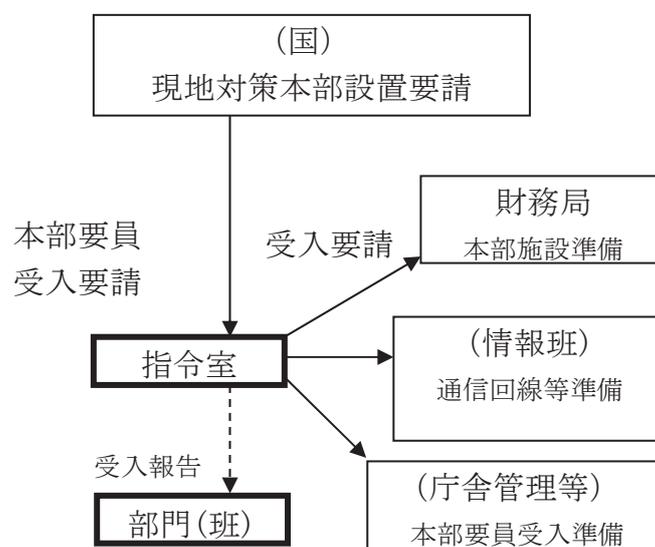
- 国の現地対策本部が東京都庁第一本庁舎5階大会議場に設置された場合、都本部は、受入れ及び派遣対応を行い、国の現地対策本部との連携を密にして、円滑な応急対策の推進を図る。

(区市町村との連携)

- 区市町村との連携を密にして、円滑な応急対策の推進を図ることを目的に、情報連絡要員を各区市町村へ派遣する。

#### 【国の現地対策本部の受入対応】

(別冊資料第76「国の現地対策本部の受入・派遣対応」)



(都本部との連絡)

- 都本部の通信の運用管理は、危機管理監が統括し、総務局総合防災部長が補佐する。
- 局長及び地方隊長は、都本部が設置されたときは、直ちに通信連絡態勢の確保を図る。
- 都本部からの報道発表は、都庁記者クラブ(第一本庁舎6階)等において行う。  
(都本部の運営を確保する施設)

- 都本部の運営を確保するに当たり、東京都防災センターの機能を活用するとともに、多摩地域の防災拠点としての立川地域防災センターの機能を高めていく。

【東京都防災センター】

- 東京都防災センターは、東京都を中核とする防災機関の情報連絡、情報分析及び災害対策の審議、決定、指示を行う中枢の施設である。
- 東京都防災センターは、次の機能を有する。
  - ・ 情報収集、蓄積、分析、伝達機能
  - ・ 審議、決定、調整機能
  - ・ 指揮、命令、連絡機能
- 総務局総合防災部は、防災センターの各機能・設備の効果的な運用を図るとともに、災害対策の中枢である都本部の円滑な運営を確保するため、必要に応じて応急対策の分野別に関係機関の職員の協力を求め、調整を図る。
- 東京都防災センターの各室の機能
  - ・ 災害対策本部室：災害対策活動の審議・決定を行う。
  - ・ 指令情報室：災害対策について情報処理及び対策立案等を行う。また区市町村等防災機関との情報連絡を行う。
  - ・ 防災機関室：都各局及び防災機関等の各機関相互間の調整、都各局・防災機関が情報連絡を行う。
  - ・ 警視庁連絡室：警視庁本部等との通信連絡等を行う。
  - ・ 東京消防庁連絡室：東京消防庁本庁等との通信連絡等を行う。
  - ・ 海上保安庁連絡室：海上保安庁等との通信連絡等を行う。
  - ・ 自衛隊災害時連絡室：各自衛隊本部等との通信連絡等を行う。

【立川地域防災センター】

- 立川地域防災センターは南関東地域に広域的な災害が発生し首都機能に甚大な被害が生じた場合を想定して国が整備した立川広域防災基地内にあり、東京都防災センターの指揮の下に行われる多摩地域の防災活動の拠点施設であり、情報収集・連絡調整、救援物資の備蓄・輸送、要員確保などの機能を有している。
- 災害時は、原則として、併設の災害対策職員住宅の入居職員により運用する。
- 立川広域防災基地には、国の災害対策本部の予備施設である立川防災合

## 第1章 初動態勢

### 第2節 応急対策本部の組織・運営

同庁舎をはじめ、陸上自衛隊や海上保安庁、警視庁、東京消防庁、立川市役所等の施設が集積している。こうした特性を生かし、地域の市町村や防災機関、立川広域防災基地所在の各施設との連携を図る。

## 第2節 応急対策本部の組織・運営

- 知事は、都災害対策本部が設置される前又は設置されない場合で、必要があるときは応急対策本部（以下本節では「応対本部」という。）を設置することができる。
- 応対本部の組織及び運営は、東京都応急対策本部運営要綱に定めるところによる。

### 1 応急対策本部の設置

#### (1) 応対本部の設置

- 応対本部は、次の各号に該当する場合で、知事が必要と認めたときに設置する。
  - ア 暴風、大雨、津波、高潮又は洪水の警報が発せられたとき。
  - イ 利根川、荒川又は多摩川に指定河川洪水予報が発せられたとき。
  - ウ 水防警報が発せられたとき。
  - エ 大雨、津波、高潮又は洪水の注意報が発せられた場合等で、災害の発生のおそれがあるとき。
  - オ 局地的災害が発生したとき。
- 大規模風水害時においては、都民への情報発信などを行うため、応対本部を立ち上げ、事前に態勢を構築する。

#### (2) 応対本部の設置の通知等

- 応対本部が設置されたときは、直ちにその旨を局長に通知するとともに必要があると認めたときは次に掲げる者に対し、通知を行う。
  - ア 本部構成局以外の局等の長
  - イ 区市町村長
  - ウ 陸上自衛隊第1師団長
  - エ 海上自衛隊横須賀地方総監
  - オ 防災担当大臣
  - カ 消防庁長官
  - キ 厚生労働省社会・援護局長

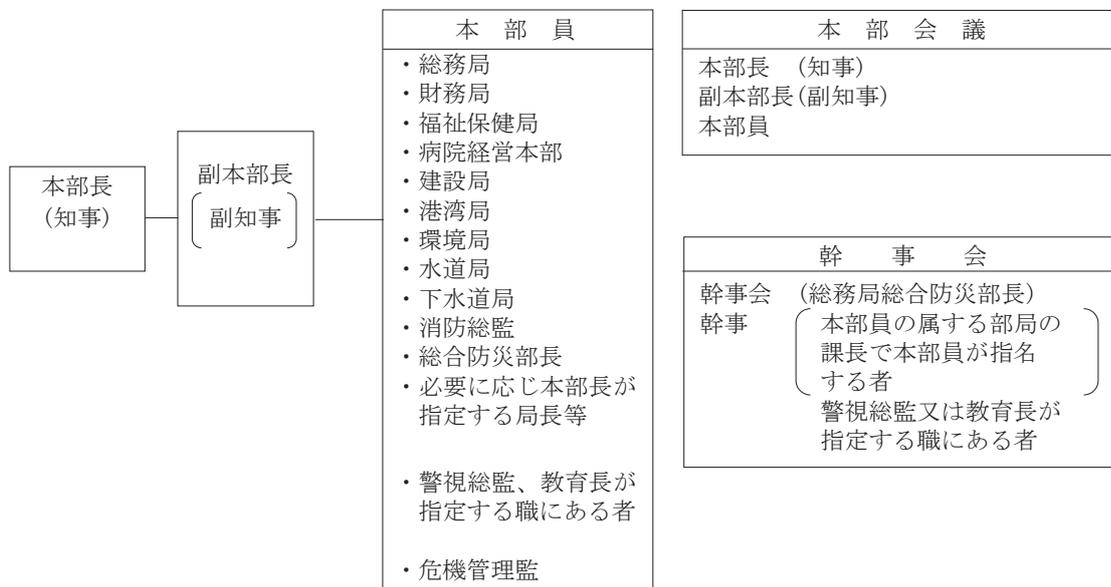
#### (3) 応対本部の廃止

- 応対本部は、都本部が設置された場合及び災害に係る応急対策が終了したとき、又は災害の発生するおそれなくなったときに廃止する。
- 応対本部の廃止の通知等は、上記（2）に準じて処理する。

## 2 応急対策本部の組織

- 応对本部は、本部長、副本部長、本部員その他の職員を置く。
  - (1) 本部長は、知事をもって充てる。
  - (2) 副本部長は、副知事をもって充てる。
  - (3) 本部員は、次の職にある者をもって充てる。
    - ア 総務局長、財務局長、福祉保健局長、病院経営本部長、建設局長、港湾局長、環境局長、水道局長、下水道局長、消防総監及び総務局総合防災部長並びに知事が指定する局長
    - イ 警視総監又は教育長が指定する職にある者
    - ウ 危機管理監

<東京都応急対策本部の組織図>



### (所掌事務)

- 応对本部の所掌事務は、次の各号に掲げるとおりとする。
  - (1) 災害情報の収集及び伝達に関すること
  - (2) 災害応急対策の実施に関すること
  - (3) 区市町村の実施する応急対策の調整に関すること
  - (4) 災害救助法の適用に関すること

### (本部長の職務)

- 本部長の職務は、本部会議を主宰するほか、次の各号に掲げるとおりとする。
  - (1) 災害救助法の適用を決定すること
  - (2) 都各局及び東京消防庁に対し必要な措置をとるべきことを指示すること
  - (3) 警視庁及び都教育庁に対し、必要に応じ応急措置を求めること

### (応对本部の運営)

- (1) 本部会議の運営

- ア 本部会議は、本部長(知事)、副本部長(副知事)及び本部員(知事が指名又は要請する局長等)で構成する。
  - イ 本部長は、災害応急対策の実施にかかる重要事項について審議する等必要が生じた場合には、本部会議を開催する。
- (2) 幹事会の運営
- ア 幹事会は、都総務局総合防災部長、関係都各局の課長級職員及び警視総監又は教育長があらかじめ指定する職にある者で構成する。
  - イ 幹事会は、応対本部等において収集した情報に基づき、所掌事務に関する災害対策を審議する。

(職員配備態勢の指令)

- 知事は、本部を設置したときは、本部構成局に対し職員配備態勢の指令を発するものとする。
- 局長等は、職員配備態勢の指令が発せられたときは、本部の職員を配備するものとする。
- 知事が必要と認めるときは、東京都災害対策本部の構成局の局長に対し、第12第1項に加え、東京都災害対策本部運営要綱(昭和38年4月8日付38総行災第42号)第8第1項第1号で定める非常配備態勢の職員区分に準じた態勢の指令を発し、現地機動班要員を配備することができる。

(応対本部の職員配備態勢)

- 各局の態勢は次のとおりとし、事態の進展に応じて適宜措置する。
- (1) 情報連絡態勢
- 災害の発生を防御するための通信情報活動を主とする態勢とし、各本部構成局が定める。
- (2) 応急配備態勢
- 情報連絡態勢を強化し、災害が発生した場合には応急対策活動を実施する態勢とし、各本部構成局が定める。

## 第3節 災害即応対策本部

### 1 災害即応対策本部の設置

- 突発的・局地的な集中豪雨では、災害対策本部を立ち上げるまでの間又は、災害対策本部を設置するに至らない災害への対応として、災害即応対策本部を設置し、一元的かつ機動的な体制を確立する。
  - 災害対策本部が設置される前又は応急対策本部が設置されない場合で、次の各号のいずれかに該当し危機管理監が必要と認めたときに設置する。
- (1) 集中豪雨による局地的な災害が発生したとき。
  - (2) 大規模事故やテロ等で、突発的かつ局地的な災害が発生したとき。
  - (3) 局地的な災害発生のおそれがある場合で、応急対策本部を設置しないと

- き。
- 水防法に基づく水防本部と緊密な連携をとる。

## 2 災害即応対策本部の組織

本部長	副本部長	構成員	主な役割
危機管理監  知事が必要と認めるときは知事が指名する副知事	総合防災部長  知事が必要と認めるときは危機管理監及び総合防災部長	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 危機管理監が指名する局の危機管理主管部長</li> <li>○ 休日若しくは勤務時間外は、危機管理監が指名する局の災害対策本部本部員代理等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 危機に対処するための対応策の策定</li> <li>○ 対応局の役割分担総合調整</li> <li>○ 災害情報の共有</li> <li>○ 他局、区市町村の設置する本部等との連携</li> <li>○ その他必要な応急対策</li> </ul>

## 第4節 都職員の初動態勢

### 1 初動期における応急対策活動

- 被災地での応急対策活動を機動的に実施するため、危機管理監の指揮下に「現地機動班」を編成する。
- 現地機動班は、原則として、各区市町村にある都の施設等を活動拠点とし、人命・人身にかかわる応急対策業務を優先して行うとともに、被害情報の収集や都各局が実施する応急対策業務の応援、被災者の救援などを行う。
- 現地機動班の活動拠点となる都施設については、東京都防災行政無線など応急対策活動の実施に必要な資機材を整備する。
- 現地機動班の運用等については、都総務局総合防災部長が定める。

### 2 都職員の配備態勢

- 非常配備態勢
  - (1) 発令要件  
被害その他の状況により、本部長が必要と認めたとき
  - (2) 適用する災害
    - ア 勤務時間内に発生した風水害等
    - イ 勤務時間外に発生した風水害等
    - ウ 島しょ地域で発生した風水害等
  - (3) 態勢の内容  
被害その他の状況に応じて、都本部長がその都度定める態勢  
(第一配備職員、第二配備職員、現地機動班要員の順に従い、その中から必要に応じ、任務を担当する職員による態勢)
- 勤務時間外における配備職員の指定基準

所属組織の発災から 72時間までの役割	居住地から勤務地までの 直線距離	配備職員の区分
他の組織に属さない固有の 応急対策業務を実施する	10km 以内	第一配備職員
	10km 超 20km 以内	第二配備職員
	20km 超	特例配備
固有の応急対策業務がない	条件なし	現地機動班要員

○ 配備職員ごとの参集場所

区 分	参 集 場 所
第一配備職員	当該職員が所属する組織
第二配備職員	当該職員が所属する組織
現地機動班要員	あらかじめ指定された施設

**3 夜間休日等における初動態勢の確保**

○ 夜間・休日等に発生する災害等の非常事態に対処するため、夜間防災連絡室及び東京都災害対策職員住宅を設置し、初動態勢を確保する。

(1) 夜間防災連絡室による初動態勢

○ 夜間防災連絡室に主任連絡員及び連絡員を置き、以下の業務を行う。

- ・ 気象情報の収集及び資料作成
- ・ 地震及び台風等の災害に関する情報収集及び資料作成
- ・ 危機管理に関する情報収集及び資料作成
- ・ 火災、救急事故及び救助事故等に関する総務省消防庁への報告
- ・ 島しょにおける急患搬送にかかる要請及び連絡
- ・ 総合防災部職員及び各局防災主管課職員等への情報連絡
- ・ 大規模災害の発生時等における災害対策本部の立上げ並びに災害対策本部構成局及び関係防災機関等に対する情報伝達
- ・ 災害対策本部の設置時における総合防災部職員の災害対応業務等の補助
- ・ 上記のほか、特に総合防災部長等が指示する業務

(2) 災害対策職員住宅入居職員による初動態勢

○ 東京都防災センター周辺及び立川地域防災センターに整備した災害対策職員住宅の入居者(都総務局総合防災部の職員を除く)は、発災時における情報の収集連絡、都本部の運営事務に従事する。

○ 上記職員は夜間防災連絡室から参集の連絡があった場合、又は夜間休日等の勤務時間外において非常配備態勢がとられた場合には、ただちに、東京都防災センター又は立川地域防災センターに参集し、都総務局総合防災部長の指揮下に入る。

**4 風水害初動対応マニュアルによる活動**

○ 台風や集中豪雨等において、都総務局が取るべき情報収集態勢、各機関等との連携内容、都民への情報発信等を取りまとめた風水害初動対応マニュアルにより、初動態勢の迅速な確立を目指している。

○ このマニュアルでは、風水害のおそれが生じた際の対応手順を整理している。具体的な内容は以下のとおりである。

- ・ 各種システムの立ち上げ
- ・ 関係機関からの気象情報や水位情報等の収集

## 第1章 初動態勢

### 第5節 都防災会議の招集

- ・ 区市町村や各関係機関との情報連絡対応
- ・ 警視庁や東京消防庁からの被災情報の収集
- ・ Twitter 等による都民への情報発信
- ・ 被害が生じた場合の体制構築 等

### 5 島しょ地域における支援体制

- 支庁は、管内町村との連絡体制の強化に向け、災害時における初動対応マニュアル等の策定を実施する。
- 警報発令時など災害発生危険性が高まっている場合、支庁は町村役場に連絡員を派遣するなどし、次の内容等について把握するとともに、必要に応じて都総務局（総合防災部）への情報伝達を実施する。支庁のない島の場合については、電話等の手段により把握する。
  - (1) 災害対応体制
  - (2) 島内の避難状況（要配慮者及び観光客を含む。）
  - (3) 被害発生状況（人的被害、家屋被害、道路被害など）
  - (4) 支援等のニーズ

### 6 外国人への支援体制

- 都本部の職員のうち、災害時に語学能力を活用し外国語による情報提供を行う職員として、あらかじめ登録された職員（以下、「語学登録職員」という。）は、都生活文化局が設置する外国人災害時情報センターの要員となり、外国人への支援業務に従事する。
- 語学登録職員が第一及び第二配備職員の場合は、本務に支障のない範囲で、外国人災害時情報センターの業務に従事する。

## 第5節 都防災会議の招集

- 都の地域に災害が発生した場合において、必要があると認められるときは、都防災会議の委員は、会長に都防災会議の招集を要請する。

## 第6節 区市町村の活動体制

- 区市町村は、当該区市町村の区域に風水害等による災害が発生し、又は発生するおそれがある場合においては、第一次的防災機関として、法令、都地域防災計画及び区市町村地域防災計画の定めるところにより、都、他の区市町村及び指定地方行政機関等ならびに区域内の公共的団体及び住民等の協力を得て、その有す

- る全機能を発揮して災害応急対策の実施に努める。
- 区市町村は、上記の責務を遂行するため必要があるときは、災害対策本部(以下、「区市町村本部」という。)を設置し、災害応急対策に従事する職員を配置する。
  - 区市町村本部が設置される前又は設置されない場合における災害応急対策の実施は、区市町村本部が設置された場合に準じて処理する。
  - 区市町村は、区市町村本部に関する組織を整備し、本部の設置又は廃止、非常事態に応ずる配備態勢、職員の配置及び服務等に関する基準を定める。
  - 区市町村は、区市町村本部を設置し、又は廃止したときは、ただちに、知事にその旨を報告するとともに、警察署、消防署等の関係機関に通報する。
  - 区市町村の地域に災害救助法が適用されたときは、区市町村長(区市町村本部長)は、知事(本部長)の指揮を受けて、法に基づく救助事務を補助する。
  - 夜間休日等の勤務時間外の災害発生に備え、情報連絡体制を確保する。

## 第7節 救助・救急対策

### 1 救助・救急活動態勢等

機 関 名	内 容
東 京 消 防 庁	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 区市町村本部との情報共有と意思決定の迅速化を図るため、必要な要員を当該本部に派遣するとともに、各種災害に対応した救助・救急資器材を活用して、組織的な人命救助・救急活動を行う。</li> <li>○ 救助活動に建設資器材等が必要な場合は、関係事業者との協定等に基づく迅速な調整を図り、効果的な活動を行う。</li> <li>○ 救急活動に当たっては、消防団等との協力により現場救護所を設置し、行政機関、医療関係機関等と連携し、高度救急資器材を有効に活用して、傷病者の救護に当たる。</li> <li>○ 傷病者を適応する医療機関へ迅速に搬送する。 (別冊資料第77「ヘリコプター性能諸元」)</li> </ul>
警 視 庁	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 出水によるでき水者、家屋の倒壊、がけ(山)崩れ等による埋没者その他の負傷者の救出救助に重点をおいて救助活動を行う。</li> <li>○ 負傷者は、速やかに医療機関等に引き継ぐ。</li> <li>○ 漂流者を発見したときは、ヘリコプター、舟艇、ロープ、救命索等を有効に活用して迅速に救助する。</li> <li>○ 救出救助に当たっては、都や東京消防庁等の関係機関と積極的に協力し、負傷者の救出救助の万全を期する。</li> </ul>

機 関 名	内 容
都 産 業 労 働 局	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 天候の激変その他の原因による操業漁船の遭難事故については、主として海上保安部の巡視船による海難救助活動による。</li> <li>○ 都としては島しょ農林水産総合センター大島事業所、八丈事業所所属の漁業調査指導船を転用することにより対処する。</li> </ul>
第 三 管 区 海 上 保 安 本 部 (東京海上保安部) (横浜海上保安部) (下田海上保安部)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 遭難船及び遭難者の救助は、東京海上保安部所属の巡視船艇が対応するとともに、必要があれば第三管区海上保安本部に要請し、他部署の巡視船艇及び航空機の応援派遣を求める。</li> <li>○ 救護を必要とする者については、東京海上保安部と日赤東京都支部との協定により、医師等の派遣を求め、相互に協力するとともに早急に医療機関に引き渡す必要があるものについては、直ちに、その措置を講じる。</li> <li>○ 被災者の救出は、被災者の乗・下船の場所、運送方法等について、都と協議の上実施する。</li> </ul>

## 2 救助・救急体制の整備

### (1) 東京消防庁の救助・救急体制

#### ア 救助体制の整備

- 先遣隊として災害実態の早期把握や、活動・指揮拠点を形成するため、ドローン、特殊車両、エアボート等を装備する即応対処部隊を運用し、即応体制を強化している。
- 災害発生時に救助活動を迅速に行うため、特殊車両や重機等の資器材を備えた消防救助機動部隊等を整備し、救助体制の強化促進を図る。
- 水害地の救助活動を効率的に行うため、水防部隊の整備強化を図り、風水害地からの救助体制を強化する。
- 災害時に使用する建設資器材及び船艇等については、関係事業所協定に基づく迅速な調整及び事前協議により調達計画を樹立する。
- 災害現場において東京 DMAT と連携した救助及び傷病者の救護体制を確立する。

#### イ 救急体制の整備

- 救急活動を効率的に行うため救急車等の増強を図り、風水害により発生する傷病者に対する搬送体制を強化する。
- 重症度、緊急度の高い傷病者の救命効果を高めるため、救急救命士の人員確保及び高度救急資器材の整備を行い、現場救護所等における救急活動の充実を図る。
- 傷病者の搬送を効率的に行うため、「広域災害救急医療情報システム (EMIS)」等を活用し、医療情報収集体制を強化する。

- 東京民間救急コールセンター登録事業者連絡協議会と連携し、多数傷病者の搬送補完体制の確立を図る。
- ウ 救助・救急資器材等の整備
  - 多種多様な救助・救急事象に対応するため、救助車、資材搬送車、高規格救急車等の整備を図ってきたが、引き続き計画的に消防機動力の整備増強を図る。
  - 災害が予想される地域の消防署、消防出張所を優先に、水害地での救助・救急及び消防活動を行うための資器材等の整備増強を図る。
  - 現場救護所等における救急活動を充実するため、高度救急資器材、非常用救急資器材等の整備増強を図る。
- (2) 東京消防庁所管外の市町村消防の救助・救急体制
  - 稲城市及び島しょの町村は、必要な救助・救急用資器材の整備・充実及び救助・救急体制の確立を図り、災害時に迅速・的確な活動を行う。
- (3) 警視庁の救出救助体制
  - 災害時に必要な装備資器材の整備及び充実強化を図り、効果的に資器材を活用した迅速、的確、安全な救出救助活動ができるようにする。  
(別冊資料第78「警視庁の車両・資器材」)
- (4) 消防団の救出・救護活動能力の向上
  - 東京消防庁は、特別区消防団の応急救護資器材の整備を行う。
  - 応急手当普及員の養成など、教育訓練の充実を図る。
  - 災害時に、消防署所及び消防団に配置されている資器材を有効に活用し、消防職員との連携による救出・救護活動体制の充実を図る。
  - 市町村は、東京消防庁に準じて、市町村消防団の充実を図る。
- (5) 都民の救出・救助活動能力の向上
  - 東京消防庁は、災害時に、都民自らが、適切な応急手当を行える能力を身につけられるよう、応急救護知識及び技術を普及する。
  - 事業所における応急手当の指導者を養成することにより、自主救護能力の向上を積極的に図る。
  - 一定の応急手当技能を有する都民に対してその技能を認定する。
- (6) 事業所の救出・救護活動能力の向上
  - ア 救出活動技術の普及啓発  
東京消防庁は、事業所の実態に応じ、組織、資器材を有効に活用した活動が行えるように訓練を通じて自衛消防隊その他の従業員等の活動技術の向上を推進する。
  - イ 応急救護知識の普及及び技術の向上  
東京消防庁は、火災予防条例第55条の5に基づき、自衛消防活動中核要員を中心に、事業所の従業員に対し、上級救命講習等の受講の促進を図る。  
応急救護知識及び技術を有する者を中心とした訓練を推進することで応急救護能力の向上を図る。

### 3 大規模救出救助活動拠点等の確保・使用調整

#### (1) 大規模救出救助活動拠点等の確保・整備

○ 都は、自衛隊、警察災害派遣隊（警察）、緊急消防援助隊（消防）、その他の広域支援・救助部隊等のベースキャンプとして活用するオープンスペース（大規模救出救助活動拠点）を国や区市町村及び関係機関と協議の上、あらかじめ確保する。

○ 広域支援・救助部隊等が被災者の救出及び救助等を行うための活動拠点である大規模救出救助活動拠点について、区部・多摩地域において大きな被害が想定される地域に近接し、大型ヘリコプターの臨時離発着スペース及び広域応援部隊の活動スペースとして1.5ヘクタール以上の活動面積の確保が可能な大規模な都立公園や河川敷など屋外施設 35 か所、車両スペースの確保が可能な清掃工場等屋内施設 26 か所を、候補地としている。

風水害発生時においてもこれらの拠点に準じつつ、例えば河川敷など被災が予想される場所は除外するなど、必要に応じた使用調整を実施する。

（別冊資料第79「大規模救出救助活動拠点候補地一覧」）

○ ライフラインの復旧拠点と重複する大規模救出救助活動拠点については、ライフラインの復旧活動での利用にも考慮する。

○ 公園などの整備等を推進し、大規模救出救助活動拠点の充実を図る。

#### (2) ヘリコプター活動拠点の確保

○ 都は、迅速な救出・救助、消防活動、物資輸送等に資するためにヘリコプターの緊急離着陸場を国や区市町村及び関係機関と協議の上、あらかじめ確保する。

ア 医療機関近接ヘリコプター緊急離着陸場

（別冊資料第80「医療機関近接ヘリコプター緊急離着陸場候補地」）

都が指定する災害拠点病院からおおむね5 km 以内の陸路地点に医療機関近接ヘリコプター緊急離着陸場を選定する。

イ その他ヘリコプター離着陸場

（別冊資料第81「災害時臨時離着陸場候補地一覧」）

上記ア以外の用途のヘリコプター離着陸場としての候補地をあらかじめ選定し、災害時には、この候補地の中から必要に応じて使用するための措置を国や区市町村及び関係機関と連携して行う。

#### (3) 公共空間の使用調整

○ 風水害が発生したとき、応急活動を効果的に実施するために、応急対策上重要な役割を果たすオープンスペースや航空機の使用について、必要に応じて、都本部で総合的に調整する。

## 第8節 応援協力・派遣要請

### 1 応援協力

機 関 名	内 容
都 本 部 ( 都 総 務 局 )	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 他の区市町村に対し応援すべきことを指示し、又は防災機関の応援をあっせん</li> <li>○ 他の地方公共団体・九都県市・全国知事会との応援協力について実施</li> <li>○ 災害が発生し人命若しくは財産の保護のために必要があると認めた場合、又は区市町村から災害派遣要請の要求があった場合は、自衛隊に対して災害派遣を要請</li> </ul>
区 市 町 村	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 知事に応援又は応援のあっせんを求める。</li> <li>○ 区市町村間相互の応援協力について実施</li> <li>○ 区市町村域内の応援協力について実施</li> <li>○ 災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合で、区市町村長が応急措置を実施するため必要があると認めた場合、知事に対して自衛隊への災害派遣要請を要求</li> <li>○ いとまがない場合は、直接関係部隊へ通報し、速やかに知事に通知</li> </ul>
自 衛 隊	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 部隊を派遣した場合は、知事に派遣部隊の指揮官の官職・氏名その他必要事項を通知 (派遣部隊の派遣要請・活動内容は、P159 以降参照)</li> </ul>
防 災 機 関	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 知事に応援又は応援のあっせんを求める。</li> <li>○ 防災機関相互の応援協力について実施</li> <li>○ 災害派遣の対象となる事態が発生し、自衛隊の災害派遣を依頼しようとする時は、知事に対して依頼</li> <li>○ いとまがない場合は、直接関係部隊へ通報し、速やかに所定の手続を行う。</li> </ul>

#### (1) 区市町村の応援協力

- 被災区市町村長は、知事に応援又は応援のあっせんを求めるなどして災害対策に万全を期することとする。
- 知事は、災害を受けた区市町村が応急対策を円滑に実施できるようにするため、他の区市町村に対し応援すべきことを指示し、又は防災機関の応援をあっせんする。
- 区市町村長が知事に応援又は応援のあっせんを求める場合、都本部（総務局総合防災部防災対策課）に対し、次に掲げる事項についてまず口頭又は電話等を

もって要請し、後日文書により改めて処理する。

- ア 災害の状況及び応援を求める理由(災害の状況及びあつせんを求める場合はその理由)
- イ 応援を希望する機関名
- ウ 応援を希望する人員、物資、資材、機械、器具等の品名及び数量
- エ 応援を必要とする場所、期間
- オ 応援を必要とする活動内容
- カ その他必要な事項

(2) 防災機関等の応援協力

(防災機関の応援要請)

- 防災機関の長又は代表者は、都に対し応急措置の実施を要請し若しくは応援を求めようとするとき、又は区市町村若しくは他の防災機関等の応援のあつせんを依頼しようとするときは、都本部(総務局総合防災部防災対策課)に対し、次に掲げる事項についてまず口頭又は電話等をもって要請し、後日文書により改めて処理する。

- ア 災害の状況及び応援を求める理由(災害の状況及びあつせんを求める場合はその理由)
- イ 応援を希望する機関名
- ウ 応援を希望する人員、物資、資材、機械、器具等の品名及び数量
- エ 応援を必要とする場所、期間
- オ 応援を必要とする活動内容
- カ その他必要な事項

(都と防災機関との応援協力)

- 災害時において、他機関の円滑な協力が得られるよう、都においては日赤東京都支部、東京都医師会等と協定を締結し、あるいは事前協議を整え、協力態勢を確立している。

(別冊資料第82「都と他の地方公共団体との広域的な相互応援協力等」)

(防災機関相互間の応援協力)

ア 応援協力の実施

- (ア) 各機関は、他の機関から応援を求められた場合は、自らの応急措置の実施に支障のない限り、協力又は便宜を供与する。
- (イ) 各機関の協力業務の内容は、第1部第4章に定める範囲とし、協力方法は各計画に定めるところによる。
- (ウ) 各機関相互の協力が円滑に行われるよう、必要に応じ事前に協議を整える。
- (エ) 都本部(総務局)は、各機関の間において相互協力のあつせんをする。

イ 東京海上保安部と日赤東京都支部との応援協力

東京海上保安部と日赤東京都支部とは、昭和41年10月、救護班の派遣、り災者用救助物資の輸送等災害時の救護活動について協定を締結している。

ウ 電力会社相互間における応援協力

(ア) 非常災害対策用資機材の広域運営

東京電力グループは、非常災害対策用資機材の備蓄を効率的に行うとともに、災害時の不足資機材の調達を迅速、容易にするため、復旧用資材の規格の統一を電力会社間で進めるほか、電力広域的運営推進機関の「防災業務計画」に基づき、他事業者と非常災害対策用資機材の相互融通体制を整えている。

(イ) 災害時における電力の融通

東京電力パワーグリッド本社本部は、各電力会社と締結した「全国融通契約」及び電力広域的運営推進機関の指示に基づき、緊急災害時においても電力の融通ができるよう取り決めている。

(3) 地方公共団体との広域的な応援協力

- 災害時において他の地方公共団体の円滑な協力が得られるよう、都においては他の地方公共団体と協定を締結し、協力態勢を確立している。

(別冊資料第82「都と他の地方公共団体との広域的な相互応援協力等」)

(別冊資料第83「19大都市水道局との相互応援に関する覚書・実施細目」)

ア 九都県市

- 「九都県市災害時相互応援等に関する協定」に基づき、首都圏を構成する九都県市域内で大規模な、地震、風水害及びその他災害等が発生又は発生するおそれがある場合には、相互に連絡し合い、災害状況や災害対策本部の設置状況等について把握し、情報連絡体制を確立する。

- 大規模な災害が発生した場合には、応援調整都県市の調整の下、被災都県市への応援を行う。

(別冊資料第84「九都県市との災害時相互応援に関する協定・実施細目」)

- 九都県市域内での対応が困難な場合は、「関西広域連合と九都県市との災害時の相互応援に関する協定」に基づき、関西広域連合に応援要請を行う。一方、関西広域連合域内で大規模な地震、風水害及びその他災害等が発生又は発生するおそれがある場合には、同協定に基づき、応援を実施する。

(別冊資料第85「関西広域連合と九都県市との災害時の相互応援に関する協定」)

イ 全国知事会

- 「全国都道府県における災害時等の広域応援に関する協定書」に基づき、全国知事会の調整の下、各ブロック知事会（東京都は関東地方知事会）における支援体制の枠組みを基礎とした全国的な広域応援を実施する。

(別冊資料第86「震災時等の相互応援に関する協定・実施細目」)

- 広域応援として、住民の避難、被災者等の救援・救護及び災害応急・復旧対策に係る人的・物的支援、施設又は業務の提供等を実施する。

- ブロック内での応援及び調整のため、被災県ごとに、支援を担当する都道府県（カバー県）を協議して定める。また、被災県に対する応援を円滑に実施するため、各ブロックに幹事県を置く。

- いずれかの都道府県において、大雨特別警報が発表された大雨等において、

全国知事会は、被災情報等の収集や連絡事務等を迅速かつ的確に進めるため、全国知事会事務総長を本部長とする災害対策都道府県連絡本部を設置する。

- 幹事県は、被災県に対する応援がブロック内での支援では十分に実施できない場合には、全国知事会に対し広域応援を要請する。
- 複数の都道府県において被害が見込まれる大規模・広域災害の発生時には、全国的な広域応援に係る事務を迅速かつ的確に進めるため、全国知事会は、全国知事会長を本部長とする緊急広域災害対策本部を設置する。
- 広域応援として、住民の避難、被災者等の救援・救護及び災害応急・復旧対策に係る人的・物的支援、施設又は業務の提供等を実施する。

#### ウ 21大都市

- 東京都及び政令指定都市は「21大都市災害時相互応援に関する協定」に基づき、独自では十分な応急措置が実施できない場合に、被災都市の要請に応え、災害を受けていない都市が相互に救援協力し、被災都市の応急対策及び復旧対策を円滑に遂行することとしている。

(別冊資料第87「21大都市との災害時相互応援に関する協定・実施細目」)

- 食料・飲料水・生活必需品並びにその供給に必要な資機材の提供、被災者の救出・医療・防疫・施設の応急復旧等に必要な資機材及び物資の提供等を実施する。
- 応援を要請する都市は、被害の状況や必要な物資・資機材の品名・数量等の事項を明らかにし、口頭・電話又は電信により幹事都市へ応援を要請し、後日、文書を送付する。
- 応援を要請された都市は、極力これに応じ救援に努める。また、通信途絶等により被災都市と連絡がとれない場合で、緊急に応援を行う必要があると認められるときは、自主的な判断により応援を行うことができる。

#### エ 被災市区町村応援職員確保システム

- 「被災市区町村応援職員確保システムに関する要綱」に基づき、総務省及び関係機関（全国知事会、全国市長会、全国町村会等）が協力して、全国の地方公共団体の人的資源を最大限活用して被災市区町村を支援する。
- 被災市区町村ごとに被災区域ブロック内の都道府県又は指定都市を対口支援団体として決定し、支援を実施する。(第一段階支援)
- 対口支援団体等による第一段階支援だけでは対応が困難である場合又は困難であると見込まれる場合、全国の地方公共団体による支援を実施する。(第二段階支援)
- 対口支援団体としての支援は、都道府県及び当該都道府県の区域内の区市町村が一体となって行う。
- 被災市区町村は自らが行う災害マネジメントについて支援が必要な場合に総務省に対し、災害マネジメント総括支援チームの派遣を要請することができる。

#### (4) 民間団体との応援協力

- 都及び区市町村並びに関係防災機関は、その所掌事務に関する民間団体に対

し災害時に積極的協力が得られるよう、協力体制の確立に努める。このため、都では別冊資料第82「都と他の地方公共団体との広域的な相互応援協力等」のとおり民間団体と協定を結び災害時の協力業務及び協力方法を定めている。

(5) 公共的団体（※1）等との応援協力体制の確立(区市町村)

○ 区市町村は、区域内における公共的団体の防災に関する組織の充実を図るとともに、相互の連絡を密にし、その機能を災害時に十分発揮できるよう態勢を整備する。

○ 区市町村は、住民の相互助け合いの精神に基づく自発的な防災組織（※2）に対しても、組織の充実、連帯協力の強化を図る。

これらの団体の協力業務及び協力方法については、区市町村地域防災計画の中で明確化し、災害時における活動が能率的に処理できるようその内容の周知徹底を図る。

○ これら団体の協力業務として考えられるものは、次のとおりである。

ア 異常現象、災害危険箇所等を発見した場合に、区市町村その他関係機関に連絡すること。

イ 災害に関する予警報その他情報を区域内住民に伝達すること。

ウ 災害時における広報広聴活動に協力すること。

エ 避難誘導、避難所内被災者の救助業務に協力すること。

オ 被災者に対する炊き出し、救助物資の配分等に協力すること。

カ 被災状況の調査に協力すること。

キ 被災区域内の秩序維持に協力すること。

ク 罹災証明書交付事務に協力すること。

ケ その他の災害応急対策業務に協力すること。

(注)1 公共的団体とは、日赤奉仕団、医師会、歯科医師会、薬剤師会、農業協同組合、漁業協同組合、森林組合、商工会議所、青年団、婦人会、母の会等をいう。

2 防災組織とは、町会や自治会などを主体に結成された地域の防災活動を担う組織である防災市民組織、事業所の防災組織等をいう。

(6) 各機関の経費負担

○ 国から区市町村又は都に派遣を受けた職員に対する給与及び経費の負担方法並びに他府県、他市町村から区市町村又は都に派遣を受けた職員に対する給与及び経費の負担方法は、所定の方法による(災害対策基本法施行令第18条)。

## 2 自衛隊への災害派遣要請

○ 知事は災害が発生し、人命又は財産の保護のために必要があると認めた場合、若しくは区市町村から災害派遣要請の要求があった場合は、自衛隊に対し災害派遣を要請する。

○ 事態の推移に応じ、要請しないと決定した場合は、直ちにその旨を連絡する。

(1) 災害派遣の範囲

自衛隊の災害派遣には災害の様相等に対応して、次のような方法がある。

ア 知事の要請による災害派遣

- (ア) 災害が発生し、知事が人命又は財産の保護のため必要があると認めて自衛隊に災害派遣要請をした結果、派遣される場合
- (イ) 災害に際し、被害がまさに発生しようとしている場合で、知事が予防のため自衛隊に災害派遣要請をした結果、派遣される場合
- (ウ) 災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合で、区市町村長が応急措置を実施するため必要があると認めて、知事に対して災害派遣を要請するよう求め、これを受けて知事が自衛隊に災害派遣要請をした結果、派遣される場合

イ 知事が要請するいとまがない場合における災害派遣

- (ア) 災害に際し、通信の途絶等により、知事との連絡が不能である場合に、区市町村長又は警察署長その他これに準ずる官公署の長から災害に関する通報を受け、直ちに救援の措置をとる必要があると認められる場合
- (イ) 災害に際し、通信の途絶等により、知事との連絡が不能である場合に、部隊による収集その他の方法により入手した情報から、直ちに救援の措置をとる必要があると認められる場合
- (ウ) 災害に際し、関係機関に対して当該災害に係る情報を提供するため、自衛隊が情報収集を行う必要があると認められる場合
- (エ) 災害に際し、自衛隊が実施すべき救援活動が明確な場合に、当該救援活動が人命救助に関するものであると認められる場合
- (オ) 災害に際し、その事態に照らし特に緊急を要し、知事からの災害派遣要請を待ついとまがないと認められる場合
- (カ) 庁舎・営舎その他の防衛省の施設又はこれらの近傍に災害が発生し、自衛隊が自主的に派遣する場合

(2) 災害派遣要請の手続等

ア 都が行う要請手続

- 知事は、次に掲げる事項を明らかにした文書をもって要請する。ただし、緊急を要する場合にあつては、電話又は口頭をもって要請し、事後速やかに文書を送達する。
  - (ア) 災害の情况及び派遣を要請する事由
  - (イ) 派遣を希望する期間
  - (ウ) 派遣を希望する区域及び活動内容
  - (エ) その他参考となるべき事項

イ 区市町村長の通報

- 区市町村長は、当該区市町村の地域に災害が発生し、知事に災害派遣の要請ができない場合には、直接関係部隊に通報する。この場合、速やかに知事に通知する。

ウ 防災機関が行う要請手続

- 災害派遣の対象となる事態が発生し、防災機関の長（東京海上保安部長及び東京空港事務所長を除く。）が自衛隊の災害派遣を依頼しようとするとき

は、(2) アに掲げる事項を明らかにし、電話又は口頭をもって都本部（総務局総合防災部防災対策課）に依頼する。

- 緊急避難、人命救助の場合で事態が急迫し、知事に要請するいとまがない場合は、直接関係部隊等に通報するものとし、事後所定の手続を速やかに行う。（別冊資料第98「自衛隊への災害派遣要請手続等関係資料」）

エ 自衛隊が災害派遣する場合の知事への通知

- 知事の派遣要請又は自衛隊の自主的決定により、部隊を派遣した場合は、速やかに知事に派遣部隊の指揮官の官職・氏名その他必要事項を通知する。

(3) 自衛隊との連絡

ア 情報の交換

- 都及び自衛隊は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、各種情報を迅速、的確に把握し、相互に絶えず情報の交換をする。

イ 連絡班の相互派遣

- 都は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、陸上自衛隊第1師団司令部、海上自衛隊横須賀地方総監部、航空自衛隊作戦システム運用隊本部に対し、都本部への連絡班(員)の派遣を要請する。
- 都は自衛隊の要求により、自衛隊の主要な活動地区へ都の連絡班を派遣し、派遣要請等の接受及び資器材等の迅速な措置がなされるようにする。

ウ 現地調整所の設置

- 災害の規模が甚大な場合、自衛隊は、自衛隊災害派遣業務を一元的に調整し、また迅速化を図るため、都庁内に自衛隊現地調整所（東部方面総監部）を設置する。

(4) 災害派遣部隊の受入体制

ア 他の災害救助復旧機関との競合重複の排除

- 知事及び各防災機関の長は、自衛隊の活動が他機関と競合重複しないよう重点的・的確・効率的な作業分担となるよう配慮する。

イ 作業計画及び資器材の準備

- 各防災機関の長は、いかなる状況において、どのような分野(救助、救急、応急医療、緊急輸送等)について、派遣要請を行うのか、平常時より計画しておくとともに、必要な資器材を準備し、また、施設の使用に際して管理者の了解を得る。
- 救助・救急部隊が使用する重機類等に不足が生じる場合は、都は解体業者等の協力を得て、確保に努める。

ウ 活動拠点及びヘリポート等使用の通報

- 知事及び各防災機関の長は、派遣された部隊が効率的かつ円滑に活動ができるよう、自衛隊の活動拠点、ヘリポート及び宿舎等必要な設備について、その候補地を平素から計画しておくとともに、災害時には、速やかにその施設等の被害状況、使用の可否を確認し、区市町村等関係機関と協議の上、使用調整を実施し部隊に通報する。

(5) 災害派遣部隊の撤収要請を行う場合の協議

- 知事は災害派遣部隊の撤収要請を行う場合は、民心の安定、民生の復興に支障がないよう各機関の長及び派遣部隊の長並びに自衛隊連絡班と協議して行う。

(6) 経費の負担

- 自衛隊の救援活動に要した次に列挙する経費は、原則として派遣を受けた機関が負担するものとし、2以上の地域にわたって活動した場合の負担割合は、関係機関が協議して定める。これによりがたい場合には、知事は、陸上自衛隊第1師団長又は海上自衛隊横須賀地方総監及び航空自衛隊防空指揮群司令等と協定を締結する。

ア 派遣部隊が救援活動を実施するため必要な資器材（自衛隊装備品を除く。）等の購入費、借上料及び修繕費

イ 派遣部隊の宿営に必要な土地、建物、岸壁等の使用及び借上料

ウ 派遣部隊の宿営及び救援活動に伴う光熱水費・電話料等

エ 天幕等の管理換に伴う修理費

オ 島しょ部に係る輸送料等

カ その他救援活動の実施に要する経費で、負担区分に疑義ある場合は、自衛隊と派遣を受けた機関が協議する。

(7) 災害派遣部隊の活動内容

区 分	内 容
都の域内を担当する組織	○ 陸上自衛隊 第1師団司令部 なお、災害の規模が甚大で、第1師団のみでは対応できない場合には、東部方面総監部が担当する。 ○ 海上自衛隊 横須賀地方総監部 ○ 航空自衛隊 作戦システム運用隊本部
被害状況の把握	○ 車両、航空機等の手段によって情報収集活動を行い、被害の状況を把握する。
避難の援助	○ 避難命令等が発令され、避難、立ち退き等が行われる場合に必要があるときは、避難者の誘導、輸送等を行い、避難を援助する。
避難者等の捜索援助	○ 行方不明者、負傷者等が発生した場合は、通常他の救援活動に優先して捜索活動を行う。
水防活動	○ 堤防、護岸等の決壊に対しては、土のうの作成、運搬、積み込み等の水防活動を行う。
消防活動	○ 火災に対しては、利用可能な消防車その他の防火用具(空中消火が必要な場合は航空機)をもって、消防機関に協力して消火にあたる(消火薬剤等は、通常関係機関の提供するものを使用)。
道路又は水路の啓開	○ 道路若しくは水路が損壊し、又は障害がある場合は、それらの啓開又は除去にあたる。
応急医療、救護及び防疫	○ 被災者に対し、応急医療、救護及び防疫を行う(薬剤等は、通常関係機関の提供するものを使用)。

区 分	内 容
人員及び物資の緊急輸送	○ 緊急患者、医師その他救援活動に必要な人員及び救援物資の緊急輸送を実施する。この場合において航空機による輸送は、特に緊急を要すると認められるものについて行う。
被災者生活支援	○ 被災者に対し、炊飯、給水、入浴、宿泊及び法律相談等の支援を実施する。
救援物資の無償貸付又は譲与	○ 防衛省の管理に属する物品の無償及び譲与等に関する内閣府令(昭和33年総理府令第1号)に基づき、被災者に対し、救援物資を無償貸付又は譲与する。
危険物の保安及び除去	○ 能力上可能なものについて火薬類、爆発物及び有毒ガス等危険物の保安措置及び除去を実施する。
その他臨機の措置等	○ その他、自衛隊の能力で対処可能なものについては、臨機に所要の措置をとる。 ○ 災害対策基本法第63条第3項、第64条第8項から第10項まで及び第65条第3項に基づき、区市町村長、警察官又は海上保安官がその場にはいない場合に限り、自衛隊は区市町村長に代わって警戒区域の設定等の必要な措置をとる。

(別冊資料第99「風水害時の即時救援主要部隊の態勢図」)

(8) 災害基礎資料の調査及び収集担任(陸上自衛隊第1師団(練馬))

地区担任部隊		担当地域
23区 分 区	第1普通科連隊(練馬)	千代田・中央・港・新宿・文京・台東・墨田・江東・品川・目黒・大田・世田谷・渋谷・中野・杉並・豊島・北・荒川・板橋・練馬・足立・葛飾・江戸川の各区
多摩東 分 区	第1後方支援連隊(練馬)	立川・武蔵野・三鷹・府中・昭島・調布・小金井・小平・東村山・国分寺・国立・狛江・東大和・清瀬・東久留米・武蔵村山・西東京・多摩・稲城市の各市
多摩西 分 区	第1施設大隊(練馬)	八王子・青梅・町田・日野・福生・羽村・あきる野の各市、瑞穂町・日の出町・檜原村・奥多摩町
島しょ部	師団直轄	大島町、利島村、新島村、神津島村、三宅村、御蔵島村、八丈町、青ヶ島村、小笠原村

(9) 車両、舟艇等の装備

(別冊資料第100「陸上・航空自衛隊航空機能力基準」)

(別冊資料第101「陸上自衛隊車両・舟艇等能力基準」)

(別冊資料第102「海上自衛隊艦艇・航空機的能力基準等」)

### 3 警察災害派遣隊の派遣要請

- 大規模な災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合における警察災害派遣隊の派遣に関し、東京都公安委員会は、警察庁又は他の道府県公安委員会に対して援助の要求をすることができる。
- 前項により東京都公安委員会が他の道府県公安委員会に対して援助の要求をしようとするときは、あらかじめ(やむを得ない場合においては、事後に)必要な事項を警察庁に連絡しなければならない。
- 東京都公安委員会からの援助の要求により派遣された警察庁又は道府県警察の警察官は、援助の要求をした東京都公安委員会の管理する警視庁の管轄区域内において、当該公安委員会の管理の下に、職権を行うことができる。  
(別冊資料第103「警察災害派遣隊の派遣要請の流れ」)

### 4 緊急消防援助隊に対する応援要請

- 消防総監等は、震災、水災等の大規模災害等の状況により、現有する消防力等だけでは十分な対応がとれないと判断したときは、速やかに知事に対して、緊急消防援助隊の応援要請を行う。
- 知事は、応援要請を受けた場合、都内の被災状況、消防力及び相互応援状況等から緊急消防援助隊の応援が必要と判断したときは、速やかに消防庁長官に対して応援要請を行う。この場合、知事は、消防庁長官に対して応援要請を行った旨を、消防総監等に連絡する。  
(別冊資料第104「緊急消防援助隊の要請の流れ」)  
※ 消防総監等とは、消防総監(東京消防庁が管轄する区域)、稲城市長及び町村長(島しょ地域)を指す。

### 5 海上保安庁への支援要請

- 知事は、海上保安庁の支援を必要とするときは、支援を要請する事項を明らかにして支援を要請するものとし、海上保安庁は、要請に基づき、下記の《海上における災害応急対策》の実施に支障を来たさない範囲において、必要な支援を実施する。  
(支援要請事項)
  - ・ 傷病者、医師、避難者又は救援物資等の緊急輸送
  - ・ 巡視船を活用した医療活動場所及び災害応急対策従事者への宿泊場所の提供
  - ・ その他、都及び市町村が行う災害応急対策の支援
- 知事は、次の事項を明らかにした文書をもって、東京海上保安部を窓口として第三管区海上保安本部長に要請する。  
ただし、緊急を要するときは、都防災行政無線又は、口頭をもって行い、事後速やかに文書をもって措置する。  
東京海上保安部との連絡が困難である場合には、第三管区海上保安本部若しくは他の海上保安庁の事務所を通じて要請する。
  - ・ 支援活動を要請する理由

- ・ 支援活動を必要とする期間
  - ・ 支援活動を必要とする区域及び活動内容
  - ・ その他参考となる事項
- 区市町村長は、知事に対し海上保安庁の支援を依頼するものとするが、知事を通じて要請することが困難な場合には、直接、最寄の海上保安庁の事務所に要請するものとし、知事に対してもその旨を速やかに連絡する。
- 海上における災害応急対策は、次のとおりとする。
- ・ 巡視船艇、航空機等を活用した、海上及び沿岸部等の被害状況の情報収集
  - ・ 巡視船艇、航空機等を活用した、人命の救助・救急活動、消火活動、流出油等の防除活動及び海上交通の安全確保等
  - ・ 巡視船艇、航空機等を活用した、人員及び救援物資の輸送活動等
  - ・ 上記を実施するために必要な車両による活動

## 6 在日米軍への支援要請

- 知事は、災害が発生し、人命又は財産の保護のために在日米軍の支援の必要があると認めた場合は、国を通じて在日米軍に対し支援を要請する。また、平常時から防災訓練を通じた在日米軍の受入体制の整備に努める。
- 災害時の支援としては、次の内容などが考えられる。
- ・ 他県及び海外からの救助隊の受入れと搬送、傷病者の搬送
  - ・ 支援物資等の受入れと搬送
  - ・ 都内で被災した遠隔地からの旅行者等の輸送
  - ・ 島しょ地域における艦船及び航空機による救援物資等の輸送
  - ・ 捜索救助活動
- 都は、平成13年から都内の米軍施設を総合防災訓練に活用し、平成18年からは米軍と連携して総合防災訓練を実施している。災害時の米軍の有用性については、東日本大震災におけるトモダチ作戦において実証された。
- 都は、これまでも赤坂プレスセンターや横田基地の活用などについて在日米軍との連携を進めており、今後も、こうした実績に基づき、米軍による災害時支援の要請・受入れを円滑に行うため、実効性のある仕組みづくりを進めていく。

## 7 海外からの救援部隊等の受入れ

- 都は、海外からの救援部隊等による支援の申し出があった場合、次のことを確認した上で、支援受入の必要性等を判断する。
- (1) 協力の内容、救援部隊等規模、活動期間
  - (2) 入国上の規制
  - (3) 警視庁、東京消防庁等の関係機関の意向 等
- 受入れの必要がある場合は、国と受入方法、活動の内容等を調整し、受入れを決定する。
- なお、平常時から、海外からの救援部隊の受入れ・連携を目的とした防災訓練を実施するなど、受入体制の整備に努める。

## 第9節 防災機関の活動体制

- 風水害による災害が発生した場合、指定地方行政機関、指定公共機関及び指定地方公共機関は所管に係る災害応急対策を実施するとともに、都及び区市町村が実施する応急対策が円滑に行われるよう、その業務について協力する。
- 指定地方行政機関等は上記の責務を遂行するため必要な組織を整備するとともに、災害応急対策に従事する職員の配置及びサービスの基準を定める。  
(別冊参考資料 I 「防災機関の災害対策組織」)

## 第2章 情報の収集・伝達

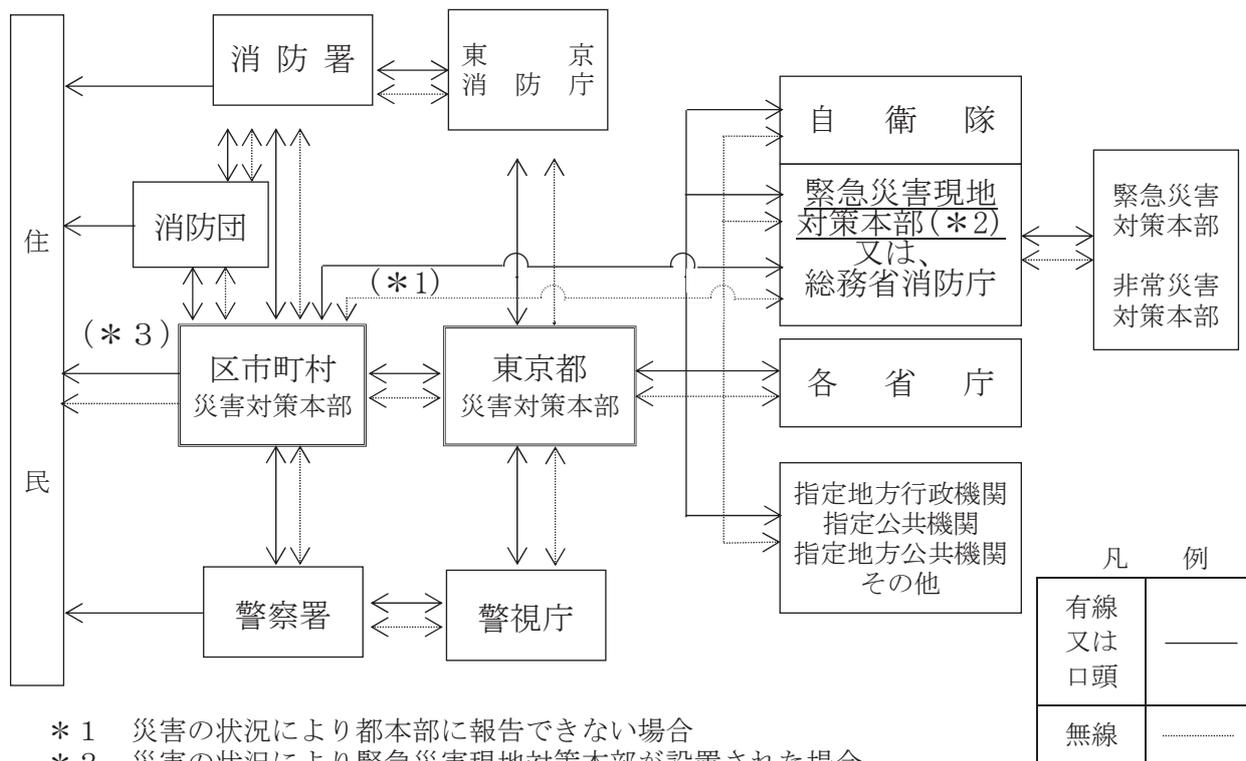
- 災害時に各防災機関は、情報連絡体制をとり、被害状況の把握、広報、広聴等を行う。

### 第1節 情報連絡体制

#### 1 情報通信連絡体制

機 関 名	内 容
都 総 務 局	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 東京都防災行政無線を基幹として、都各局保有の無線等の通信連絡手段により、関係防災機関と情報連絡を行う。</li> <li>○ 東京都災害情報システム等の運用及び補完する多様な通信手段により、関係防災機関と情報連絡を行う。</li> <li>○ 中央防災無線、消防防災無線、地域衛星通信ネットワーク等を活用し、総務省消防庁をはじめ関係省庁、他府県等と情報連絡を行う。 (別冊資料第105「東京都防災行政無線の概要」) (別冊資料第106「東京都防災行政無線構成図」) (別冊資料第107「東京都防災行政無線移動系回線構成図」) (別冊資料第108「東京都防災行政無線回線構成図(区部・多摩)」) (別冊資料第109「東京都防災行政無線回線構成図(島しょ系)」)</li> </ul>
警 視 庁	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 各種の通信連絡手段を活用し、関係防災機関と情報連絡を行う。</li> </ul>
東 京 消 防 庁	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 消防・救急無線、消防電話及び各種の通信連絡手段を活用し、各消防方面本部、管下消防署、消防団及び各防災機関と情報連絡を行う。 (別冊資料第110「東京消防庁通信連絡系統図」)</li> </ul>
区 市 町 村	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 都に対する情報連絡は、東京都防災行政無線を使用する。 (島しょ地域の町村は、支庁にもあわせて連絡する。)</li> <li>○ 災害の状況により都本部に連絡することができない場合は、国の現地対策本部又は総務省消防庁に対して直接連絡する。</li> <li>○ 地域防災行政無線又はその他の手段により、当該区市町村の区域内にある関係防災機関及びその他重要な施設の管理者等との間で通信を確保する。 (別冊資料第111「区市町村の保有する防災行政無線等一覧表」) (別冊資料第112「区町村等の通信連絡態勢」)</li> </ul>
そ の 他 の 防 災 機 関	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ それぞれの通信連絡系統のもと、無線通信等により通信連絡を行う。</li> </ul>

【連絡系統】



- \* 1 災害の状況により都本部に報告できない場合
- \* 2 災害の状況により緊急災害現地対策本部が設置された場合
- \* 3 市町村消防団の場合

- 都各局、区市町村及び防災機関は、情報の収集、伝達に関する直接の責任者として正副各1名の通信連絡責任者を選任する。また、通信連絡責任者は、通信連絡事務従事者をあらかじめ指名しておく。
- 区市町村及び防災機関は、夜間、休日を含め、常時、都と通信連絡が開始できるよう必要な人員を配置する。
- 災害が発生し都本部が設置されるまでの都の通信連絡は、通常の勤務時間においては、都総務局(総合防災部)が担当し、夜間休日等の勤務時間外において災害対策要員が参集するまでは、東京都夜間防災連絡室が担当する。
- 都本部への通信連絡は、東京都防災センター内指令情報室において処理する。
- 通信連絡の方法は、原則として、東京都防災行政無線の電話、FAX、システム端末及び画像端末を使用して行うほか、携帯電話、衛星携帯電話等の通信手段の活用も図る。
- 危機管理監は、東京都防災行政無線について、以下のとおり通信統制を実施する。
  - ・ 特定の回線について着信規制、通話時間規制を行う。
  - ・ 任意の話中回線への割込み通話、及びその回線の強制切断を行う。
- 災害が差し迫った場合で、緊急性又は危険度が非常に高い場合においては、通常の通信連絡に加え、区市町村長とのホットラインを活用する。  
区市町村長とのホットラインは以下に従って運用する。
  - (1) 区市町村長の携帯電話への連絡は、原則として東京都危機管理監が行う。
  - (2) 区市町村長の携帯電話への連絡は、災害の発生が予見されており、か

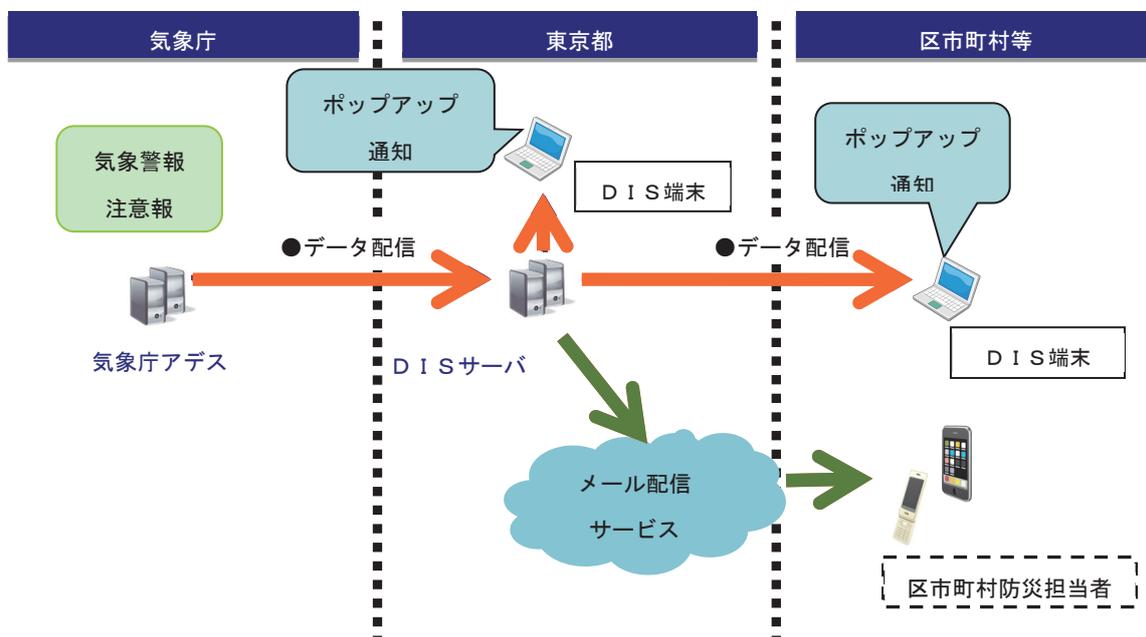
つ緊急性又は危険度が非常に高く、通常の連絡手段によるいとまがない場合に行うものとする。

(別冊資料第113「応急対策本部の情報連絡系統図(風水害の場合)」)

## 2 通信施設の整備及び運用

- 都は、東京都防災行政無線を整備し、東京都防災センター、区市町村、警視庁、東京消防庁、気象庁、災害拠点病院、ライフライン機関、放送機関等の防災機関及び建設事務所、都立病院、水道施設等の都の主要出先機関との間に、総合的な防災行政無線網を整備している。
- 中央防災無線、消防防災無線及び地域衛星通信ネットワーク等を活用し、国の現地対策本部、総務省消防庁及び他府県等との通信連絡体制を構築する。
- 東京都防災行政無線は、電話、FAX 機能のほか、データ通信、画像通信及び衛星通信を導入し、都全域における防災情報通信ネットワークを構成している。なお、無線局が被災した場合に備え、可搬型の衛星通信設備の整備をしている。(別冊資料第114「業務用 MCA 無線機配備一覧」)
- 都は、東京都災害情報システムにより、平常時において、気象庁等からオンラインで収集した各種気象情報を区市町村等の端末機設置機関に提供する。災害時には、区市町村等が入力した被害・措置等に関する情報を、コンピュータで集計処理し、都本部の表示盤に表示するとともに、災害対策の検討・審議に資するほか、端末機設置機関に伝達して情報の共有化を図る。
- 都は、気象警報発令時などに、気象庁から都に配信される情報と同じ情報を自動的に区市町村に発信するとともに、事前に登録した防災担当者に自動でメール送信できるシステムを整備・運用する。また、災害時において特に重要となる避難情報について、Lアラート(災害情報共有システム)を活用し、より迅速かつ的確に情報発信を行う。また、Lアラート(災害情報共有システム)で発信する災害関連情報等の多様化に努めるとともに、情報の地図化等による伝達手段の高度化に努める。

### <気象情報提供のイメージ図>



- 区市町村及び建設事務所等には、画像伝送システム端末を整備している。また、災害現場から衛星中継車で現地の状況を映像で東京都防災センターに送信する衛星通信システムを整備している。
- 警視庁及び東京消防庁のヘリコプターからのテレビ映像を受信し、被災地域の特定と被災状況を迅速に把握するシステムを整備している。
- 区市町村は、地域住民への情報連絡のために固定の同報系や移動系の防災行政無線を整備している。また、電気・ガス事業者や交通運輸機関などの生活関連機関との間の情報連絡のため、地域防災無線の整備を進めている。

《各通信事業者》

- 次により臨機の措置をとり、通信<sup>ふくそう</sup>輻輳の緩和及び重要通信の確保を図る。
  - ・ 応急回線の作成、網措置等疎通確保の措置をとる。
  - ・ 通信の疎通が著しく困難となり、重要通信を確保するため必要があるときは、電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第8条第2項及び電気通信事業法施行規則（昭和60年郵政省令第25号）第56条の定めるところにより、臨機に利用制限等の措置をとる。
  - ・ 非常、緊急電報は、電気通信事業法第8条第1項及び電気通信事業法施行規則第55条の定めるところにより、電報に優先して取扱う。  
（別冊資料第115「電報サービスの優先利用について」）

《各防災機関》

- 各防災機関は、所管施設の所在区市町村別に被害、実施済みの措置、実施する措置その他必要事項について、区市町村の例に準じ都に報告する。
- ライフライン関係機関及び交通機関関係の被害概況速報については、「災害報告取扱要領」による。
- システム端末設置機関は、必要に応じ、端末に入力する。
- 各防災機関は、それぞれの通信系が被災により不通となった場合、又は利用することが著しく困難な場合は、関東地方非常通信協議会構成員等の関係機関の無線局を利用し、災害に関する通信の確保を図る。（電波法（昭和25年法律第131号）第52条第1項第4号に定める非常通信）
- 防災対策に関係する行政機関、公共機関、地方公共団体等の団体相互間で防災活動を迅速に実施するために、これらの機関相互間で通信が必要な場合は、防災相互通信用無線を活用する。  
（別冊資料第116「アマチュア無線による災害時の情報収集活動に関する協定書」  
（別冊資料第117「非常通信協議会の構成表」）

## 第2節 災害予警報等の伝達

### 1 情報収集・伝達体制

機 関 名	内 容
都 総 務 局	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 都総務局及び都各支庁は、災害原因に関する重要な情報について、気象庁、都各局、区市町村その他関係機関から通報を受けたとき、又は自ら収集するなどして知ったときは、直ちに関係のある都各局、区市町村、防災機関等に通報する。</li> <li>○ 必要があるときは、都各局の連絡責任者を招集し、又は応対本部を開設して、台風、その他の重要な情報について、気象庁の解説を受ける。</li> <li>○ 特別警報、警報及び重要な注意報について、気象庁から通報を受けたとき又は自らその発表を知ったときは、直ちに関係のある都各局及び区市町村に通知する。</li> <li>○ 津波に関する大津波警報・警報及び注意報について、気象庁から通報を受けたとき、又は自らその発表を知ったときは、関係のある都各局及び区市町村に通知する。</li> </ul>
都 各 局	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 自ら収集した災害原因に関する情報を、直ちに都総務局に通報する。</li> <li>○ 都総務局その他の関係機関から通報を受けた重要な情報、警報及び注意報については、直ちに所属機関に通報する。</li> </ul>
警 視 庁	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 津波に関する大津波警報・警報について、都総務局、気象庁、その他関係機関から通報を受けたとき、又は自らその発表を知ったときは、関係警察署を通じて、管内住民に周知する。</li> <li>○ 災害が発生するおそれがある異常な現象を発見した者から通報を受けたときは、その旨を速やかに関係区市町村長に通知する。</li> </ul>
東 京 消 防 庁	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 都総務局、気象庁、その他関係機関から通報を受けたとき、又は自らその発表を知ったときは、消防署、消防分署及び消防出張所を通じて、管内住民に周知する。</li> </ul>
区 市 町 村	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 災害が発生するおそれがある異常な現象を発見した者若しくはその発見者から通報を受けた警察官若しくは海上保安官から通報を受けたとき、又は自ら知ったときは、直ちに都総務局及び気象庁に通報する。</li> <li>○ 島しょ町村にあつては、都総務局及び各支庁に通報する。</li> <li>○ 災害原因に関する重要な情報について、都又は関係機関から通報を受けたとき、又は自ら知ったときは、直ちに区域内の公共的団体その他重要な施設の管理者、住民の自発的な防災組織等及び住民等に周知する。</li> </ul>

機 関 名	内 容
	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 特別警報、警報及び重要な注意報について、都又はNTTからの通報を受けたとき、又は自らその発表を知ったときは、直ちに管内の公共的団体その他重要な施設の管理者、住民の自発的な防災組織等に伝達するとともに、警視庁、東京消防庁、都政策企画局等の協力を得て、住民に周知する。</li> <li>○ 津波警報等及び注意報についての伝達・周知</li> </ul>
第 三 管 区 海 上 保 安 本 部 (東京海上保安部)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 津波警報等及び災害に関する情報の伝達・周知</li> </ul>
東京管区気象台 (気象庁)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 気象、地象、水象関係情報を全般的収集系統及び東京都地域における収集系統により収集する。 (別冊資料第118「気象資料等収集系統図」)</li> <li>○ 気象、地象、水象に関する情報を、気象庁大気海洋部から防災情報提供システム等により防災関係機関に通知する。 (別冊資料第119「気象警報等の伝達系統図」) (別冊資料第120「防災気象情報の種類及び特別警報・警報・注意報の基準」)</li> <li>○ 気象庁が必要と認めた時、あるいは関係機関から要請があった場合、台風、その他の重要な情報について東京都防災センターで説明会を開催する。</li> <li>○ 竜巻注意情報の伝達や竜巻発生確度ナウキャストの活用により、竜巻発生の注意喚起を行う。</li> </ul>
N T T 東 日 本	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 気象業務法に基づいて、気象庁からNTT東日本に通知された特別警報及び警報を、各区市町村に通報 (別冊資料第121「FAXによる気象警報等の伝達系統図」)</li> <li>○ 警報の伝達は、FAXにより関係機関へ通報</li> <li>○ 警報に関する通信は優先して取り扱う。</li> </ul>
各 放 送 機 関	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 各社の規定に基づき、災害に関する警報等を放送する。</li> </ul>
そ の 他 の 防 災 機 関	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 都、気象庁、その他関係機関から通報を受けた重要な情報、特別警報・警報及び注意報について、直ちに所属機関に通報</li> </ul>

## 2 気象情報の早期収集

- 気象庁防災機関向け専用電話（ホットライン）
  - ・ 気象庁東京管区気象台では、大雨時等において避難情報の発令の判断等の防災対策を支援するため、都及び区市町村と気象庁を結ぶ24時間対応可能な防災機関向けの専用電話（以下、「ホットライン」という。）を設置し、運用している。
  - ・ 区市町村は、大雨時等に避難情報の発令の判断や防災体制の検討等を行う際

などに、気象庁大気海洋部予報課等に対し、直接、気象状況とその見通しを照会する。

- ・ 気象庁東京管区气象台は、既に警報等で十分警戒を呼びかけている状況下において、さらに災害の危険性が切迫している場合など、都及び区市町村に対し直接嚴重な警戒を呼びかける。

また、災害状況等の照会、気象状況についての連絡を都及び区市町村に対し、直接実施する場合がある。

- ・ ホットラインにより得られた情報や判断について、都が必要と認める場合には区市町村、関係機関等へ提供する。

### 3 区市町村等との確実な情報の共有

- 都は特別警報、警報、重要な注意報、災害原因に関する重要な情報について関係機関等から通報を受けたとき、又は自ら収集するなどして知ったときは、直ちに関係のある区市町村等に通報する。
- また、大雨による土砂災害発生危険性が高まったときは、気象庁と都は共同して土砂災害警戒情報を作成、発表し、区市町村等へ伝達する。
- これらの具体的な伝達系統図は、第3部第3章第1節「水防情報」を参照。
- 通報、伝達された情報は、区市町村長の避難情報発令の判断及び住民の自主避難の参考になるものであるため、確実に区市町村へ伝達されるとともに、都、区市町村及び関係防災機関との間で情報共有されることが重要である。

しかし、担当者不在時又は夜間など情報が発信される時間によっては、情報共有を迅速に図ることが困難なケースが想定される。

平成25年に発生した大島町での土砂災害の教訓を踏まえ、都と区市町村長等との間にホットラインを構築し、緊急時の連絡体制を確保した。

- また、都は気象警報発表時などに、気象庁から都に配信される情報と同じ情報を自動的に区市町村に発信するとともに、事前に登録した防災担当者に自動でメール送信できるシステムを整備・運用する。

### 4 同一河川・圏域・流域の区市町村における情報の共有

#### (1) 集中豪雨の教訓

- 都は、区市町村に、水防上注意を要する箇所等や気象庁レーダー降水ナウキャストなどの各種気象情報、河川水位情報等を提供してきた。

- 平成17年9月に発生した神田川及び支流の妙正寺川、善福寺川の溢水に際しては、隣接区において、避難勧告等のタイミングがまちまちになった。

神田川流域の区の中には、予想外の速さや規模で災害が広がったため、職員の参集や被害の把握が遅れ、初期対応が十分にできなかった区があった。

また、建物の浸水が発生し、避難ができず救出された住民が出た。

#### (2) 情報の共有の必要性

- 中小河川の同一流域区市町村では、集中豪雨による河川の増水や氾濫がほとんど同時又はわずかな時間差で起こる可能性が高い。

水害のおそれがある場合、区市町村は、区域を定めて避難指示等を行うが、集中豪雨では、時間的制約のため、このような措置が困難な場合がある。

そこで、都は、同一河川・圏域・流域の範囲を定め、一斉同報 FAX などにより、区市町村の避難指示等に有用な情報を提供する。

- また洪水予報河川及び水位周知河川の流域の市区を対象に避難情報の発令の目安となる氾濫危険情報を複数の首長及び各自治体の防災担当者に直接メールを送るホットメールの取組を平成30年6月より運用開始した。
- 区市町村では、都から提供される気象情報、水位情報等に留意するとともに、豪雨となる前から同一河川・圏域・流域内の区市町村と連携し、必要な情報(避難指示の必要性の判断、発令の有無、河川や降雨の現況など)の共有を図るものとする。

これにより、集中豪雨などに際しても、区市町村では避難指示等を遅滞なく出すことが可能となる。

#### (3) 同一河川・圏域・流域の設定

- 同一河川・圏域・流域は、下記のとおり19流域に区分する。
  - ① 利根川沿川、② 江戸川沿川、③ 中川・綾瀬川圏域、④ 荒川沿川、⑤ 隅田川及び新河岸川流域、⑥ 江東内部河川流域、⑦ 神田川流域、⑧ 石神井川・白子川流域、⑨ 黒目川・柳瀬川流域、⑩ 霞川圏域、⑪ 城南地区河川流域、⑫ 多摩川沿川、⑬ 野川流域、⑭ 残堀川流域、⑮ 浅川圏域、⑯ 秋川流域、⑰ 平井川流域、⑱ 鶴見川流域、⑲ 境川流域(別冊資料第122「河川・圏域・流域における区市町村一覧」)

#### (4) 情報の内容

- 都は、同一河川・圏域・流域内の区市町村に対して、必要に応じて、次のような情報を提供する。
  - ア 同一河川・圏域・流域の区市町村が発令した避難指示等
  - イ 同一河川・圏域・流域の区市町村からの浸水状況報告等
  - ウ 避難が必要な区域
  - エ 同一河川・圏域・流域の水位・雨量状況
  - オ その他
- なお、洪水予報河川・水防警報河川・水位周知河川など既存の伝達システムによる情報提供は、従来どおりである。

## 5 竜巻等の激しい突風の発生するおそれがある時の情報の共有

### (1) 気象庁は、段階的に次のような情報を提供する。

- 予告的な気象情報

低気圧の発達などにより災害に結びつく気象現象が予想される場合、半日から1日程度前に「大雨と雷及び突風に関する東京都気象情報」などの標題で予告的な気象情報を発表する。このとき、竜巻などの激しい突風の発生が予想される場合には、「竜巻などの激しい突風」と明記して注意を呼びかける。

- 雷注意報

積乱雲に伴う激しい現象（落雷、ひょう、急な強い雨、突風など）の発生により被害が予想される数時間前に雷注意報を発表する。このとき、竜巻などの激しい突風の発生が予想される場合には、注意報本文の付加事項に「竜巻」と明記して特段の注意を呼びかける。

○ 竜巻注意情報

積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意を呼びかける情報で、雷注意報が発表されている状況下において竜巻等の激しい突風の発生しやすい気象状況になっているときに、東京地方、伊豆諸島北部、伊豆諸島南部の区域単位で発表される。

なお、実際に危険度が高まっている場所については竜巻発生確度ナウキャストで確認することができる。

また、竜巻の目撃情報が得られた場合には、目撃情報があった地域を示し、その周辺で更なる竜巻等の激しい突風が発生するおそれが非常に高まっている旨を付加した情報が各区域単位で発表される。この情報の有効期間は、発表からおおむね1時間である。

○ 竜巻発生確度ナウキャスト

気象ドップラーレーダーの観測などを利用して、竜巻などの激しい突風の可能性のある地域を分布図（10km 格子単位）で表し、その1時間後までの移動を予測する。竜巻発生確度ナウキャストは、平常時を含めて常時10分毎に発表する。

(2) 都内に竜巻注意情報が発表された際の情報伝達

○ 気象庁は、本地域防災計画（第3部第3章 水防対策参照）気象庁防災業務計画に基づき情報を専用通信施設等により、都総合防災部等関係機関、日本放送協会（NHK）等報道機関へ伝達する。

○ 伝達は、発表者（都及び気象庁）から地域防災計画で定めた伝達経路により行うものとする。指定公共機関及び指定地方公共機関への情報伝達に関しては、大雨警報の伝達に準じる。

<竜巻など激しい突風に対する段階的な情報の発表（気象庁ホームページより）>

(例) 14時から16時に戸外で行動する場合

時刻	チェックすべき気象情報	とるべき対応
前日	天気予報	明日の天気予報やその解説を確認し、積乱雲が発生しやすい気象状況かどうかを把握 
当日 朝	天気予報 雷注意報 <sup>(※1)</sup> (随時発表)	<b>キーワード</b> 「雷を伴う」「大気の状態が不安定」「竜巻などの激しい突風」 朝と昼の天気予報を確認し、行動時の気象状況をイメージ
昼	天気予報 降水短時間予報 (6時間先までの雨を予想した分布図を30分毎に更新) 竜巻注意情報 (随時発表、向こう1時間限り)	外出の前に、最新の気象情報を確認し、「雷注意報」の有無を調べる 戸外では空の様子に注意し、携帯端末で最新のナウキャストなどを随時確認 <a href="http://www.jma.go.jp/jp/highresorad/">http://www.jma.go.jp/jp/highresorad/</a> <a href="http://www.jma.go.jp/jp/radnowc/index.html">http://www.jma.go.jp/jp/radnowc/index.html</a>
14時 ↑ 戸外 ↓ 16時	ナウキャスト (降水、雷、竜巻) (雨雲などの現在の様子や、1時間先までを予想した分布図を5~10分毎に更新)	<b>空の様子に注意し、積乱雲が近づく兆しを感じたら、しばらく避難!</b> <b>自分の身は自分で守る!</b>  高解像度降水ナウキャスト    雷ナウキャスト    竜巻発生確度ナウキャスト

(※1) 雷注意報では、「急な強い雨」「竜巻」への注意を呼びかける場合があります。

○ 激しい突風をもたらす竜巻などの現象は、発現時間が短く、発現場所も極めて狭い範囲に限られている。一方、この情報は比較的広い範囲を対象に発表するので、竜巻注意情報が発表された地域でも必ず竜巻などの突風に遭遇するとは限らない。

したがって、竜巻注意情報が発表された場合には、まず簡単にできる対応として、周囲の空の状況に注意を払う。さらに、空が急に真っ暗になる、大粒の雨が降り出す、雷が起こるなど、積乱雲が近づく兆候が確認された場合には、頑丈な建物に避難するなどの身の安全を確保する行動をとる。また、人が大勢集まる屋外行事や高所作業のように、避難に時間がかかると予想される場合には、気象情報や雷注意報にも留意し早めの避難開始を心がける。

竜巻注意情報が発表された場合、竜巻発生確度ナウキャストを見れば危険な地域の詳細や、刻々と変化する状況を把握することができる。雷注意報や竜巻注意情報と竜巻発生確度ナウキャストとを組み合わせる利用することが効果的である。

○ 区市町村は、災害時の危機管理体制を確認するとともに、気象庁などとも連携の上、気象情報に十分留意し、竜巻等突風災害に係る対応についての住民に対する周知、啓発等に努める。

○ 区市町村は、気象庁から全国瞬時警報システム（以下「J-ALERT」という。）により送信されている竜巻注意情報について、区市町村の判断に応じ、防災行政無線等を自動起動する等行うものとする。

## 6 特別警報が発表された時の情報の共有

- 気象庁は平成25年8月30日から、「特別警報」の運用を開始した。特別警報は、広い範囲で警報の発表基準をはるかに超える大雨等が予想され、重大な災害の起こるおそれが著しく大きい場合に発表し、最大限の警戒を呼びかける。

気象等に関する特別警報の発表基準は以下のとおりである（気象庁ホームページより）。

現象の種類	基準	
大雨	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想される場合	
暴風	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により	暴風が吹くと予想される場合
高潮		高潮になると予想される場合
波浪		高波になると予想される場合
暴風雪	数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合	
大雪	数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合	

- 都は、気象庁から特別警報の通知を受けた時または自ら知ったときは、直ちに関係区市町村長に通知しなければならない。
- 区市町村は、特別警報について、都、総務省消防庁、NTT から通知を受けた時又は自ら知ったときは、直ちに公衆及び所在の官公署に周知させる措置をとらなければならない。

上表のとおり、大雨特別警報は数十年に一度の降雨量という基準が設けられており、50年に一度の大雨、かつ、更に雨が降り続くと予想される場合に発表されるため、島しょ部は発表されにくい地理的条件にある。土砂災害については、発表条件として災害発生との結びつきが強い指数が導入されたため、島しょ部で大雨特別警報が発表されにくい条件は解消されたが、浸水害については、引き続き大雨特別警報が発表されにくい条件にある。このため、島しょ部において局地的に50年に一度の記録的な大雨が観測された場合には、ホットライン等を用いて、可能な限り气象台から都及び当該島しょ部町村長に、特別警報に相当する危機感を伝えることとしている。なお、特別警報が発表されるような状況においては、島しょ部に限らず、气象台からホットライン等を用いて、都及び当該市区町村長に対し、警報事項を明確にし、厳重な警戒を呼びかけることとしている。

## 7 津波警報・注意報等の伝達体制

- 都は、気象庁及び関係機関、区市町村と連携し、大津波警報・津波警報又は津波注意報（以下、これらを「津波警報等」という。）の情報を迅速・的確に収集し、住民や労働者、観光客、船舶等にいち早く伝達する体制を確立する。

第2章 情報の収集・伝達

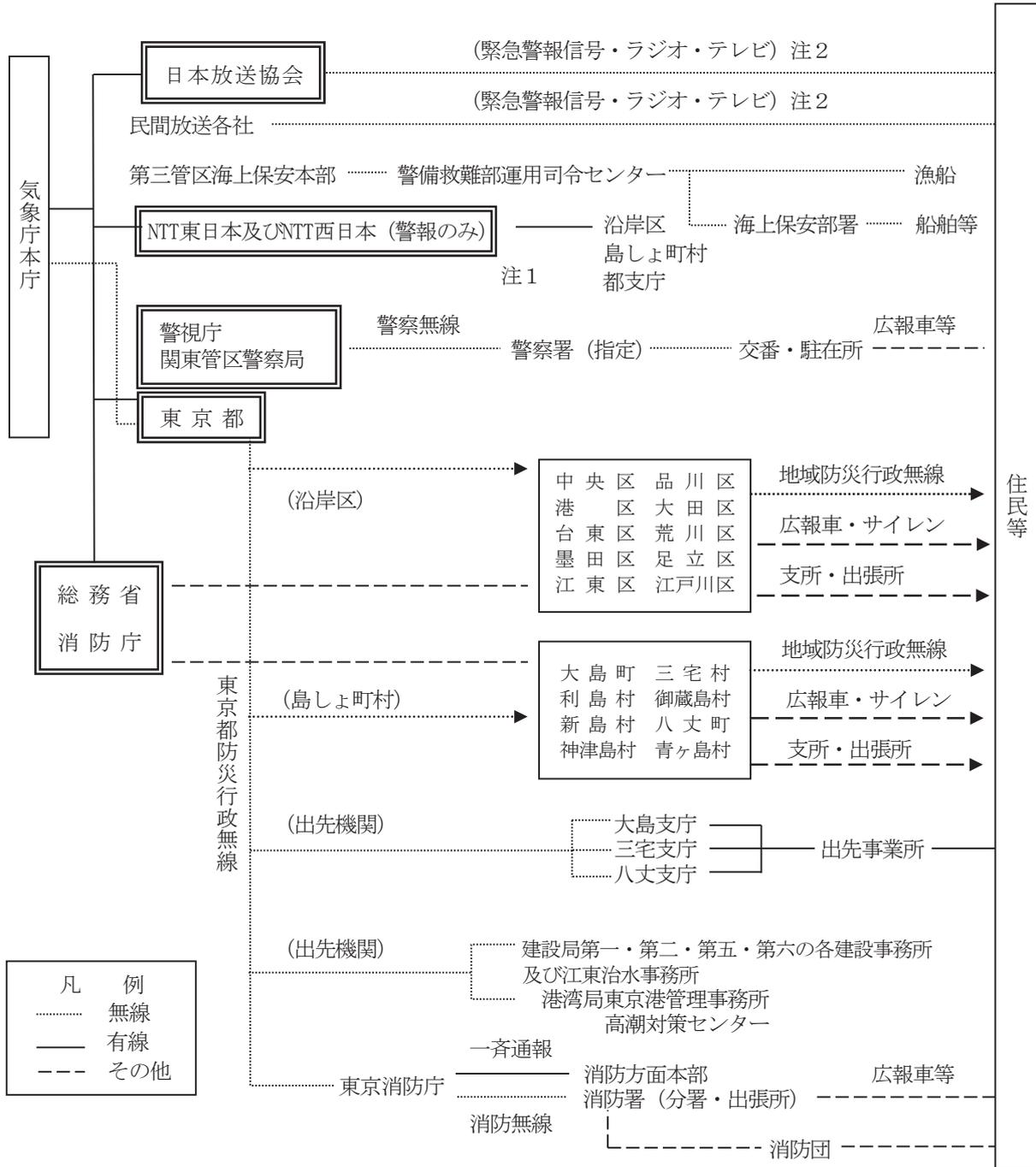
第2節 災害予警報等の伝達

機 関 名	内 容
都 総 務 局	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 気象庁から大津波警報・津波警報・注意報等を受けたときは、防災行政無線によって、沿岸区、島しょ町村、各支庁（大島、三宅、八丈、小笠原）及び東京消防庁、都建設局、同水門管理センター及び都港湾局総務部、同高潮対策センター等にその旨を通報する。</li> </ul>
都 建 設 局	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 大津波警報・津波警報・注意報等を受けたときは、都水防計画に基づき、直ちに各建設事務所及び江東治水事務所にその旨を連絡する。</li> <li>○ 各建設事務所は、都水防計画に基づき、津波警報・注意報等を管内各区市町村に連絡する。</li> </ul>
都 港 湾 局	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 大津波警報・津波警報・注意報等を受けたときは、直ちに、各出先機関等にその旨を連絡する。</li> </ul>
警 視 庁	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 気象庁から津波警報等の通知を受けたときは、直ちに津波の警戒強化警察署（以下「指定警察署」という。）に対し津波警報等の発表を伝達する。</li> <li>○ 指定警察署は、直ちに交番・駐在所に伝達するとともにパトカー、警備艇等を活用して危険区域の住民等に広報する。</li> <li>○ 指定警察署の交番・駐在所勤務員は、危険予想区域を優先に、広報資器材を活用して住民等に周知させる。</li> </ul>
東 京 消 防 庁	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 東京消防庁は、都総務局からの情報に基づき、地震による津波の発生するおそれがあるときは、直ちに消防署、消防団に一斉通報し、消防署、消防団は都民に周知を図る。</li> </ul>
東京管区気象台 ( 気 象 庁 )	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 大津波警報・津波警報・注意報等を発表した場合、防災情報提供システム、気象情報伝送処理システムを用いて、関東管区警察局、総務省消防庁、警視庁、第三管区海上保安本部、NTT東日本、NTT西日本、日本放送協会、関東地方整備局、東京都及び緊急放送を行う放送局に通知する。</li> </ul> <p style="margin-left: 2em;">なお、大津波警報については津波特別警報に位置付けられる。</p> <p>(注)NTT東日本及びNTT西日本への伝達は、警報が発表されたとき及びそれが解除されたときに限られる。</p>
区 市 町 村	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 大津波警報・津波警報・注意報等の通報を受けたときは、港湾管理者等と連携して対策を行う。</li> <li>○ 大津波警報・津波予報等の通報を受けたとき又は自ら知ったときは、直ちに状況判断し、地域防災行政無線、広報車、サイレン等により関係地区住民等に周知し、その安全確保に努める。</li> <li>○ 各区市町村は、「全国瞬時警報システム（J-ALERT）」など、</li> </ul>

機 関 名	内 容
	地上情報通信網以外にも多様な情報通信手段を用いて、迅速に津波情報や緊急地震速報等の情報把握に努める。
総務省消防庁	○ 大津波警報・津波警報・注意報等について、全国瞬時警報システム（J-ALERT）を運用している。
第 三 管 区 海上保安本部	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 巡視船艇、航空機によって、たれ幕、横断幕、拡声器、サイレン等により伝達周知する。</li> <li>○ 第三管区海上保安本部警備救難部運用司令センターほか、各海岸局から次の周波数で船舶向け周知放送を行う（国際 VHF（16ch）156.8MHz）。</li> <li>○ 水路通報、航行警報等船舶交通の安全に必要な情報を提供する。</li> </ul>
東京海上保安部	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 東京港における「台風・津波等対策委員会連絡系統」を通じ、電話等により関係者及び在港船舶に伝達する。</li> <li>○ 東京湾海上交通センターにおいて、港内及びその周辺に在泊する船舶に対し、国際 VHF（16ch）156.8MHz により周知する。</li> <li>○ 巡視船艇により適宜港内及びその周辺を巡回し、港内及びその付近に在泊する船舶に対して、拡声器、横断幕等により周知する。</li> </ul>

【伝達系統図】

大津波警報・津波警報・津波注意報



(注) 1 気象庁本庁から「NTT 東日本及びNTT 西日本」への伝達は、警報が発表されたとき及びそれが解除されたときに限られる。  
 2 緊急警報信号は、津波警報発表時のみ発信する。  
 3 二重枠で囲まれている機関は、気象業務法施行令第8 上位第1 項の規定に基づく法定伝達先  
 4 矢印付きの経路は、特別警報が発表された際に、通知もしくは周知の措置が義務付けられている伝達経路

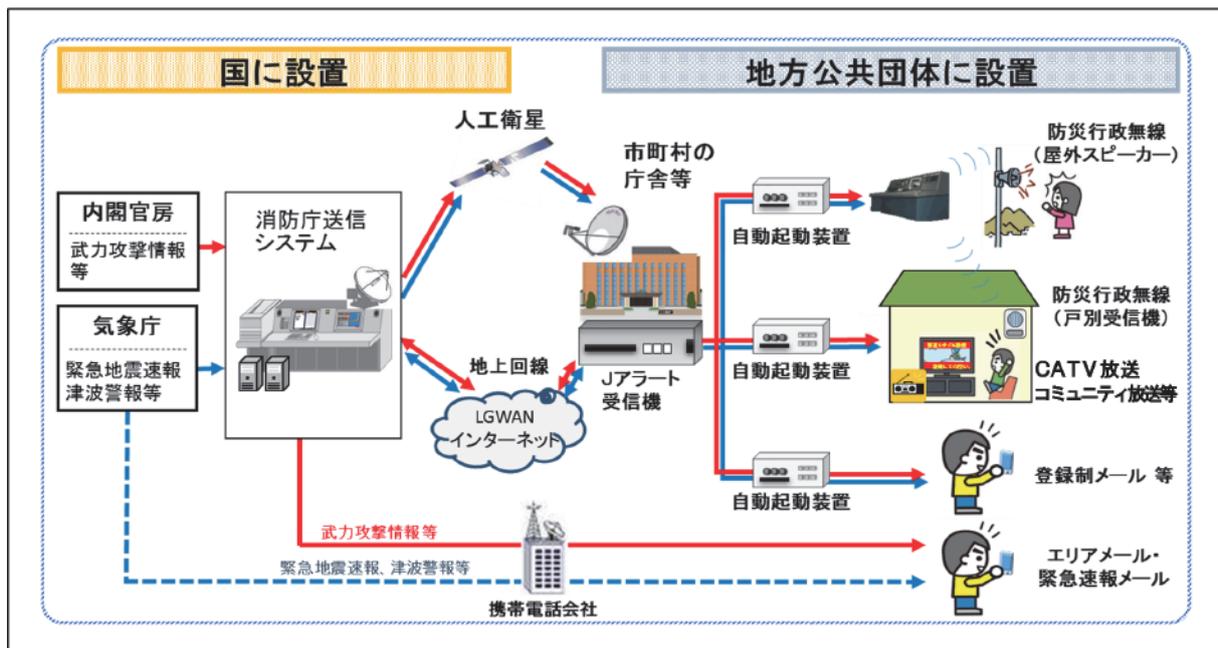
※ 全国瞬時警報システム（J-ALERT）

気象庁から送信される気象関係情報や、内閣官房から送信される有事関係情報を、人工衛星及び地上回線（LGWAN）を利用して地方公共団体に送信し、市町村の同報系防災行政無線を自動起動するシステム。

消防庁からは、情報番号、対象地域コード情報等を送信し、全地方団体が受信する。地域コードに該当する地方団体のみにおいて、情報番号に対応する、あらかじめ録音された放送内容の自動放送を行う。

また、携帯電話会社を経由し、個々の携帯電話利用者にメール（エリアメール・緊急速報メール）で伝達するルートも整備されている。

【 J-ALERT システムの構成図 】



(参照：平成 29 年版消防白書)

### 第3節 被害状況等の報告体制

機 関 名	内 容
都 総 務 局	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 都総務局は、区市町村、都各局、指定地方公共機関等関係機関からの報告をとりまとめ、消防組織法第40条及び災害対策基本法第53条に基づき国(総務省消防庁)に報告するほか、他関係防災機関に被害状況等を通報する。</li> <li>○ 都総務局は、状況により必要がある場合は、災害地調査班を編成し、現地の状況を調査する。ただし、班の数及び構成その他必要事項は、事態に応じ適宜定める。 <ul style="list-style-type: none"> <li>1 調査事項は、災害原因、被害状況、応急措置状況、災害地住民の動向及び要望事項、現地活動の隘路、その他必要事項、とする。</li> <li>2 現地調査にあたっては、災害対策用車両の有効適切な活用を図り、調査の結果を逐一都総務局に報告する。なお、調査の際、重要な情報があるときは、ただちに報告する。</li> </ul> </li> <li>○ 都総務局は、被害状況等をとりまとめ、必要に応じ、区市町村等の関係防災機関に提供する。</li> </ul>
都 各 局	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 都各局は、区市町村の例により所管施設及び所管業務に関する所在区市町村別の被害状況等を調査し、都総務局に報告する。</li> <li>○ 都各局の出先事業所は、周辺地域の被災状況や参集した職員から収集した被害状況を、別に定める報告要領に基づき、都総務局に報告する。</li> </ul>
警 視 庁	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 各方面本部、各警察署から災害に関する情報を収集し、これを取りまとめ都に通報する。</li> <li>○ 東京消防庁、陸上自衛隊等の関係機関との相互の情報交換を図る。</li> <li>○ 主な収集事項は、被害状況、治安状況、救援活動及び警備活動の状況、交通機関の運行状況及び交通規制の状況、犯罪の防止に関しとった措置、その他とする。</li> </ul>
東 京 消 防 庁	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 各消防署、消防団等が行っている消防活動及び救急救助活動について、諸情報を収集し、これを取りまとめ都に通報する。</li> <li>○ 警視庁、陸上自衛隊等の関係機関との相互の情報交換を図る。</li> <li>○ 主な収集事項は、災害発生状況及び消防活動の状況、要救護情報及び医療活動情報、その他災害活動上必要ある事項</li> </ul>

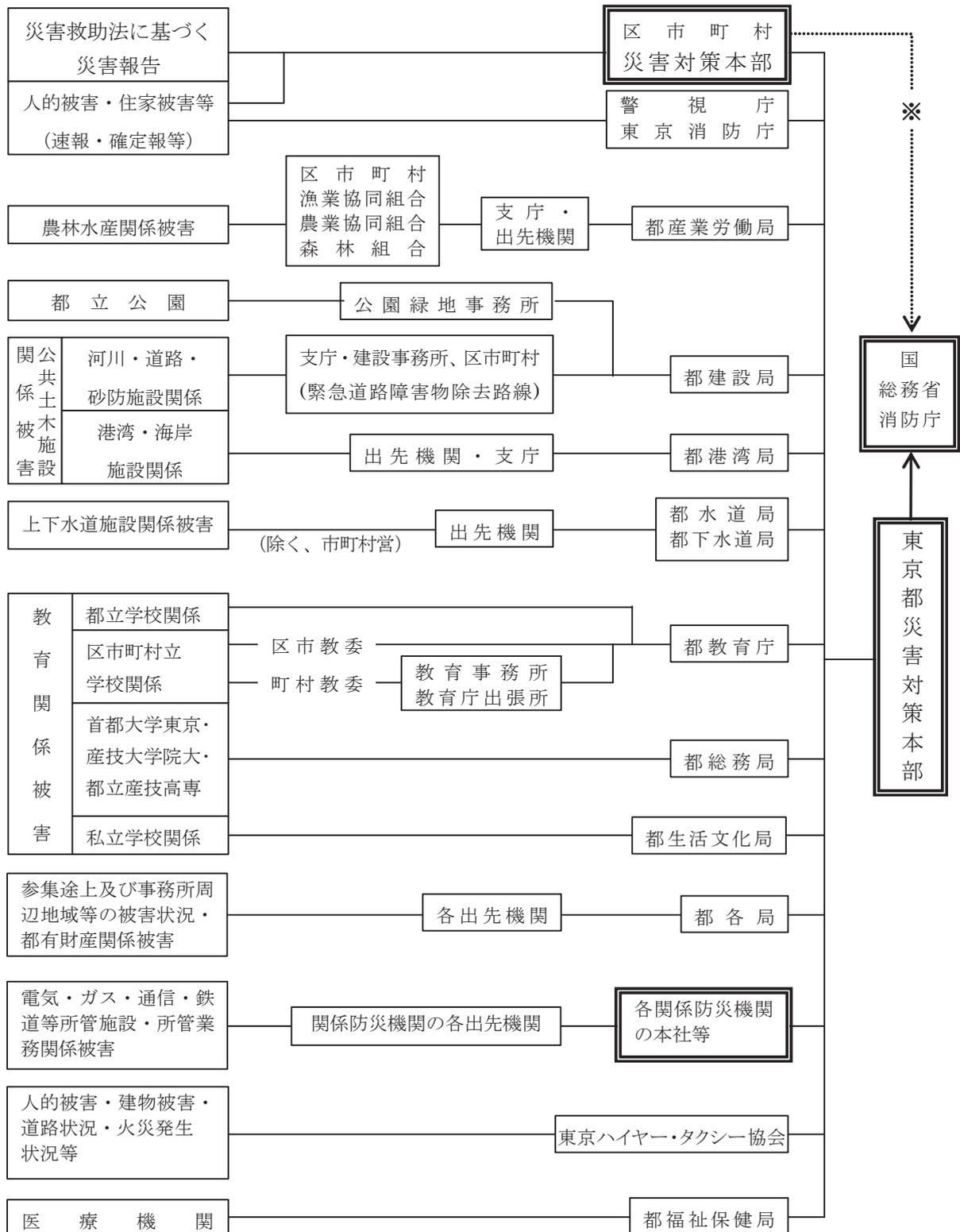
機 関 名	内 容			
区 市 町 村	<p>○ 災害が発生したときから当該災害に関する応急対策が完了するまで、被害状況等について、次により都に報告する。          なお、都に報告ができない場合には、国(総務省消防庁)に報告する。</p> <p>1 報告すべき事項          災害の原因、災害が発生した日時、災害が発生した場所又は地域、被害状況(被害の程度は、認定基準(別冊資料第123「被害程度の認定基準」)に基づき認定)、災害に対して既にとった措置及び今後とろうとする措置、災害救助法適用の要否及び必要とする救助の種類、その他必要な事項</p> <p>2 報告の方法          原則として、災害情報システム(DIS)の入力による(ただし、システム端末の障害等により入力できない場合は、防災行政無線、電話、FAXなどあらゆる手段により報告する。)</p> <p>3 報告の種類・期限等          報告の種類、期限等は次のとおりとする。</p>			
	報告の種類	入力期限	入力画面	
	発災通知	即時	被害第1報報告	
	被害措置概況速報	即時及び都が通知する期限内	被害数値報告 被害箇所報告	
	要請通知	即時	支援要請	
	確定報告	災害確定報告	応急対策を終了した後20日以内	災害総括
		各種確定報告	同上	被害情報、措置情報
	災害年報	4月20日	災害総括	
	4 災害救助法に基づく報告	<p>災害救助法に基づく報告については、第3部第12章「災害救助法の適用」に定めるところによる。</p>		

第2章 情報の収集・伝達

第3節 被害状況等の報告体制

機 関 名	内 容
第三管区 海上保安本部 (東京海上保安部)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 情報収集及び通報</li> </ul>
東京管区気象台 (気象庁)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 竜巻等突風、高潮・高波・副振動、地震・津波及び火山噴火等の規模及び被害状況を勘案の上必要と認める場合には、今後の防災気象情報の改善に資するよう、現象の実態解明等を目的とした現地調査を行う気象庁機動調査班（JMA-MOT）の派遣を実施する。調査結果は、速やかに公開する。</li> </ul>
関東地方整備局	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 国道事務所及び出張所においては、パトロールカー等による巡視を行う。</li> <li>○ 道路情報モニター等からの情報収集にも努め、必要に応じ都、警視庁及び各関係防災機関に速やかに連絡する。</li> </ul>
各 防 災 機 関	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 各防災機関は、所管施設に関する所在区市町村別の被害、既にとった措置、今後とろうとする措置その他必要事項について、区市町村の例に準じ都に報告する。</li> <li>○ ライフライン関係機関及び交通機関関係の被害概況速報については、「災害報告取扱要領」による。</li> <li>○ システム端末設置機関は、必要に応じ、端末に入力する。</li> </ul>

【被害状況の報告・伝達系統】



※ 災害の状況により都本部に報告できない場合

## 第4節 災害時の広報及び広聴活動

### 1 広報活動

機 関 名	内 容
都 総 務 局	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 風水害発生直後に行う広報内容は、次のとおりである。 <ul style="list-style-type: none"> <li>ア 災害の規模・気象・水象の状況</li> <li>イ 避難方法等</li> </ul> </li> <li>○ 被災者に対する広報内容は、次のとおりである。 <ul style="list-style-type: none"> <li>ア 被害情報</li> <li>イ 食料・生活物資等の供給状況</li> <li>ウ 医療救護活動の状況</li> <li>エ 電気等ライフラインの復旧状況</li> <li>オ 通信・交通機関等の復旧状況</li> </ul> </li> <li>○ 区市町村から広報に関する応援要請を受けたとき、又はその他の状況により必要と認めるときは、都政策企画局その他の関係機関に対し、放送要請手続をとるよう、指示・要請を行う。</li> <li>○ 携帯電話による利用も可能なホームページ形式の災害情報提供システムにより、都民に対して、被害情報や鉄道運行状況、道路情報等の提供を行い、災害発生時の迅速な初動対応や外出者の帰宅を支援する。また、防災関連情報（東京アメッシュ、各種ハザードマップ、都内中小河川の水位、雨量情報等）をホームページ上にてワンストップで確認できるように、機能向上を図る。</li> <li>○ 防災 Twitter、東京都防災アプリや東京都等が保有するデジタルサイネージなどの情報提供ツールを活用し、情報提供を行う。</li> <li>○ 民間で配信しているアプリと連携活用し、情報発信を行う。</li> <li>○ チャットボットを用いて都民からの問合せに対して、迅速に対応する。</li> </ul>
都 政 策 企 画 局	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 報道機関に対する発表</li> <li>○ 要請文の作成</li> </ul>
都 生 活 文 化 局	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 各広報媒体を活用し、災害対策本部の発する情報を基に広報活動を実施する。</li> <li>○ 都庁総合ホームページを災害対策用へ切り替え、迅速な情報提供を行う。</li> <li>○ 都生活文化局は、「外国人災害時情報センター」を設置して、以下の業務を行う。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・外国人が必要とする情報の収集・提供</li> <li>・区市町村等が行う外国人への情報提供に対する支援</li> <li>・東京都防災（語学）ボランティアの派遣</li> </ul> </li> </ul>

機 関 名	内 容
都 水 道 局	<p>○ 災害において断水事故が発生した場合、住民の不安と混乱を防ぐため、広報車等を巡回させるとともに、都、区市町、警察、消防、報道機関等の関係機関との協力を得て、断水地域の住民に対し、被害、復旧、応急給水等について適時適正に広報する。</p> <p>ア 水道施設の被害状況及び復旧見込み</p> <p>イ 災害時給水ステーション（給水拠点）の場所及び応急給水の実施方法</p> <p>ウ 水質についての注意</p> <p>エ その他必要事項</p>
都 下 水 道 局	<p>○ 下水道施設の被害及び復旧の状況並びに下水道使用自粛等の協力要請についての広報を行う。</p>
警 視 庁	<p>○ 各方面本部、各警察署から災害に関する情報を収集し関係機関と協力して、次の事項に重点をおいて、適時活発な広報活動を実施する。</p> <p>ア 気象、水象の状況、水防活動状況及び今後の見通し</p> <p>イ 被害状況、治安状況、救助活動及び警備活動</p> <p>ウ 感電、転落、でき水等による事故の防止及び防疫に関する注意の喚起</p> <p>エ 交通機関の運行状況及び交通規制の状況</p> <p>オ 犯罪の防止</p> <p>カ その他、各種告示事項</p> <p>○ 広報手段は次のとおりである。</p> <p>ア パトロールカー、白バイ、広報車、サインカー等による広報</p> <p>イ 拡声装置、携帯用拡声機による広報</p> <p>ウ ヘリコプター、警備艇による広報</p> <p>エ ホームページ、災害対策課 Twitter 等による広報</p> <p>オ テレビ、ラジオ等報道機関への情報提供</p> <p>カ 相談所の開設</p>

第2章 情報の収集・伝達

第4節 災害時の広報及び広聴活動

機 関 名	内 容
東京消防庁	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 災害に関する情報を収集し、関係機関と協力して次の事項に重点をおき、適時的確な広報活動を実施する。               <ul style="list-style-type: none"> <li>ア 気象及び水位の状況</li> <li>イ 水災及び土砂災害に関する情報</li> <li>ウ 被災者の安否情報</li> <li>エ 水防活動状況</li> <li>オ 救出救護及び要配慮者への支援の呼びかけ</li> </ul> </li> <li>○ 広報手段は次のとおりである。               <ul style="list-style-type: none"> <li>ア テレビ、ラジオ等の報道機関を介しての情報提供</li> <li>イ 消防車両の巡回</li> <li>ウ デジタルサイネージ、ホームページ、アプリ、SNS</li> <li>エ 消防団員及び災害時支援ボランティアを介しての情報提供</li> </ul> </li> </ul>
区 市 町 村	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 当該区域や所管施設において災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、ただちに警察署、消防署等と連携して、必要な広報活動を実施する。</li> </ul>
自 衛 隊	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 都及び関係機関と連絡を密にし、自ら積極的に空及び地上から情報を収集するとともに、広報に優先する他の救援活動の遂行に支障のない範囲において、能力の許す限り広報活動を実施する。               <ul style="list-style-type: none"> <li>ア 人命財産の保護に影響する緊急情報の伝達</li> <li>イ 民心安定に寄与する自衛隊及び関係機関の活動状況</li> <li>ウ 都及び関係機関等の告示事項</li> <li>エ その他必要事項</li> </ul> </li> <li>○ 広報手段は、航空機、車両拡声器及び地上部隊の口頭による。</li> </ul>
東京管区气象台 ( 気 象 庁 )	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 災害応急・救助活動や復旧活動を伴う災害が発生した場合、速やかに災害時気象支援資料を作成し、都及び関係する区市町村等の防災関係機関へ提供する。</li> </ul>
N T T 東 日 本 N T T コミュニケーションズ N T T ド コ モ	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 災害の発生が予想される場合又は発生した場合に、通信の疎通、利用制限の措置状況及び被災した電気通信設備等の応急復旧状況等の広報を行う。</li> <li>○ ホームページ、支店前掲示等により直接当該被災地に周知</li> <li>○ 災害用伝言ダイヤル等を提供した場合、交換機よりの輻輳トキ案内、避難所等での利用案内を実施するほか、必要に応じて報道機関、自治体との協力体制により、テレビ、ラジオ、防災無線等で利用案内を実施</li> </ul>

機 関 名	内 容
K D D I	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 広報内容は次のとおりである。 通信の被害・疎通状況の案内と通信輻輳時における利用者への時差通信等の協力要請</li> <li>○ 広報手段は次のとおりである。 報道機関及びホームページ等を通じて広報を行う。</li> </ul>
ソフトバンク	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 災害の発生が予想される場合又は発生した場合に、利用者の利便に関する次に掲げる事項について、テレビ・ラジオ放送等を通じ情報提供に必要な広報を行う。</li> <li>ア 通信の疎通状況及び利用制限等の措置状況</li> <li>イ 災害用伝言板及び音声お届けサービス等の協力要請</li> <li>ウ その他必要とする事項</li> </ul>
東京電力グループ	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 広報内容は次のとおりである。</li> <li>ア 電気による二次災害等を防止するための方法</li> <li>イ 避難時の電気安全に関する心構えについての情報</li> <li>ウ 電力施設の被害状況、復旧予定等についての情報</li> <li>○ 広報手段は次のとおりである。</li> <li>ア テレビ、ラジオ(ラジオ・ライフラインネットワーク)及び新聞等の報道機関を通じた広報</li> <li>イ ホームページ等を通じた広報</li> <li>ウ 区市町村の防災行政無線(同報系)の活用</li> <li>エ 広報車等による直接当該地域への周知</li> </ul>
東京ガス	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 広報内容は次のとおりである。</li> <li>ア 被害地区におけるガス機器の使用上の注意事項</li> <li>イ ガス供給状況、供給停止地区の復旧の見通し</li> <li>○ 広報手段は、ホームページ及びテレビ・ラジオ・新聞等の広報媒体等とする。</li> </ul>
J R 東 日 本	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 広報内容は次のとおりである。</li> <li>ア 災害の規模、被害範囲、駅周辺や沿線の被害状況</li> <li>イ 列車の不通線区や開通見込み等</li> <li>○ 広報手段は次のとおりである。</li> <li>ア 被災線区等の輸送状況、被害状況等を迅速かつ適切に把握し、旅客等に周知・案内を行い、テレビ・ラジオ・インターネットホームページ等で都民への情報提供に努める。</li> <li>イ 乗務員は、輸送指令から災害の規模、被害状況、運転再開の見通し等の指示を受け、放送等により案内を行う。</li> </ul>
東日本高速道路 中日本高速道路	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 広報内容は次のとおりである。</li> <li>応急対策の措置状況、交通規制状況、避難方法等</li> <li>○ 広報手段は次のとおりである。</li> <li>ラジオ、情報板、看板及びパトロールカー等</li> </ul>

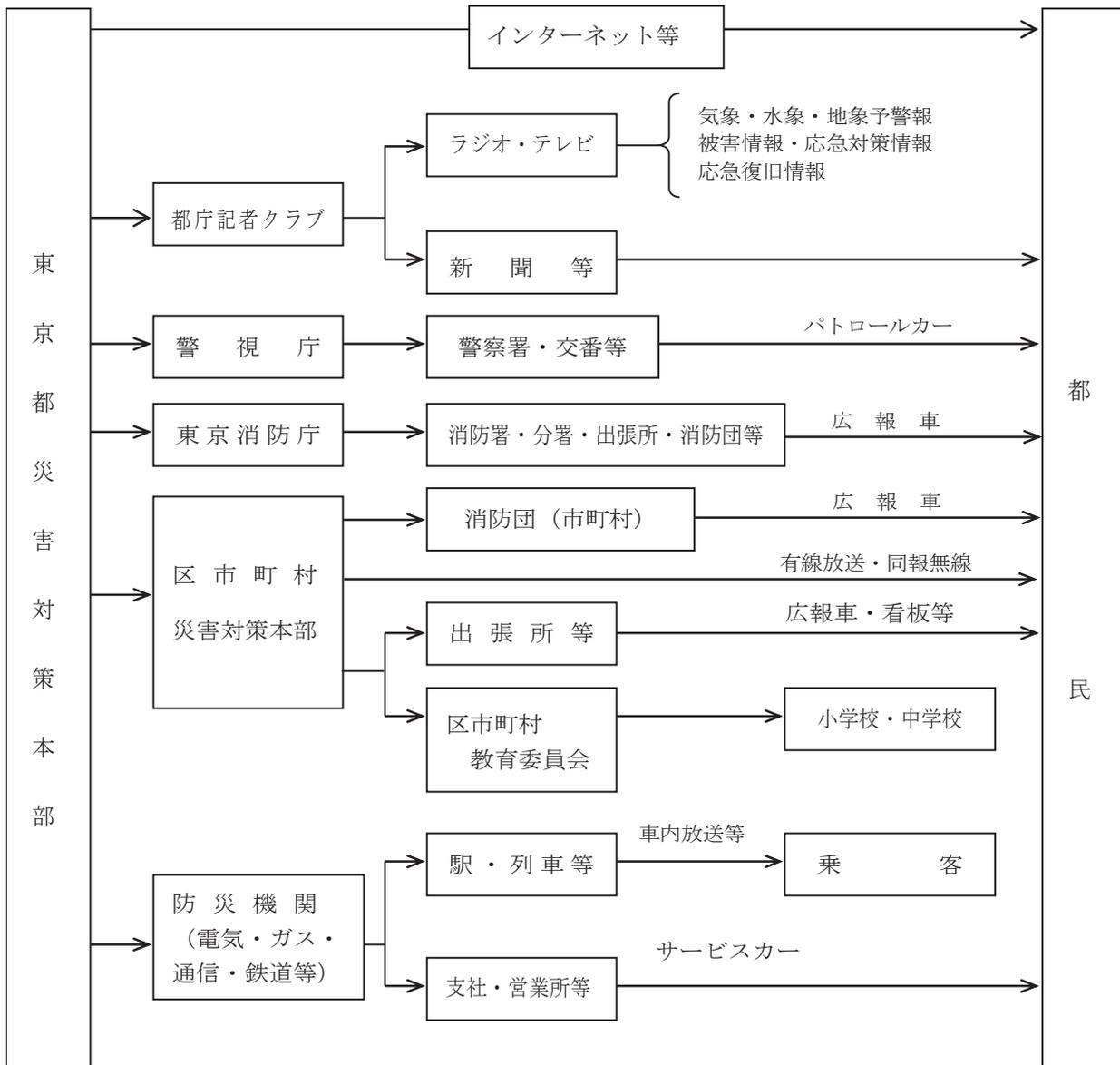
## 第2章 情報の収集・伝達

### 第4節 災害時の広報及び広聴活動

機 関 名	内 容
首都高速道路	<ul style="list-style-type: none"><li>○ 広報内容は次のとおりである。 応急対策の措置状況、交通規制状況、避難方法等</li><li>○ 広報手段は次のとおりである。 ラジオ等各種メディア、標識、情報板、料金所看板等の各種道路情報提供設備</li></ul>
各放送機関	<ul style="list-style-type: none"><li>○ 発災時の応急措置、災害に関する警報等の周知</li></ul>

#### (1) 都本部からの報道機関への発表

- 都本部からの報道発表は、都庁記者クラブ(第一本庁舎6階)等において行う。
- 報道機関からの問合せに係る対応は、都政策企画局とする。
- 都本部及び各局の報道発表に係る庁内調整は、都政策企画局が行う。
- 夜間又は勤務時間外に発災した場合は、都本部が設置されるまでの間は、都総務局総合防災部が発表を行う。
- 都本部は、警察、消防、区市町村等から提供された人的被害関連情報の一元的な集約、調整、整理、突合、精査を行い、報道機関への発表を行う。



(2) 警視庁・東京消防庁からの報道機関への発表

- 警視庁及び東京消防庁が収集した災害情報等については、それぞれの庁内記者クラブ等に対して発表することができる。

ただし、人的被害等に関する情報については、原則、東京都が発表した後に必要に応じて発表する。

(3) 各防災機関からの報道機関への発表

- 被害状況及び施設の復旧等に関する情報は、各防災機関の記者クラブ等で発表するが、必要に応じて都本部においても発表する。

(4) 放送要請

- 都が災害対策本部を設置した場合又はこれに準ずる態勢をとった場合は、都が行う災害応急対策等についての放送要請は、「災害時等における放送要請に関する協定」に基づき速やかに行う。

## 第2章 情報の収集・伝達

### 第4節 災害時の広報及び広聴活動

- 放送要請については、都政策企画局が都総務局と協議のうえ、要請文を作成した後、本部長(知事)が決定し、総務局が各放送機関へ無線一斉通報(音声及びFAX)にて伝達する。なお、その他については、「災害時等における放送要請に関する協定」及び同協定実施細目の定めるところにより行う。
- 外国人への情報提供については、アメリカン・フォーシズ・ネットワーク(AFN)との間に締結している「災害時等における放送要請に関する協定」に基づき実施するとともに、インターエフエムにおいても実施する。  
(別添資料第124「災害時等における放送要請・報道要請に関する協定」)
- (5) 報道要請
  - 都が災害対策本部を設置した場合又はこれに準ずる態勢をとった場合は、都が行う災害応急対策等についての報道要請は、「災害時等における報道要請に関する協定」に基づき速やかに行う。
  - 報道要請については、都政策企画局が都総務局と協議のうえ、要請文を作成した後、本部長(知事)が決定し、各報道機関へ要請する。なお、その他については「災害時等における報道要請に関する協定」の定めるところにより行う。  
(別添資料第125「放送機関の活動態勢」)  
(別添資料第126「災害時に放送を依頼するラジオ局一覧」)  
(別添資料第127「災害伝言板の利用方法」)
- (6) 地域放送局の活用
  - 区市町村は、地域FM局やケーブルテレビ局などの地域放送局を活用して、被災・復旧などの情報を放送する。
- (7) 避難指示等の情報伝達
  - 都及び区市町村は、災害発生時、本部設置時には、放送要請による対応を行う場合があるほか、本部設置に至らない場合でも、都民等に対しマスコミと連携した避難指示等に関する情報提供を行う、インターネットを積極的に活用するなど、より一層の災害対応を実施する。
  - 具体的な対応については、「放送を活用した避難指示等の情報伝達の申し合わせ」の内容による。
    - ア 実施機関  
東京都、都内区市町村、東京都城又は都城を超える広域区域を事業区域とする放送事業者各社
    - イ 伝達する情報
      - (ア) 高齢者等避難
      - (イ) 避難指示
      - (ウ) 警戒区域の設定

## 2 広聴活動

機 関 名	内 容
都 総 務 局	○ 各局の相談窓口をとりまとめ住民等へ周知
都 生 活 文 化 局	○ 常設の都民相談窓口、または災害の規模に応じて臨時相談窓口を開設し、被災者の生活に関する相談、要望等の解決に努める。
都 各 局	○ 相談窓口等を開設するとともに、都総務局へ報告
警 視 庁	○ 警察署又は交番その他必要な場所に臨時相談所を設置して、警察関係の相談にあたる。
東 京 消 防 庁	○ 災害の規模に応じて、消防庁舎その他必要な場所に消防相談所を開設し、各種相談、説明、案内にあたる。 ○ 都民からの電子メールによる問い合わせに対応する。
区 市 町 村	○ 被災者のための相談所を設け、要望事項を聴取し、その解決を図る。

### 《都生活文化局》

- 常設の都民相談窓口、または災害の規模に応じて臨時相談窓口を開設し、被災者の生活に関する相談、要望等の対応を実施する。
- 電話等により相談に対応し、適切な部署等を案内する。

### 《警視庁》

- 警察署又は交番その他必要な場所に臨時相談所を設置して、警察関係の相談に当たる。
- 交通対策本部内に交通規制の内容及び緊急通行車両の標章に関するテレホンコーナーを開設する。

### 《東京消防庁》

- 災害の規模に応じて、消防庁舎その他必要な場所に消防相談所を開設し、各種相談、説明、案内に当たる。
- 都民からの電子メールによる問合せに対応する。

### 《区市町村》

- 被災者のための相談所を設け、要望事項を聴取し、その解決を図る。



## 第3章 水防対策

- 洪水、雨水出水、津波又は高潮に際し水害を警戒、防御し、これによる被害を軽減する。
- 津波対策については、震災編の津波等対策による。
- 水防については水防法第7条により毎年「水防計画」に検討を加え、必要がある時は変更されるものである。このため、常に最新の東京都水防計画を確認する。以下は、令和2年度時点の抜粋資料（参考）とする。

### 主な機関の応急活動

機関名	発災 被害の発生				
	事前情報 収集期	情報監視期	情報連絡期	災害即応期	応急対応期
(都建設局) 都水防本部	○ 気象情報、水位情報等の収集・伝達				
		【連絡態勢】	【警戒配備態勢】	【非常配備態勢】	
○ 区市町村への水防活動支援				○ 点検対象施設現場調査	
				○ 被害状況の把握	○ 応急復旧

第3章 水防対策  
 主な機関の応急活動

機関名	発災 被害の発生				
	事前情報 収集期	情報監視期	情報連絡期	災害即応期	応急対応期
都 港 湾 局	○気象情報、水位情報等の収集・伝達	【台風第一次非常配備態勢】 ○情報収集・連絡態勢	【台風第二・三次非常配備態勢】 ○水門閉鎖 ○排水機運転 ○陸こう等閉鎖	○被害状況の把握	○応急復旧
東 京 消 防 庁	○気象情報等、水位情報等の収集・伝達 【必要に応じて水防態勢発令】	○事前計画（水防基本計画等）に基づく活動	【水防態勢発令】 【必要に応じて第一～第四非常配備態勢発令】 ○第一非常配備態勢以上の発令で水防部隊を編成	○必要に応じて現場救護所を設置	○知事に対し 緊急消防援助隊の派遣要請

機関名	発災 被害の発生				
	事前情報 収集期	情報監視期	情報連絡期	災害即応期	応急対応期
区市町村	○気象情報、水位情報等の収集・伝達 ○警報等の受信、伝達	○水防活動開始	○高齢者等避難 ○避難指示	○災害派遣要請 ○広域応援要請	
関東地方整備局	○気象・海象情報の収集	○水防活動	○洪水予報発表、水防警報発表（気象庁も共同） ○情報連絡体制確保	○緊急復旧対策 ○災害対策本部の設置	○港湾施設の陸上点検
第三管区海上保安本部				○ヘリ映像情報の配信	

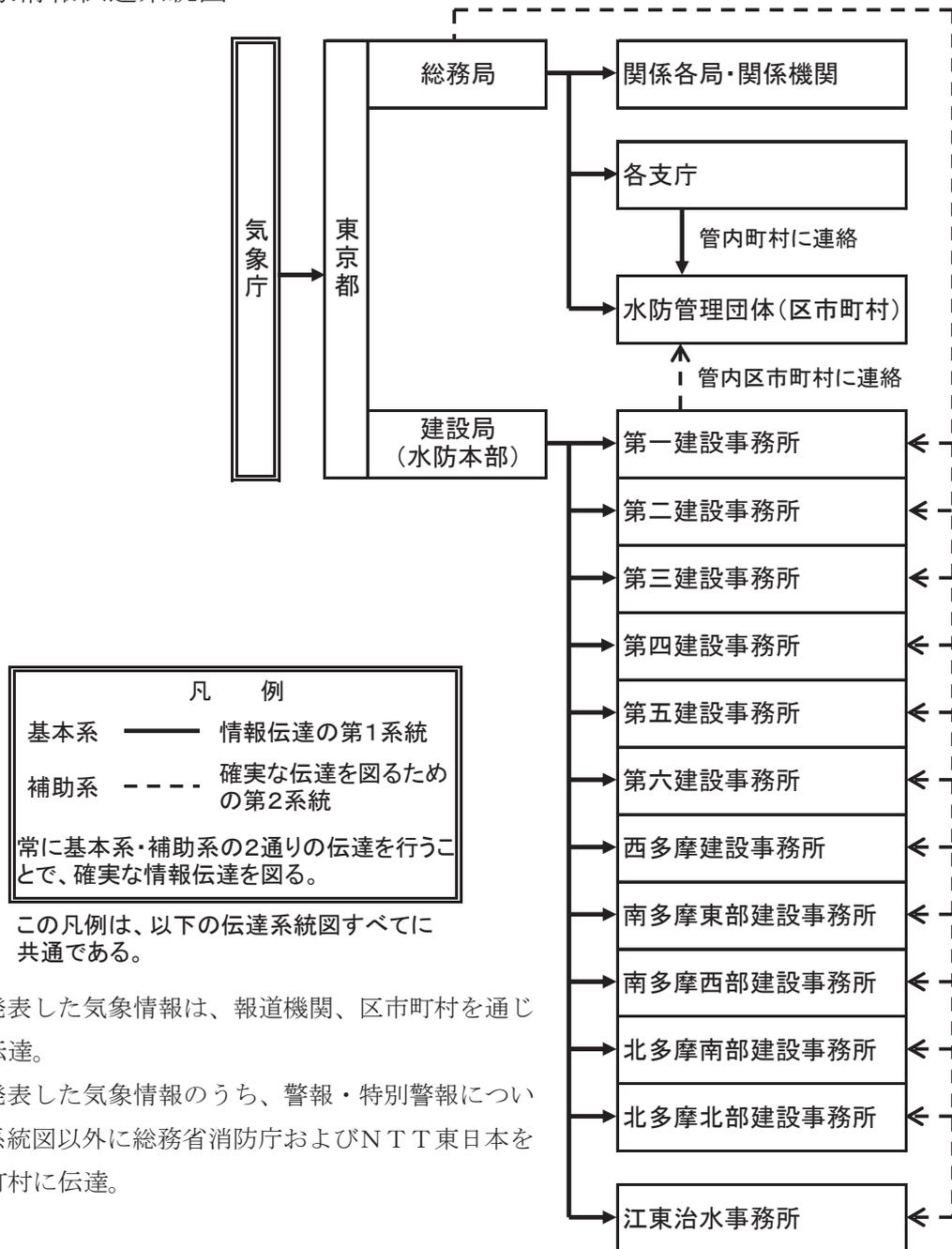
※水防活動に関する具体的事項については、最新の東京都水防計画を確認することとする。

## 第1節 水防情報

### 1 気象情報

- 気象等の情報は、水防活動のための基礎的情報であり、気象庁からオンラインにより入手する。
- 防災機関の入手方法
  - (1) 東京都災害情報システム (DIS)
    - DIS を活用することで、「東京都水防災総合情報システム」、「国土交通省 解析雨量」、「アメダス実況」による各種気象情報や河川水位情報等を収集することが可能となり、災害対策の検討、区市町村への伝達情報の判断材料等に活用することができる。
  - (2) 防災情報提供システム
    - 防災情報提供システムとは、気象庁が専用線及び汎用のインターネット（電子メール、Web）を活用し、気象庁の発表する各種防災気象情報を都、区市町村等の防災機関へ提供するシステムである。
    - 各種防災気象情報の他、流域雨量指数の予測値、大雨（土砂災害、浸水害）・洪水警報の危険度分布、竜巻発生確度ナウキャスト、雷ナウキャスト等、発達した積乱雲のもたらす激しい気象現象の危険度を表すきめ細かい情報等入手できる。区市町村が行う避難指示等の判断の参考に利用する。
    - 水防活動に用いる気象等の警報・注意報は、大雨注意報、高潮注意報、洪水注意報、津波注意報、大雨警報、高潮警報、洪水警報、津波警報、大雨特別警報、高潮特別警報、大津波警報である。
    - 警報・注意報の発表基準、発表官署、担当区域、切替えについては、別冊資料第120「防災気象情報の種類及び特別警報・警報・注意報の基準」が適用される。

< 気象情報伝達系統図 >



- ・ 気象庁が発表した気象情報は、報道機関、区市町村を通じて都民にも伝達。
- ・ 気象庁が発表した気象情報のうち、警報・特別警報については、伝達系統図以外に総務省消防庁およびNTT東日本を通じて区市町村に伝達。

## 2 洪水予報河川（国管理河川）

- 国土交通省と気象庁とが共同で行う洪水予報で都に関係するものは、次のとおりである。（水防法第10条第2項、第13条の2、気象業務法第14条の2第2項）

(1) 洪水予報を行う河川及びその範囲

河川名	区 間	基準地点
利根川上流部	左岸：群馬県伊勢崎市柴町字小泉 1555 番地先から茨城県猿島郡境町字北野 1920 番地先まで 右岸：群馬県佐波郡玉村町大字小泉字飯玉前 70 番 6 地先から江戸川分派点まで	やったじま 八斗島 くりはし 栗橋
江戸川	左岸：利根川からの分派点から海まで 右岸：利根川からの分派点から海まで（旧川を除く）	にしせきやど 西関宿 の だ 野田
中川	左岸：埼玉県北葛飾郡松伏町大字下赤岩字内膳堀内下 1647-1 地先から東京都葛飾区高砂 2 丁目 55-3 地先まで 右岸：埼玉県北葛飾郡松伏町大字下赤岩字大落向 937-1 地先から東京都葛飾区青戸 2 丁目 623-1 地先まで	よしかわ 吉川
綾瀬川 (谷古宇区間)	左岸：埼玉県越谷市大字蒲生字西浦 3793-3 地先から東京都足立区神明 1 丁目 30-1 地先まで 右岸：埼玉県草加市金明町字中取出し 1362-7 地先から東京都足立区南花畑 3 丁目 23-1 地先まで	やこ 谷古宇
荒川 (旧川を除く)	左岸：埼玉県深谷市荒川字下川原 5 番の 2 地先から海まで（旧川を除く） 右岸：埼玉県大里郡寄居町大字赤浜字後古沢 218 番の 18 地先から海まで（旧川を除く）	くまがや 熊谷 ぢすいばし 治水橋 いわぶちすいもん 岩淵水門 かみ (上)
入間川	左岸：埼玉県川越市大字的場字飛樋下 1563 番の 1 地先から荒川への合流点まで 右岸：埼玉県川越市大字池辺字権現脇臺 1057 番の 2 地先から荒川への合流点まで	おがや 小ヶ谷 すがま 菅間
多摩川	左岸：東京都青梅市青梅大柳町 1575 地先から海まで 右岸：東京都青梅市畑中 1 丁目 18 番地から海まで	ちょうふばし 調布橋 いしはら 石原 でんえんちようふ 田園調布 かみ (上)
浅川	左岸：東京都八王子市中野上町 4 丁目 3895 番地先から多摩川合流点まで 右岸：東京都八王子市元本郷町 4 丁目 483 番地先から多摩川合流点まで	あさかわばし 浅川橋

(2) 洪水予報の種類と発表基準

種 類	発 表 基 準
(〇〇川) 氾濫注意情報	基準地点のいずれかの水位が、氾濫注意水位に到達し、さらに水位上昇が見込まれるとき
(〇〇川) 氾濫警戒情報	基準地点のいずれかの水位が、概ね2～3時間後に氾濫危険水位に到達すると見込まれるとき、あるいは避難判断水位に到達し、さらに水位の上昇が見込まれるとき
(〇〇川) 氾濫危険情報	基準地点のいずれかの水位が、氾濫危険水位に到達したとき
(〇〇川) 氾濫発生情報	洪水予報を行う区域において、氾濫が発生したとき
(〇〇川) 氾濫注意情報解除	基準地点の水位が、氾濫注意水位を下回り、氾濫のおそれなくなったとき

第3章 水防対策  
第1節 水防情報

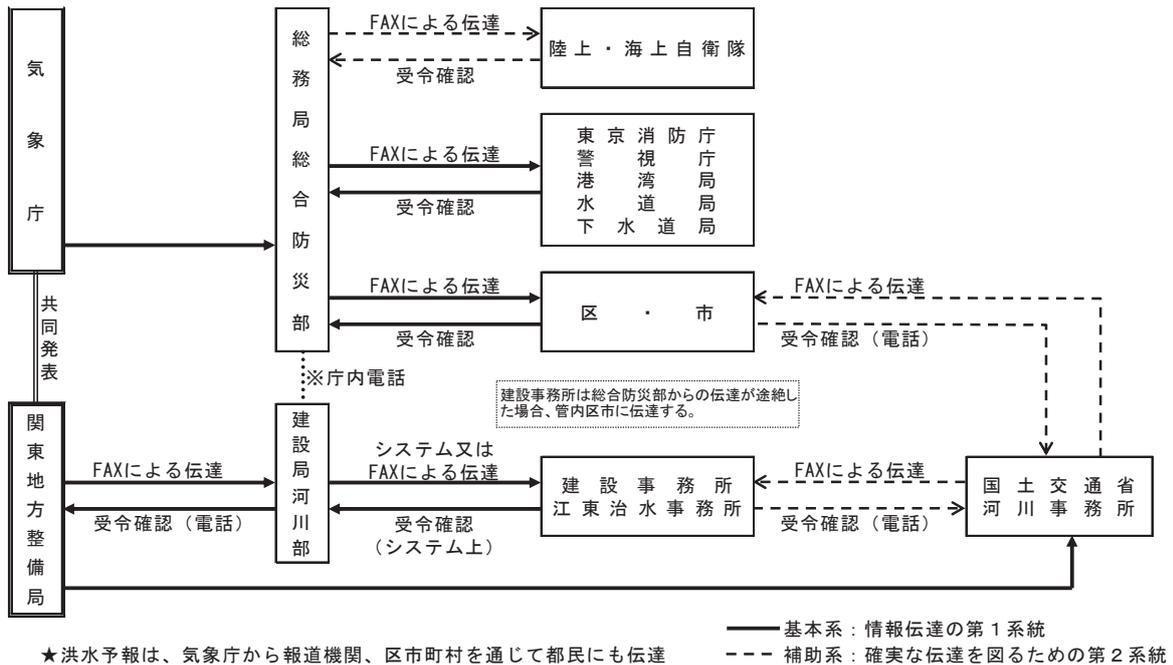
(3) 洪水予報河川発表基準水位

洪水予報河川発表基準水位については、最新の東京都水防計画を確認することとする。

(4) 洪水予報伝達

- 洪水予報の伝達は、次のとおり行う。なお、区市については、水防担当部署と避難指示等発令部署が異なる場合は、それぞれに情報伝達を行う。

<国管理河川 洪水予報伝達系統図（詳細は最新の水防計画を確認することとする）>



### 3 洪水予報河川（都管理河川）

- 都と気象庁予報部とが共同で行う洪水予報で都に関係するものは、次のとおりである。（水防法第11条、気象業務法第14条の2第3項）

#### （1）洪水予報を行う河川及びその範囲

発表単位	河川名	区間	基準地点
神田川	神田川	左岸:三鷹市井の頭3丁目322番地先から 隅田川合流点まで	ばんやばし 番屋橋
		右岸:三鷹市井の頭3丁目322番地先から 隅田川合流点まで	わだみばし 和田見橋
目黒川	目黒川	左岸:目黒区大橋1丁目10番地先から 海まで	あおぼだい 青葉台
		右岸:目黒区東山3丁目1番地先から 海まで	えぼらちおせつち 荏原調節池
渋谷川 ・古川	渋谷川	左岸:渋谷区渋谷3丁目18番地先から 海まで	しぶやばし 渋谷橋
	古川	右岸:渋谷区渋谷3丁目20番地先から 海まで	しのはし 四ノ橋
野川 ・仙川	野川	左岸:小金井市貫井南町4丁目25番地先から 多摩川への合流点まで	おおきわいけうえ 大沢池上
	仙川	右岸:小金井市貫井南町4丁目24番地先から 多摩川への合流点まで	かまたばしのがわ 鎌田橋野川
妙正寺川	妙正寺川	左岸:三鷹市新川6丁目26番地先から 野川への合流点まで	かまたばしせんかわ 鎌田橋仙川
		右岸:三鷹市新川6丁目28番地先から 野川への合流点まで	
妙正寺川	妙正寺川	左岸:杉並区清水3丁目22番地先(妙正寺池)から 神田川合流点まで	ろせいばし 鷺盛橋
		右岸:杉並区清水3丁目22番地先(妙正寺池)から 神田川合流点まで	ちとせばし 千歳橋

第3章 水防対策  
第1節 水防情報

芝川・ 新芝川※	芝川	左岸:埼玉県さいたま市緑区大間木地先八丁橋下流から 新芝川を経て荒川合流点まで	あおきすいもん 青木水門
	新芝川	右岸:埼玉県さいたま市緑区大間木地先八丁橋下流から 新芝川を経て荒川合流点まで	

※芝川・新芝川洪水予報は東京都・埼玉県・気象庁予報部・熊谷地方気象台の共同発表

(2) 洪水予報の種類と発表基準

- 神田川、目黒川、渋谷川・古川、野川・仙川、妙正寺川

種 類	発 表 基 準
(〇〇川) 氾濫危険情報	基準地点のいずれか1地点の水位が、概ね1時間以内に氾濫発生水位に到達することが見込まれる場合、あるいは氾濫危険水位に到達し、さらに水位の上昇が見込まれる場合に発表する。
(〇〇川) 氾濫注意情報解除	全ての基準地点の水位が、氾濫危険水位を下回り、洪水のおそれなくなったとき

- 芝川・新芝川

種 類	発 表 基 準
芝川・新芝川 氾濫注意情報	青木水門の水位が、氾濫注意水位に到達し、さらに水位上昇が見込まれるとき
芝川・新芝川 氾濫警戒情報	青木水門の水位が、氾濫危険水位に到達すると見込まれるとき、あるいは避難判断水位に到達し、さらに水位の上昇が見込まれるとき
芝川・新芝川 氾濫危険情報	青木水門の水位が、氾濫危険水位に到達したとき
芝川・新芝川 氾濫発生情報	洪水予報を行う区域において、氾濫が発生したとき
芝川・新芝川 氾濫注意情報解除	青木水門の水位が、氾濫危険水位を下回り、氾濫のおそれなくなったとき

(3) 洪水予報河川発表基準水位

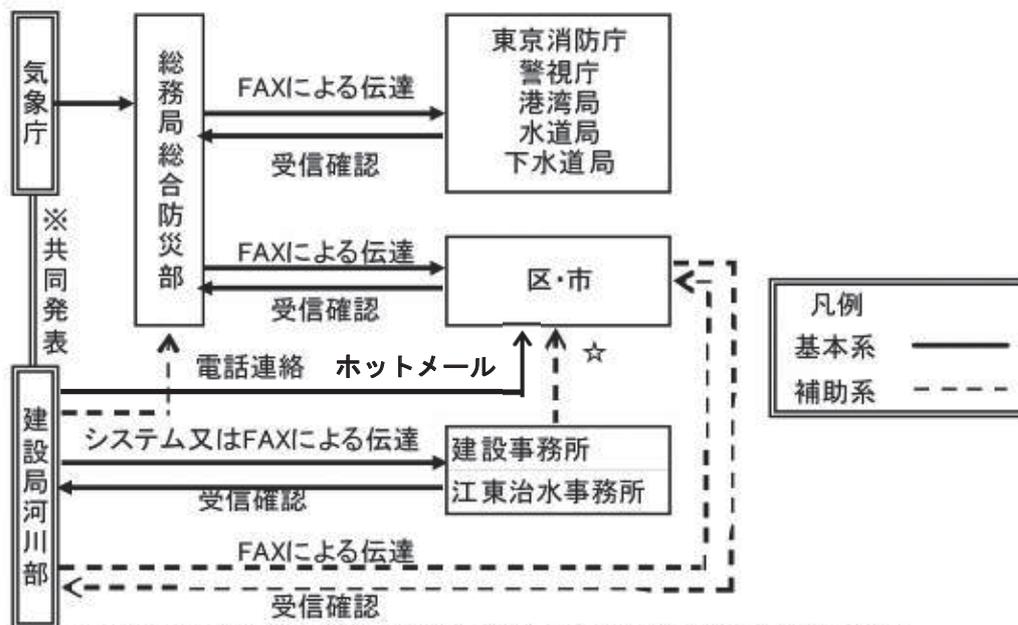
洪水予報河川発表基準水位については、最新の東京都水防計画を確認することとする。

(4) 洪水予報伝達

- 洪水予報の伝達は、次のとおり行う。なお、区市町村については、水防担当部署と避難指示等発令部署が異なる場合は、それぞれに情報伝達を行う。

<都管理河川 洪水予報伝達系統図(詳細は最新の水防計画を確認することとする)>

河川名	区間	基準地点	担当河川事務所
大栗川	左岸 自 新大栗橋下流端 (多摩市関戸3丁目16番地先) 至 多摩川合流点	ほうおんぼし 報恩橋	京浜
	右岸 自 新大栗橋下流端 (多摩市関戸5丁目1番地先) 至 多摩川合流点		



※芝川・新芝川は東京都・埼玉県・気象庁・熊谷地方気象台の共同発表

☆総合防災部からの伝達が途絶した場合、建設事務所は河川部の指示により管内の区市に情報伝達する。

☆洪水予報は、気象庁から報道機関、区市町村を通じて都民にも伝達

4 水位周知河川 (国管理河川)

- 国土交通省は、洪水予報河川以外の河川のうち、洪水により相当な被害を生ずるおそれがある河川を指定し (水位周知河川)、氾濫注意水位、避難判断水位及び氾濫危険水位に達した場合は直ちに最新の水防計画に定める水防関係機関にその旨を通知する。

第3章 水防対策  
第1節 水防情報

(1) 水位周知を行う河川及びその範囲

河川名	区間		基準地点	担当 河川事務所
大栗川	左岸	自 新大栗橋下流端（多摩市関戸3丁目16番地先） 至 多摩川合流点	ほうおんばし 報恩橋	京浜
	右岸	自 新大栗橋下流端（多摩市関戸5丁目1番地先） 至 多摩川合流点		

(2) 水位周知の種類と発表基準

種 類	発 表 基 準
大栗川氾濫注意情報	報恩橋における水位が氾濫注意水位に到達したとき。
大栗川氾濫警戒情報	報恩橋における水位が避難判断水位に到達したとき。
大栗川氾濫危険情報	報恩橋における水位が氾濫危険水位に到達したとき。

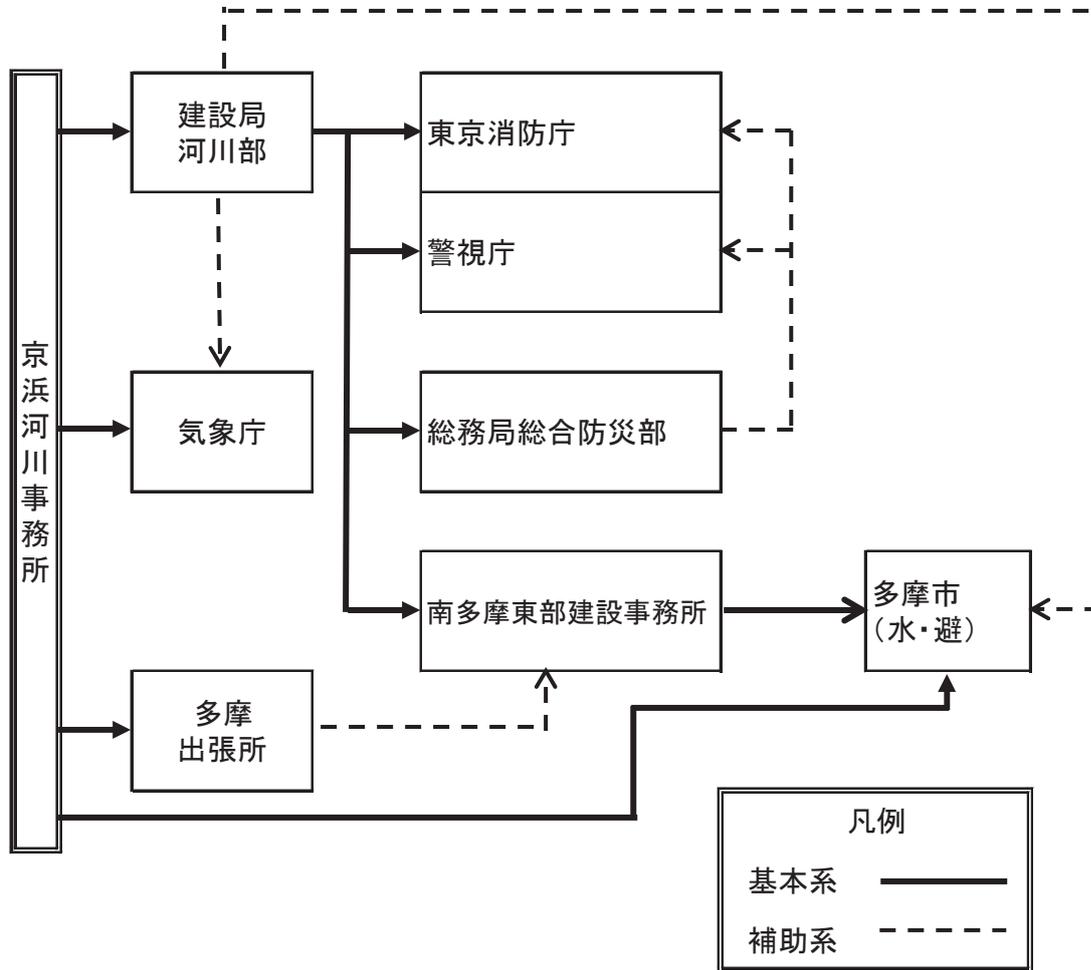
(3) 水位周知河川発表基準水位

水位周知河川発表基準水位については、最新の東京都水防計画を確認することとする。

(4) 伝達系統

次のとおり行う。

<国管理河川 水位周知伝達系統図（詳細は最新の水防計画を確認することとする。）>



★河川部からの伝達が途絶した場合、総務局総合防災部は多摩市に伝達する。

## 5 水位周知河川（都管理河川）

都は、洪水予報河川以外の河川のうち、洪水により相当な被害を生ずるおそれある河川を指定し（水位周知河川）、氾濫危険水位に達した場合は直ちに最新の水防計画に定める水防関係機関にその旨を通知する。

### （1） 水位周知河川及びその範囲（都管理河川）

河川名	区間		基準地点	担当事務所
石神井川	左岸	自 小平市花小金井南町(上流端) 至 西東京市東伏見3丁目(練馬区境)	しばくぼ 芝久保	北多摩南部 建設事務所
	右岸	自 小平市花小金井南町(上流端) 至 西東京市東伏見3丁目(練馬区境)		
	左岸	自 練馬区関町北3丁目(西東京市境) 至 練馬区石神井台1丁目(蛍橋)	いなりぼし 稲荷橋	第四 建設事務所
	右岸	自 練馬区関町北3丁目(西東京市境) 至 練馬区上石神井3丁目(蛍橋)		
	左岸	自 練馬区石神井台1丁目(蛍橋) 至 北区王子本町1丁目(飛鳥山公園)	かがぼし 加賀橋	
	右岸	自 練馬区上石神井3丁目(蛍橋) 至 北区滝野川2丁目(飛鳥山公園)		
	左岸	自 北区王子本町1丁目(飛鳥山公園) 至 北区堀船3丁目(隅田川合流点)	みぞたばし 溝田橋	第六 建設事務所
	右岸	自 北区滝野川2丁目(飛鳥山公園) 至 北区堀船3丁目(隅田川合流点)		
善福寺川	左岸	自 杉並区善福寺2丁目(上流端) 至 杉並区和田1丁目(神田川合流点)	にしたばたばし 西田端橋	第三 建設事務所
	右岸	自 杉並区善福寺2丁目(上流端) 至 中野区弥生町6丁目(神田川合流点)		
谷沢川	左岸	自 世田谷区用賀2丁目(上流端) 至 世田谷区中町3丁目(宮前橋)	まるやまばし 丸山橋	第二 建設事務所
	右岸	自 世田谷区玉川台1丁目(上流端) 至 世田谷区中町3丁目(宮前橋)		
	左岸	自 世田谷区中町2丁目(宮前橋) 至 世田谷区玉堤2丁目(多摩川合流点)	やがわばし 矢川橋	
	右岸	自 世田谷区中町2丁目(宮前橋) 至 世田谷区野毛1丁目(多摩川合流点)		
丸子川	左岸	自 世田谷区岡本3丁目(上流端) 至 大田区田園調布1丁目(多摩川合流点)	たきの 滝ノ橋	
	右岸	自 世田谷区岡本3丁目(上流端) 至 大田区田園調布1丁目(多摩川合流点)		

呑川	左岸	自 目黒区大岡山2丁目(九品仏川合流点) 至 大田区大森南5丁目(海)	いけがみ 池上	南多摩東部 建設事務所
	右岸	自 目黒区緑が丘3丁目(九品仏川合流点) 至 大田区東粕谷6丁目(海)		
鶴見川	左岸	自 町田市野津田町(丸山橋) 至 町田市三輪町(神奈川県境)	しもかわとぼし 下川戸橋	
	右岸	自 町田市野津田町(丸山橋) 至 町田市三輪町(神奈川県境)		
恩田川	左岸	自 町田市本町田(上流端) 至 町田市成瀬(神奈川県境)	たかせぼし 高瀬橋	
	右岸	自 町田市本町田(上流端) 至 町田市成瀬(神奈川県境)		
真光寺川	左岸	自 町田市広袴3丁目(上流端) 至 町田市能ヶ谷町(神奈川県境)	やさきぼし 矢崎橋	
	右岸	自 町田市広袴3丁目(上流端) 至 町田市能ヶ谷町(神奈川県境)		
境川	左岸	自 町田市根岸町(根岸橋) 至 町田市原町田1丁目(境橋)	ねぎしぼし 根岸橋	
		自 町田市原町田1丁目(境橋) 至 町田市鶴間(神奈川県境)	さかいぼし 境橋	

(2) 水位周知の種類と発表基準(都管理河川)

種類	発表基準
〇〇川 氾濫危険情報	基準地点の水位が、氾濫危険水位に到達したとき。
解除	全ての基準地点の水位が、氾濫危険水位を下回り、洪水のおそれなくなったとき

第3章 水防対策  
第1節 水防情報

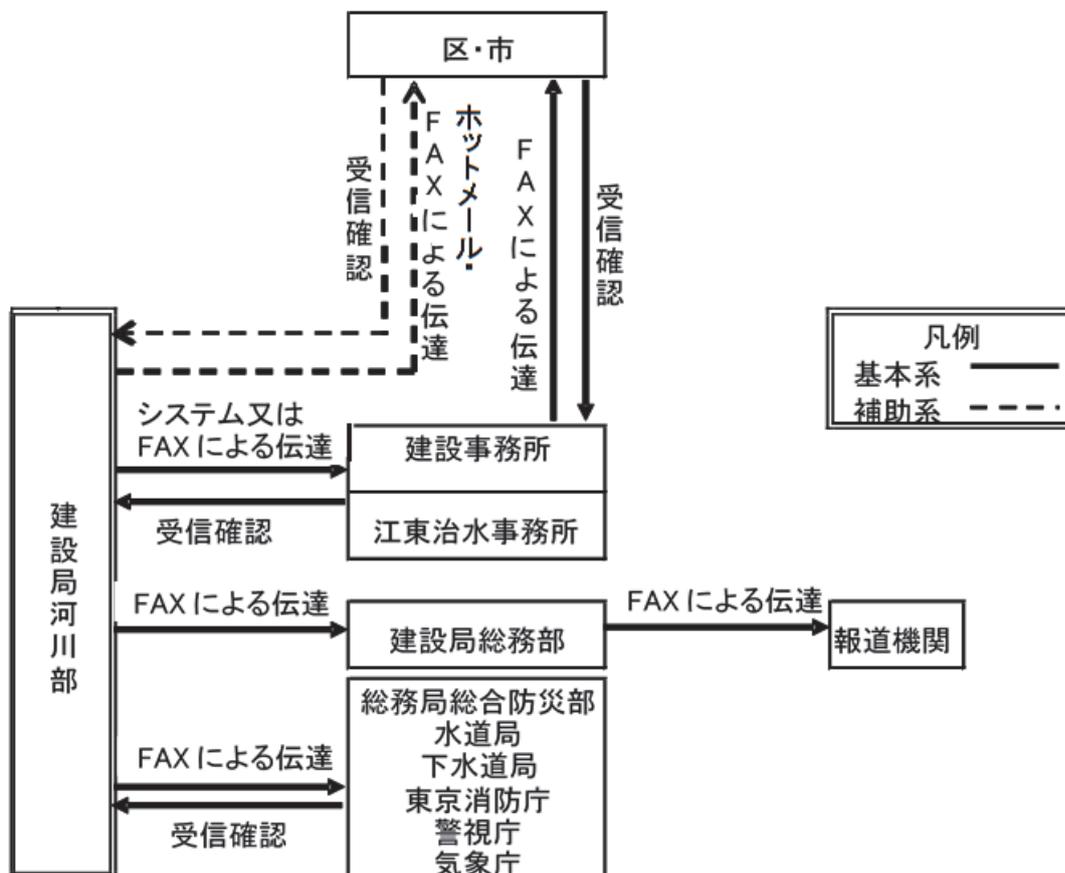
(3) 水位周知河川発表基準水位（都管理河川）

水位周知河川発表基準水位については、最新の東京都水防計画を確認することとする。

(4) 水位周知伝達系統図（都管理河川）

各河川の氾濫危険情報の伝達系統は、迅速かつ確実な伝達を図るため、機器の故障等、不測の事態を考慮し、下図のとおりとする。なお、区市町村については、水防担当部署と避難指示等発令部署が異なる場合は、それぞれに情報伝達を行う。

<都管理河川 水位周知伝達系統図（詳細は最新の水防計画を確認することとする。）>



## 6 水位周知河川（神奈川県管理河川）

鶴見川、麻生川、真光寺川、境川の神奈川県管理区間で発表される氾濫危険情報等のうち、都民への情報提供が必要なものは以下のとおりである。

### (1) 水位周知河川及びその範囲（神奈川県管理）

河川名	水防警報区間		基準地点	担当事務所
鶴見川	左岸	自 東京都境 至 横浜市青葉区寺家町の水車橋上流端	おかがみばし 岡上橋	神奈川県 横浜川崎治水事務所 川崎治水センター
	右岸	自 東京都境 至 横浜市青葉区寺家町の水車橋上流端		
麻生川	左岸	自 神奈川県川崎市麻生区上麻生の大谷戸橋下流端 至 鶴見川合流点	しんみわばし 新三輪橋	
	右岸	自 神奈川県川崎市麻生区上麻生の大谷戸橋下流端 至 鶴見川合流点		
真光寺川	左岸	自 東京都境 至 鶴見川合流点	やききばし 矢崎橋	
	右岸	自 東京都境 至 鶴見川合流点		
境川	右岸	自 相模原市緑区川尻 至 厚木土木事務所東部センター管内境(大和市境)	かざとばし 風戸橋 しょうわばし 昭和橋 たかばし 高橋 こうえんじばし 幸延寺橋	神奈川県 厚木土木事務所 津久井治水センター
	左岸	自 横浜市瀬谷区五貫目町 至 藤沢土木事務所管内境	—	神奈川県 厚木土木事務所 東部センター
	右岸	自 厚木土木事務所津久井治水センター管内境(相模原市境) 至 藤沢土木事務所管内境		

### (2) 水位周知の種類と発表基準（神奈川県管理河川）

種類	発表基準
〇〇川 氾濫警戒情報	基準地点の水位が、避難判断水位に到達したとき。
〇〇川 氾濫危険情報	基準地点の水位が、氾濫危険水位に到達したとき。

### (3) 水位周知河川発表基準水位（神奈川県管理河川）

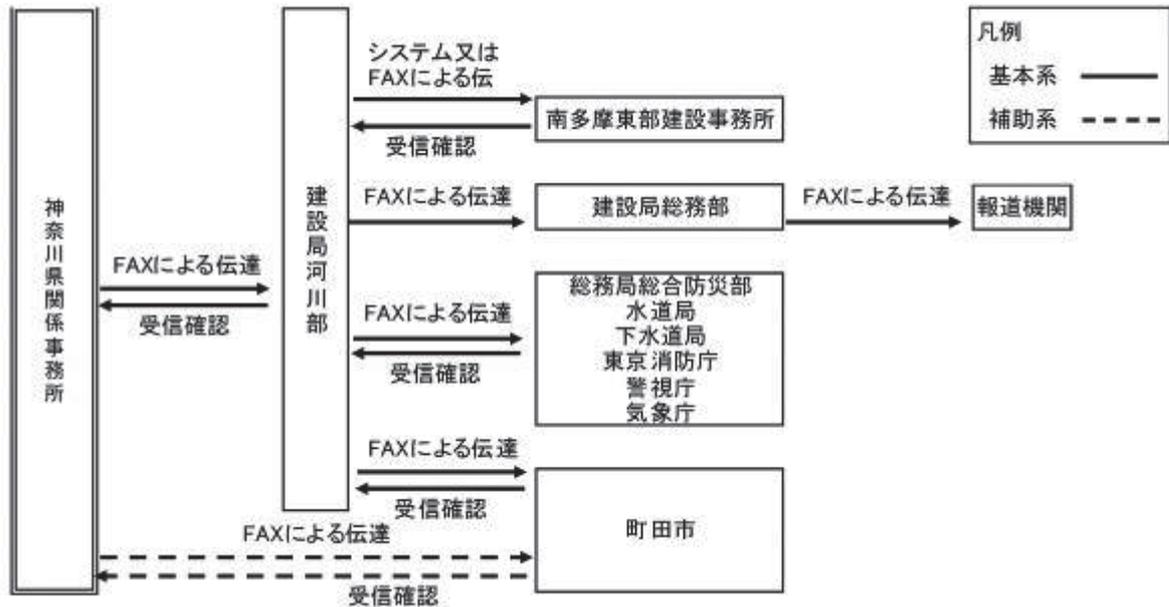
水位周知河川発表基準水位については、最新の東京都水防計画を確認することとする。

第3章 水防対策  
第1節 水防情報

(4) 水位周知伝達系統図（神奈川県管理河川）

各河川の氾濫危険情報等の伝達系統は、迅速かつ確実な伝達を図るため、機器の故障等、不測の事態を考慮し、下図のとおりとする。

< 県管理河川 水位周知伝達系統図（詳細は最新の水防計画を確認することとする。） >



7 水防警報河川（国管理河川）

国土交通省は、洪水のおそれがあるとき、水防警報を発表し、水防管理団体・消防機関に対して水防活動を行うための水位情報を提供する。

(1) 種類、内容及び基準（国管理河川）

種類	内容	発表基準
待機	<p>1 出水あるいは水位の再上昇が予想される場合に、状況に応じて直ちに水防機関が出動できるように待機する必要がある旨を警告するもの。</p> <p>2 水防機関の出動期間が長引くような場合に、出動人員を減らしても差し支えないが、水防活動をやめることはできない旨を警告するもの。</p>	<p>気象予報、警報などと河川状況により、特に必要と判断されるとき。</p>

種類	内 容	発 表 基 準
準備	水防活動に関する情報連絡、水防資器材の整備、水閘門機能等の点検、通信及び輸送の確保等に努めるとともに、水防機関に出動の準備をさせる必要がある旨を警告するもの。	雨量、水位、流量などの河川状況で必要と判断されたとき。 水防団待機水位（指定水位）に達し氾濫注意水位（警戒水位）を越えるおそれがあるとき。
出動	水防機関が出動する必要がある旨を警告するもの。	氾濫注意水位（警戒水位）を越えるおそれがあるとき。水位、流量などの河川状況で必要と判断されたとき。
指示	水位、滞水時間その他水防活動上必要な状況を明示するとともに、越水、漏水、堤防斜面の崩れ・亀裂その他河川状況により警戒を必要とする事項を指摘して警告するもの。	氾濫警戒情報が発表されたり、すでに氾濫注意水位（警戒水位）を越えて災害の起こるおそれがあるとき。
解除	水防活動を必要とする出水状況が解消した旨及び当該基準水位観測所による一連の水防警報を解除する旨を通告するもの。	氾濫注意水位（警戒水位）以下に下がったとき。氾濫注意水位（警戒水位）以上であっても、水防活動を必要とする河川状況でないと判断されたとき。
情報	雨量・水位の状況、水位予測、河川・流域の状況等水防活動上必要なもの。	状況により必要と認めるとき。
地震による堤防の漏水、沈下等の場合又は津波の場合は、上記に準じて水防警報を発表する。		

第3章 水防対策  
第1節 水防情報

(2) 河川、区間、基準地点、担当事務所（国管理河川）

河川名	水防警報区		基準地点	担当 河川事務所
江戸川	右岸	自 葛飾区東金町8丁目4927番-1地先 至 海	まつど 松戸	江戸川
旧江戸川	左岸	自 江戸川分派点 至 江戸川区東篠崎1丁目の標杭		
	右岸	自 江戸川分派点 至 江戸川区東篠崎1丁目39-22地先		
中川	左岸	自 大場川合流点 至 葛飾区高砂2丁目55-3地先	たかさご 高砂	
	右岸	自 堀川合流点 至 葛飾区青戸町2丁目623-1地先		
綾瀬川	左岸	自 埼玉県越谷市大字蒲生字西浦3793-3地先 至 足立区神明町1丁目30-1地先	やこう 谷古宇	
	右岸	自 埼玉県草加市金明町字中取出し1362-7地先 至 足立区南花畑3丁目23-1地先		

荒川	左岸	自 埼玉県上尾市大字平方字横町433番の5 至 埼玉県戸田市早瀬1丁目4335番地先	ちすいぼし 治水橋	荒川上流
	右岸	自 埼玉県川越市大字中老袋字田島301番地の1 至 板橋区三園2丁目80番1地先		
	左岸	自 埼玉県戸田市早瀬1丁目4329番地先 至 海	いわぶちすいもん かみ 岩淵水門(上) みなみすなまち 南砂町	
	右岸	自 板橋区三園2丁目80番5地先 至 海		
隅田川	左岸	自 荒川分派点 至 北区志茂4丁目地先	—	荒川下流
	右岸	自 荒川分派点 至 北区志茂4丁目地先		
多摩川	左岸	自 青梅市大柳町1575番地先 至 福生市福生大字熊川南134番地先	ちょうふぼし 調布橋	京浜
	右岸	自 青梅市畑中1丁目18番地先 至 あきる野市小川東1丁目1番地先		
	左岸	自 昭島市拝島町3丁目1549番地先 至 国立市泉2丁目6番地先	ひのぼし 日野橋	
	右岸	自 八王子市高月町2402番地先 至 日野市落川1397番地先		
	左岸	自 府中市四谷6丁目58番地先 至 狛江市駒井町3丁目434番地先	いしはら 石原	
	右岸	自 多摩市一ノ宮1丁目45番地先 至 神奈川県川崎市多摩区宿河原7丁目2246番地先		
	左岸	自 世田谷区喜多見町2丁目4540番地先 至 大田区東六郷4丁目34番地先	でんえんちようふ かみ 田園調布(上)	
	右岸	自 神奈川県川崎市多摩区堰1丁目429番地先 至 神奈川県川崎市川崎区本町2丁目13番地先		
左岸	自 大田区東六郷3丁目25番地先 至 海	たまがわかこう 多摩川河口		
右岸	自 神奈川県川崎市川崎区旭町1丁目3番地先 至 海			
浅川	左岸	自 八王子市中野上町4丁目3895番地先 至 幹川合流点	あさかわぼし 浅川橋	
	右岸	自 八王子市元本郷4丁目483番地先 至 幹川合流点		
大栗川	左岸	自 多摩市関戸3丁目16番地先 至 幹川合流点	ほうおんぼし 報恩橋	
	右岸	自 多摩市関戸5丁目1番地先 至 幹川合流点		

第3章 水防対策  
第1節 水防情報

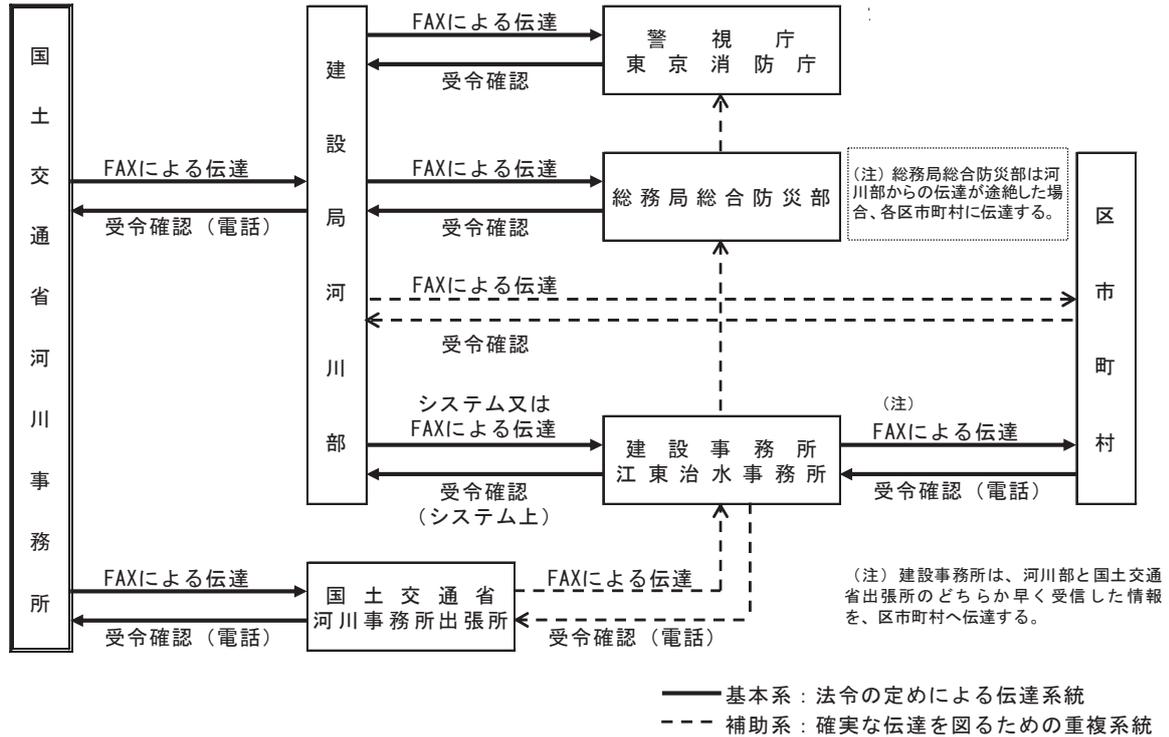
(3) 発表基準水位（国管理河川）

発表基準水位については、最新の東京都水防計画を確認することとする。

(4) 水防警報伝達系統図（国管理河川）

水防警報の伝達は、次のとおり行う。なお、区市町村については、水防担当部署と避難指示等発令部署が異なる場合は、それぞれに情報伝達を行う。

<水防警報伝達系統図（詳細は最新の水防計画を確認することとする。）>



## 8 水防警報河川（都管理河川）

都は、洪水のおそれがあるとき、水防警報を発表し、水防管理団体・消防機関に対して水防活動を行うための水位情報を提供する。

### （1） 河川、区間、基準地点、担当事務所（都管理河川）

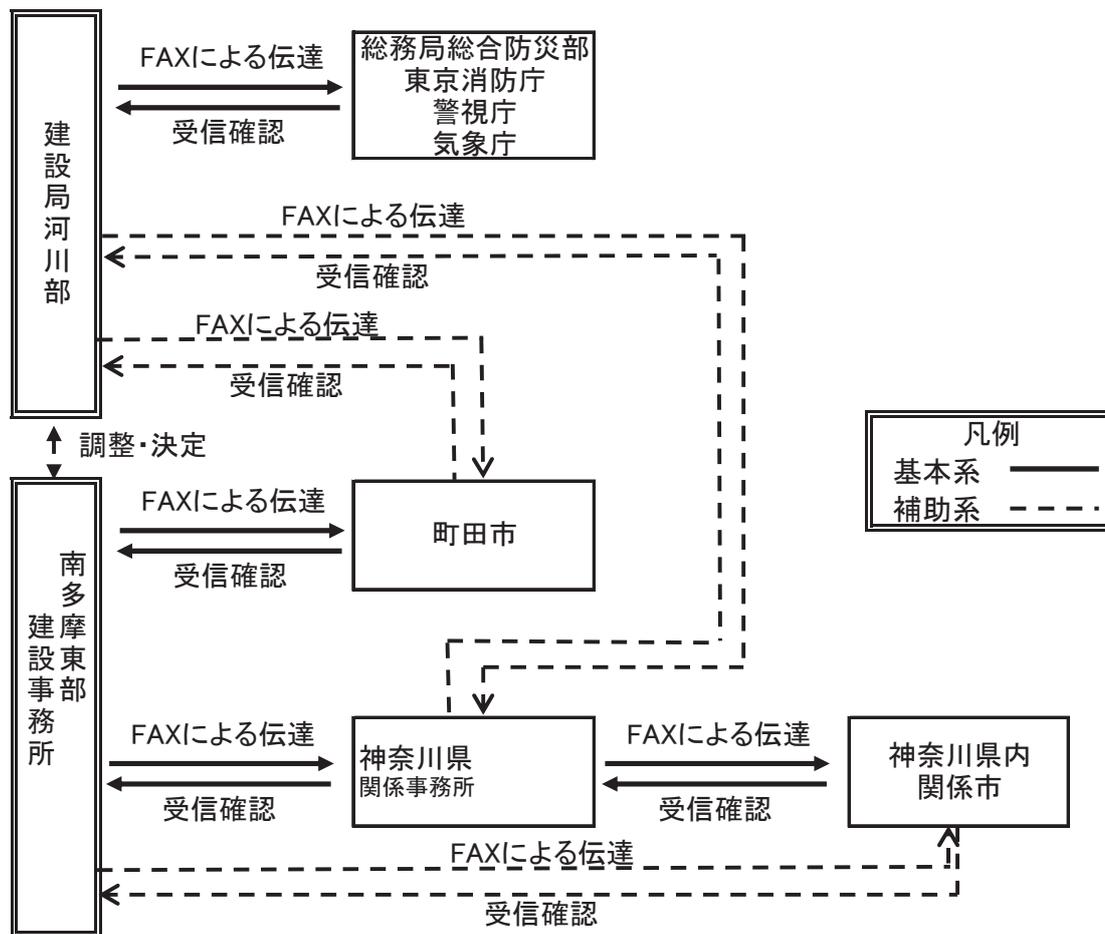
河川名	水防警報区		基準地点	担当事務所
鶴見川	左岸	自 町田市野津田町(丸山橋) 至 町田市三輪町(神奈川県境)	しもかわとぼし 下川戸橋	南多摩東部 建設事務所
	右岸	自 町田市野津田町(丸山橋) 至 町田市三輪町(神奈川県境)		
恩田川	左岸	自 町田市本町田(上流端) 至 町田市成瀬(神奈川県境)	たかせぼし 高瀬橋	
	右岸	自 町田市本町田(上流端) 至 町田市成瀬(神奈川県境)		
真光寺川	左岸	自 町田市広袴3丁目(上流端) 至 町田市能ヶ谷町(神奈川県境)	やさきぼし 矢崎橋	
	右岸	自 町田市広袴3丁目(上流端) 至 町田市能ヶ谷町(神奈川県境)		
境川	左岸	自 町田市根岸町(根岸橋) 至 町田市原町田1丁目(境橋)	ねぎしぼし 根岸橋	
		自 町田市原町田1丁目(境橋) 至 町田市鶴間(神奈川県境)	さかいぼし 境橋	

### （2） 発表基準水位（都管理河川）

発表基準水位については、最新の東京都水防計画を確認することとする。

(3) 水防警報伝達系統図（都管理河川）

<水防警報伝達系統図（詳細は最新の水防計画を確認することとする。）>



9 水防警報河川（神奈川県管理河川）

鶴見川、麻生川、真光寺川、境川の神奈川県管理区間で発表される水防警報のうち、都内の水防管理団体への情報提供が必要なものは以下のとおりである。

(1) 河川、区間、基準地点、担当事務所（神奈川県管理河川）

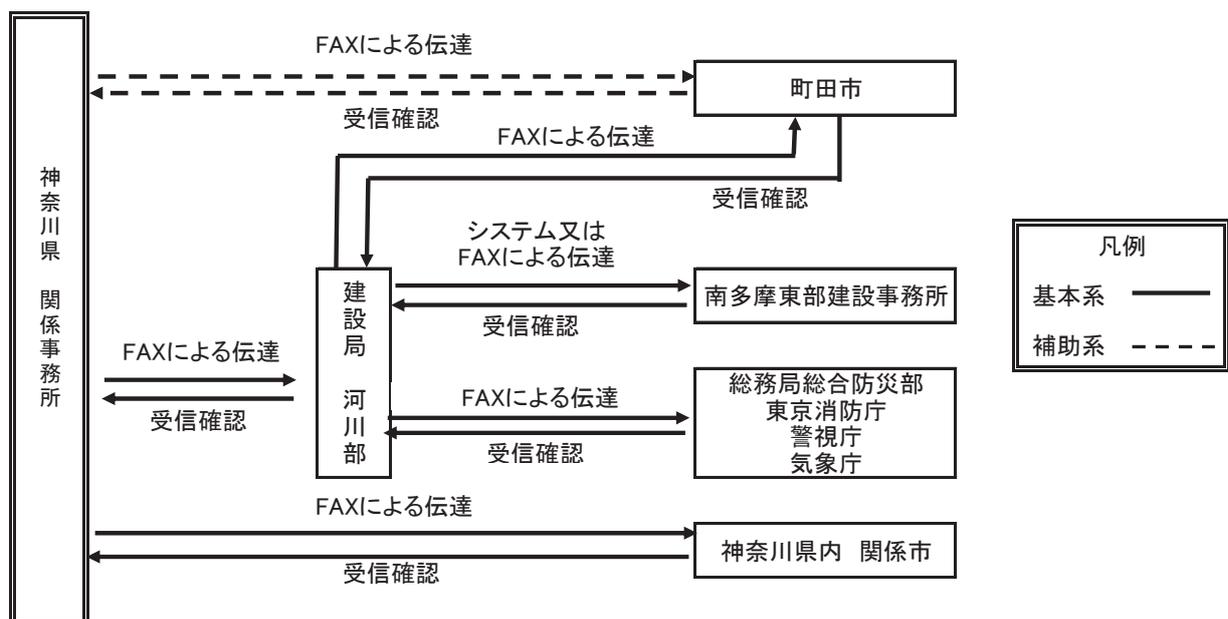
河川名	区間		基準地点	担当事務所
鶴見川	左岸	自 東京都境 至 横浜市青葉区寺家町の水車橋上流端	おかがみばし 岡上橋	神奈川県 横浜川崎治水事務所 川崎治水センター
	右岸	自 東京都境 至 横浜市青葉区寺家町の水車橋上流端		
麻生川	左岸	自 神奈川県川崎市麻生区上麻生の大谷戸橋下流端 至 鶴見川合流点	しんみわばし 新三輪橋	
	右岸	自 神奈川県川崎市麻生区上麻生の大谷戸橋下流端 至 鶴見川合流点		
真光寺川	左岸	自 東京都境 至 鶴見川合流点	やさきばし 矢崎橋	
	右岸	自 東京都境 至 鶴見川合流点		
境川	右岸	自 相模原市緑区川尻 至 厚木土木事務所東部センター管内境(大和市境)	かざとばし 風戸橋 しょうわばし 昭和橋 たかばし 高橋 こうえんじばし 幸延寺橋	神奈川県 厚木土木事務所 津久井治水センター
		左岸	自 横浜市瀬谷区五貫目町 至 藤沢土木事務所管内境	
	右岸	自 厚木土木事務所津久井治水センター管内境(相模原市境) 至 藤沢土木事務所管内境	—	神奈川県 厚木土木事務所 東部センター

(2) 発表基準水位（神奈川県管理河川）

発表基準水位については、最新の東京都水防計画を確認することとする。

(3) 水防警報伝達系統図（神奈川県管理河川）

<水防警報伝達系統図（詳細は最新の水防計画を確認することとする）>



## 10 水位周知海岸

都は、区域内に存する海岸で、高潮により相当な被害を生ずるおそれがある海岸を指定し（水位周知海岸）、氾濫危険水位に達した場合は直ちにこの水防計画に定める水防関係機関にその旨を通知する。

### （1）水位周知海岸及びその範囲（都管理海岸）

海岸名	区域		
東京湾沿岸 【東京都区間】	東京湾沿岸(東京都区間)		自 大田区羽田6丁目地先の都県界 至 江戸川区臨海町6丁目地先の都県界
	江戸川	右岸	自 江戸川区篠崎町3丁目地先の江戸川大橋 至 江戸川区篠崎町3丁目地先の旧江戸川分派点
	中川	左岸	自 葛飾区西水元4丁目地先の都県界 至 海
		右岸	自 足立区六木3丁目地先の都県界 至 海
	綾瀬川	左岸	自 葛飾区堀切1丁目地先の堀切菖蒲水門 至 葛飾区東四つ木1丁目地先の中川合流点
	荒川	左岸	自 江戸川区清新町1丁目地先の中川河口 至 海
		右岸	自 墨田区墨田5丁目地先 至 海
	多摩川	左岸	自 大田区本羽田2丁目地先 至 海
	目黒川	左岸	自 品川区上大崎4丁目地先 至 海
		右岸	自 品川区西五反田3丁目地先 至 海
	新河岸川	左岸	自 板橋区新河岸3丁目地先の都県界 至 北区志茂4丁目地先の隅田川合流点
		右岸	自 板橋区三園2丁目地先の都県界 至 北区志茂4丁目地先の隅田川合流点
	新中川	左岸	自 葛飾区高砂2丁目地先の中川分派点 至 江戸川区江戸川4丁目地先の旧江戸川合流点
		右岸	自 葛飾区高砂1丁目地先の中川分派点 至 江戸川区江戸川4丁目地先の旧江戸川合流点
	旧江戸川	右岸	自 江戸川区篠崎町3丁目地先の江戸川分派点 至 海
	立会川	左岸	自 品川区東大井6丁目地先の月見橋 至 海
右岸		自 品川区南大井5丁目地先の月見橋 至 海	
海老取川	左岸	自 大田区羽田6丁目地先の多摩川分派点 至 海	

(2) 水位周知の種類と発表基準（都管理海岸）

種類	発表基準
東京湾沿岸 (東京都区間) 氾濫危険情報	基準水位観測所の水位が高潮氾濫危険水位(高潮特別警戒水位)に到達したとき
解除	基準水位観測所の水位が高潮氾濫危険水位(高潮特別警戒水位)を下回ったとき

(3) 水位周知海岸発表基準水位（都管理海岸）

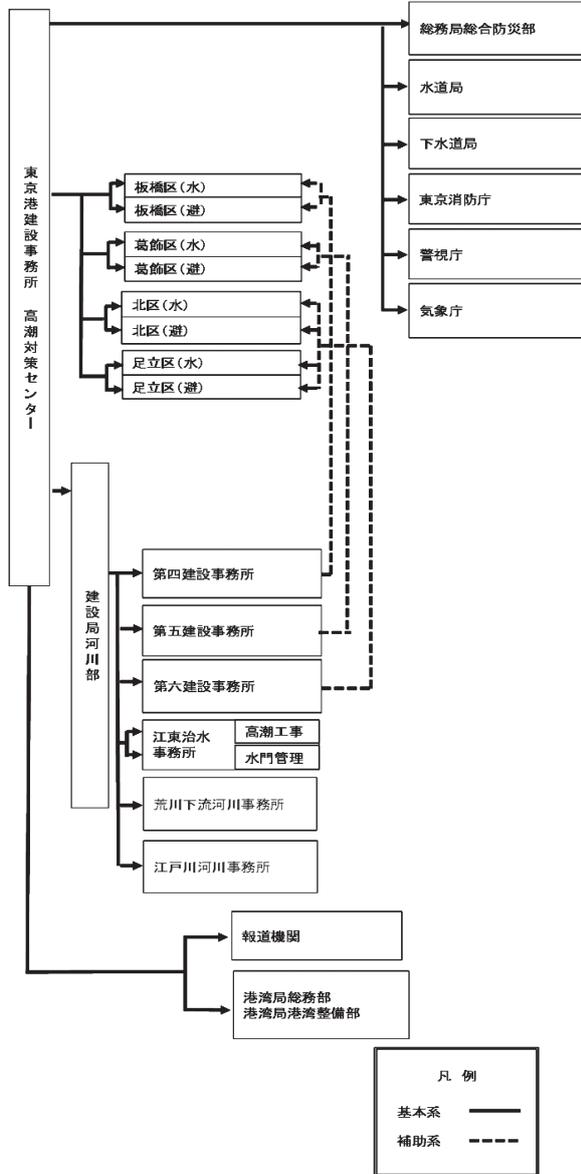
区間名	受報者	基準水位観測所	高潮氾濫危険水位 (高潮特別警戒水位)	水位周知実施区間	
A.P.+4.3m区間	北区	辰巳水門	A.P.+4.3m	新河岸川	
	板橋区	〃	〃	新河岸川	
	足立区	〃	〃	中川	
	葛飾区	〃	〃	〃	中川
				〃	綾瀬川
A.P.+3.9m区間	墨田区	辰巳水門	A.P.+3.9m	荒川	
				東京港海岸	
	江戸川区	〃	〃	〃	荒川
					江戸川
					中川
					新中川
					旧江戸川
江戸区	〃	〃	〃	葛西海岸	
江東区	〃	〃	〃	荒川 東京港海岸	
A.P.+3.6m区間	中央区	辰巳水門	A.P.+3.6m	東京港海岸	
	千代田区	〃	〃	東京港海岸	
	港区	〃	〃	東京港海岸	
	品川区	〃	〃	〃	目黒川
					立会川
					東京港海岸
	大田区	〃	〃	〃	多摩川
海老取川					
東京港海岸					

第3章 水防対策  
第1節 水防情報

(4) 水位周知伝達系統図 (都管理海岸)

各実施区間の氾濫危険情報の伝達系統は、迅速かつ確実な伝達を図るため、機器の故障等、不測の事態を考慮し、下図のとおりとする。

●東京湾沿岸(東京都区間)(A.P.4.3m区間) 高潮氾濫危険情報 伝達系統図



関係機関	無線番号		NTT回線	
	TEL	FAX	TEL	FAX
東京港建設事務所高潮対策センター	76111	76101	03-3521-3013	03-3521-2969
総務局総合防災部※2	昼 70227	70013	03-5388-2456	03-5388-1260
	夜 70349	70023	03-5388-2459	03-5388-1958
水道局(総務部総務課)	70621	70085	03-5320-6313	03-5388-1675
下水道局	70631	70091	03-5320-6506	03-5388-1700
東京消防庁	71511	71501	03-3212-2111 内3531~3	03-3213-1476
警視庁	昼 76311	76301	03-3581-4321 内55541~4	03-3502-1450
	夜		内55151~3	
気象庁	79671	79670	03-3212-8341 内3142	03-3211-4923
板橋区(水)	-	-	03-3579-2501	03-3579-5435
板橋区(避)	74811	74801	03-3579-2159	03-3963-0150
葛飾区(水)	-	-	03-3695-1197	03-3697-1660
葛飾区(避)	75111	75101	03-3695-1195	03-5698-1503
北区(水)	-	-	03-3908-9213	03-3908-1291
北区(避)	74611	74601	03-3908-8184	03-3908-4016
足立区(水)	-	-	03-3880-5478	03-3880-5719
足立区(避)	75011	75001	03-3880-5836	03-3880-5607
報道機関 報道機関の一覧は資5-13				
港湾局総務部	70581~2	70081	03-5320-5521	03-5388-1575
港湾局港湾整備部	-	-	03-5320-5608	03-5388-1578
建設局河川部	70972 70983	70071 70098	03-5320-5435	受信優先 03-5388-1535 (03-5388-1534)
第四建設事務所	75711	75701	03-5978-1734	03-5978-1748
第五建設事務所	75811	75801	03-3692-4709	03-3692-4582
第六建設事務所	75911	75901	03-5845-8149	03-3887-3083
江東治水事務所	高潮工事 77111	-	03-3692-4865	03-3692-9955
	水門管理 72211	72201	03-5620-2490	03-5620-2491
荒川下流河川事務所	733-591~4	733-562	03-3903-6821~5	03-3902-6676
災害対策室江戸川河川事務所	731-591	731-599	04-7125-7332	04-7123-6741

※1 水…水防担当部署/避…避難勧告等発令担当部署  
※2 昼夜の区分はP2-10参照

凡 例

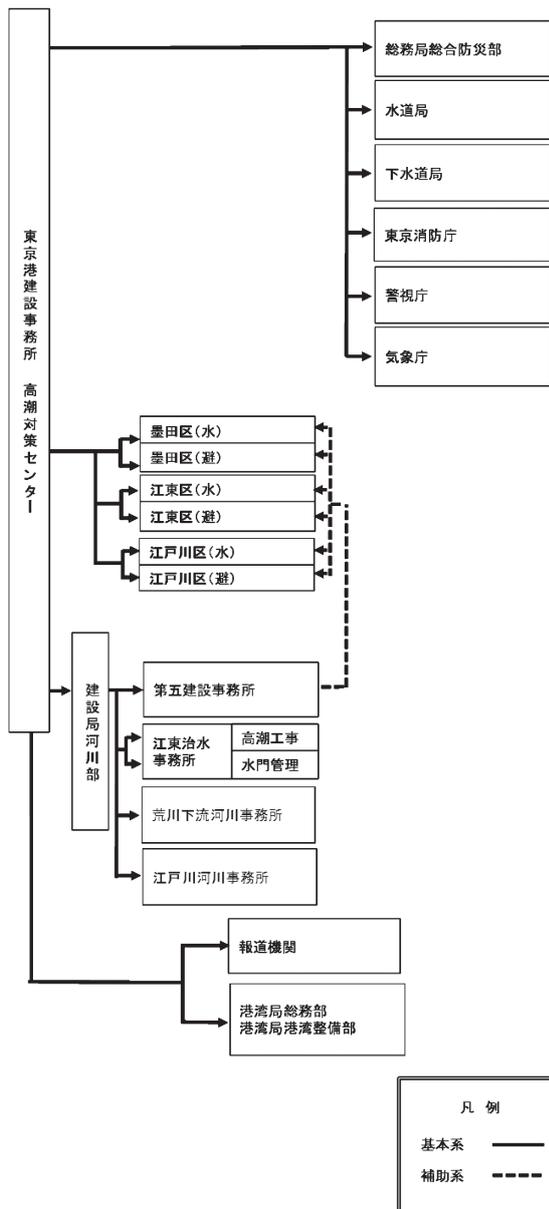
基本系 ——— 情報伝達の第1系統

補助系 - - - - 確実な伝達を図るための第2系統

常に基本系・補助系の2通りの伝達を行うことで、確実な情報伝達を図る。

この凡例は、以下の伝達系統図すべてに共通である。

●東京湾沿岸(東京都区間)(A.P.3.9m区間) 高潮氾濫危険情報 伝達系統図

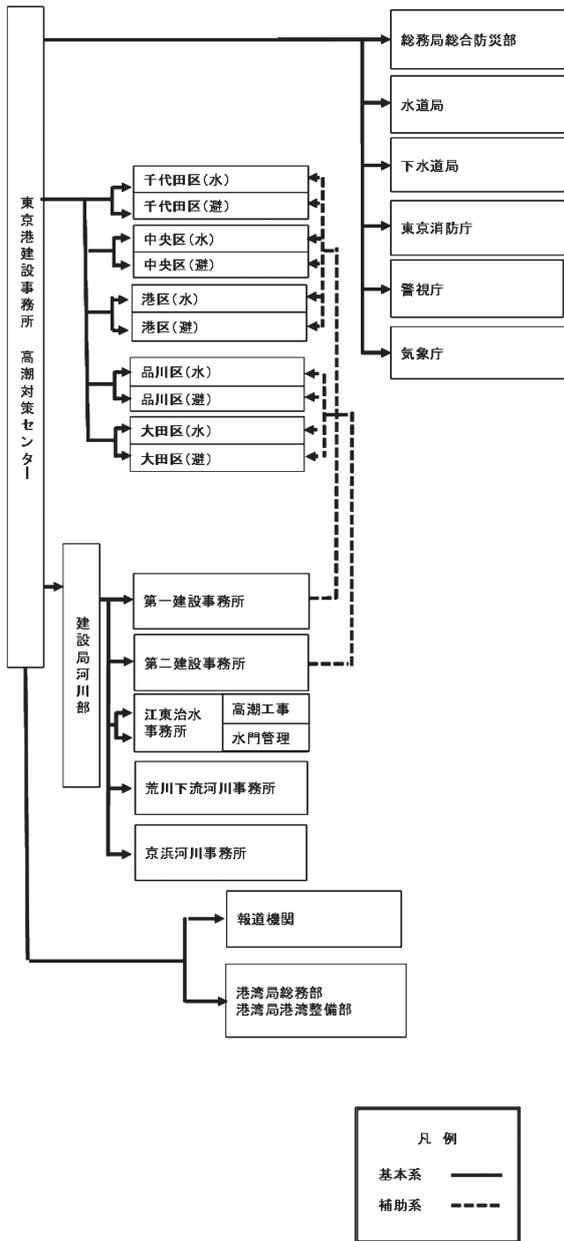


関係機関	無線番号		NTT回線	
	TEL	FAX	TEL	FAX
東京港建設事務所高潮対策センター	76111	76101	03-3521-3013	03-3521-2969
総務局総合防災部 ※2	昼 70227 夜 70349	70013 70023	03-5388-2456 03-5388-2459	03-5388-1260 03-5388-1958
水道局(総務部総務課)	70621	70085	03-5320-6313	03-5388-1675
下水道局	70631	70091	03-5320-6506	03-5388-1700
東京消防庁	71511	71501	03-3212-2111 内3531~3	03-3213-1476
警視庁	昼 76311 夜	76301	03-3581-4321 内55541~4 内55151~3	03-3502-1450
気象庁	79671	79670	03-3212-8341 内3142	03-3211-4923
墨田区(水)	—	—	03-5608-6290	03-5608-6409
墨田区(避)	73611	73601	03-5608-6206	03-5608-6425
江東区(水)	—	—	03-3647-2538	03-3647-9216
江東区(避)	昼 73711 夜・休日	73701	03-3647-9584 03-3647-9105	03-3647-8440 03-3647-9105
江戸川区(水)	—	—	03-5662-1884	03-3652-9858
江戸川区(避)	75211	75201	03-5662-2037	03-3652-9891
報道機関	報道機関の一覧は資5.13			
港湾局総務部	70581~2	70081	03-5320-5521	03-5388-1575
港湾局港湾整備部	—	—	03-5320-5608	03-5388-1578
建設局河川部	70972 70983	70071 70098	03-5320-5435	<b>要信優先</b> 03-5388-1535 (03-5388-1534)
第五建設事務所	75811	75801	03-3692-4709	03-3692-4582
江東治水事務所 (高潮工事)	77111	—	03-3692-4865	03-3692-9955
江東治水事務所 (水門管理)	72211	72201	03-5620-2490	03-5620-2491
荒川下流河川事務所災害対策室	733-591~4	733-562	03-3903-6821~3	03-3902-6676
江戸川河川事務所災害対策室	731-591	731-599	04-7125-7332	04-7123-6741

※1 水…水防担当部署/避…避難勧告等発令担当部署  
※2 昼夜の区分はP2-10参照

第3章 水防対策  
第1節 水防情報

●東京湾沿岸(東京都区間)(A.P.3.6m区間) 高潮氾濫危険情報 伝達系統図



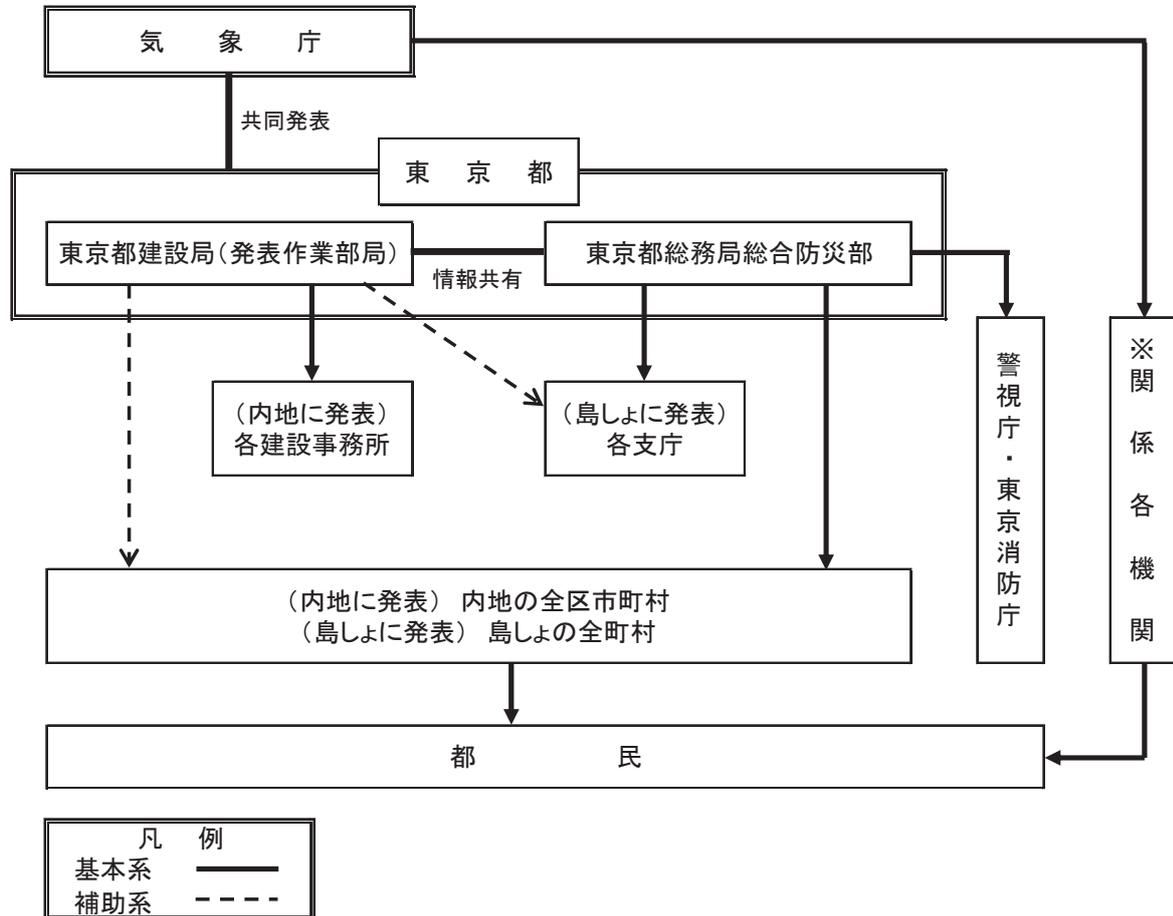
関係機関	無線番号		NTT回線	
	TEL	FAX	TEL	FAX
東京港建設事務所高潮対策センター	76111	76101	03-3521-3013	03-3521-2969
総務局総合防災部※2	昼	70227	70013	03-5388-2456
	夜	70349	70023	03-5388-2459
水道局(総務部総務課)	70621	70085	03-5320-6313	03-5388-1675
下水道局	70631	70091	03-5320-6506	03-5388-1700
東京消防庁	71511	71501	03-3212-2111 内3531~3	03-3213-1476
警視庁	昼	76311	76301	03-3581-4321 内55541~4
	夜			内55151~3
気象庁	79671	79670	03-3212-8341 内3142	03-3211-4923
千代田区(水)	—	—	03-5211-4239	03-3264-4792
千代田区(避)	73011	73001	03-5211-4187	03-3264-1673
中央区(水)	—	—	03-3546-5402	03-3546-5639
中央区(避)	73111	73101	03-3546-5087	03-3546-5708
港区(水)	昼	—	—	03-3578-2313
港区(避)		73211	73201	03-3578-2541
港区(水・避)	夜・休日	73211	73201	03-3578-2546
品川区(水)	73811	73801	03-5742-6695	03-3777-1181
品川区(避)			03-3777-1111	
大田区(水)	—	—	03-5744-1304	03-5744-1527
大田区(避)	74011	74001	03-5744-1236	03-5744-1519
報道機関	報道機関の一覧は資5.13			
港湾局総務部	70581~2	70081	03-5320-5521	03-5388-1575
港湾局港湾整備部	—	—	03-5320-5608	03-5388-1578
建設局河川部	70972 70983	70071 70098	03-5320-5435	受信優先 03-5388-1535 (03-5388-1534)
第一建設事務所	75411	75401	03-3542-1292	03-3541-7678
第二建設事務所	75511	75501	03-3774-6658	03-3774-0328
江東治水事務所	高潮工事	77111	—	03-3692-4865
	水門管理	72211	72201	03-5620-2490
荒川下流河川事務所災害対策室	733-591~4	733-562	03-3903-6821~3	03-3902-6676
京浜河川事務所災害対策室	772-585,591	772-550~1	045-503-4054	045-503-3174

※1 水・・・水防担当部署/避・・・避難勧告等発令担当部署  
※2 昼夜の区分はP2-10参照

## 11 土砂災害警戒情報

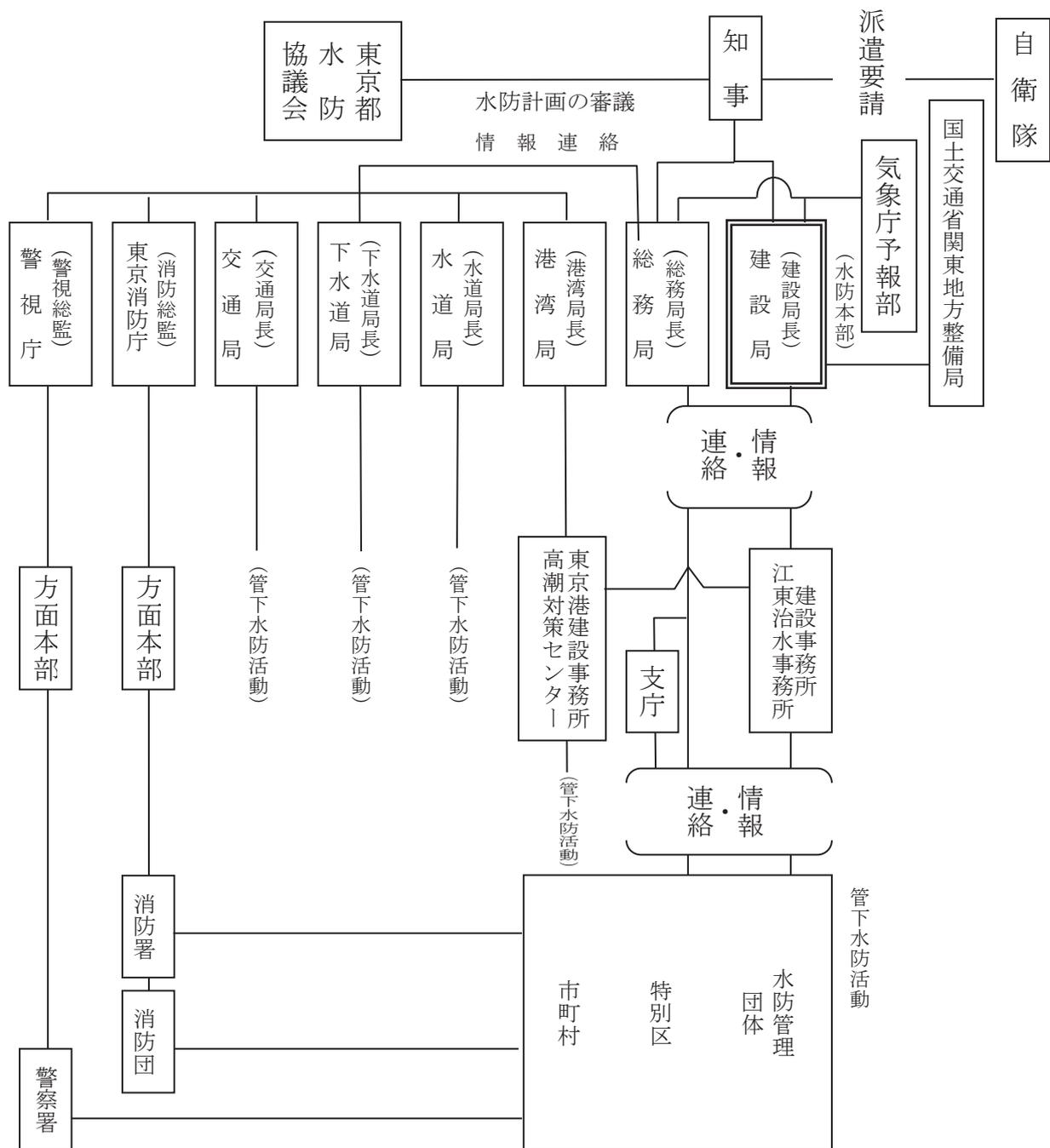
- 土砂災害警戒情報の伝達は、次のとおり行う。  
(第2部第1章第5節「土砂災害に関するソフト対策」参照)

<土砂災害警戒情報伝達系統図>



## 第2節 水防機関の活動

<東京都水防組織図>



- \* 東京都災害対策本部が設置された場合には、同本部が廃止されるまでの間それに統合される。
- \* 東京都応急対策本部が設置された場合には、同本部が廃止されるまでの間その構成局の一つとなる。
- \* 東京都災害即応対策本部が設置された場合、同本部が廃止されるまで、緊密な連携のもと水防活動を行う。

## 1 水防機関の活動

### (1) 都

《都建設局(都水防本部)》

- 都は、気象状況等により、洪水、高潮又は津波、土砂災害等のおそれがあるときは、ただちに即応した配備態勢をとるとともに、水防活動を行う。

#### ア 水防本部の設置、廃止、統合

- 都建設局長は、主に以下のいずれかの場合に該当した場合は、水防本部を設置する。
  - (ア) 東京地方に水防活動用警報が発表されたとき
  - (イ) 国管理・都管理・都県境の県管理河川の水防警報河川に、水防警報(出動)が発表されたとき
  - (ウ) 都管理の水位周知河川に氾濫危険情報が発表されたとき
  - (エ) 国管理・都県境の県管理河川の水位周知河川に、氾濫警戒情報、氾濫危険情報が発表されたとき
  - (オ) 国管理・都管理の洪水予報河川に、氾濫警戒情報・氾濫危険情報(洪水警報)が発表されたとき
- 水防本部長は、次の場合に水防本部を廃止する。
  - 警戒配備態勢を解除したとき、または災害発生のおそれがなくなったと認めたとき
- 水防本部は、災害対策本部等が設置された場合には、次のとおりとなる。
  - (ア) 東京都災害対策本部が設置された場合には、同本部が廃止されるまでの間、それに統合される。
  - (イ) 東京都応急対策本部が設置された場合には、同本部が廃止されるまでの間、その構成局の一つとなる。
  - (ウ) 東京都災害即応対策本部が設置された場合、同本部が廃止されるまで、緊密な連携のもと水防活動を行う。

#### イ 態勢

- 都建設局長(水防本部長)は、水防態勢の基準をもとに指示する。

#### ウ 活動

- 都は、おおむね次の水防活動を行う。
  - (ア) 水防管理団体の行う水防が十分に行われるように気象情報、洪水予報、水位周知情報及び水防警報等の情報を連絡する。
  - (イ) 気象状況ならびに水位、潮位に応じて河川、海岸等の警戒を行い、異常を発見したときは、直ちに関係機関に連絡するとともに、事態に即応して措置を講ずる。
  - (ウ) 水防作業に必要な技術上の援助を行う。
  - (エ) 水防作業に必要な資器材の援助を行う。
  - (オ) 他の水防機関との連絡、調整を行う。
  - (カ) 水防計画に定めた箇所雨量、水位及び潮位の観測を行う。

- (キ) 洪水、高潮又は津波などによる著しい危険が切迫していると認められるとき、知事又はその命を受けた者が、必要と認める区域の居住者に対し、避難のため立ち退きを指示する。
- (ク) 洪水、高潮又は津波などによる被害情報の収集を行う。
- (ケ) 内水による浸水被害情報を得たときは、関係機関に連絡をするとともに、事態に即応した措置を講ずる。

エ 水防情報の協力に関する協定

- 埼玉県及び神奈川県と水防情報の協力に関する協定により、関連する河川について水防に必要な情報を連絡し、水防の万全に努める。

オ 大規模氾濫減災協議会等

- 複合的な災害にも多層的に備え、社会全体で被害を防止・軽減させるためのハード・ソフト対策を総合的かつ一体的に推進することを目的として、「大規模氾濫減災協議会」、「東京都管理河川の氾濫に関する減災協議会」等を活用し、国、区市町村、河川管理者に加え、利水ダム管理者等の多様な関係者で、密接な連携体制を構築する。

《都港湾局》

ア 非常配備態勢の発令、解除

- 東京港建設事務所長（以下「所長」という。）は東京港において台風等による高潮を警戒、防御するため、次の場合に非常配備態勢を発令する。
  - (ア) 津波又は高潮のいずれかの警報が発せられたとき。
  - (イ) 津波又は高潮のいずれかの注意報が発せられたときで、所長が必要と認めたとき。
  - (ウ) 水防警報が発せられたとき。
  - (エ) 水防本部が設置されたとき（洪水のみのときを除く。）。
  - (オ) 水災に係る東京都災害対策本部が設置されたとき（洪水のみのときを除く。）。
  - (カ) 前各号のほか、所長が特に必要と認めたとき。
- 所長は上記に掲げる事態が解消したとき、非常配備態勢を解除する。

イ 非常配備態勢による活動内容

(ア) 警戒態勢

① 台風第1次非常配備態勢

情報の収集、連絡活動を強化し、直ちに要員の招集を行える態勢

② 台風第2次非常配備態勢

水門の閉鎖、排水機運転を行う態勢

③ 台風第3次非常配備態勢

水門及び陸こう等を閉鎖できる態勢。排水機運転を行う態勢。海岸保全施設の被害状況調査を行う態勢

(イ) 準警戒態勢

① 異常潮位第1次非常配備態勢

江東地区の水門を閉鎖し、状況により排水機運転を行う態勢

② 異常潮位第2次非常配備態勢

全地区の水門を閉鎖し、状況により排水機運転を行う態勢

(2) 水防管理団体

- 水防管理団体は、出水期前に河川、海岸等の巡視を行い、水防上危険であると認められる箇所があるときは、その管理者に連絡して必要な措置を求める。
  - 気象状況等により洪水、高潮又は津波などのおそれがあるときは、直ちに事態に即応した配備態勢をとるとともに、おおむね次の水防活動を行う。
    - (ア) 気象状況並びに水位、潮位に応じて管理者、消防機関と緊密な連絡のもとに河川、海岸等の監視警戒を行い、異常を発見したときは直ちに関係機関に連絡するとともに、事態に即応した措置を講ずる。
    - (イ) 水防従事者に対して、水防作業に必要な技術上の指導を行う。
    - (ウ) 水防作業に必要な資器材の調達を行う。
    - (エ) 次の場合には、消防機関に対し、出動することを要請する。この場合は直ちに建設局(水防本部)に報告する。
      - ① 水防警報により、出動又は指示の警告があったとき
      - ② 水位又は潮位が氾濫注意水位に達し、氾濫のおそれがあるとき
      - ③ その他水防上必要と認めたとき
    - (オ) 水防のためやむを得ない必要があるときは、その区域内に居住する者、又は現場にある者をして、作業に従事させる。
    - (カ) 堤防その他の施設が決壊又はこれに準ずる事態が発生したときは、ただちに関係機関に通知する。また、決壊したときは、できる限り氾濫による被害が拡大しないように努める。
    - (キ) 洪水、高潮又は津波などによる著しい危険が切迫しているときは、必要と認める区域の居住者に対し、立ち退き、又はその準備を指示する。この場合、遅滞なく地元警察署長に、その旨を通知する。
    - (ク) 水防のため必要があると認めるときは、現場の秩序あるいは保全維持のため警察署長に対して、警察官の出動を求める。
    - (ケ) 水防のため緊急の必要があるときは、他の水防管理者に対し、応援を求める。応援のため派遣された者は、応援を求めた水防管理者の所轄のもとに行動する。
    - (コ) 水防のため緊急の必要があるときは、知事に対し自衛隊の派遣を要請する。
- (3) 消防機関
- 都においては、水防法に定める水防団は現在存在しないため、消防機関(東京消防庁、市町村消防本部及び消防団等)が水防団に代わって、次の水防活動を分担している。
    - (ア) 東京消防庁は、管内における水防管理者との情報共有と意思決定の迅速化を図るため、各水防管理団体に対し、必要な要員を派遣する。
    - (イ) 河川、海岸、堤防等を随時巡視し、水防上危険であると認められる箇所

があるときは、ただちにその管理者に連絡して必要な措置を求める。

- (ウ) 水防上緊急の必要がある場所においては、消防機関に属する者は、警戒区域を設定し、水防関係者以外の者に対して、その区域への立入を禁止し、若しくは制限し、又はその区域から退去を命ずる。
- (エ) 消防機関の長は、水防のためやむを得ない必要がある時は、その区域に居住する者又は水防の現場にある者を水防に従事させる。
- (オ) 水防に際し、堤防その他の施設が決壊したときは、消防機関の長は、ただちにこれを関係者に通報するとともに、できる限り氾濫による被害が拡大しないよう努める。
- (カ) 消防機関の長は、水防管理者から出動の要請を受けたとき、又は自ら水防作業の必要を知ったときは、直ちに出動し、水防作業を行う。  
(別冊資料第128①「水防用備蓄資器材表(都建設局)」)  
(別冊資料第128②「水防用備蓄資器材表(都港湾局)」)

## 2 決壊時の措置

### (1) 決壊の通報及びその後の措置

- 堤防その他の施設が決壊し、又はこれに準ずべき事態が発生したときは、水防管理者、警察又は消防機関の長は、直ちに関係機関に通報するとともに、関係水防管理団体と相互情報を交換するなど連絡を密にする。
- 決壊後といえども、水防機関の長は、できる限り氾濫による被害が拡大しないように努める。

### (2) 立ち退き

#### ア 立ち退きの指示

- 洪水又は高潮により著しい危険が切迫していると認められたときは、知事及びその命を受けた都職員又は水防管理者は、必要と認める区域の居住者に対し、ラジオ、信号、その他の方法により立ち退き又はその準備を指示する。
- この場合、遅滞なく地元警察署長にその旨を通知する。

#### イ 避難誘導等

- 立ち退き又はその準備を指示された区域の居住者については、警察は、水防管理者と協力して救出又は避難誘導する。
- また、水防管理者は、地元警察署長及び消防署長と協議のうえ、あらかじめ立退先及び経路等につき、必要な措置を講じておく。

### 3 費用及び公用負担

機関名	内 容
水防管理団体	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 水防管理団体は、その管理区域の水防に要する費用を負担する。ただし、応援のために要した費用は、当該応援を求めた水防管理団体が負担するものとし、その額及び方法は当該応援を求めた水防管理団体と応援を求められた水防管理団体が協議して定める。</li> <li>○ また、区域外の区市町村が当該水防により著しく、利益を受ける場合には、当該水防に要する費用の一部を受益区市町村が負担する。</li> <li>○ 負担費用の額及び負担方法は両者が協議して定めるものとし、協議が成立しないときは、知事にあつせんを申請することができる。</li> </ul>
都	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 都又は都知事の行う事務に要する費用は、都の負担とする。</li> </ul>

#### ア 公用負担権限

- 水防のための緊急の必要があるとき、水防管理者又は消防機関の長は、次の権限を行使することができる。
  - (ア) 必要な土地の一時使用
  - (イ) 土石、竹木その他の資材の使用、若しくは収用
  - (ウ) 車両その他の運搬用機器若しくは排水用機器を使用
  - (エ) 工作物その他の障害物を処分

#### イ 公用負担権限証明

- 公用負担の権限を行使する場合、水防管理者又は消防機関の長にあつては、その身分を示す証明書を、その他これらの者の委任を受けた者にあつては、証明書を携行し、必要ある場合はこれを提示する。

#### ウ 公用負担命令票

- 公用負担の権限を行使するときは、公用負担命令票を作成し、その一通を目的物所有者、管理者又はこれに準ずべき者に交付する。
- ただし、現場の事情により、そのいとまのないときは事後において直ちに処理する。

#### エ 損失補償

- 公用負担権限行使によって損失を受けた者に対し、水防管理団体は、時価によりその損失を補償する。



## 第4章 警備・交通規制

- 災害時における、都民の生命、身体、財産の保護及び各種の犯罪の予防、取り締まり並びに交通秩序の維持を行い、その他被災地における治安に万全を期する。

### 第1節 警備活動

#### 1 警備態勢

機 関 名	内 容
警 視 庁	○ 関係機関と緊密な連携を保持しながら、総合的な災害応急活動の推進に寄与するとともに、災害の発生が予想される場合は、各級警備本部を設置するなど早期に警備体制を確立して、災害情報の伝達、避難の指示、警告等の活動を行うほか、関係機関の活動に協力する。 (別冊資料第129「警視庁警備本部編成表」)
第三管区海上保安本部 (東京海上保安部)	○ 天災地変等非常事態が発生し、又は発生のおそれのある場合において、海上保安業務の遂行上緊急非常態勢を警戒配備、非常配備の2段階に分けて第三管区海上保安本部長又は東京海上保安本部長がその都度発令する。

#### 2 警備活動

機 関 名	内 容
警 視 庁	○ 災害が発生した場合には、全力を尽くして被災者の救出、救護に努めるほか、現場広報を活発に行うとともに、交通規制、街頭活動の強化等の応急対策を実施する。 ○ 風水害発生時における警察活動は、おおむね次のとおりとする。 1 河川及び沿岸水域その他危険箇所の警戒 2 災害地における災害関係の情報収集 3 警戒区域の設定 4 被災者の救出、救護 5 避難者の誘導 6 危険物の保安 7 交通秩序の確保 8 犯罪の予防及び取締り 9 行方不明者の調査 10 遺体の調査等及び検視

第4章 警備・交通規制  
第1節 警備活動

機 関 名	内 容
第三管区海上保安本部 (東京海上保安部)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 東京港及びその周辺海域における警備救難活動は、東京海上保安部非常配備規定に基づいて対処する。 また、必要に応じて、他の海上保安部署から船艇及び職員 の応援を得て対処する。</li> <li>○ なお、伊豆諸島については、下田海上保安部が、小笠原諸 島については横浜海上保安部が対処する。</li> <li>○ 風水害発生時等における警備救難活動は、おおむね次のと おりとする。               <ul style="list-style-type: none"> <li>1 沿岸水域の警戒</li> <li>2 気象状況の把握と通報(警報及び注意報の通報につい て、最寄りの気象台、又は測候所と連絡協議を行う。)</li> <li>3 港内及び沿岸停泊船舶への警報伝達と動静の把握</li> <li>4 管区本部及び隣接部署との連絡</li> <li>5 船舶に対する避難の勧告又は指示</li> <li>6 水路の安全</li> <li>7 被災者の救助、救出</li> <li>8 危険物の保安</li> <li>9 海上交通の秩序の維持</li> <li>10 海上における犯罪の予防及び取締まり</li> </ul> </li> </ul>

3 その他

機 関 名	内 容
警 視 庁	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 警戒区域の設定               <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 災害現場において、区市町村長若しくはその職権を行う 区市町村の職員が現場にいないとき、又は、これらの者か ら要求があったときは、警戒区域を設定するとともに、直 ちにその旨を区市町村長に通知する。</li> </ul> </li> <li>2 区市町村に対する協力               <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 区市町村長から災害応急措置の必要により警察官の出 動を求められた場合は、避難誘導、人命救助等の警備活動 に支障のない限り警備部隊を応援出動させる。 なお、要請がない場合においても、事態が急を要すると きは積極的に災害応急活動を実施する。</li> <li>○ 区市町村の災害応急対策従事車両については、優先通行 等の便宜を供与し、災害対策活動が迅速に行えるよう努め る。</li> <li>○ 被災者等に対する救助業務については、災害の初期にお いて可能な限りこれに協力することとし、状況に応じて逐</li> </ul> </li> </ul>

機 関 名	内 容
	<p>次警察本来の活動に移行する。</p> <p>3 装備資機材の調達及び備蓄</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 警視庁本部並びに各警察署、機動隊に装備資機材を保有しておく。</li> <li>(別冊資料第130「災害時装備資機材一覧表」)</li> <li>(別冊資料第131「ヘリコプターの機種及び性能基準」)</li> <li>○ 災害発生時に不足する装備資機材については、別途、他県警察本部の応援及び民間業者からの借り上げにより調達する。</li> </ul>
<p>第 三 管 区 海 上 保 安 本 部 (東京海上保安部)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 警備救難活動に必要な船艇等を保有している。</li> <li>(別冊資料第132「東京都関係部署所属船艇一覧表」)</li> </ul>

## 第2節 交通規制

### 1 交通情報の収集と交通統制

- 交通情報の収集に努めるとともに、道路障害の実態把握を速やかに行い、その状況を知事(都本部長)に通報する。
- 隣接県に通じる国道その他の幹線道路については、隣接県警察署と連携を密にし、一般車両のう回等混雑緩和の措置を講じて、交通秩序の維持に努める。

### 2 交通規制

- 広域的災害発生の場合には、東京都公安委員会の決定に基づき必要な措置を実施する。
- 被災地及びその周辺を管轄する警察署長は、危険箇所の表示、局地的な通行禁止、一方通行等適切な交通規制を行い、被災地及びその周辺における交通の安全と円滑に努める。

### 3 車両検問

- 主要幹線道路における車両検問を行い、住民の緊急避難又は応急物資、応急復旧工作資材等の緊急輸送を確保するため、他の一般車両の通行を禁止し、又は制限して、災害の拡大防止及び迅速な復旧の実効を図る。
- 災害対策基本法に基づく緊急通行車両の確認については、第3部第7章第4節第4項「緊急通行車両等の確認」による。

### 4 その他

- 交通の妨害となっている倒壊樹木、漂流物、垂下電線等の除去及び道路、橋等の応急補強ならびに排水等については、関係機関に連絡し、それらの復旧の促進を図る。

### 第3節 海難防止対策

#### 1 予防対策

機 関 名	内 容
警 視 庁	○ 東京湾海難防止協会等を通じて、船舶の事故防止に努める。
第 三 管 区 海 上 保 安 本 部 (東京海上保安部)	○ 台風・津波等対策委員会を開催し、東京港の実情に応じた各種の対策を講ずるとともに、同委員会を通じて船舶等の事故防止を図る。

#### 2 応急対策

機 関 名	内 容
警 視 庁	<p>1 事前対策</p> <p>○ 警備艇による警戒を強化し、船溜り、荷揚げ場所の船長に対し気象情報の伝達を行うとともに、水門付近、要注意堤防付近の係留を禁止する。</p> <p>また、係留もやいの結束強化等の防護措置を行わせる。</p> <p>2 暴風警報、大雨警報、洪水警報等発表時における措置</p> <p>(1) 避難誘導</p> <p>警備艇による警戒を強化し、各船に対し、安全な水域への誘導整理に当たる。</p> <p>なお、避難水域の状況により警備艇を固定配置し、警戒に当たる。</p> <p>(2) 関係機関、業者に対する必要な警告</p> <p>警報発表と同時に状況を判断し、業者に対して荷役作業、出航を取り止めるよう警告する。</p> <p>3 水門閉鎖後逃げ遅れた船舶の措置</p> <p>○ 水門閉鎖については、管理者と密接な連絡をとり、避難に遅れることのないよう実施するが、万一逃げ遅れた船については、水門や堤防要注意箇所を避けて係留させ、乗組員は陸上避難場所並びに警備艇に収容する。</p> <p>4 警報発表と同時に主要河川及び運河筋の警戒に当たる。</p>

機 関 名	内 容
<p>第 三 管 区 海 上 保 安 本 部 (東京海上保安部)</p>	<p>○ 台風・津波等対策委員会の協議により、次の対策を講ずる。</p> <p>○第1警戒体制（準備体制）</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 在泊船は、荒天準備を行い、必要に応じて直ちに運航できるよう準備すること。</li> <li>2. 木材は、河川運河筋の木材固め及び貯木場への収容等、流出防止措置を講ずること。</li> <li>3. 岸壁、工事現場等においては、資器材の防止措置を講ずること。</li> <li>4. 荷役及び港内工事作業中の船舶は、天候の急変に備え荷役及び港内工事作業を中止できるように準備すること。また、荷役及び港内工事作業の中止基準を厳守すること。</li> <li>5. 設備を備える全ての船舶は、次の事項を厳守すること。 <ol style="list-style-type: none"> <li>①国際 VHF16 チャンネルの常時聴取</li> <li>②AIS の作動又は作動状況の確認</li> <li>③レーダー等による自船の錨泊位置周辺の監視</li> <li>④最新の気象海象情報の入手及び気象海象状況への留意</li> </ol> </li> </ol> <p>○第2警戒体制（避難体制）</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 在泊船舶は、荒天準備を完了し、厳重な警戒体制とすること。</li> <li>2. 小型船及び汽艇等は、河川、運河その他の安全な場所に避難すること。</li> <li>3. 避難対象船舶は、原則として、防波堤外の安全な場所に避難すること。</li> <li>4. 流出防止措置を完了した資器材及び木材について、厳重な警戒体制をとること。</li> <li>5. 設備を備える全ての船舶は、次の事項を遵守すること。 <ol style="list-style-type: none"> <li>①第1警戒体制の5①～③に同じ</li> <li>②走錨防止のため、レーダー等による事船位置の連続監視</li> <li>③機関はスタンバイ状態として、直ちに運航できる体制の維持</li> <li>④最新の気象情報の入手、気象海象状況及びその突然の変化への注意</li> </ol> </li> </ol> <p>○錨泊自粛</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 東京国際空港（羽田空港）周辺海域の錨泊自粛区域に錨泊しないこと。</li> <li>2. 東京国際空港（羽田空港）周辺海域の錨泊自粛区域に錨泊中の船舶は、直ちに同海域外へ出域すること。</li> </ol>

機 関 名	内 容
	<p>ただし、次の船舶を除く。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①人命又は財産の保護、公共の秩序の維持、その他公益上の必要が認められる用務のため、やむを得ず、錨泊自粛区域で錨泊する船舶。</li> <li>②船舶交通の危険を回避するため、やむを得ず錨泊自粛区域で錨泊する船舶。</li> <li>③前各号に掲げるもののほか、京浜港長が認めた船舶。</li> </ul> <p>○入港制限</p> <p>総トン数 3,000 トン以上（ブイ係留の船舶は、総トン数 2,000 トン以上）の船舶は入港しないこと。</p> <p>ただし、旅客が乗船中の客船及びフェリー並びにやむを得ない理由により防波堤外に錨泊する船舶にあっては、この限りではない。また、やむを得ない理由により防波堤外の、錨泊制限海域に錨泊する次の船舶にあっては、この限りではない。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①人命又は財産の保護、公共の秩序の維持、その他公益上の必要が認められる用務のため、やむを得ず、錨泊制限海域で錨泊する船舶。</li> <li>②船舶交通の危険を回避するため、やむを得ず錨泊制限海域で錨泊する船舶。</li> <li>③前各号に掲げるもののほか、京浜港長が認めた船舶。</li> </ul>

## 第5章 医療救護・保健等対策

- 初動医療体制、情報連絡・傷病者の搬送、防疫及び保健衛生等の体制を整備し、災害時に迅速な医療救護等を行う。

### 主な機関の応急活動

機関名	発災 被害の発生				
	事前情報 収集期	情報監視期	情報連絡期	災害即応期	応急対応期
都福祉保健局	○情報収集		○情報連絡体制の確認 ○東京 DMAT の派遣準備 ○東京 DPAT の派遣準備 ○都医療救護班の派遣準備	○災害拠点病院等の被災状況の把握 ○東京消防庁と連携した東京 DMAT の活動 ○東京 DPAT の活動 ○医療機関及び区市町村からの応援要請への対応 ○都医療救護班の派遣	○都薬剤師班等の派遣 ○備蓄医薬品等を医療機関へ供給 ○関係業界団体等へ医薬品等の供給要請

第5章 医療救護・保健等対策  
 主な機関の応急活動

機関名	発災 被害の発生				
	事前情報 収集期	情報監視期	情報連絡期	災害即応期	応急対応期
監察医務院					<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 検案班の編成・派遣</li> <li>○ 検案の実施</li> </ul>
東京消防庁	<p>【必要に応じて水防態勢発令】</p> <p>→</p>	<p>○ 事前計画（水防基本計画等）に基づく活動</p>	<p>【水防態勢発令】</p> <p>【必要に応じて第一～第四非常配備態勢発令】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 第一非常配備態勢以上の発令で水防部隊を編成</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 必要に応じて現場救護所を設置</li> <li>○ 東京DMAT等と連携した救助・救急活動</li> <li>○ 知事に対し緊急消防援助隊の派遣要請</li> </ul>	<p>→</p>
区市町村			<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 医療救護所の設置（準備）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 医療機関等の被災状況の把握及び応援要請</li> <li>○ 医療救護班等の応援要請</li> <li>○ 災害薬事センターの設置</li> <li>○ 行方不明者の搜索</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 医薬品等不足時の都への供給要請</li> <li>○ 薬剤師班等の応援要請</li> <li>○ 防疫班による消毒活動</li> <li>○ 遺体収容所の設置</li> <li>○ 遺体の収容</li> <li>○ 火葬の実施・調整</li> </ul>

## 第1節 初動医療体制

都福祉保健局を保健医療調整本部（※）として位置付け、関係各機関と協力し、以下本章における保健医療活動の総合調整を図る。

### ※ 保健医療調整本部

平成29年7月5日付厚生労働省関係局連名通知「大規模災害時の保健医療活動に係る体制の整備について」において示された組織。

大規模災害時に都道府県災害対策本部の下に設置され、保健医療活動チームの派遣調整、保健医療活動に関する情報連携、整理及び分析等の保健医療活動の総合調整を行う。

### 1 医療情報の収集伝達体制

- 東京都災害医療コーディネーターが中心となり、区市町村、東京消防庁、都医師会、都歯科医師会及び都薬剤師会など関係機関が連携して被害状況及び医療機関の活動状況、他県からのDMAT・医療チーム・DPATの派遣状況などの情報を一元的に収集する。
- 二次保健医療圏ごとに医療対策拠点を設置し、圏域内の被害状況や医療機関の活動状況等の情報を東京都地域災害医療コーディネーターを中心に収集する。
- 収集した医療情報を区市町村等の関係機関に提供する。
- 各種広報媒体や報道機関等を通じた都民への広報を行う。
- 防災行政無線及び広域災害救急医療情報システム（EMIS）等を活用して、医療機関の情報収集を行う。
- 地区医師会及び区市町村災害医療コーディネーター等の関係機関と連携して、人的被害、診療所、歯科診療所及び薬局の被災状況や活動状況等を把握し、関係機関で情報収集するとともに圏域内の地域災害医療コーディネーターに対して報告する。
- 医療救護所の設置状況や医療機関及び薬局の活動状況を地域住民に周知する。

## 2 初動期の医療救護活動

機 関 名	内 容
都 福 祉 保 健 局	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 医療救護に関する総合的な指揮命令及び連絡調整</li> <li>○ 東京都災害医療コーディネーターの助言を受け、都内全域の医療救護活動等を統括・調整</li> <li>○ 医療機関の空床利用や収容能力の臨時拡大等を要請</li> <li>○ 災害発生現場等の多数傷病者に対し救命処置を実施するため、東京 DMAT を派遣</li> <li>○ 災害時の精神科医療ニーズに対応するため、東京 DPAT を派遣</li> <li>○ 区市町村から要請があった場合、又は都において医療救護の必要があると認めた場合は、都医療救護班等を派遣</li> <li>○ 都病院経営本部のほか、都医師会、日赤東京都支部、災害拠点病院に都医療救護班を、都歯科医師会に都歯科医療救護班を、都薬剤師会に都薬剤師班の派遣をそれぞれ要請し、医療救護所等へ派遣</li> <li>○ 医療救護体制が不足する場合には、九都県市相互応援協定等に基づき、応援を要請</li> <li>○ 相互応援協定等に基づく医療救護班や日本 DMAT 等医療救護チームの要請・受入システムや医療スタッフ等の受入体制を確立し、活動拠点等を確保</li> </ul>
都 福 祉 保 健 局	<p>(各二次保健医療圏)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 基幹災害拠点病院を含む地域災害拠点中核病院に二次保健医療圏医療対策拠点を設置</li> <li>○ 東京都地域災害医療コーディネーターは、都職員とともに圏域内の医療救護活動等を統括・調整</li> <li>○ 東京都地域災害医療コーディネーターは、必要に応じて地域災害医療連携会議を開催し、圏域内の医療救護活動を調整</li> <li>○ 都保健所は、公衆衛生的見地から地域災害医療コーディネーター及び市町村を支援</li> </ul>
東 京 消 防 庁	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 都福祉保健局と連携して、可能な範囲で救急隊を派遣</li> <li>○ 東京 DMAT と連携して、救命処置等を実施</li> </ul>

機 関 名	内 容
区 市 町 村	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 災害時における医療救護を一次的に実施</li> <li>○ 区市町村災害医療コーディネーターの助言を受け、区市町村内の医療救護活動等を統括・調整</li> <li>○ 避難所等に避難所医療救護所を設置</li> <li>○ 災害拠点病院等の近接地等に緊急医療救護所を設置・運営</li> <li>○ 急性期以降は、医療救護活動拠点を設置して、医療救護所や在宅療養者への医療支援について調整</li> <li>○ 避難所等において定点・巡回診療を実施</li> <li>○ 自らの公的医療機関において医療救護を行うほか、地区医師会、地区歯科医師会及び地区薬剤師会との協定（島しょ地域を除く）に基づき、医療救護を実施するよう要請</li> <li>○ 医療救護体制が不足する場合には、東京都地域災害医療コーディネーターに応援を求める。</li> </ul>
都 医 師 会	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 都から「災害時の医療救護活動についての協定」に基づく医療救護班の派遣要請があった場合は、都医療救護班を編成・派遣</li> </ul>
都 歯 科 医 師 会	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 都から「災害時の歯科医療救護活動についての協定書」に基づく歯科医療救護班の派遣要請があった場合は、都歯科医療救護班を編成・派遣</li> </ul>
都 薬 剤 師 会	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 都から「災害時の救護活動に関する協定書」に基づく薬剤師班の派遣要請があった場合は、都薬剤師班を編成・派遣</li> </ul>
日 赤 東 京 都 支 部	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 都からの要請又は自主的な判断に基づき、積極的に医療救護活動等に協力する。</li> <li>○ 医療救護班は、都と締結した「災害救助又はその応援の実施に関する業務委託契約」に基づき、都医療救護班として医療及び助産救護活動等を行う。</li> <li>○ 血液救護班を設置し、災害時の救護活動における輸血用血液供給業務を実施</li> </ul>
献 血 供 給 事 業 団	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 都外から血液製剤の輸送要請があった場合、東京都赤十字血液センター等と協力して行う。</li> <li>○ 都から「災害時における血液製剤の供給業務に関する協定書」に基づく血液製剤等の供給要請があった場合は、日赤東京都支部などと協力して行う。</li> </ul>
都 看 護 協 会	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 都から「災害時の救護活動についての協定」に基づく看護師の派遣要請があった場合は、応急救護の実施及び衛生材料の提供等、医療救護所等における看護業務を行う。</li> </ul>

## 第5章 医療救護・保健等対策

### 第1節 初動医療体制

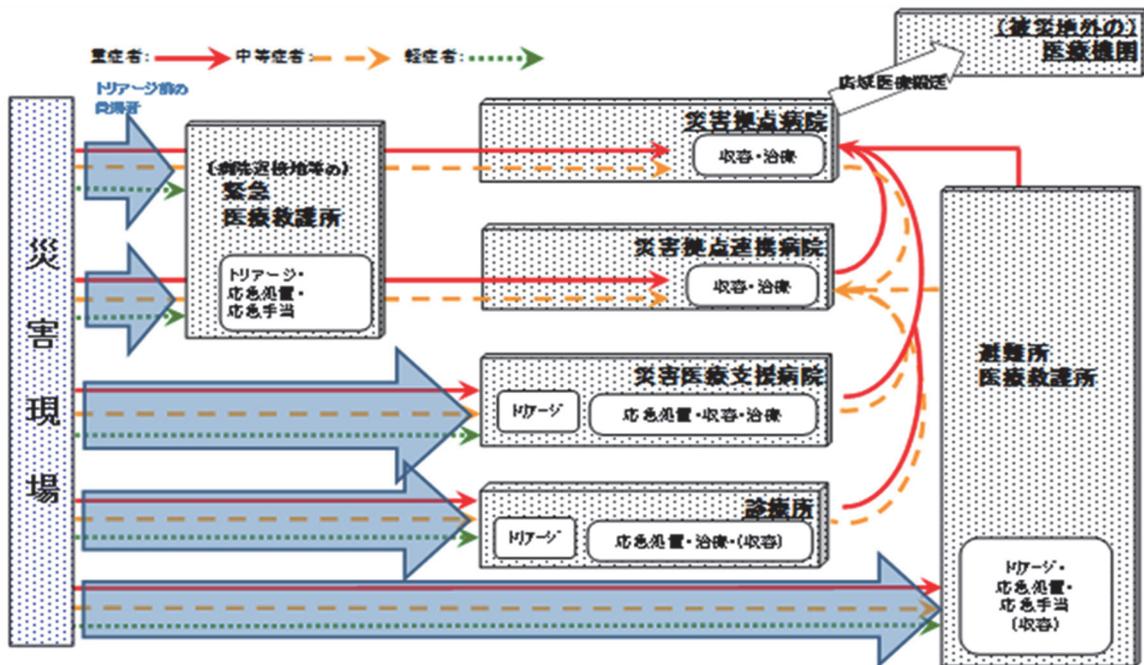
機 関 名	内 容
都柔道接骨師会	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 都から「災害時における応急救護活動についての協定」に基づく協力要請があった場合は、応急救護の実施及び衛生材料の提供等、医療救護活動等に協力する。</li> <li>○ 救護所において行う応急救護は、医師の指示により実施（別冊資料第133「災害時の救護活動等についての協定書」）</li> </ul>

#### 【医療救護活動におけるフェーズ区分】

区 分		想定される状況
0	発災直後 (発災～6時間)	洪水や土砂崩れ等の発生により傷病者が多数発生し、救出救助活動が開始される状況
1	超急性期 (6～72時間)	救助された多数の傷病者が医療機関に搬送されるが、ライフラインや交通機関が途絶し、被災地外からの人的・物的支援の受入れが少ない状況
2	急性期 (72時間～1週間程度)	被害状況が少しずつ把握でき、ライフライン等が復活し始めて、人的・物的支援の受入体制が確立されている状況
3	亜急性期 (1週間～1か月程度)	地域医療やライフライン機能、交通機関等が徐々に回復している状況
4	慢性期 (1～3か月程度)	避難生活が長期化しているが、ライフラインがほぼ復活して、地域の医療機関や薬局が徐々に再開している状況
5	中長期 (3か月以降)	医療救護所がほぼ閉鎖されて、通常診療がほぼ回復している状況

【災害時医療救護の流れ】

※ 災害拠点病院は主に重症者を、災害拠点連携病院は主に中等症者を受入れる。  
災害医療支援病院は、専門医療や慢性疾患への対応、その他医療救護活動を行う。



【医療救護所等】

名称	説明
緊急医療救護所	区市町村が、発災後速やかに、災害拠点病院などの近接地等（病院開設者の同意がある場合は、病院敷地内を含む。）に設置する医療救護所で、主に傷病者のトリアージ、軽症者に対する応急処置及び搬送調整を行う場所
避難所医療救護所	区市町村が、おおむね急性期以降に、避難所内に設置する医療救護所 （病院がない地域等は、おおむね超急性期までに設置）
医療救護活動拠点	区市町村が、医療救護所や在宅療養者の医療支援に関して調整・情報交換する場所

(1) 災害医療コーディネーターの活動

- 東京都災害医療コーディネーターは、都が把握する被災地の負傷者の状況及び医療機関の対応状況を踏まえ、東京 DMAT、医療救護班等の派遣や医療救護所、医療機関の確保等について都に対して医学的な助言を行う。
- 東京都地域災害医療コーディネーターは、二次保健医療圏内の負傷者の状況、医療機関の対応状況等を踏まえ、東京都災害医療コーディネーターに必要な

な支援を要請する。

(2) 東京 DMAT の活動

- 東京 DMAT の出場に当たっては、東京消防庁との連携によることとし、「東京 DMAT 運営要綱」に基づき活動する。
- 災害発生直後からおおむね 72 時間後までの間、災害発生現場等、医療の空白地帯において、多数傷病者に対し救命処置を実施するため、東京 DMAT を派遣する。
- 都は、東京 DMAT が効果的な活動を行えるよう、東京 DMAT 指定病院と情報の共有等を行うなど連携を密にするとともに、医療従事者等の迅速かつ円滑な派遣に努める。
- 都は、各被災現場の被害状況、出場可能な指定病院及びチーム数等を踏まえ、出場先及び出場順序について、都福祉保健局、都病院経営本部、東京消防庁と協議の上、決定する。決定に際しては、東京都災害医療コーディネーターに助言を求めることができる。
- 都は、災害現場の東京 DMAT との連絡体制の確立に努めるとともに、必要に応じ東京 DMAT に対し、医療資器材等の支援を行う。

(3) 東京 DPAT の活動

- 東京 DPAT は、「東京都災害派遣精神医療チーム運営要領」に基づき活動拠点本部での活動や被災区市町村での精神保健医療活動等を行う。
- 災害発生直後から、被災した精神科病院の患者の搬送の支援や急性増悪患者の対応、災害派遣医療チーム等との連携を行うため、東京 DPAT を派遣する。
- 都は、各被災現場の被害状況、出場可能な登録医療機関及びチーム数等を踏まえ、出場先及び出場順序について、都福祉保健局、都病院経営本部と協議し決定する。決定に際しては、必要に応じて東京都災害医療コーディネーターに助言を求める。
- 他県からの応援 DPAT の受入れに当たっては厚生労働省（DPAT 事務局）と調整するとともに、活動状況等について、派遣した当該他県市等へ情報提供する。

(4) 医療救護班等の活動

- 医療救護班等の活動は、被災直後の超急性期においては、負傷者が多数発生した災害現場等又は負傷者が殺到する病院等の近接地などに設置する緊急医療救護所を中心とし、その後は、避難所等における医療救護所を中心とする。
- 都は、都病院経営本部のほか、都医師会、日赤東京都支部、災害拠点病院に都医療救護班を、都歯科医師会に都歯科医療救護班を、都薬剤師会に都薬剤師班の派遣をそれぞれ要請し、医療救護所等へ派遣する。
- 都医療救護班は、原則として搬送手段を自ら確保して出動する。搬送手段を自ら確保することが不可能な場合、都に要請する。

ア 都医療救護班（計 219 班）平成 31 年 3 月 31 日現在

- (ア) 都立・公社病院※ 26 班(医師 1 名、看護師 1 名、事務その他 1 名)
- (イ) 都医師会 94 班(医師 1 名、看護師 1 名、事務その他 1 名)
- (ウ) 日赤東京都支部 32 班(医師 1 名、看護師 3 名、事務その他 2 名)

- (エ) 災害拠点病院 67班(医師1名、看護師1名、事務その他1名)  
 イ 都歯科医療救護班：都歯科医師会 110班(55地区各2班)  
 (歯科医師1名、歯科衛生士又は歯科技工士1名、事務その他1名)  
 ウ 都薬剤師班：都薬剤師会 200班(薬剤師3名で1班)  
 ※ 公社：公益財団法人東京都保健医療公社

【医療救護班等の活動内容】

区 分	内 容
医 療 救 護 班	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 傷病者に対するトリアージ</li> <li>○ 傷病者に対する応急処置及び医療</li> <li>○ 傷病者の収容医療機関への転送の要否及び搬送順位の決定</li> <li>○ 死亡の確認及び検案への協力</li> <li>○ 助産救護</li> <li>○ その他、都と協議の上必要と認められる業務</li> </ul>
歯 科 医 療 救 護 班	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 歯科医療を要する傷病者に対する応急処置</li> <li>○ 災害拠点病院等への転送の要否及び転送順位の決定</li> <li>○ 避難所内における転送の困難な患者、軽症患者等に対する歯科治療、衛生指導</li> <li>○ 検視・検案に際しての法歯学上の協力</li> </ul>
薬 剤 師 班	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 医療救護所等における傷病者等に対する調剤、服薬指導</li> <li>○ 医療救護所及び医薬品の集積場所等における医薬品等の仕分け、管理及び受発注</li> <li>○ 一般用医薬品を活用した被災者の健康管理支援</li> <li>○ 避難所の衛生管理・防疫対策への協力</li> </ul>

(5) dERU (国内型緊急対応ユニット (※)) による活動

- 日赤医療救護班は、dERU を被災地域へ迅速に搬入・開設し、積極的に医療救護活動を行う。

※ dERU (domestic Emergency Response Unit)

日本赤十字社の緊急仮設診療所設備 (大型テント、医療資機材) とそれを輸送する車両及び訓練された要員、そしてそれらを円滑に運用するためのシステムの総称。

### 3 負傷者等の搬送体制

#### (1) 負傷者の搬送

- 都及び区市町村は、搬送手段を有する機関と連携して、緊急度や搬送人数等に応じた搬送手段を確保する。
- 負傷者等の災害拠点病院等への搬送は、都福祉保健局及び区市町村が、東京消防庁等の関係機関と連携し、車両・ヘリコプター・船舶等により行う。
- 都本部に集まる道路啓開情報並びに警視庁及び東京消防庁のヘリコプターが収集した画像情報を始めとした道路交通情報を効果的に活用し、搬送路を決定する。

#### (2) 医療スタッフの搬送

- 区市町村が派遣する医療救護班等の医療スタッフの搬送は、原則として区市町村が対応する。
- 都が派遣する都医療救護班等の搬送は、都が対応する。
- 都医療救護班等の搬送に当たって、既に締結している関係機関との協定に基づき、バス、船舶、トラック等による搬送を活用する。

#### (3) 山間部における医療救護活動

- 山間部の市町村においては、風水害により、道路の寸断や通信線の断線が発生し、多くの集落が孤立するおそれがあり、孤立地区が生ずる可能性がある。
- 孤立地区における負傷者への応急医療救護活動は、まずその地区内で行うが、地区内に医療施設がないなど十分な治療ができない状況も想定される。こうした場合には、市町村は、医療スタッフの派遣、医療資器材の搬送を都に要請する。
- 都は、要請に応じ都病院経営本部、都医師会、日赤東京都支部、災害拠点病院等と調整し、医療スタッフ等を派遣する。

また、都は災害の状況に応じて東京 DMAT の出場調整を行う。

#### 《都福祉保健局》

- 警視庁、東京消防庁、自衛隊などの関係機関と連携して、搬送手段を確保
- 要請に応じ都病院経営本部、都医師会、日赤東京都支部、災害拠点病院と調整し、医療スタッフ等を派遣

- 災害の状況に応じて東京 DMAT の出場を調整

- 孤立地区からの避難、救出救助、物資輸送等においても、市町村からの要請があった場合又は切迫性が高い場合には、ヘリコプターを活用

#### 《警視庁》《東京消防庁》《自衛隊》

- ヘリコプターを活用し、速やかに医療機関へ搬送

#### 《市町村》

- 医療スタッフの派遣、医療資器材の搬送を都に要請

- 孤立地区においては、ヘリコプター離着陸場がない場合、代替手段としてヘリコプターのホイスト（※）が行える地点を事前に選定

#### ※ ホイスト

救助隊員などをホバリングしながら降下させ、傷病者などを救出して機内まで吊り上げること。

## 第2節 保健衛生、防疫体制

### 1 保健衛生体制

- 避難所等における健康の維持、管理及び増進に関わる保健衛生対策を迅速かつ円滑に行う。

機 関 名	内 容
都 福 祉 保 健 局	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 避難所や保健医療福祉関連施設等の被災状況を把握</li> <li>○ DHEAT に関する総合的な連絡調整を行う。</li> <li>○ 保健活動班に関する総合的な連絡調整を行う。</li> <li>○ 区市町村における保健活動班の活動を支援</li> <li>○ 区市町村が行う避難者や在宅生活者の健康相談を支援</li> <li>○ 関係機関と連携し、被災者に適切な保健衛生活動を行う。</li> <li>○ 被災区市町村からの要請に基づき、都内の非（小）被災区 市町村及び国を通じて他道府県市に保健活動班の派遣を要 請</li> <li>○ 被災区市町村からの応援要請に基づき、避難所等での精神 保健相談、支援者支援等を行う東京 DPAT 及び他県 DPAT を派 遣</li> <li>○ 環境衛生指導班による飲料水の安全等環境衛生の確保</li> <li>○ 食品衛生指導班による食品の安全確保</li> <li>○ 関係団体等との協働による「動物救援本部」の設置</li> <li>○ 負傷又は放し飼い状態の被災動物の保護</li> </ul>
区 市 町 村	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 保健活動班を編成し、被災住民に対する健康に関する相談 を行う。</li> <li>○ 区市町村単位では対応が困難な場合は、都に応援を要請す るほか、区市町村が独自に他道府県市等と結ぶ応援協定に基 づく、保健活動班の派遣を要請</li> <li>○ 派遣職員の受入れ及び搬送体制の確立、並びに活動拠点の 確保を図る。</li> <li>○ 環境衛生指導班（区、保健所設置市）による飲料水の安全 等環境衛生の確保</li> <li>○ 食品衛生指導班（区、保健所設置市）による食品の安全確 保</li> <li>○ 被災動物の保護に関する都、関係団体等への協力</li> </ul>

#### (1) 保健所の指揮調整機能支援等

《都福祉保健局》

- DHEAT に関する総合的な連絡調整を行う。
- 被災区、中核市及び保健所政令市からの要請に基づき、DHEAT を派遣する。

- 国へ他道府県及び指定都市からのDHEATの応援要請に関する調整を依頼する。
  - 他道府県及び指定都市からのDHEATの派遣場所の調整を行う。
- (2) 保健活動
- <<都福祉保健局>>
- 保健活動班に関する総合的な連絡調整を行う。
  - 区市町村からの応援要請に基づき、区市町村における保健活動班の活動が円滑に行われるよう支援する。
  - 被災区市町村からの応援要請に基づき、都内の非(小)被災区市町村に保健活動班の派遣要請を行うとともに、国を通じて他道府県市に保健活動班の派遣を要請する。
- <<都福祉保健局>><<区市町村>>
- 派遣職員の受入れ及び搬送体制の確立、並びに活動拠点の確保を図る。
- <<区市町村>>
- 巡回健康相談等を行うため、保健師・管理栄養士その他必要な職種からなる保健活動班を編成して避難所等に派遣する。
  - 保健活動班は、環境衛生指導班や食品衛生指導班、防疫班と連携し、避難住民等の健康管理に関する活動を行う。
  - 保健活動班は、避難所における健康相談、地域における巡回健康相談、その他必要な保健活動を行う。
  - 区市町村単独では対応が困難な場合は、都に応援要請を行うほか、各区市町村が独自に他道府県市等と結ぶ応援協定に基づき、保健活動班の派遣を要請する。
- (3) 地域精神保健活動
- <<都福祉保健局>>
- 都全体の精神保健に関する情報を収集し、迅速に区市町村へ提供する。
  - 被災状況に応じて、東京DPAT登録医療機関へ派遣要請を行うとともに、厚生労働省(DPAT事務局)を通して、他県DPATへも派遣要請をし、受入れの調整を行う。
  - 被災区市町村の要請に基づき、東京DPAT及び他県DPATを派遣する。
  - 避難所等での精神疾患の急性増悪患者等への対応等を行うため、東京DPAT及び他県DPATを派遣し、災害派遣医療チーム・保健師チーム等と連携により支援を行う。
  - 東京DPAT及び他県DPATは、被災区市町村の災害医療コーディネーターの助言の下、避難所等での保健師チーム等との連携により、精神保健相談、精神保健に関する普及啓発等の活動を実施する。
  - 東京DPAT及び他県DPATは、被災区市町村で活動する支援者に対して、支援者の心身の健康を維持できるよう助言等を行う。
  - 東京都全域及び区市町村間の精神保健医療に関する連絡調整を行う。
  - 都立の3つの精神保健福祉センターにおいて、精神保健福祉相談を実施する。
- (4) 精神医療体制の確保

《都福祉保健局》

- 被災した精神科病院の入院患者については、災害拠点精神科病院及び災害拠点精神科連携病院への受け入れを円滑に行う。また、東京精神科病院協会等と連携し、別途受入れ先を確保する。
- 転院については、東京 DPAT 及び他県 DPAT を派遣し、日本 DMAT 等との連携により行う。
- 東京 DPAT 及び他県 DPAT は、派遣された区市町村内の精神科医療機関の機能補完を行う。
- 精神科災害医療体制の状況を把握し、必要に応じて厚生労働省(DPAT 事務局)及び他県の精神科病院に転院先の要請を行う。

(措置入院の体制確保)

- 措置患者の緊急受入れについては、一時的に都立病院で行い、その後、東京都の精神科災害医療体制の中で空床状況を確認し患者を転送する。
- 措置診察体制のため精神保健指定医の確保等を行う。

《都福祉保健局》《区市町村》

- 必要に応じて電話相談窓口や外来相談窓口を設置する。
- 被災住民等の心的外傷後ストレス障害(PTSD)をも視野に入れて、メンタルヘルスケア体制整備を図り、被災の状況に即して活動する。
- 精神科病院・診療所の外来実施状況について、状況の把握・提供ができるよう努める。

(5) 在宅難病患者への対応

- 保健所及び市町村は、在宅難病患者の状況把握に努める。
- 都は、区市町村からの要請に応じ、医療機関及び他道府縣市等と連携し、在宅難病患者の搬送及び救護体制の支援に努める。

(6) 在宅人工呼吸器使用者への対応

《都福祉保健局》

- 区市町村からの要請に応じ、人工呼吸器使用者の支援について、医療機関及び他道府縣市等と調整に努める。

《区市町村》

- 区市町村は「東京都在宅人工呼吸器使用者災害時支援指針」を活用して作成した「在宅人工呼吸器使用者災害対策リスト」を基に、「災害時個別支援計画」で定めた方法により、在宅人工呼吸器使用者の安否確認を行う。
- 人工呼吸器使用者及び家族に被害状況、医療機関の開設状況等の情報を提供するとともに、できるだけ在宅療養が継続できるよう支援する。
- 在宅療養の継続や避難等に際し、「災害時個別支援計画」による支援が困難な場合は都へ支援を要請する。

(7) 透析患者等への対応

《都福祉保健局》

- 東京都透析医会等との連携により、透析医療機関の被災の状況、透析医療の可否について情報を収集し、関係機関に情報を提供する。

- 被災状況に応じ、水、医薬品等の供給、患者搬送について関係機関と調整する。
  - 他道府縣市への支援要請について、必要な調整を図る。
- (8) 被災動物の保護
- <<都福祉保健局>>
- 負傷又は放し飼い状態の被災動物を保護する。
  - 関係団体等と協働し、「動物救援本部」を設置する。
- <<区市町村>>
- 被災動物の保護に関して都、関係団体等へ協力する。

## 2 防疫体制

被災地や避難所における防疫対策を迅速かつ的確に行うことにより、感染症の発生及びまん延を防止する。

機 関 名	内 容
都 福 祉 保 健 局	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 区市町村の防疫活動を支援・指導</li> <li>○ 都医師会、都薬剤師会等に区市町村の防疫活動に対する協力を要請</li> <li>○ 他道府縣市を含め被災地以外の自治体に対して防疫活動への応援要請と連絡調整を実施</li> <li>○ 被災地や避難所における感染症発生状況の把握及び情報提供</li> <li>○ 感染症の流行状況等を踏まえて区市町村が実施する予防接種に関する指導・調整</li> <li>○ 一類・二類感染症など入院対応が必要な感染症患者の入院先医療機関の確保及び移送・搬送手段の確保について保健所と調整</li> <li>○ 区市町村が実施する初期防疫活動において防疫用資器材が不足したときは、都福祉保健局において調達</li> <li>○ 区市町村の衛生管理対策を支援・指導</li> <li>○ 環境衛生指導班による飲料水の安全等環境衛生の確保</li> <li>○ 食品衛生指導班による食品の安全確保</li> <li>○ 区市町村における保健活動班の活動を支援</li> <li>○ 「動物救援本部」との協働による動物救護活動、関係機関との連絡調整</li> <li>○ 負傷又は放し飼い状態の被災動物の保護</li> </ul>
都 保 健 所	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 市町村の防疫活動を支援・指導</li> <li>○ 被災地や避難所における感染症発生状況の把握及び情報提供</li> <li>○ 感染症の流行状況等を踏まえて市町村が実施する予防接</li> </ul>

機 関 名	内 容
	<p>種に関する指導・調整</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 避難所等における感染症集団発生時の疫学調査及び感染拡大防止対策の実施</li> <li>○ 一類・二類感染症など入院対応が必要な感染症患者の入院先医療機関の確保及び移送・搬送手段の確保</li> <li>○ 市町村の衛生管理対策を支援・指導</li> <li>○ 環境衛生指導班による飲料水の安全等環境衛生の確保</li> <li>○ 食品衛生指導班による食品の安全確保</li> </ul>
区 市 町 村	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 災害の種類、程度に即応した防疫活動として、飲料水の消毒や避難所及び患者発生場所等の消毒、ねずみ族、昆虫等(※)の駆除等を行う。</li> <li>○ 必要に応じて、防疫班、消毒班、食品衛生指導班及び環境衛生指導班(食品衛生指導班及び環境衛生指導班は特別区及び保健所設置市のみ)を編成し、防疫活動を実施</li> <li>○ 被災戸数及び防疫活動の実施について、都福祉保健局に対し、迅速に連絡</li> <li>○ 防疫活動の実施に当たって、対応能力が十分でないと認める場合は、都福祉保健局又は地区医師会、地区薬剤師会等に協力を要請</li> <li>○ 都が活動支援や指導、区市町村調整を行う場合、協力する。</li> <li>○ 被災地や避難所における感染症発生状況の把握(特別区及び保健所設置市のみ)</li> <li>○ 感染症の流行状況等を踏まえた予防接種の実施</li> <li>○ 避難所等における感染症の集団発生時の疫学調査及びまん延防止対策の実施(特別区及び保健所設置市のみ)</li> <li>○ 一類・二類感染症など入院対応が必要な感染症患者の入院先医療機関の確保及び移送・搬送手段の確保(特別区及び保健所設置市のみ)</li> <li>○ 保健活動班を編成し、被災住民に対する健康調査及び健康相談を行う。</li> <li>○ 被災動物の保護に関する都、関係団体等への協力</li> </ul>
都 医 師 会	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 都福祉保健局長からの要請に応じて防疫活動に協力</li> <li>○ 都福祉保健局(都保健所を含む)又は区市町村と協議の上、防疫活動を実施</li> </ul>

※ ねずみ族、昆虫等：感染症を媒介する、ねずみ、蚊、ハエ、ゴキブリ等のこと

《都福祉保健局》

- 区市町村等から情報を収集し、感染症の発生及びまん延のおそれがあるなど必要があると認めるときは、消毒及びねずみ族、昆虫等の駆除について指示を行うとともに、防疫用薬剤の供給や駆除等について支援を行う。
- 区市町村から要請があった場合、その他必要と認める場合は、食品衛生指導班を編成し、食品の安全を確保する。
- 必要に応じて、都医師会、都薬剤師会等に対して、区市町村の実施する防疫活動への協力を要請するとともに、連絡調整を行う。
- 必要に応じて、他道府県市を含め被災地以外の自治体に対して防疫活動への応援を要請するとともに、連絡調整を行う。

《区市町村》

- 所属職員や他自治体の応援職員等の中から、防疫班、消毒班、食品衛生指導班及び環境衛生指導班（食品衛生指導班及び環境衛生指導班は特別区及び保健所設置市のみ）を編成（又は担当者を配置）して、防疫活動を実施する。

【班別役割分担】

班名	機関名	役割
防疫班	区市町村	<ul style="list-style-type: none"> <li>健康調査及び健康相談</li> <li>避難所等の防疫指導、感染症発生状況の把握</li> <li>感染症予防のため広報及び健康指導</li> <li>避難所におけるトイレ・ごみ保管場所の適正管理</li> </ul>
消毒班	区市町村	<ul style="list-style-type: none"> <li>患者発生時の消毒(指導)</li> <li>避難所の消毒の実施及び指導</li> </ul>
保健活動班	区市町村	<ul style="list-style-type: none"> <li>健康調査及び健康相談の実施</li> <li>広報及び健康指導</li> </ul>
食品衛生指導班	保健所等	<ul style="list-style-type: none"> <li>炊飯所、弁当・給食調理場等の衛生確保</li> <li>食品集積所の衛生確保</li> <li>避難所の食品衛生指導</li> <li>その他食品に起因する危害発生の防止</li> <li>食中毒発生時の対応</li> <li>避難所における食品取扱管理者の設置促進等、食品衛生管理体制の確立</li> <li>食品の衛生確保、日付管理等の徹底</li> <li>手洗いの励行</li> <li>調理器具の洗浄殺菌と使い分けの徹底</li> <li>残飯、廃棄物等の適正処理の徹底</li> <li>情報提供</li> <li>殺菌、消毒剤の調整</li> </ul>
環境衛生指導班	保健所等	<ul style="list-style-type: none"> <li>飲料水の塩素による消毒の確認</li> <li>都民への消毒薬・簡易残留塩素検出紙の配布</li> <li>都民への消毒の実施方法及び残留塩素の確認方法の指導</li> <li>避難所の過密状況や衛生状態を調査・確認</li> <li>避難所における室内環境の保持や寝具類の衛生確保のための助言・指導</li> <li>避難所におけるハエや蚊の防除方法についての助言・指導</li> </ul>

(1) 各班の役割

- 防疫班は、医療救護班・保健活動班等と緊密に連携をとりながら、被災住民の健康調査を行い、感染症患者の早期発見に努め、被災地や避難所の感染症発生状況を把握するとともに、必要に応じて感染症予防のための対策を行う。
- 消毒班は、防疫班と緊密に連携をとりながら、患者発生時の消毒(指導)・避難所の消毒の実施及び指導を行う。
- 保健活動班は、健康調査及び健康相談の実施と並行して、保健所の食品衛生指導班及び環境衛生指導班等の協力を得て、広報及び健康指導を行う。
- 食品衛生指導班は、保健所長の指揮の下に、食品の安全を確保するとともに、避難住民に対する食品の衛生的な取扱いの指導等を行う。
  - ・ 都食品衛生指導班(計 41 班 食品衛生監視員 2 名/班で編成)  
本庁(都福祉保健局健康安全部) : 4 班  
都保健所 : 12 班  
健康安全研究センター : 15 班  
市場衛生検査所 : 5 班  
食肉衛生検査所 : 5 班
  - ・ 区市食品衛生指導班(区市の食品衛生監視員で編成)  
(別冊資料第 134「都における食品衛生指導班の編成内訳」)
- 都及び区、保健所設置市が編成した環境衛生指導班は、飲用しようとする水が塩素剤等で消毒されているか、確認を行う。それ以後は、住民が自主的に消毒を行えるように環境衛生指導班が住民に消毒薬を配布し、消毒方法及び消毒の確認方法を指導する。

(2) 感染症対策

- 一類・二類感染症など入院対応が必要な感染症が発生した場合や勧告入院中の患者に転院の必要が生じた場合などには、都福祉保健局と都保健所、特別区保健所及び中核市・政令市保健所(以下「都区市保健所」という。)が連携して、受入先医療機関の確保及び移送・搬送手段の確保を行う。
- 都福祉保健局及び都区市保健所は、被災地や避難所における感染症の発生状況を把握し、評価・分析した情報を提供するとともに、必要に応じて感染拡大防止に向けた注意喚起を実施する。
- 区市町村は、インフルエンザ又は麻疹などの流行状況等を踏まえ、予防接種を実施する。
- 都福祉保健局は、インフルエンザ又は麻疹などの流行状況等を踏まえ、区市町村に対して(保健所設置市を除く市町村は都保健所を通じて)、予防接種の実施に関する指導・調整を行う。
- 都区市保健所は、避難所等において感染症の集団発生が確認された際には、防疫班と連携して疫学調査及び感染拡大防止対策を迅速かつ的確に実施する。

### 第3節 医薬品・医療資器材の供給

機 関 名	内 容
都 福 祉 保 健 局	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 医薬品等の卸売販売業者が早期に機能を復旧できるよう、自衛隊等関係機関の協力を得ながら支援</li> <li>○ 区市町村の医薬品・医療資器材が不足する場合に、要請に基づき、都の備蓄品を供給</li> <li>○ 医薬品等が不足した場合には、東京医薬品卸業協会等災害時協力協定締結団体から調達</li> <li>○ 災害拠点病院等が収容力を臨時的に拡大するために必要な応急用資器材及び医薬品等を確保</li> <li>○ 必要に応じて被災地外に医薬品集積センターを設置し、仕分けた上で区市町村へ提供 (別冊資料第135～139「医薬品等の調達業務に関する協定」) (別冊資料第140「災害時の航空機による医療搬送等業務の協力に関する協定」)</li> </ul>
都 病 院 経 営 本 部	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 都立病院が収容力を臨時的に拡大するために必要な応急用資器材及び医薬品等の確保に努める。</li> </ul>
区 市 町 村	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 発災後速やかに災害薬事センター(旧称:医薬品ストックセンター)を設置</li> <li>○ 災害発生時には区市町村が備蓄しているものを使用</li> <li>○ 備蓄している医薬品等に不足が生じた場合は、区市町村において独自に調達し、調達が困難な場合には都に要請</li> </ul>
都 薬 剤 師 会 地 区 薬 剤 師 会	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 区市町村災害医療コーディネーター、東京都地域災害医療コーディネーター及び東京都災害医療コーディネーターの業務に協力</li> <li>○ 被災地内の地区薬剤師会は、区市町村の要請を受け、災害薬事センター(旧称:医薬品ストックセンター)における医薬品の仕分け・管理、救護所での調剤、地区薬剤師班の調整等を行う。</li> <li>○ 都の要請があった場合、医薬品集積センターにおける仕分け・管理等を実施</li> </ul>
日 赤 東 京 都 支 部	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 日赤医療救護班は、医療救護活動に必要な医療資材を携行</li> <li>○ 都から「災害時における血液製剤の供給業務に関する協定」に基づく供給要請があった場合、東京都赤十字血液センター(日赤東京都支部)と献血供給事業団とが密接な連携の下に供給を行う。</li> <li>○ 血液製剤の都外からの輸送等については日赤が行うほか、状況により都をはじめ各機関に協力を要請</li> </ul>

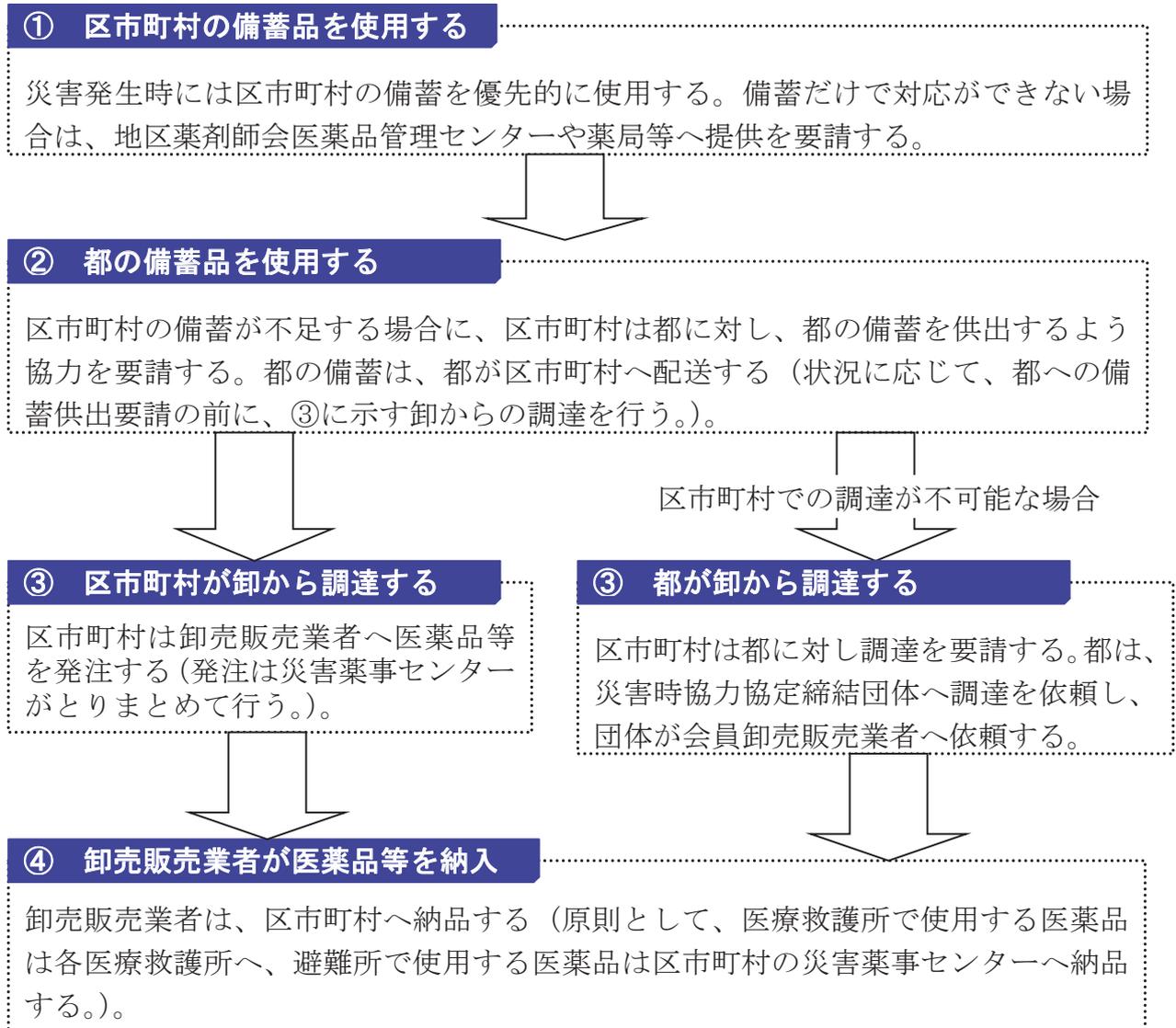
機 関 名	内 容
献血供給事業団	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 都から「災害時における血液製剤の供給業務に関する協定書」に基づく血液製剤等の供給要請があった場合は、東京都赤十字血液センター(日赤東京都支部)等と協力して供給を行う。</li> <li>○ 都外からの血液製剤の輸送要請があった場合、東京都赤十字血液センター等と協力して行う。</li> </ul>

(別冊資料第141「都における医薬品・医療資器材の備蓄整備状況」)

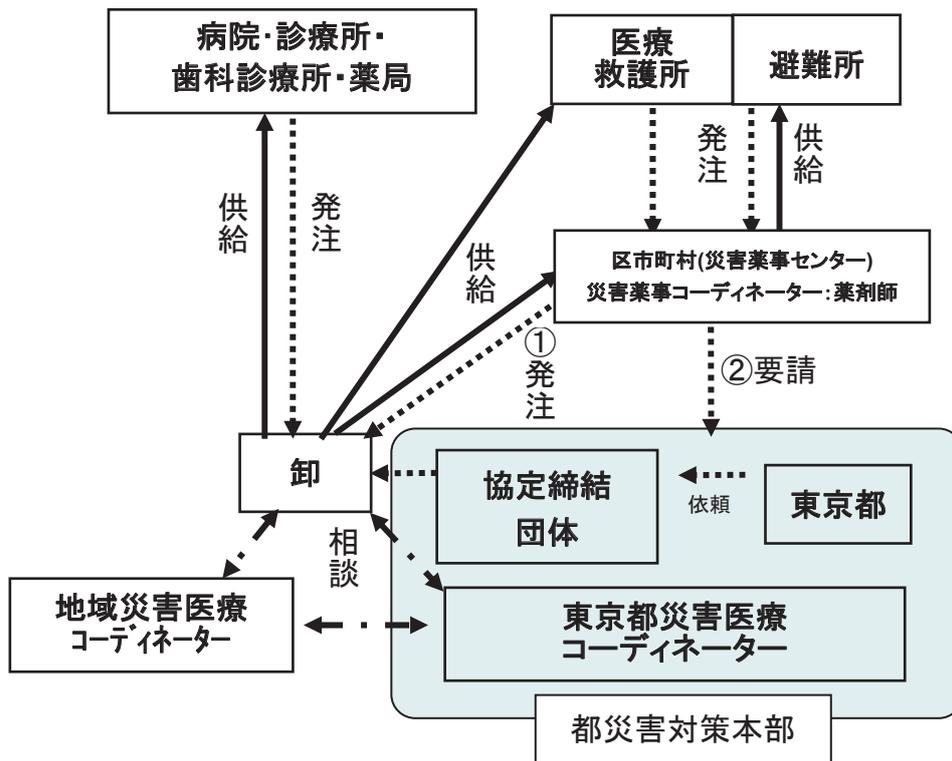
(別冊資料第142「災害時における血液製剤の供給業務に関する協定」)

## 1 医薬品・医療資器材の備蓄・供給体制

【区市町村が使用する医薬品等の調達手順】



【卸売販売業者からの医薬品等調達の流れ】

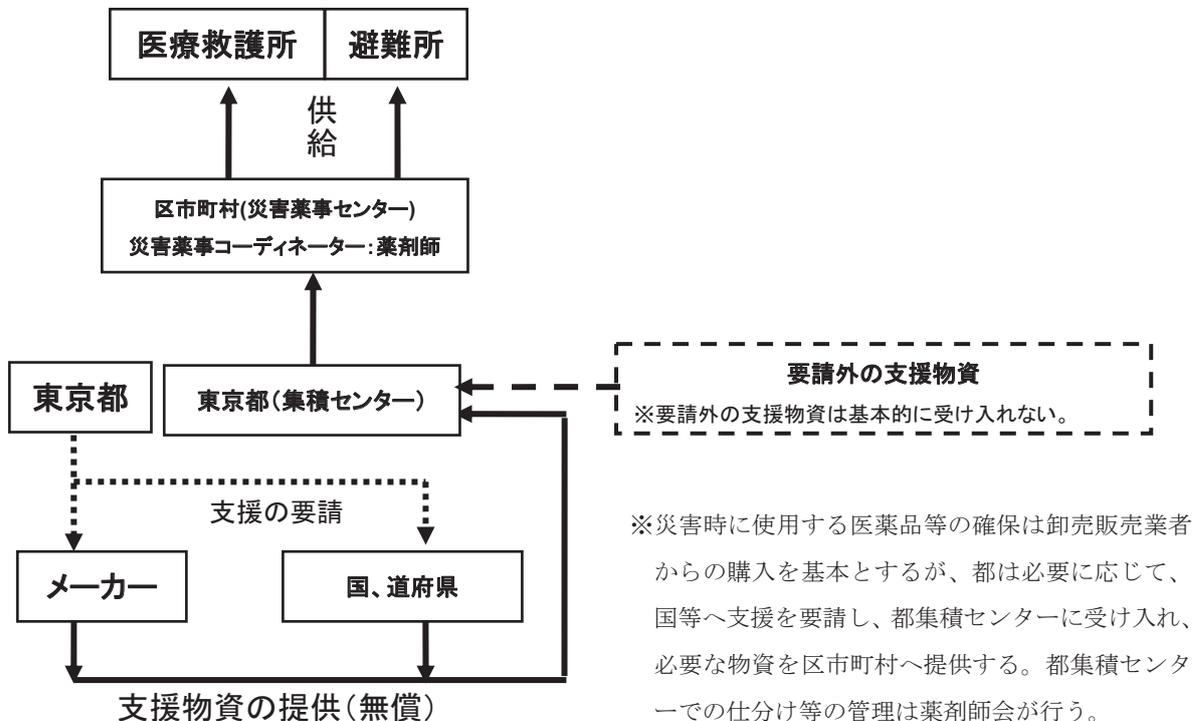


- ① 区市町村は、卸売販売業者へ必要な医薬品等を発注し、卸売販売業者が区市町村へ納品する。
- ② 区市町村での調達が可能ない場合は、区市町村は都へ調達を要請し、都が災害時協力協定締結団体へ依頼する。団体の会員である卸売販売業者が区市町村へ納品する。
- ③ ①②どちらの場合でも発注（又は調達要請）方法、及び卸売販売業者からの納品方法は以下のとおりとする。  
 (医療救護所)  
 発注：区市町村の災害薬事センター（旧称：医薬品ストックセンター）でとりまとめて発注（又は調達要請）  
 納品：卸が各医療救護所へ直接納品  
 (避難所)  
 発注：区市町村の災害薬事センター（旧称：医薬品ストックセンター）でとりまとめて発注（又は調達要請）  
 納品：卸は区市町村の災害薬事センター（旧称：医薬品ストックセンター）へ納品し、災害薬事センター（旧称：医薬品ストックセンター）が仕分けた上で各避難所へ配送
- ④ 卸売販売業者は、全ての発注に対応できない場合、原則として、災害拠点病院へ優先的に医薬品等を供給する。ただし、東京都災害医療コーディネーターの助言があった場合は、別途対応する。

※協定締結団体

東京都薬剤師会、日本産業・医療ガス協会、東京医薬品卸業協会、  
 大東京歯科用品商協同組合、日本衛生材料工業連合会、日本医療機器協会

【支援物資供給の流れ】



《都福祉保健局》

- 医薬品等の卸売販売業者が早期に機能を復旧できるよう、自衛隊等関係機関の協力を得ながら支援する。
- 区市町村から要請があった場合、区市町村に代わって以下の手順で医薬品等を調達する。また、調達を円滑に行うため、東京医薬品卸業協会等災害時協力協定締結団体に対し都への職員派遣を依頼する。  
 (区市町村への支援手順)  
 ア 区市町村が自ら調達を行うことが不可能な場合には、区市町村は都に医薬品等の調達を要請する。  
 イ 都は、災害時協力協定締結団体に調達を依頼する。  
 ウ 協定締結団体は、会員各社(卸売販売業者)から最も効率的に当該区市町村へ納入できる者を選定し、調達を依頼する。  
 エ 依頼を受けた卸売販売業者は、当該区市町村へ納品する(原則として、医療救護所で使用する医薬品は直接各医療救護所へ、避難所で使用する医薬品は区市町村の災害薬事センター(旧称:医薬品ストックセンター)へ納品する)。
- 災害時に使用する医薬品等の確保は卸売販売業者からの購入を基本とし、支

援物資（製薬団体等から提供される無償の医薬品等）の利用はその補完的な位置付けとする。

- ・ 都は、「医薬品等の支援物資を受け入れる際の基本方針」に則り支援物資の受入れ等を行う。
- ・ 都薬剤師会は、区市町村災害医療コーディネーター及び地域災害医療コーディネーター、東京都災害医療コーディネーターの業務に協力する。

#### 《区市町村》

- 地区薬剤師会と連携して、薬剤師班活動や医療救護所・避難所等への医薬品等の発注・供給を調整し、災害時の薬事の拠点となる「災害薬事センター（旧称：医薬品ストックセンター）」を発災後速やかに設置する。
- 災害薬事センター（旧称：医薬品ストックセンター）を複数箇所設置する場合には、中核となる災害薬事センターのセンター長（＝災害薬事コーディネーター（旧称：医薬品ストックセンター長））は地区薬剤師会から選任し、その他のセンターのセンター長は地区薬剤師会と区市町村が協議のうえ決定する。災害薬事コーディネーターは、その他の災害薬事センターを統括する）。
- また、災害薬事コーディネーターは、区市町村災害医療コーディネーター及び地域災害医療コーディネーター、東京都災害医療コーディネーターの業務に協力する。
- 地区医師会、歯科医師会、薬剤師会と協議の上、医療救護所や避難所等において、発災直後は区市町村の備蓄を使用する。不足する場合は、地区薬剤師会と協議の上薬剤師会医薬品・情報管理センターや薬局等へ提供を要請する。それでもなお不足する場合は、都に対し、都の備蓄を供出するよう協力を要請する。都の備蓄は、都が区市町村へ配送する（状況に応じて都への備蓄供出要請の前に卸売販売業者からの調達を行う）。
- 備蓄及び地区薬剤師会からの提供だけでは医薬品等が不足する場合には、地区薬剤師会と協議の上、医薬品等の卸売販売業者に発注し調達する。区市町村が自ら調達を行うことが不可能な場合には、都福祉保健局へ調達を要請する。

#### 《医薬品等の卸売販売業者、災害時協力協定締結団体》

- 都と協働し早期に機能を復旧させ、都や区市町村からの要請に基づき、医薬品等を供給する。また、東京都災害医療コーディネーターや東京都地域災害医療コーディネーターの情報収集に協力する。

#### 《災害拠点病院及び災害拠点精神科病院》

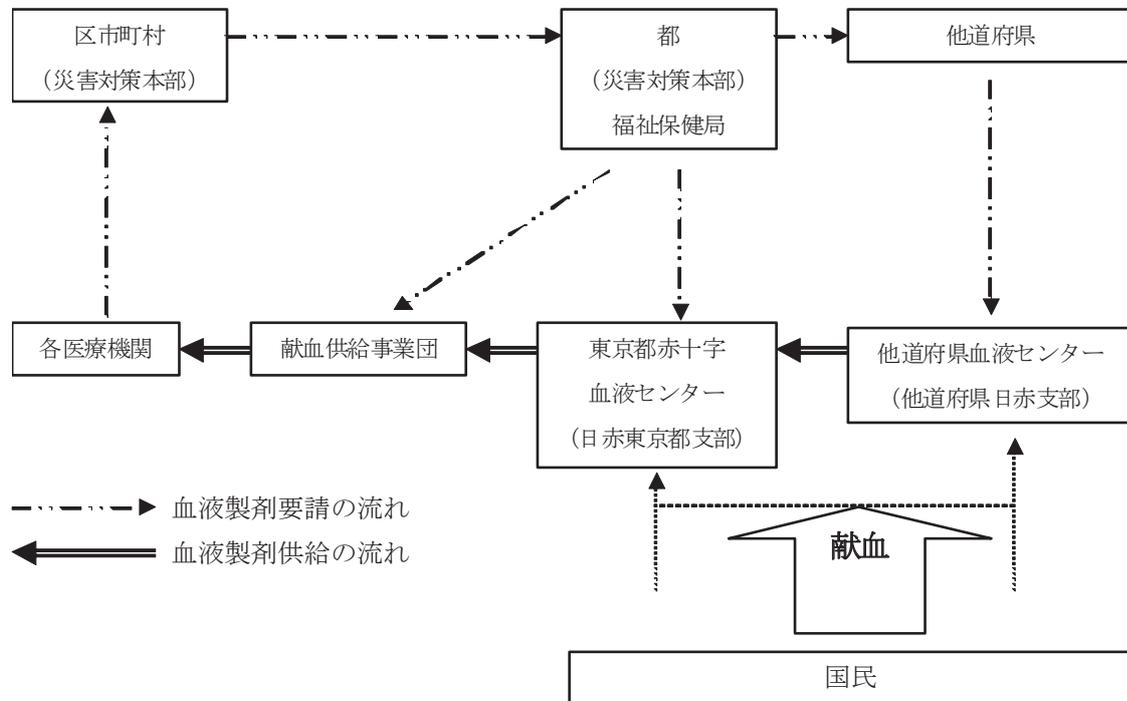
- 災害拠点病院及び災害拠点精神科病院が使用する医薬品等は、原則として、平時と同様に各医療機関において医薬品等の卸売販売業者から購入する。卸売販売業者が復旧し適切に供給されるまでは備蓄している医薬品等を使用する。

#### 《災害拠点連携病院・災害拠点精神科連携病院・災害医療支援病院・診療所・歯科診療所・薬局》

- 病院、診療所、歯科診療所及び薬局で使用する医薬品等は、原則として、平時と同様に医薬品等の卸売販売業者から購入する。

## 2 血液製剤の確保

### 【血液製剤の供給体制】



#### 《都福祉保健局》

- 区市町村から血液製剤の供給要請があった場合、又は血液製剤の供給について必要と認めた場合は、「災害時における血液製剤の供給業務に関する協定書」に基づき日赤東京都支部（東京都赤十字血液センター）及び献血供給事業団に供給を要請する。
- 血液製剤が不足する場合は、都は他道府県を通じて他道府県血液センター（他道府県支部）に応援を依頼し、都外からの供給によりその確保を図る。

#### 《日赤東京都支部》

- 災害発生後、速やかに東京都赤十字血液センター及び事業所等の被災状況を調査し、その機能の復旧を図るとともに、東京都赤十字血液センターを中心に血液製剤確保体制をとる。
- 東京都赤十字血液センターは、被害の軽微な地域に採血班を出動させ、一般都民からの献血を受ける。
- 医療施設、機関、救護所等への血液製剤の供給は、東京都赤十字血液センターが、都及び献血供給事業団と密接な連携の下に行う。

## 第4節 医療施設の確保

機 関 名	内 容
都 総 務 局	○ 都は、災害の規模などにより、必要と認める場合、自衛隊へ災害派遣を要請
都 福 祉 保 健 局	○ 医療機関の空床利用や収容能力の臨時拡大等を要請
都 病 院 経 営 本 部	○ 都立病院全体で災害医療提供体制の充実を図るため、都立病院における医療危機管理ネットワークを充実・強化
区 市 町 村	○ 医療機関の空床利用や収容能力の臨時拡大等を要請
自 衛 隊	○ 陸上自衛隊は、救護所を設営、負傷者等の受入れ及び医療処置等を実施 ○ 海上自衛隊は、傷病者搬送のための船舶又は傷病者を受け入れる能力のある船舶を出動

(別冊資料第143「東京都災害拠点病院設置運営要綱」)

(別冊資料第144「東京都災害拠点病院施設状況一覧」)

(別冊資料第145「東京都災害拠点病院標準整備品目」)

(第3部第1章第8節「自衛隊への災害派遣要請」P159参照)

- 災害時には、多くの負傷者等に対応するため、災害拠点病院等に対し空床利用や収容能力の臨時拡大等を図る。
- 災害拠点病院は、重症患者等の収容力の臨時拡大、ライフラインの機能停止時の応急的な診療機能を確保する。
- 災害拠点病院は、主に重症者の収容・治療を行う。
- 災害拠点連携病院は、主に中等症者や容態の安定した重症者の収容・治療を行う。
- 災害医療支援病院のうち、周産期医療、小児救急医療、精神医療及び透析医療その他専門医療への対応を行う病院は、原則として診療機能を継続し、それ以外の全ての病院は、慢性疾患への対応や区市町村地域防災計画に定める医療救護活動を行う。
- 救急告示を受けた有床診療所、透析や産科の専門的医療を行う診療所は、原則として診療機能を継続し、それ以外の診療所、歯科診療所及び薬局は、原則として区市町村地域防災計画に定める医療救護活動を行い、診療継続に努める。
- 医療救護所では対応できない重症者や特殊な医療を要する者について、災害拠点病院等に搬送して治療を行う。
- 他縣市へ重症患者を搬送することが必要と判断される場合は、災害対策本部を通じて応援縣市に受入要請する。
- 医療救護所から搬送要請を受けた際には、搬送する医療機関を選定するとともに、搬送手段を確保し搬送機関に対し必要な指示を行う。
- 被災病院の措置入院患者及び隔離・拘束中の患者については、災害拠点精神科

病院へ、医療保護入院患者については、災害拠点精神科連携病院へ、それぞれ搬送して治療を行う。

- 陸上自衛隊は、大規模救出救助活動拠点等に救護所を設営、負傷者等の受入れ及び医療処置等を行う。
- 海上自衛隊は、東京湾に、傷病者搬送のための船舶又は傷病者を受け入れる能力のある船舶を出動させ、重症者等の受入れ及び医療処置等を行い、併せて重傷者を受け入れた船舶により被災地域外への搬送を行う。

## 第5節 遺体の取扱い

- 行方不明者の捜索、遺体の検視・検案には、多くの遺体を一時的に安置する場所が必要となるため、都と区市町村は連携して遺体収容所の確保を図り、火葬手続を迅速に実施する。

### 1 行方不明者の捜索、遺体の検視・検案・身元確認等

#### (1) 遺体の捜索についての取組内容

機 関 名	内 容
都 総 務 局	○ 関係機関との連絡調整にあたる。
警 視 庁	○ 救出・救助活動に伴い発見・収容した遺体を適切に取り扱う。 ○ 区市町村が実施する遺体の捜索・収容に協力する。 ○ 各警察署において、行方不明の届出受理の適正を期するとともに、情報の入手に努め、調査を実施する。 ○ 身元不明者については、人相・所持品・着衣・特徴等を写真撮影するとともに、遺品を保存して身元確認に努める。
区 市 町 村	○ 関係機関と連携し、行方不明者の捜索の総括、遺体の収容を実施する。
陸 上 自 衛 隊	○ 都の要請に基づき、行方不明者等の救助・救出を実施、救助・救出活動に伴い発見した遺体を関係機関へ引き継ぐ。
第 三 管 区 海 上 保 安 本 部	○ 東京港内及びその周辺に遺体が漂流する事態が発生した場合は、所属巡視艇により捜索を実施する。 ○ 必要に応じ、他の海上保安部から巡視船艇又は航空機の応援派遣を求めて捜索にあたる。 ○ 収容した遺体は、検視(見分)後、区市町村に引き継ぐ。

※ 行方不明者には、周囲の事情から既に死亡していると推定される者を含む。

※ 上記以外の機関が、他の業務を遂行中に遺体を発見した場合は、区市町村に連絡する。なお、上記機関が直近で活動している場合は当該機関に通報する。

(2) 遺体の搬送(遺体収容所まで) についての取組内容

機 関 名	内 容
都 総 務 局	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 区市町村及び関係機関等との連絡調整を実施</li> <li>○ 状況に応じて、陸上自衛隊に対して、行方不明者の救出・救助、遺体の搬送協力の要請を行う。</li> </ul>
区 市 町 村	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 遺族等による搬送が困難な遺体を遺体収容所に搬送する。</li> <li>○ 状況に応じて、都及び関係機関への協力依頼等を行う。</li> </ul>

(3) 遺体収容所の設置とその活動についての取組内容

機 関 名	内 容
都 福 祉 保 健 局	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 遺体収容所の開設状況の情報を収集</li> <li>○ 区市町村長の要請に基づき、遺体収容所の運営を支援</li> </ul>
警 視 庁	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 遺体収容所の開設状況の情報を収集</li> <li>○ 遺体取扱対策本部を設置し、検視班等を編成、派遣命令</li> </ul>
区 市 町 村	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 遺体収容所の設置等に関し、あらかじめ、関係機関と協議を行い、条件整備に努める。</li> <li>○ 遺体収容所について、死者の尊厳や遺族感情への配慮、効率的な検視・検案・身元確認の実施に資するよう、一定の条件を満たす施設を、事前に指定・公表するよう努める。</li> <li>○ 災害発生後速やかに遺体収容所設置準備を実施、順次開設</li> <li>○ 都及び警視庁に報告するとともに、住民等へ周知</li> <li>○ 状況に応じて、都及び関係機関に応援を要請</li> <li>○ 遺体収容所に管理責任者を配置、都等と連絡調整を実施</li> <li>○ 都及び警視庁と連携の上、遺体収容所における検視・検案体制を整備する。</li> <li>○ 遺体の腐敗防止の対策を徹底する。</li> </ul>

(別冊資料第146「災害時における遺体保存用ドライアイスの供給に関する協定」)

(別冊資料第147「災害時における棺等葬祭用品の供給に関する協定」)

(4) 検視・検案・身元確認等についての取組内容

ア 都・区市町村等が行う対策

機 関 名	内 容
都 福 祉 保 健 局	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 知事は、監察医務院長に命じ、監察医等による検案班を編成、遺体収容所等に派遣、遺体の検案等の措置を講じる。</li> <li>○ 検案態勢が都の対応能力のみでは不足する場合は、必要に応じて日本法医学会、都医師会等に応援を要請するとともに、東京都の委嘱等、必要な措置を講じる。</li> <li>○ 検視・検案に必要な資器材が不足する場合、関係団体に要請する。</li> </ul>

第5章 医療救護・保健等対策  
第5節 遺体の取扱い

機 関 名	内 容
監 察 医 務 院	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 警視庁遺体取扱対策本部長（刑事部長）と調整の上、速やかに検案班を編成し、遺体収容所等に派遣する。</li> <li>○ 検案班の指揮者（監察医務院長が指定した監察医等）は、遺体収容所等で業務を行う各関係機関と調整し、検案活動を実施</li> <li>○ 検案班は、警視庁検視班等と協力し、遺体の検案、死体検案書の発行、その他必要な措置を講じる。</li> <li>○ 大規模災害時においては、監察医制度の施行区域（区部）にかかわらず、東京都全域において、監察医務院長が統一して検案班の編成・派遣等を行う。</li> </ul>
警 視 庁	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 検視班等を編成し、遺体収容所に派遣する。</li> <li>○ 各遺体収容所等における遺体の収容状況を集約・調整の上、監察医務院長に検案を要請する。</li> <li>○ 検視班は、検視規則及び死体取扱規則並びに「大震災発生時における多数死体取扱要綱」等に基づき、遺体の検視及びこれに必要な措置を講じる。</li> </ul>
区 市 町 村	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 遺体収容所における検視・検案を含めた運営の準備</li> <li>○ 検視・検案は、同一場所で集中的に実施できるよう、遺体収容所の配置区分、業務の体制整備等を決定</li> </ul>

（別冊資料第148「遺体検視・検案活動等の発令、要請、情報連絡系統図」）

イ 協力機関が行う対策

関係機関が協力する検視・検案活動は、警視庁及び都福祉保健局（監察医務院）の検視・検案責任者の指揮に基づいて活動を行う。

機 関 名	内 容
都 医 師 会	○ 都の要請に応じて、遺体の検案に協力
都 歯 科 医 師 会	○ 都及び警視庁の要請に応じて、遺体の身元確認に協力
日 赤 東 京 都 支 部	○ 都の要請に応じて、遺体の検案に協力
日 本 法 医 学 会	○ 都の要請に応じて、検案医の確保・派遣に協力

（別冊資料第149「検視班の編成基準」）

（別冊資料第150「検案班処理能力」）

ウ 身元確認に関する機関別活動内容

機 関 名	内 容
警 視 庁	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 「身元確認班」は、DNA 採取用器具等を活用し、効率的な証拠採取に努める。</li> <li>○ 身元が判明したときは、着衣・所持金品と共に「遺体引渡班」に引き継ぐ。</li> <li>○ おおむね2日間身元確認調査を行っても身元が判明しない場合は、所持金品と共に遺体を区市町村長に引き継ぐ。</li> </ul>
区 市 町 村	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 身元不明者の周知と身元不明遺体の保管について周知する。</li> <li>○ 警視庁（身元確認班）より引き継いだ身元不明遺体の適正な保管に努め、一定期間（おおむね1週間程度）を経過した身元不明遺体を火葬する。</li> <li>○ 引取人のない遺骨については、火葬場から引き取り、引取人が現れるまでの間、保管する。</li> <li>○ 身元不明遺体の遺骨を遺留品とともに遺骨遺留品保管所に保管し、1年以内に引取人が判明しない場合は、身元不明者扱いとし、都営納骨堂等に保管する。</li> </ul>
都 歯 科 医 師 会	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 警視庁から身元確認作業の協力要請があった場合は、速やかに1班につき歯科医師2名以上で構成する身元確認班（歯科医師班）を編成し、派遣</li> <li>○ 身元確認班（歯科医師班）は、警視庁の検視責任者の指示に基づき、必要な身元確認作業に従事</li> </ul>

(5) 都民への死亡者に関する情報提供についての取組内容

機 関 名	内 容
都 総 務 局	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 大規模災害発生時における遺体の引き渡し等を円滑に実施するため、警視庁、区市町村、関係機関等と連携し、都内の広域的な死亡者に関する情報を、都民に速やかに提供する。</li> </ul>
区 市 町 村	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 大規模災害に伴う死亡者に関する広報に関して、都及び警視庁（各所轄警察署）と連携を保ち、区市町村庁舎・遺体収容所等への掲示、報道機関への情報提供、問合せ窓口の開設等、地域住民等への情報提供を実施する。</li> </ul>

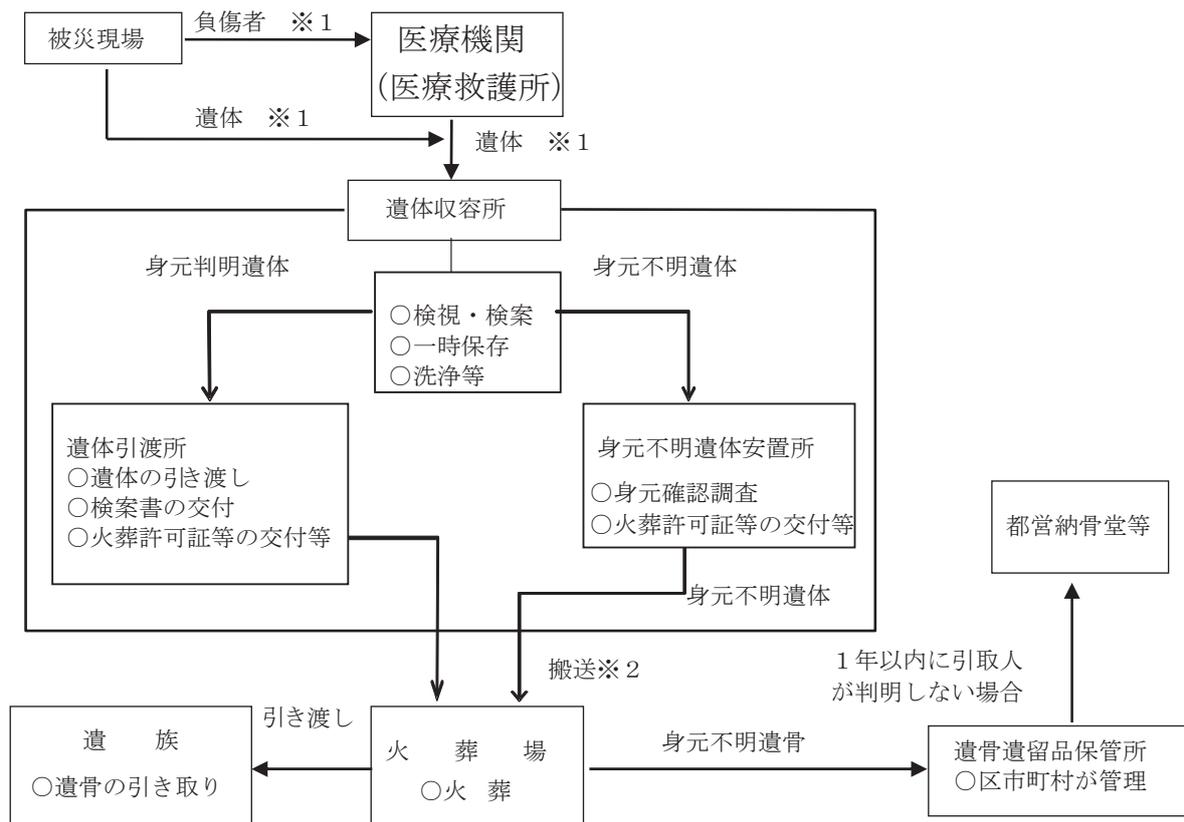
(6) 遺体の遺族への引き渡しについての取組内容

機 関 名	内 容
警 視 庁	○ 区市町村や関係機関と連携し、遺体の遺族への引渡しを実施
区 市 町 村	○ 警視庁や関係機関と連携し、警視庁「遺体引渡班」の指示に従って、遺体の遺族への引渡しを実施

(7) 死亡届の受理、火葬許可証等の発行等についての取組内容

機 関 名	内 容
都 総 務 局	○ 区市町村に対して、必要な支援措置を講ずる。
区 市 町 村	○ 遺族等に引き渡された検視・検案を終えた遺体について、遺体収容所等において死亡届を受理 ○ 死亡届を受理した後、速やかに火葬許可証又は特例許可証を発行

【遺体取扱いの流れ】



※1 警視庁は、区市町村が実施する遺体の捜索・収容等に協力  
自衛隊は、都の要請に基づき、行方不明者の救助・救出、遺体を関係機関へ引き継ぐ。

※2 区市町村の要請に基づき、都福祉保健局が関係機関（一般社団法人全国霊柩自動車協会等）に協力を要請

【遺体の搜索期間と国庫負担】

遺体の搜索期間や国庫負担の対象となる経費等については、内閣府告示「災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準」に基づき、下表のとおり定められている。

区 分		内 容
搜索の期間		○ 災害発生の日から10日以内とする。
期間の延長 (特別基準)		○ 災害発生の日から11日以上経過してもなお遺体を搜索する必要がある場合は、搜索の期間内(10日以内)に下記の事項を明らかにして、内閣総理大臣(区市町村長の場合は知事)に申請 ・延長の期間 ・期間の延長を要する地域 ・期間の延長を要する理由(具体的に記載すること。) ・その他(期間延長によって搜索されるべき遺体数等)
国庫負担	対象となる経費	○ 船舶その他搜索に必要な機械器具の借上費又は購入費で、直接搜索の作業に使用したものに限り、その使用期間における借上費又は購入費 ○ 搜索のために使用した機械器具の修繕費 ○ 機械器具を使用する場合に必要なガソリン代、石油代及び搜索作業を行う場合の照明用の灯油代等
	費用の限度額	○ 金額の多寡にかかわらず「真にやむを得ない費用」の範囲
	その他	○ 搜索のために要した人件費及び輸送費も国庫負担の対象 ○ いずれも経理上、搜索費と分け、人件費及び輸送費として、それぞれに一括計上

【遺体処理の期間等と国庫負担】

区 分		内 容
遺体処理の期間		○ 災害発生の日から10日以内とする。
期間の延長 (特別基準)		○ 災害発生の日から11日以上経過してもなお遺体を処理する必要がある場合は、期間内(10日以内)に内閣総理大臣(区市町村長の場合は知事)に申請する。
国庫負担の対象となる経費		○ 遺体の一時保存のための経費 ○ 遺体の洗浄・縫合・消毒の処理等のための費用

## 2 火葬等

遺体の火葬は、必要に応じて、区市町村において、火葬許可証に代わる証明書として「特例許可証」を発行するほか、都は、計画に基づき、広域火葬体制を速やかに整備する。

(別冊資料第151「災害時における火葬の実施に関する協定」)

(別冊資料第152「火葬場一覧表」)

### (1) 火葬特例の適用・許可証発行について

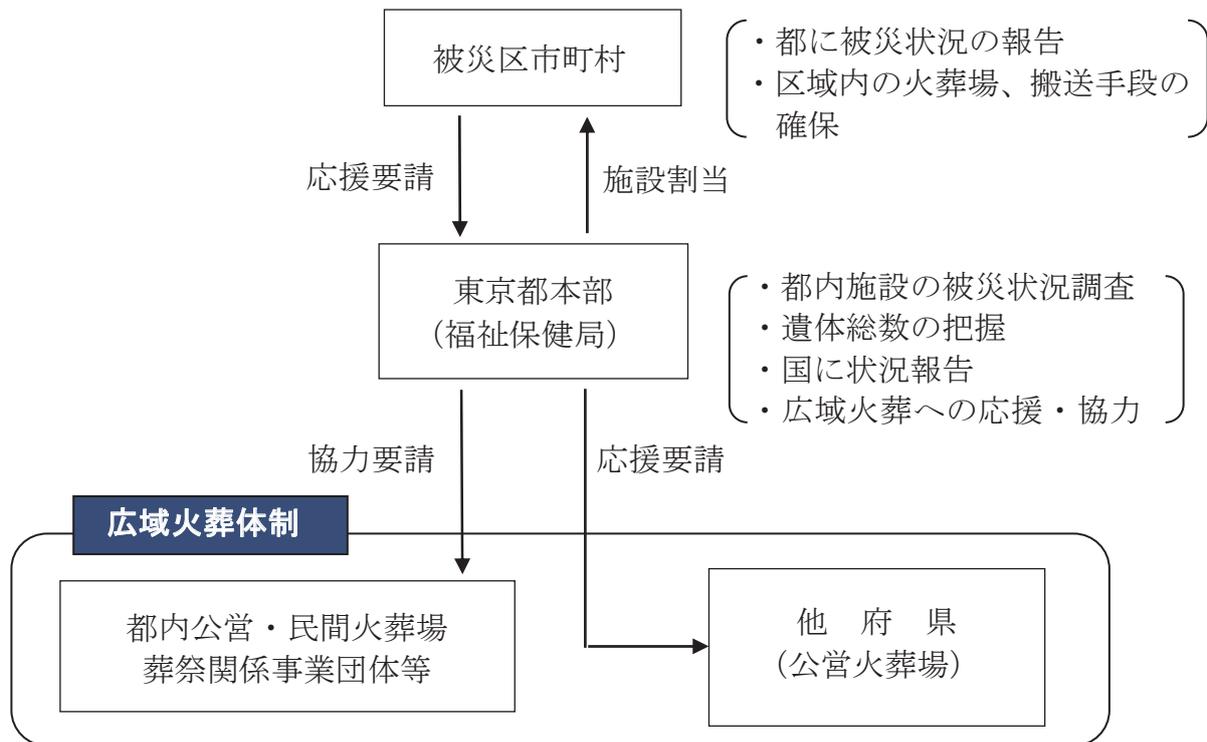
機 関 名	内 容
区 市 町 村	○ 通常の手続が困難な場合には、緊急時の対応として、迅速かつ的確な処理を期すため、火葬許可証に代わる証明書として「特例許可証」を必要に応じて発行

### (2) 広域火葬の実施について

機 関 名	内 容
都 福 祉 保 健 局	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 広域火葬が必要と判断した場合には、「東京都広域火葬実施計画」に基づき、都本部に広域火葬の対策に専従する班を編成し、広域火葬体制を整備</li> <li>○ 区市町村からの応援・協力要請に基づき、必要性を検証した上で、広域火葬の実施を決定。速やかに区市町村及び関係団体に周知するとともに、近隣県に今後の応援・協力の必要性を含めて通知</li> <li>○ 対応可能な都内の火葬場に対し、応援を要請し、広域火葬の受入れについての報告を求める。また、都内で対応が困難な場合には近隣県に対し、応援・協力を要請</li> <li>○ 各火葬場の受入可能数に応じ、各区市町村に割り振るとともに、当該火葬場及び当該県に対し協力を依頼</li> <li>○ 火葬場経営者からの応援要請に基づき、他の区市町村及び近隣県等に火葬要員の派遣を要請</li> <li>○ 遺体の搬送について区市町村から要請を受けた場合は、輸送車両等の確保について、関係機関等へ協力要請する。</li> </ul>
都 建 設 局	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 管理する火葬場（瑞江葬儀所）や都納骨堂での受入れを実施</li> <li>○ 火葬体制の整備にあたり、施設を管理している立場から、関係機関に対して助言、協力を行う。</li> </ul>

機 関 名	内 容
区 市 町 村	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 火葬場の被災状況を把握するとともに、棺や火葬場を確保</li> <li>○ 状況に応じて、都に広域火葬の応援・協力を要請</li> <li>○ 都内で広域火葬が実施される場合、都と調整を図り、広域火葬の円滑な実施と住民への広域火葬体制の広報に努める。</li> <li>○ 都の調整のもと、割り振られた火葬場に、火葬に必要な事項、手順等を確認</li> <li>○ 遺体の搬送に必要な車両を確保</li> <li>○ 交通規制が行われている場合には、緊急通行車両の標章の交付を受ける。遺体収容所から受入れ火葬場まで遺体搬送のための措置を講じ、区域内で対応できない状況となった場合には、都に対して、遺体搬送手段の確保を要請</li> </ul>

【火葬体制】



- 区市町村は、遺体の火葬場への搬送に向けて、都内の公営・民間の火葬場や葬祭関係事業団体等と連携して棺や火葬場を確保し、通行可能な道路にて速やかに搬送する。
- 都は、都内の火葬場等の被災状況や区市町村の状況を踏まえ、広域火葬を含めた迅速な火葬体制を整備する。その際、都内公営火葬場は先導的な役割を担う。



## 第6章 避難者対策

- 風水害時に、被災者の生命、身体の安全確保等について適切な避難対策や、集中豪雨に関する情報提供や注意喚起を講じる。
- 高齢者等避難、避難指示の発令時に区市町村は、速やかに避難所を設置し、避難者を受け入れる。

### 主な機関の応急活動

機関名	発災 被害の発生					
	事前情報収集期	情報監視期	情報連絡期		災害即応期	応急対応期
	警戒レベル1	警戒レベル2 (相当)	警戒レベル3 (相当)	警戒レベル4 (相当)	警戒レベル5 (相当)	
気象庁	○東京都気象情報の発表					→
	○気象解説ホットライン(随時)					→
	○防災情報提供システムによる情報提供					→
	○気象情報連絡会実施					
○早期注意情報発表(警報級の可能性)						
	○大雨、洪水、高潮注意報発表	○大雨※、洪水警報発表 ※夜間～翌日早朝に大雨警報(土砂災害)に切り替える可能性が高い注意報は警戒レベル3に相当	○土砂災害警戒情報発表(東京都と共同発表)	○大雨特別警報発表 ○氾濫発生情報発表	○高潮警報※発表 ※暴風警報が発表されている際の高潮警報に切り替える可能性の高い注意報は、警戒レベル4に相当	○高潮特別警報発表 ○氾濫危険情報発表
	○氾濫注意情報発表	○高潮注意報発表(警報に切り替える可能性が高い旨に言及されているもの)	○氾濫警戒情報発表			

第6章 避難者対策  
 主な機関の応急活動

機関名	発災 被害の発生					
	事前情報収集期	情報監視期	情報連絡期		災害即応期	応急対応期
	警戒レベル1	警戒レベル2 (相当)	警戒レベル3 (相当)	警戒レベル4 (相当)	警戒レベル5 (相当)	
都総務局	○ 気象情報の収集、提供				○ 被害状況の把握 ○ 被災地外へ移送調整	
都水防本部	○ 避難の基になる雨量・水位等の情報提供					→
都福祉保健局			○ 避難所の開設状況の把握			→
警視庁			○ 気象状況等により、被害防止を目的とした避難誘導を実施	→	○ 被害状況の調査 ○ 発災後、被害(拡大)防止を目的とした避難誘導を実施	

機関名	発災 被害の発生					
	事前情報収集期	情報監視期	情報連絡期		災害即応期	応急対応期
	警戒レベル1	警戒レベル2 (相当)	警戒レベル3 (相当)	警戒レベル4 (相当)	警戒レベル5 (相当)	
区市町村	○ 気象情報の把握、状況の監視		○ 高齢者等避難 ○ 都に報告(状況等) ○ 避難所・福祉避難所の開設・運営	○ 避難指示	○ 緊急安全確保 ○ 被害状況の調査 ○ 避難者把握 ○ 被災地域外へ移送要請	○ 被災者の生活支援活動 ○ ボランティアの受け入れ ○ 被災地域外へ移送
(被災地外) 区市町村					○ 避難者の受け入れ	

## 第1節 避難体制の整備

### 1 避難体制の整備

機 関 名	内 容
都 総 務 局	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 防災訓練等を通じた防災行動力の向上</li> <li>○ 避難所等の周知に関する区市町村との連携</li> </ul>
都 教 育 庁	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 都立学校に対する避難計画の作成等指導</li> </ul>
区 市 町 村	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 発災時に備えた地域の実情の把握</li> <li>○ 避難指示等を行ういとまがない場合の対応を検討</li> <li>○ 避難所等の使用に関する他の区市町村との調整</li> <li>○ 運用要領の策定</li> <li>○ 避難所の指定及び住民への周知</li> <li>○ 避難指示等発令基準の整備</li> <li>○ 都と連携した緊急通報システムの整備</li> </ul>

#### 《都総務局》

- 効率的・効果的な避難を実現するため、避難所などの役割、安全な避難方法について、区市町村と連携を図りながら周知する。
- 東京都ホームページや「東京都防災アプリ」における東京都防災マップにより防災施設等を周知するほか、効率的・効果的な避難を実現するため、指定緊急避難場所や指定避難所、一時集合場所などの役割、要配慮者についても考慮した安全な避難方法について、区市町村と連携を図りながら周知する。
- 都民や企業等に出勤抑制や災害時にも有用なテレワーク実施の呼びかけなど、多様な手段を用いてメッセージを発信する。
- 区市町村が気象情報等に応じた避難情報を的確に発令できるように策定したガイドライン等により、区市町村が避難情報を発令する際に、避難対策エリアをよりきめ細かく分け、避難者を分散させるとともに、危険性が比較的少ない建物の住民には在宅避難を促すなど、区市町村による避難先の効率的な活用について支援を行う。
- 都民が適切な避難行動を行うための区市町村タイムラインの普及拡大を目的に作成した「東京都区市町村タイムライン作成手順書」及び「東京都区市町村タイムラインひな形」の配布等により、区市町村の取組を支援する。

#### 《都関係各局》

- 近隣あるいは地域住民との日常的なふれあいを基盤とした地域協力体制に対する指導の充実を図る。
- 区市町村等と協働して、防災市民組織を中心とした要配慮者に対する災害対策訓練を実施するなど、防災行動力の向上に努める。
- 各施設における自衛消防訓練等の機会を捉えて、施設の使用実態に沿った適

切な避難行動を習得できるよう訓練内容の充実に努める。

《都環境局》

- ZEV (Zero Emission Vehicle) を活用し、災害時に事業所や避難所等で電化製品への給電を行うため、都の庁有車用に外部給電器を配備するとともに、区市町村に対しても補助を行い、配備を推進する。

《都教育庁》

- 災害状況に応じ、校長を中心に全校職員が協力して、児童生徒等の安全確保が図れるよう、次のとおり避難計画の作成等の指導を行う。

【児童生徒等の避難計画（教育庁）】

- ア 計画の内容を、教職員に周知徹底するとともに、児童生徒等に対し基本的事項について反復指導、訓練を実施する。また、必要な事項について、保護者に周知する。
- イ 避難所、避難経路及び保護者への引渡場所については、地元防災機関と連絡を密にし、当該地域の防災計画に即して選定する。
- ウ 避難時における指揮命令系統及び教職員の任務分担を明確にする。
- エ 避難計画は、始業時、授業時、休憩時、放課後、校外指導等それぞれの状況に応じた対策とし、学年や障害の程度等児童生徒の発達段階に配慮する。
- オ 校内放送、非常ベル等校内の通報連絡手段及び関係機関への連絡方法について、最悪の条件を想定し、代替手段を確保する。
- カ 児童生徒等の人員把握と、報告の方法を具体的に定める。

《区市町村》

- 区市町村は、避難指示等の発令区域・タイミング、避難所、避難経路等の住民の避難誘導等警戒避難体制をあらかじめ計画するものとする。その際、水害と土砂災害、複数河川の氾濫、台風等による高潮と河川洪水との同時発生等、複合的な災害が発生することを考慮するよう努めるものとする。
- 区市町村は、災害の想定等により必要に応じて、近隣の区市町村の協力を得て、避難所等を近隣区市町村に設けるものとする。
- 区市町村は、躊躇なく避難指示等を発令できるよう、平常時から災害時における優先すべき業務を絞り込むとともに、当該業務を遂行するための役割を分担するなど、全庁をあげた体制の構築に努めるものとする。
- 地域又は町会（自治会）単位に、避難時における集団の形成や自主統制の状況について、地域の実情を把握するよう努める。
- 避難の指示等を行ういとまがない場合の住民の避難について、あらかじめ地域の実情や発災時の状況に応じた避難の方法を想定しておく。
- 2以上の区市町村にわたって所在する避難所又は2以上の区市町村の被災住民が利用する避難所等の運用について、関係する区市町村があらかじめ協議して対処する。

- 避難住民の安全を保持するため、災害時に事態の推移に即応した適切な措置を講じるため、その内容及び方法等について、あらかじめ運用要領を定めておく。措置内容はおおむね次のとおりである。
  - ・ 情報伝達手段を確保し、適宜正確な情報を提供するとともに適切な指示を行う。
  - ・ 傷病者に対し救急医療を施すため、医療救護所及び医師、看護師等を確保する。
  - ・ 避難期間に応じて、水、食料及び救急物資の手配を行うとともに、その配給方法等を定め、平等かつ能率的な配給を実施する。
  - ・ 区市町村は、避難指示等の解除に当たっては、十分に安全性の確認に努めるものとする。
  - ・ 避難解除となった場合の避難者の帰宅行動又は避難所への移動を安全かつ円滑に誘導する。
- 効率的・効果的な避難を実現するため、避難所などの役割、安全な避難方法について、都と連携を図りながら周知していく。
- 内閣府が策定した「避難勧告等に関するガイドライン」（以下「避難勧告等ガイドライン」という。）に基づき、避難すべき区域及び判断基準（具体的な考え方）を含めたマニュアルを策定するなど、避難指示等が適切なタイミングで適当な対象地域に発令できるよう努める。また、当該ガイドラインに記載されている「立退き避難が必要な居住者等に求める行動」（「近隣の安全な場所への移動」「屋内安全確保」等）について、日頃から住民等への周知徹底に努めるものとする。土砂災害に関しては、第2部第1章第5節「土砂災害に関するソフト対策」も参照。
- 都及び東京消防庁と協働して、防災市民組織を中心とした要配慮者対策に関する訓練を実施するなど、地域の防災行動力の向上に努める。
- 区市町村長は、災害対策基本法第49条の10の規定に基づき、避難について特に支援が必要な住民（避難行動要支援者）の把握に努めるとともに、当該住民の避難の支援、安否の確認、生命又は身体を災害から守るため必要な措置を実施するための基礎とする名簿として、「避難行動要支援者名簿」を作成することが義務付けられた。区市町村は以下の記載事項を踏まえ、避難行動要支援者名簿を作成する。
  - ア 氏名
  - イ 生年月日
  - ウ 性別
  - エ 住所又は居所
  - オ 電話番号その他の連絡先
  - カ 避難支援等を必要とする事由
  - キ 避難支援等の実施に関し区市町村長が必要と認める事項
- 避難行動要支援者名簿の作成及び活用にあたっては、内閣府が作成した「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」（平成25年8月）を参考に

し、迅速かつ円滑な避難誘導體制の整備を推進する。

- 作成された避難行動要支援者名簿は、避難行動要支援者本人からの同意を得て、災害の発生に備え、避難支援等の実施に必要な限度で、区市町村地域防災計画の定めるところにより、消防署、警察署、民生委員等の避難支援等関係者に提供し、災害時の避難誘導に活用する。
- 高齢者、障害者、外国人等の要配慮者を適切に避難誘導し、安否確認を行うため、地域住民、自主防災組織等の協力を得ながら、平常時より避難行動要支援者に関する情報の把握・共有、避難誘導體制の整備を図る。  
また、避難行動要支援者を把握し、避難行動要支援者に対する「避難支援プラン」の策定や障害特性に応じた避難支援体制の整備を図り、都と連携した避難行動要支援者に対する訓練等を実施する。
- 区市町村は、安否確認や避難支援、情報提供について、障害者団体等と連携して取り組む。
- 都と連携して65歳以上の病弱な一人暮らし等の高齢者や18歳以上の一人暮らし等の重度身体障害者の安全を確保するため、緊急時に東京消防庁等に通報できるシステムの整備を進める。
- 区市町村は、平常時から、神社・仏閣の境内、近隣の小公園など一時的な退避空間適地の状況・位置について確認する。
- 災害時において、被災者の他地区への移送等、他の地方公共団体の円滑な協力が得られるよう他の地方公共団体と協定等を締結し、協力体制の確立を図る。

## 第2節 避難指示等の判断・伝達

### 1 避難指示等

- 内閣府策定の「避難勧告等ガイドライン（平成31年3月）」によると、立ち退き避難が必要な災害の事象は以下のとおりである。
  - (1) 洪水等（洪水、内水氾濫）
    - ・ 堤防から水があふれたり（越流）、堤防が決壊したりした場合に、河川から氾濫した水の流れが直接家屋の流失をもたらすおそれがある場合
    - ・ 山間部等の川の流れの速いところで、河岸侵食や氾濫流により、家屋流失をもたらすおそれがある場合
    - ・ 氾濫した水の浸水の深さが深く、平屋の建物で床上まで浸水するか、2階建て以上の建物で浸水の深さが最上階の床の高さを上回ることににより屋内安全確保をとるのみでは、命に危険が及ぶおそれがある場合
    - ・ 人が居住・利用等している地下施設・空間のうち、その利用形態と浸水想定から、その居住者・利用者に命の危険が及ぶおそれがある場合（住宅地下室地下街、地下鉄等、道路のアンダーパス部の車両通行、地下工事等の一時的な地下への立ち入り等にも留意が必要。）

- ・ ゼロメートル地帯のように浸水が長期間継続するおそれがある場合
  - (2) 土砂災害
    - ・ 背後等に急傾斜地があり、降雨により崩壊し、被害のおそれがある場合
    - ・ 土石流が発生し、被害のおそれがある場合
    - ・ 地すべりが発生し、被害のおそれがある場合
  - (3) 高潮
    - ・ 高潮時の越波や浸水により、家屋の流出をもたらす場合
    - ・ 浸水の深さが深く、平屋の建物で床上まで浸水するか、2階建て以上の建物で浸水の深さが最上階の床の高さを上回ることにより、屋内安全確保をとるのみでは命に危険が及ぶおそれがある場合
    - ・ 人が居住・利用等している地下施設・空間のうち、その利用形態と浸水想定から、その居住者・利用者に命の危険が及ぶおそれがある場合(住宅地下室、地下街、地下鉄等、道路のアンダーパス部の車両通行、地下工事等の一時的な地下への立ち入り等にも留意が必要。)
    - ・ ゼロメートル地帯のように浸水が長期間継続するおそれがある場合
  - (4) 津波
    - ・ 津波による浸水のおそれがある場合
    - ・ 海岸堤防等より陸側が浸水することはないものの、海岸や海中で津波の強い流れにより人が流されるなどの被害の恐れがある場合
- 平成25年6月の災害対策基本法の改正により、区市町村長は「避難のための立ち退き」の指示のみでなく、「屋内での待避等の安全確保措置」も住民に対し指示できるようになった(災害対策基本法第60条第1及び第3項)。
- これは、災害によっては屋外を移動して避難所等へ避難する途上で被災することも考えられ、それよりも自宅等の屋内に留まったり、建物の上階へ移動(垂直避難)したりするほうが安全な場合もありうることから、新たに位置付けられたものである。
- 避難情報と取るべき避難行動について、お年寄りや子供にも解りやすく伝えられるような表現を工夫して周知する。

<避難指示等一覧>

措置		根拠	役割
高齢者等避難		(災害対策基本法)	区市町村長
避難指示等	・ 避難のための立ち退きの指示 ・ 屋内での待避等の安全確保措置の指示	災害対策基本法第60条第1項及び第3項	区市町村長
	(区市町村長が指示できない、若しくは求めるとき)	災害対策基本法第61条第1項	警察官及び海上保安官

	・避難のための立ち退きの指示 ・屋内での待避等の安全確保措置の指示		
	避難のための立ち退きの指示	水防法第29条 水防法第29条 地すべり等防止法 第25条	水防管理者 知事及びその命を受けた職員

○ 警戒レベルの導入

- ・平成31年3月28日の「避難勧告等に関するガイドラインの改定」により「自らの命は自らが守る」意識の徹底や災害リスクと住民の取るべき避難行動の理解促進を図るため、災害発生のおそれの高まりに応じ、住民の避難行動等を支援するため「警戒レベル」が導入された。
- ・都と区市町村は連携し、「警戒レベル」の普及啓発を図る。

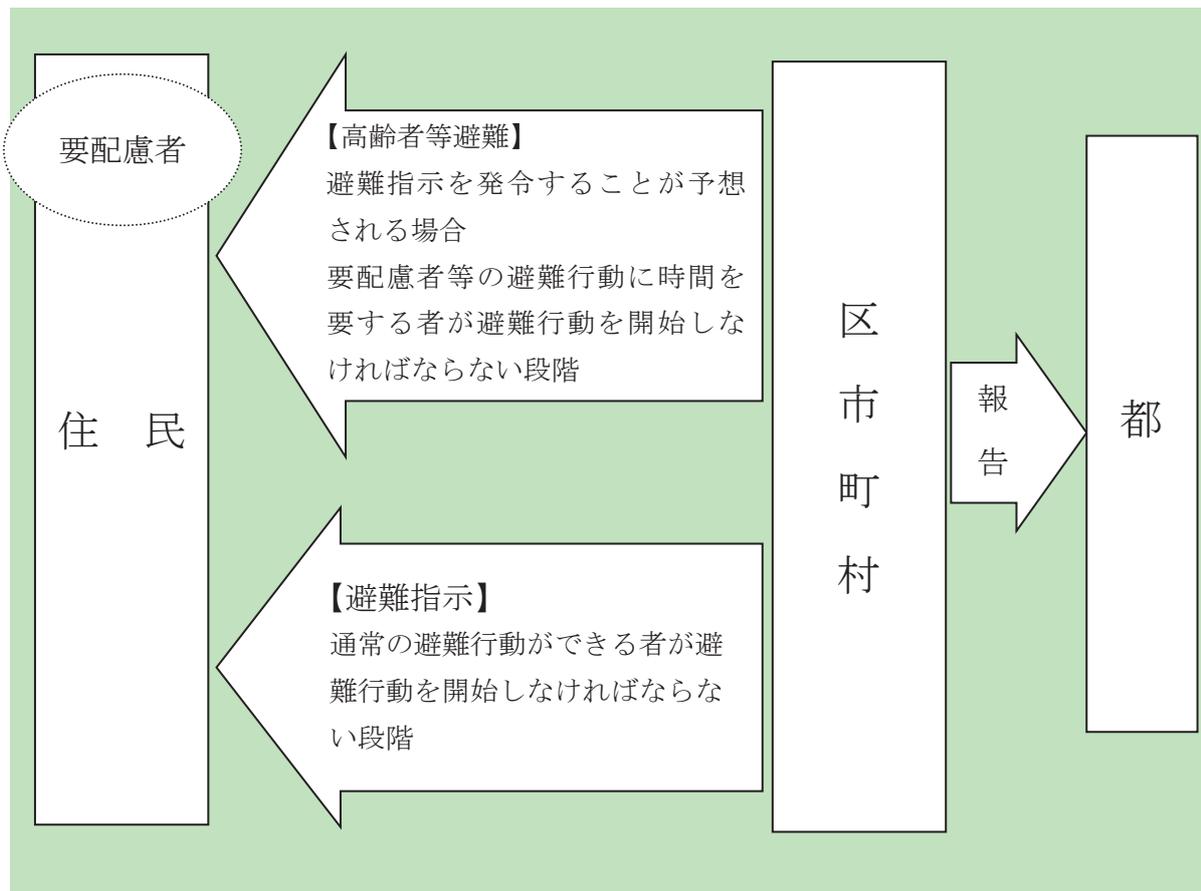
機 関 名	内 容
都 総 務 局	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 災害対策基本法に規定する知事の役割（応急措置、市町村長の代行（避難指示、応急措置））</li> <li>○ 区市町村からの要請に関する都関係各局との連絡調整</li> <li>○ 避難指示等の対象地域、判断時期等についての助言</li> <li>○ 区市町村と連携した「警戒レベル」の普及啓発</li> </ul>
都 各 局	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 区市町村からの要請対応</li> </ul>
都 福 祉 保 健 局	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 要配慮者に関する区市町村及び近隣縣市等との連絡調整</li> </ul>
都 支 庁 都 建 設 局 都 港 湾 局	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 水防法に基づく避難指示</li> <li>○ 地すべり等防止法に基づく避難指示</li> </ul>
警 視 庁	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 災害が発生するおそれがある場合には、区市町村に協力し早期に避難の指示、指導</li> <li>○ 避難行動要支援者に対し、自主的にあらかじめ指定された施設に避難させるか、安全地域の親戚、知人宅へ自主的に避難するよう指導</li> <li>○ （区市町村長が避難指示できない場合等）警察官による避難指示</li> <li>○ 住民の避難誘導</li> </ul>

第6章 避難者対策

第2節 避難指示等の判断・伝達

機 関 名	内 容
東 京 消 防 庁	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 災害の進展等により、住民を避難させる必要がある場合の区市町村への通報</li> <li>○ 被災状況を勘案し、必要な情報を区市町村、関係機関に通報</li> <li>○ 避難指示等の伝達</li> </ul>
第 三 管 区 海 上 保 安 本 部 (東京海上保安部)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ (区市町村長が避難指示できない場合等) 海上保安官による避難指示</li> </ul>
区 市 町 村	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 必要に応じ、高齢者等避難を発令</li> <li>○ 避難指示</li> <li>○ 要配慮者に関する情報収集、安否確認</li> <li>○ 水防法に基づく避難指示</li> </ul>

【高齢者等避難・避難指示】



《都総務局》

- 災害により区市町村がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、要配慮者に対する避難準備、避難のための立ち退きの指示等に関する措置の全部又は一部を当該区市町村長に代わって実施する。
- 区市町村から避難所等の運用に必要な措置の要請があった場合、直ちに都関

係各局又は関係機関等へ指令を発し、速やかに要請事項を実施する。

《都福祉保健局》

- 区市町村における要配慮者対策班の活動状況の把握や区市町村への支援を行うため、災害福祉広域支援ネットワークを活用し、区市町村の要配慮者対策担当部門及び近隣縣市等と連絡調整を図る。

《都支庁》《都建設局》《都港湾局》

- 水防法第29条に基づき、都知事、その命を受けた都職員は氾濫による著しい危険が切迫していると認められるときは、必要と認める区域の居住者、滞在者その他の者に対し、避難のために立ち退くべきことを指示することができる。この場合においては、直ちに、当該区域を管轄する警察署長にその旨を通知する。
- 地すべり等防止法（昭和33年法律第30号）第25条に基づき、都知事又はその命を受けた都職員は、地すべりにより著しい危険が切迫していると認められるときは、必要と認める区域内の居住者に対し避難のために立ち退くべきことを指示することができる。この場合においては、直ちに、当該区域を管轄する警察署長にその旨を通知する。

《警視庁》

- 区市町村長が避難の指示をすることができないと認めるとき、又は区市町村長から要請があった場合は、警察官が居住者等に避難の指示を行う。この場合、直ちに関係区市町村長に対し、避難の指示を行った日時、対象区域、避難誘導方向及び避難先等を通知する。
- 避難の指示に従わない者に対しては、極力説得して任意で避難させる。
- 危険が切迫し、特に急を要すると認めるときは、警察官の判断により警察官職務執行法に基づく措置をとる。

《東京消防庁》

- 災害の進展等により、住民を避難させる必要がある場合の区市町村への通報

《海上保安庁》

- 区市町村長が避難の指示をすることができないと認めるとき、又は区市町村長から要請があった場合は、海上保安官が居住者等に避難の指示を行う。この場合、直ちに関係区市町村長に対し、避難の指示を行った日時、対象区域、避難誘導方向及び避難先等を通知する。

《区市町村》

- 区市町村は、危険の切迫性に応じて避難指示等の伝達文の内容を工夫すること、その対象者を明確にすること、避難指示等に対応する警戒レベルを明確にして対象者ごとに警戒レベルに対応したとるべき避難行動がわかるように伝達することなどにより、住民の積極的な避難行動の喚起に努める。
- 人の生命身体を保護するため必要があると認めるとき、区市町村長は警戒区域を設定し、当該区域への立ち入りを制限若しくは禁止し、又は退去を命ずる。
- 区域内において危険が切迫した場合には、区市町村長は地元警察署長及び消防署長に連絡の上、要避難地域及び避難先を定めて避難指示等をするとともに、

速やかに都本部に報告する。

- 水防法第29条に基づき、水防管理者として津波等によって氾濫による著しい危険が切迫していると認められる場合、避難の指示をすることができる。水防管理者が指示をする場合においては、当該区域を管轄する警察署長にその旨を通知しなければならない。
- 内閣府の「避難勧告等ガイドライン」を参考に策定した各区市町村の避難基準に基づき、要配慮者に対する高齢者等避難を発令する。
- 平常時から地域又は町会(自治会)単位に、避難時における集団の形成や自主統制の状況について、地域の実情を把握するよう努める。  
(別冊資料第153「避難の指示者一覧表」)

## 2 避難指示等の判断基準等

### (1) 避難指示等の判断・伝達のための基準等の作成

- 区市町村は、内閣府策定の「避難勧告等に関するガイドライン」を参考に、各地域の特性を踏まえて避難指示等の判断・伝達のための基準や方法等を整備する。
- 区市町村は、避難指示等を発令する際に、国又は都道府県に必要な助言を求めることができるよう、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておくなど、必要な準備を整えておくものとする。

### <警戒レベルの一覧表>

(内閣府「令和元年台風第19号等を踏まえた避難情報及び広域等のあり方について(最終とりまとめ)」(令和2年12月)より)

警戒レベル	状況	住民が取るべき行動	行動を促す情報
5	災害発生 又は切迫	命の危険 直ちに安全確保!	緊急安全確保※1
~~~~~ <警戒レベル4までに必ず避難! > ~~~~~			
4	災害の おそれ高い	危険な場所から全員避難	避難指示(注)
3	災害の おそれあり	危険な場所から高齢者等は避難※2	高齢者等避難
2	気象状況悪化	自らの避難行動を確認	大雨・洪水・高潮注意報 (気象庁)
1	今後気象状況悪化 のおそれ	災害への心構えを高める	早期注意情報 (気象庁)

※1 市町村が災害の状況を確実に把握できるものではない等の理由から、警戒レベル5は必ず発令されるものではない  
 ※2 警戒レベル3は、高齢者等以外の人にも必要に応じ、普段の行動を見合わせ始めたり危険を感じたら自主的に避難するタイミングである  
 (注) 避難指示は、現行の避難勧告のタイミングで発令する

(2) 水位予測システムの活用

- 都内の中小河川は、集中豪雨の際には、水位が上昇する時間が極めて短いことなどから、大河川と比較して、水位予測が困難であった。そこで都は、神田川、渋谷川・古川、目黒川、野川・仙川、妙正寺川及び芝川・新芝川について、1時間先の水位を予測できるシステムを開発し、平成18年度より水防災総合情報システムで各建設事務所に情報提供している。

また、この予測に基づき、水防法に基づく洪水予報を気象庁と合同で発表し、関係機関に伝達している。今後は、対象河川の拡充を図る。

(3) 区市町村の避難指示等の判断・伝達に対する支援

- 平成25年6月の災害対策基本法の改正により、区市町村長は、避難指示等に当たって国（指定行政機関の長・指定地方行政機関の長）又は都知事に対して助言を求めることができ、助言を求められた国又は都知事は所掌事務に関して技術的に可能な範囲で必要な助言をしなければならないと規定された（第61条の2）。

- 都総務局は、東京都災害情報システム（DIS）により、平常時において、気象庁等からオンラインで収集した各種気象情報を区市町村等の端末機設置機関に提供する。さらに、気象警報発令時などに、気象庁から都に配信される情報と同じ情報を自動的に区市町村に発信するとともに、事前に登録した防災担当者に自動でメール送信できるシステムを整備・運用する。

- 都建設局等は、区市町村からの助言の求めに応じ、以下の支援を実施する。
  - ・ 東京都が管理する具体的な河川について堤防の決壊や越水氾濫のデータを収集し、区市町村に提供する。
    - (ア) 警戒すべき区間
    - (イ) 施設の整備状況
  - ・ 具体的な内水氾濫データを収集し、区市町村に提供する。
    - (ア) 警戒すべき区間
    - (イ) 内水氾濫の特徴

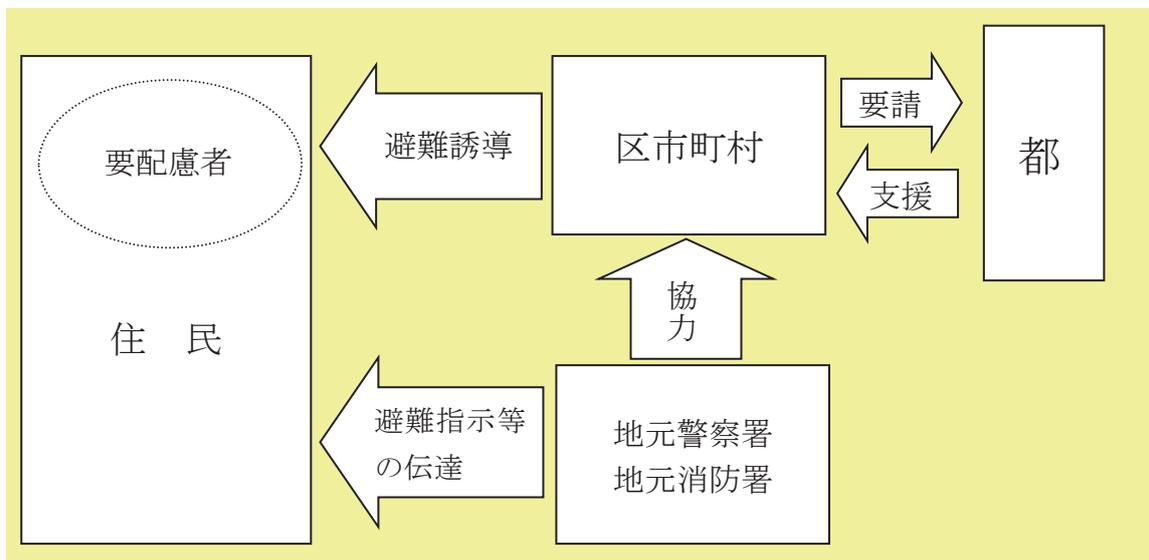
### 第3節 避難誘導

#### 1 避難誘導

機 関 名	内 容
都 教 育 庁	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 災害状況に応じ、校長を中心に全職員が協力して、児童・生徒等の安全確保が図れるよう、避難計画を作成するなどの指導を行う。</li> <li>○ 避難誘導について、川、海等の浸水危険区域を通らないような経路とする。</li> </ul>

機 関 名	内 容
警 視 庁	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 住民の避難誘導</li> <li>○ 高齢者等避難、避難指示が出された場合には、区市町村等に協力し、あらかじめ指定された避難所等に、住民を避難誘導する</li> <li>○ 誘導経路については、事前に調査検討してその安全を確認しておく。</li> <li>○ 誘導する場合は、危険箇所に標示等をするほか、要所に誘導員を配置し、事故防止に努める。</li> <li>○ 浸水地においては、必要に応じ舟艇、ロープ等の資材を活用し安全を期する。</li> <li>○ 避難の準備・指示に従わない者については、説得に努め避難するよう指導する。</li> </ul>
東 京 消 防 庁	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 高齢者等避難、避難指示が出された場合は、災害の規模、気象状況、災害拡大の経路及び部隊の運用状況を勘案し、必要な情報を関係機関に通報する。</li> <li>○ 上記の避難路等については、安全確保に努める。</li> </ul>
区 市 町 村	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 住民の避難誘導</li> </ul>

【避難誘導】



《都教育庁》

- 計画の内容を、教職員に周知徹底するとともに、児童生徒等に対し基本的事項について反復指導、訓練を実施するとともに、必要な事項について、保護者に周知しておく。
- 避難所、避難経路及び保護者への引渡場所は、地元防災機関と連携し、当該地域の防災計画に即して選定する。
- 避難時における指揮命令系統及び教職員の任務分担を明確にする。

- 避難計画は、始業時、授業時、休憩時、放課後、校外指導等それぞれの状況に応じた対策とし、学年や障害の程度等児童生徒の発達段階に配慮する。
- 校内放送、非常ベル等校内の通報連絡手段及び関係機関への連絡方法について、最悪の条件を想定し、代替手段を確保する。
- 児童生徒等の把握と、報告の方法を具体的に定める。

《警視庁》

- 地域住民、事業所従業員等で、町会等の役員及び事業所の責任者等のリーダーを中心とした集団単位で、指定された避難所等に避難させる。この場合、要配慮者は優先して避難させる。
- 避難所等では、所要の警戒員を配置し、関係防災機関と緊密に連絡を取り、被害情報の収集並びに広報活動、行方不明者等の把握及び危険と認めた場合の再避難の措置等を講じ、秩序維持に努める。

《東京消防庁》

- 高齢者等避難、避難指示が発令された場合には、災害の規模、道路橋梁の状況及び消防部隊の運用等を勘案し、避難に関する必要な情報を区市町村、関係機関に通報する。
- 高齢者等避難、避難指示が発令された場合は、災害状況及び消防力の余力に応じ、広報車等の活用により避難指示等を伝達し、関係機関と協力して住民等が安全で速やかな避難ができるよう、必要な措置をとる。

《区市町村》

- 高齢者等避難、避難指示を行ういとまがない場合の住民の避難について、あらかじめ地域の実情や発災時の状況に応じた避難方法を想定しておく。
- 高齢者等避難、避難指示が出された場合、地元警察署及び消防署の協力を得て、地域又は町会(自治会)、事業所単位に避難者を集合させるなどした後、防災市民組織の班長、事業所の管理者等のリーダーを中心に集団を編成し、あらかじめ指定してある避難所等に誘導する。
- 避難所等の運用は、原則として所在の区市町村が行う。
- 高齢者や障害者、外国人等の要配慮者については、障害の特性や住環境、言語の違いなどを踏まえ、避難方法に配慮して、防災担当部局と福祉担当部局等との連携の下、地域住民、自主防災組織等の協力を得ながら適切に避難誘導し、安否確認を行う。
- 区市町村は、避難路、避難所等をあらかじめ指定し、日頃から住民等への周知徹底に努めるものとする。
- 区市町村は、発災時の避難誘導に係る計画をあらかじめ作成するものとする。また、防災訓練の実施や防災マップの作成・配布等により、その内容の住民等に対する周知徹底を図るための措置を講じるものとする。なお、防災マップの作成に当たっては住民も参加する等の工夫をすることにより、災害からの避難に対する住民等の理解の促進をはかるよう努めるものとする。
- 区市町村は、緊急安全確保、避難指示、高齢者等避難等について、国〔国土交通省、気象庁等〕、都及び水防管理者の協力を得つつ、豪雨、洪水、土砂災

害、高潮等の災害事象の特性、収集できる情報を踏まえ、避難すべき区域や判断基準、伝達方法を明確にしたマニュアルを作成するものとする。特に、土砂災害については、危険な急傾斜地から離れる方向に速やかに避難する訓練を行うなど、実践的な避難訓練の実施等による住民の意識啓発に努めるものとする。

- 区市町村は、水防団等と協議し、発災時の避難誘導に係る計画をあらかじめ作成し、訓練を行うものとする。なお、避難時の周囲の状況等により、屋内に留まっていた方が安全な場合等やむを得ないときは、「屋内安全確保」の安全確保措置を講ずべきことにも留意するものとする。
- 区市町村は、気象警報、避難指示等を住民に周知することにより、迅速・的確な避難行動に結びつけるよう、その伝達内容等についてあらかじめ検討しておくものとする。
- 区市町村は、洪水等に対する住民の警戒避難体制として、洪水予報河川等及び水位周知下水道については、水位情報、堤防等の施設に係る情報、台風情報、洪水警報等により具体的な避難指示等の発令基準を設定するものとする。それら以外の河川等についても、氾濫により居住者や地下空間、施設等の利用者に命の危険を及ぼすと判断したものについては、同様に具体的な避難指示等の発令基準を策定することとする。また、避難指示等の発令対象区域については、細分化しすぎるとかえって居住者等にとってわかりにくい場合が多いことから、立退き避難が必要な区域を示して指示したり、屋内での安全確保措置の区域を示して指示したりするのではなく、命を脅かす洪水等のおそれのある範囲をまとめて発令できるよう、発令範囲をあらかじめ具体的に設定するとともに、必要に応じて見直すよう努めるものとする。国〔国土交通省、気象庁〕及び都は、区市町村に対し、これらの基準及び範囲の設定及び見直しについて、必要な助言等を行うものとする。
- 区市町村は、土砂災害に対する住民の警戒避難体制として、土砂災害警戒情報が発表された場合に直ちに避難指示等を発令することを基本とした具体的な避難指示等の発令基準を設定するものとする。また、面積の広さ、地形、地域の実情等に応じて区市町村をいくつかの地域に分割した上で、土砂災害に関するメッシュ情報等を用い、危険度の高まっている領域が含まれる地域内の全ての土砂災害警戒区域等に絞り込んで避難指示等を発令できるよう、発令範囲をあらかじめ具体的に設定するとともに、必要に応じて見直すよう努めるものとする。国〔国土交通省、気象庁〕及び都は、区市町村に対し、これらの基準及び範囲の設定及び見直しのほか、警戒避難体制の整備・強化に必要な助言等を行うものとする。
- 区市町村は、高潮災害に対する住民の警戒避難体制として、高潮警報等が発表された場合に直ちに避難指示等を発令することを基本とした具体的な避難指示等の発令基準を設定するものとする。また、潮位に応じた想定浸水範囲を事前に確認し、想定最大までの高潮高と避難対象地域の範囲を段階的に定めておくなど、高潮警報等の予想最高潮位に応じて想定される浸水区域に避難指示等を発令できるよう、発令範囲をあらかじめ具体的に設定するとともに、必要

に応じ見直すよう努めるものとする。国〔国土交通省、気象庁〕は、区市町村に対し、これらの基準及び範囲の設定及び見直しについて、必要な助言等を行うものとする。

- 区市町村は、避難指示の発令の際には、避難所等を開放していることが望ましいが、避難のためのリードタイムが少ない局地的かつ短時間の豪雨の場合は、躊躇なく避難指示を発令するものとする。また、そのような事態が生じ得ることを住民にも周知するものとする。
- 区市町村は、避難行動要支援者を速やかに避難誘導し、安否確認を行うため、地域住民、自主防災組織、民生委員・児童委員、介護保険事業者、障害福祉サービス事業者、ボランティア等の多様な主体の協力を得ながら、平常時より、避難行動要支援者に関する情報の把握及び関係者との共有に努めるとともに、情報伝達体制の整備、避難支援計画の策定、避難誘導體制の整備、避難訓練の実施を図るものとする。

## 2 安全な避難方法の確保

- 区市町村は、浸水からの安全な避難を行うため、住民が理解し、誤解を招かない伝達内容をマニュアル等で定める。
- 急激な増水などが予想され、高層ビル等への一時的な避難が必要となる地区において、避難の必要な住民と避難を受け入れるビル等の所有者・管理者との協定締結を推進する。

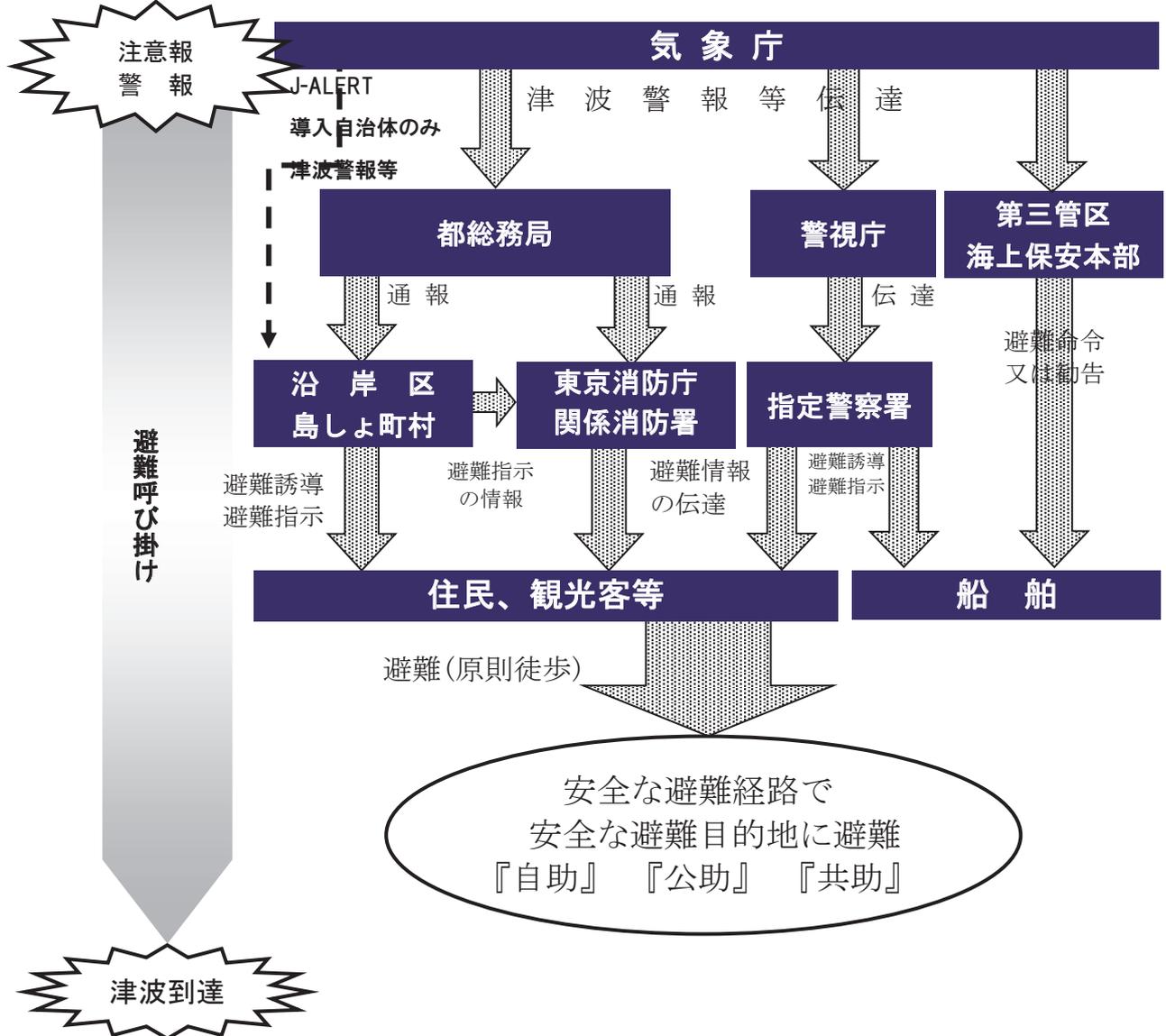
## 3 津波に対する避難誘導

### (1) 内容と役割分担

機 関 名	内 容
警 視 庁	○ 避難の指示等及び避難誘導は迅速・的確に行う。
東 京 消 防 庁	○ 津波の危険が予想される区域を管轄する消防署の活動態勢は、震災消防活動の態勢を準用する。
沿 岸 区 島 し ょ 町 村	○ 地震を感知したら津波警報・注意報等の情報収集に努める。 ○ 事前に住民等に周知徹底した安全な避難路を經由して避難目的地へ、迅速に誘導を行う。
第 三 管 区 海 上 保 安 本 部 (東京海上保安部)	○ 港内外にある船舶等に対して必要な命令又は勧告等を行う。

(2) 業務手順

【避難誘導態勢】



(3) 詳細な取組内容

- 沿岸区及び島しょ町村は、津波警報・注意報等の情報を迅速・的確に収集し、警視庁や東京消防庁等と連携して住民や労働者、観光客、船舶等に伝達するほか、安全な避難路にて避難誘導を行う。

《警視庁》

- 指定警察署長は、津波警報・注意報等の発表を待つことなく、速やかに港湾、河川等に要員を派遣し、潮位の変化等の異常の有無の調査を行う。
- ヘリコプターを活用した上空からの住民等に対する広報を行う。
- 指定警察署長は、津波による被害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、区町村長が避難の指示又は屋内退避等の安全確保措置の指示をすることができないと認めるとき、若しくは区町村長から要求があったときは、住民等に対し、指定された避難先に避難するよう指示又は屋内退避等の安全確保措置をとるよう指示するとともに、必要により避難する住民等の誘

導又は屋内退避等の安全確保措置のための引き留めを行う。この場合、直ちに区町村長に通報する。

《東京消防庁》

○ 避難誘導態勢

- ・ 避難指示がなされた場合には、関係消防署長は、津波の規模、襲来の状況及び消防部隊の運用状況を勘案し、必要な情報を関係自治体、警視庁等関係機関に通報する。
- ・ 避難が開始された場合は、消防団や関係機関と協力し避難誘導に当たるとともに、可能な範囲でヘリコプターの活用を図る。

《沿岸区、島しょ町村》

○ 近海で地震が発生した場合、津波警報等の発表以前であっても、津波が襲来するおそれがある。したがって、強い地震(震度4程度以上)を感じたときには、次のとおり措置する。

- ・ 海浜にある者は、直ちに海浜から退避し、住民等は、テレビ、ラジオの放送を聴取する必要がある。このため、関係区町村長は、あらかじめ、津波発生時の対応について住民等に周知徹底を図る。
- ・ 津波警報が届くまでの間、海面状態を監視し、異常を発見した場合は、状況に応じて、自らの判断で住民等に海浜から退避するよう勧告し、又は指示する。
- ・ 地震発生後、報道機関から津波警報が放送されたとき、又は津波警報の伝達があったときは、直ちに住民等に対して避難指示を発令する。

○ 島しょ町村にあっては、地震発生後の海面状況の監視、避難指示の伝達等について、漁業関係者や港湾関係者、場合によっては海水浴場管理者などの協力を得て、迅速に行う。

《東京海上保安部》

○ 港内又は港の境界線付近において船舶交通に危険、混雑が生じるおそれがあり、危険防止、又は混雑緩和のため必要と認める場合、港則法第39条第3項に基づき、航行の制限、禁止、移動制限、港外退去等について命令する。

○ 台風・津波等対策委員会の協議により、港内外にある船舶等に対して、第3部第4章第3節2により必要な命令又は勧告等を行う。

【参考】

○ 東京湾内湾に大津波警報等が発令された場合、港則法第44条に基づき第三管区海上保安本部長より非常災害発生周知措置が発令され、指定された海域における船舶の航行の制限又は禁止、停泊場所の指定、移動の制限や退去を命じる場合(注)がある。

発令後は港則法第46条の規定に基づき、港則法第39条第3項に基づく命令は、東京湾海上交通センター所長が行うこととなる。

注：東京湾内湾に大津波警報が発令された場合は、直ちに非常災害発生周知措置が発令、東京湾内湾に津波警報または津波注意報が発令された場合は必要に応じて非常災害発生周知措置が発令される。

## 第4節 避難所の指定、開設・管理運営

- 平成25年6月に改正された災害対策基本法第49条の4第1項では、「防災施設の整備の状況、地形、地質その他の状況を総合的に勘案し、必要があると認めるときは、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合における円滑かつ迅速な避難のための立退きの確保を図るため、政令で定める基準に適合する施設又は場所」と位置付けられ、区市町村は、洪水、津波その他の政令で定める異常な現象の種類ごとに、指定緊急避難場所を指定する。
- 第49条の7第1項では、指定避難所について、「避難のための立ち退きを行った居住者、滞在者その他の者を避難のために必要な間滞在させ、又は自らの居住の場所を確保することが困難な被災した住民をその他の被災者を一時的に滞在させるための施設」と位置付けられ、区市町村は、地域的な特性や過去の教訓、想定される災害等を踏まえ、政令で定める基準に適合する公民館、学校等の公共的施設等を対象に、その管理者の同意を得た上で、被災者が避難生活を送るための指定避難所をあらかじめ指定し、住民への周知徹底を図るものとする。  
また、指定避難所を指定したときは都に通知し、通知を受けた都はこれを国（内閣総理大臣）へ報告する。
- 指定避難所は、被災者を滞在させるために必要となる適切な規模を有し、速やかに被災者等を受け入れること等が可能な構造又は設備を有する施設であって、想定される災害による影響が比較的少なく、災害救援物資等の輸送が比較的容易な場所にあるものを指定するものとする。  
なお、福祉避難所として要配慮者を滞在させることが想定される施設にあっては、要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられ、相談等の支援を受けることができる体制が整備されているもの、要配慮者を滞在させるために必要な居室が可能な限り確保されるもの等を指定するものとする。
- 指定緊急避難場所と指定避難所は相互に兼ねることができる。

### 1 避難所の事前指定

機 関 名	内 容
都 総 務 局	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 指定管理者等の役割を明確化する。</li> <li>○ 避難所での受入ルールの検討</li> <li>○ 避難所等の住民への周知</li> </ul>

機 関 名	内 容
都 福 祉 保 健 局	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 区市町村が指定した避難所（福祉避難所含む。）の名称、所在地、規模等について報告を受けるとともに、避難所の指定状況を把握する。</li> <li>○ 「避難所管理運営の指針」の改訂や区市町村の避難所運営体制整備の支援</li> <li>○ 避難所の衛生管理対策の推進</li> <li>○ 飼養動物の同行避難等に関する区市町村の受入体制等の整備支援</li> <li>○ 区市町村、関係団体と協力した動物救護体制の整備</li> <li>○ 福祉関係団体の協力によるボランティア派遣体制の確保</li> </ul>
都 教 育 庁	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 避難所に指定されている都立学校は、「学校危機管理マニュアル」に基づき、円滑な避難所運営に協力するとともに、避難所の支援に関する運営計画を策定する。</li> </ul>
東 京 消 防 庁	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 避難所における消防用設備等の維持管理状況等の確認</li> <li>○ 「避難所の防火安全対策」の規準策定等により、区市町村の避難所運営を支援する。</li> </ul>
区 市 町 村	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 各区市町村の地域防災計画において、避難所を指定し、住民へ周知する。</li> <li>○ 水害時や土砂災害にも安全な避難所までの避難路を指定する。</li> <li>○ 指定した避難所の名称、所在地、規模等については、都、警察署、消防署等の関係機関に報告する。</li> <li>○ 避難所の安全性を確保する。</li> <li>○ 「避難所管理運営マニュアル」を作成する。</li> <li>○ 公立小中学校等を避難所として指定した場合の、食料備蓄、必要な資器材、台帳等を整備する。</li> <li>○ 避難所の衛生管理対策を促進する。</li> <li>○ 飼養動物の同行避難の体制を整備する。</li> <li>○ 都、関係団体等と協力した動物救護体制を整備する。</li> <li>○ 仮設トイレ等に関するマニュアルを作成する。</li> </ul>

(別冊資料第154「避難所及び福祉避難所区市町村別一覧表」)

《都総務局》

- 区市町村が指定した避難所の情報を東京都災害情報システム（DIS）に反映するとともに、都防災ホームページへ反映し広く周知を図る。
- 公共施設を管理する施設管理者や指定管理者については、各施設の特性等を踏まえた上で発災時の役割を明確化するなど、公共施設における円滑な受入体制を整えていく。
- 区市町村が、災害の種別ごとに指定すべき避難所について、早期の指定と住

民への周知等の区市町村の取組を支援していく。

- 新たな感染症拡大防止等の観点から、可能な限り多くの避難所等を確保するために、区市町村におけるホテル・旅館等の活用を支援する。  
(別冊資料第155「災害時における避難所等確保の支援に関する協定」)  
(別冊資料第156「避難対策等における連携と協力に関する包括協定」)

《都福祉保健局》

- 「避難所管理運営の指針」や要配慮者対策に係る指針の適時適切な改定を通じて、区市町村における「避難所管理運営マニュアル」の作成・改訂を働きかけるなど、区市町村における取組を支援する。なお、指針の改訂に当たっては、引き続き新たな感染症対策、女性の参画推進、男女双方など多様な性の在り方、要配慮者の視点等を踏まえて対応する。
- 「避難所における新型コロナウイルス感染症対策ガイドライン（東京都避難所管理運営の指針別冊）」を参考に、区市町村が新型コロナウイルスの感染拡大防止に取り組めるよう支援する。
- 区市町村から収集する避難所・福祉避難所等の設置に関する情報については、関係部署において情報の共有化を図る。
- 区市町村の要請に応じ福祉関連のボランティアを避難所に派遣できるよう、福祉関係団体等と調整を行う。
- 避難所管理運営者と公衆衛生専門職種との役割分担を改めて検討する。
- 避難所運営組織の中に衛生管理担当を設置することなどを区市町村に働きかける。
- 被災動物の救護活動について、区市町村や都獣医師会をはじめとした関係各団体等との連携を強化し、避難所等での動物の受入体制の整備や動物収容施設の確保を含めた動物救護体制を検討していく。
- 避難所等から動物保護施設への負傷した動物等の受入等に関する仕組みを整備していく。

《都教育庁》

- 避難所に指定されている都立学校の校長は、「学校危機管理マニュアル」に基づき、区市町村職員との役割分担について協議の上、教職員の役割分担、初動体制等の計画を策定する。

《東京消防庁》

- 「避難所の防火安全対策」の規準を策定し、区市町村に対し、「避難所管理運営マニュアル」に反映するよう働きかける。
- 避難所運営組織の中で、防火担当責任者を指定するように、区市町村に働きかける。
- 指定されている避難所の防火管理状況及び消防用設備等の維持管理状況について、確認し、必要に応じて行政指導を行う。

《区市町村》

- 各区市町村の地域防災計画において、あらかじめ避難所（福祉避難所含む。）を指定し、住民に周知しておく。

- 避難所等を指定して誘導標識を設置する場合は、日本産業規格に基づく災害種別一般図記号を使用して、どの災害種別に対応した避難所等であることを明示した上で、標識の見方に関する周知に努めるものとする。
- 指定した避難所の所在地等については、警察署、消防署等関係機関に報告するとともに、東京都災害情報システム（DIS）への入力等により都に報告する。
- 区市町村は、避難所等に避難したホームレスについて、住民票の有無等に関わらず適切に受け入れられるよう、地域の実情や他の避難者の心情等について勘案しながら、あらかじめ受け入れる方策について定めるよう努めるものとする。
- 避難所の指定基準については、次のような考え方に基づくものとする。  
(災害対策基本法によるもの)  
【災害対策基本法施行令（昭和37年政令第288号）第20条の6関係】
  - ・ 被災者等を滞在させるために必要かつ適切な規模を有すること。
  - ・ 速やかに被災者等を受け入れ、又は生活関連物資を被災者等に配布することが可能な構造又は設備を有すること。
  - ・ 想定される風水害による影響が比較的少ない場所に立地していること。
  - ・ 車両その他の運搬手段による輸送が比較的容易な場所にあること。
  - ・ 主として高齢者、障害者、乳幼児その他の特に配慮を要する者（以下この号において「要配慮者」という。）を滞在させることが想定されるものにあつては、要配慮者の円滑な利用の確保、要配慮者が相談し、又は助言その他の支援を受けることができる体制の整備その他の要配慮者の良好な生活環境の確保に資する事項について内閣府令で定める基準に適合するものであること。  
(災害救助法によるもの)  
【災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準】
  - ・ 風水害等により現に被害を受け、又は受けるおそれのある者に供与するものであること。
  - ・ 原則として学校、公民館等既存の建物を利用する。  
(その他)
  - ・ 避難所は、原則として、町会(又は自治会)又は学区を単位として指定する。
  - ・ 避難所に受け入れる被災者数は、おおむね居室3.3㎡当たり2人とする。ただし、新たな感染症の拡大等が懸念される際は、「避難所における新型コロナウイルス感染症対策ガイドライン（東京都避難所管理運営の指針別冊）」を参考にする等、避難所が過密にならないよう努めるものとする。
  - ・ 避難所の指定に当たっては、津波等の浸水想定も考慮して選定すること。
- 自宅や避難所で生活している要配慮者に対し、状況に応じ、医療や介護など必要なサービスを提供するため、あらかじめ社会福祉施設等を福祉避難所として指定しておく。
- 福祉避難所は、要配慮者の特性を踏まえバリアフリーを備えた建物を利用する。

## 第6章 避難者対策

### 第4節 避難所の指定、開設・管理運営

- 避難所が不足する場合に備え、民間施設等と協定を結ぶなど、避難所の確保に努める。
- 避難所の管理運営が混乱なく円滑に行われるよう、「避難所管理運営の指針」及び「避難所の防火安全対策」に基づき、事前に「避難所管理運営マニュアル」を作成する。
- 区市町村は、学校を避難所として指定する場合には、学校が教育活動の場であることに配慮するものとする。また、避難所としての機能は応急的なものであることを認識の上、避難所となる施設の利用方法等について、事前に教育委員会等の関係部局や地域住民等の関係者と調整を図るものとする。
- 避難所における貯水槽、仮設トイレ、マット、簡易ベッド、非常用電源、衛星携帯電話等の通信機器等のほか、空調、洋式トイレなど要配慮者にも配慮した施設・設備の整備に努めるとともに、被災者による災害情報の入手に資するテレビ、ラジオ等の被機器の整備を図るものとする。
- 避難所の運営において、管理責任者に女性を配置するなど女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等、男女双方など多様な性の在り方の視点等に配慮する。
- 地域内の公立小中学校等を避難所として指定したときは、食料の備蓄や必要な資器材、台帳等を整備するなど、避難所機能の強化を図る。
- 都に人的あるいは物資の支援を要請する際に、より具体的な内容を伝達できるよう、体制整備を図る。
- 避難所においてボランティアを円滑に受け入れられるよう、体制整備を図る。
- 福祉関連のボランティアの派遣について、地域内の福祉関係団体等とあらかじめ協定等を締結するなど体制整備を図る。
- 避難所運営組織の中に衛生管理担当を設置するなど、避難所の衛生管理対策を促進する。
- 避難所運営組織の中で、防火担当責任者を指定するなど、避難所の防火安全対策を促進する。
- 都、都獣医師会等と連携し、飼養動物の同行避難の体制づくりを進めるとともに、都、関係団体が行う動物救護活動への協力体制を整備する。
- 仮設トイレ等の設置体制・維持管理方法等に関するマニュアルを作成する。
- 避難所には、受け入れた避難者が安否確認や情報収集を行いやすくするため、災害時用公衆電話(特設公衆電話)やWi-Fi アクセスポイント等の整備のほか、発災時の速やかな設置や利用者の適切な利用への誘導が可能な体制整備に努める。
- 災害用伝言ダイヤル(171)、災害用伝言板(web171)等の災害用安否確認サービス等の使い方を説明できる体制整備に努める。
- 区市町村は、マニュアルの作成、訓練等を通じて、避難所の運営管理のために必要な知識等の普及に努めるものとする。この際、住民等への普及に当たっては、住民等が主体的に避難所を運営できるように配慮するよう努めるものとする。

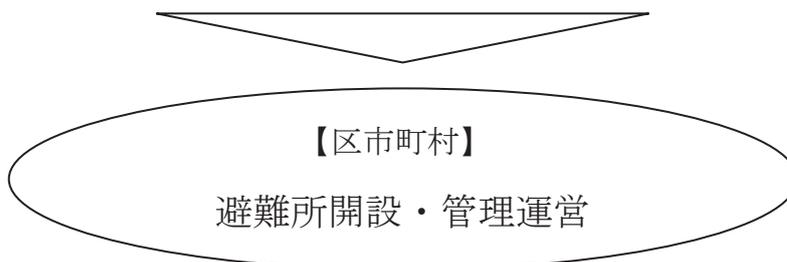
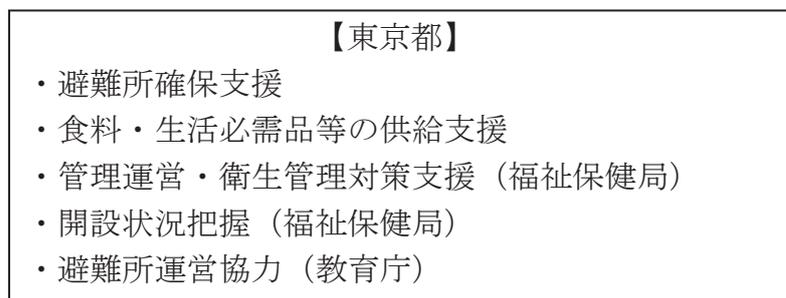
- 区市町村は、指定管理施設が避難所となっている場合には、指定管理者との間で事前に避難所運営に関する役割分担等を定めるよう努めるものとする。
- 区市町村及び各避難所の運営者は、避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために、専門家等との定期的な情報交換に努めるものとする。
- 福祉避難所として要配慮者を滞在させることが想定される施設にあつては、要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられており、また、災害が発生した場合において要配慮者が相談等の支援を受けることができる体制が整備され、主として要配慮者を滞在させるために必要な居室が可能な限り確保されるものを指定する。
- 新たな感染症対策について、感染症患者が発生した場合の対応を含め、平常時から防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、必要な場合には、ホテルや旅館等の活用等を含めて検討するよう努めるものとする。

## 2 避難所の開設・管理運営

機 関 名	内 容
都 総 務 局	○ 必要な避難所を確保するための区市町村を支援する。
都 福 祉 保 健 局	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 避難所及び福祉避難所開設状況を把握する。</li> <li>○ 避難所管理運営に関し支援する。</li> <li>○ 福祉避難所等への福祉専門職の派遣により、運営を支援する。</li> <li>○ 保健医療調整本部としての位置づけの下、保健医療活動の総合調整を図る。</li> <li>○ 区市町村の避難住民に対する健康相談を支援する。</li> <li>○ 環境衛生指導班を編成し、飲料水の安全等環境衛生を確保する。</li> <li>○ 食品衛生指導班を編成し、食品の安全を確保する。</li> <li>○ 避難住民に対して食品の衛生的な取扱を指導する。</li> <li>○ 区市町村の衛生管理対策を支援する。</li> <li>○ 生活必需品等の配分について区市町村から要請があつた場合、都福祉保健局は、都総務局等に応援を依頼するとともに、日赤東京都支部に対して救護ボランティア等の応援要請等の措置を講じる。 (別冊資料 157「東京災害派遣精神医療チームの派遣等に関する協定書」) (別冊資料 158「東京災害派遣精神医療チームの派遣等に関する覚書」) (別冊資料 159「東京都災害福祉広域調整センターの設置及び運営等に関する協定」) (別冊資料 160「災害時における要配慮者の生活支援のた</li> </ul>

第6章 避難者対策  
第4節 避難所の指定、開設・管理運営

機 関 名	内 容
	めの福祉職員等派遣に関する協定」 (別冊資料 161「災害時における要配慮者の生活支援等のための福祉職員等派遣に関する協定」)
都 教 育 庁	<input type="checkbox"/> 都立学校に避難所を開設する場合の避難所運営協力を支援する。
区 市 町 村	<input type="checkbox"/> 避難所を開設する。 <input type="checkbox"/> 福祉避難所を開設する。 <input type="checkbox"/> 避難所の運営等対策を講じる。 <input type="checkbox"/> 食料・生活必需品等を供給する。 <input type="checkbox"/> 被災した区市町村において、被災者に対する炊き出しその他食品・生活必需品等の給与の実施が困難な場合は、炊き出し等について都福祉保健局に応援を要請する。 <input type="checkbox"/> 避難住民に対する健康相談を実施する。 <input type="checkbox"/> 環境衛生指導班（区、保健所設置市）を編成し、飲料水の安全等環境衛生を確保する。 <input type="checkbox"/> 食品衛生指導班（区、保健所設置市）を編成し、食品の安全を確保する。 <input type="checkbox"/> 避難住民に対する食品の衛生的な取扱指導 <input type="checkbox"/> 避難所におけるトイレ機能の確保 <input type="checkbox"/> 公衆浴場の確保 <input type="checkbox"/> 感染症予防についての避難住民への周知、患者発生時の感染拡大防止対策 <input type="checkbox"/> 避難所における防火安全性の確保 <input type="checkbox"/> 住民への情報提供



《都本部》

- 避難所については、設置者である区市町村が学校以外にも多様な手段で確保に努めるとともに、都としても避難所確保のための支援策を実施する。

《都財務局》

- 調達する資材は、その緊急性に鑑み短期日に設置可能なテントとする。  
(別冊資料第162「災害時における応急対策用天幕等の確保に関する協定」)

《都福祉保健局》

(開設状況の把握)

- 区市町村からの東京都災害情報システム (DIS) への入力等による報告に基づき、避難所の開設状況を把握する。
- 区市町村から開設状況を把握する際には、避難所における高齢者や障害者、乳幼児、妊産婦等要配慮者の人数等、その後の支援に資するための情報を把握する。
- 避難者及び避難所で生活せず食事のみ受け取りに来ている被災者等に係る情報について区市町村から報告を受け、国等へ報告を行う。

(福祉避難所)

- 区市町村の報告に基づき、福祉避難所の所在地等について把握する。
- 開設済み福祉避難所について、区市町村に対し、定期的に受入可能人数を確認する。
- 災害福祉広域支援ネットワークを活用し、福祉避難所及び社会福祉施設の被災状況等の情報を集約、共有する。

また、庁内に東京都災害福祉広域調整センターを設置し、被災していない区市町村または他道府県からの福祉応援職員の総合調整を行い、被災し運営に支障を来している福祉避難所等へ応援職員を派遣する。

- 都立施設について、状況に応じ、地域の福祉避難所としての役割を果たせるように連絡調整する。

(健康相談支援)

- 区市町村における避難者の健康相談が円滑に行なわれるよう支援する。

(飲料水の安全等環境衛生の確保)

- 「環境衛生指導班」を編成し、避難所における飲み水の安全確保や避難所の環境整備に対応するため、水の消毒薬や消毒効果を確認するための器材を備蓄するとともに室内環境を調査するための測定器を保健所に配備する。また、区市町村からの要請に応じて水の消毒薬の配布を行う。

- 環境衛生指導班は、以下の活動を行う。
  - ・ 飲料水が塩素で消毒されているかの確認
  - ・ 都民(避難所管理者等)への消毒薬・簡易残留塩素検出紙の配布
  - ・ 都民(避難所管理者等)への消毒の実施方法及び残留塩素の確認方法の指導
  - ・ 避難所の過密状況や衛生状態を調査・確認
  - ・ 室内環境の保持や寝具類の衛生確保のための助言・指導
  - ・ トイレ・ごみ保管場所の適正管理、ハエや蚊の防除方法についての助言・

### 指導

#### (食品の安全確保)

- 必要に応じて食品衛生指導班を編成し、食品の安全を確保する。
- 食品衛生指導班は、保健所長の指揮の下に、区市町村と連携して次の活動を行う。
  - ・ 炊飯所、弁当・給食調理場等の衛生確保
  - ・ 食品集積所の衛生確保
  - ・ 避難所の食品衛生指導
  - ・ その他食品に起因する危害発生の防止
  - ・ 食中毒発生時の対応

#### (衛生管理対策の支援)

- 避難所の過密状況や衛生状態等に関する情報を集約し、区市町村に提供することにより、避難所間及び各区市町村間の適切な受入体制等が確保できるよう支援する。
- 都は、避難所内外におけるごみ保管場所等の適正管理、飲料水の衛生及び衛生的な室内環境の保持等に関する具体的な方法や衛生管理体制についての助言・指導を区市町村に対して行う。

#### 《都教育庁》

- 避難所となる都立学校は、「学校危機管理マニュアル」及びあらかじめ定める避難所の支援に関する運営計画に基づき、区市町村による避難所の開設・管理運営に協力する。
- 都立学校について、区市町村から臨時の避難所開設の依頼があった場合は、当該区市町村と連絡をとり、開設・管理運営に協力する。

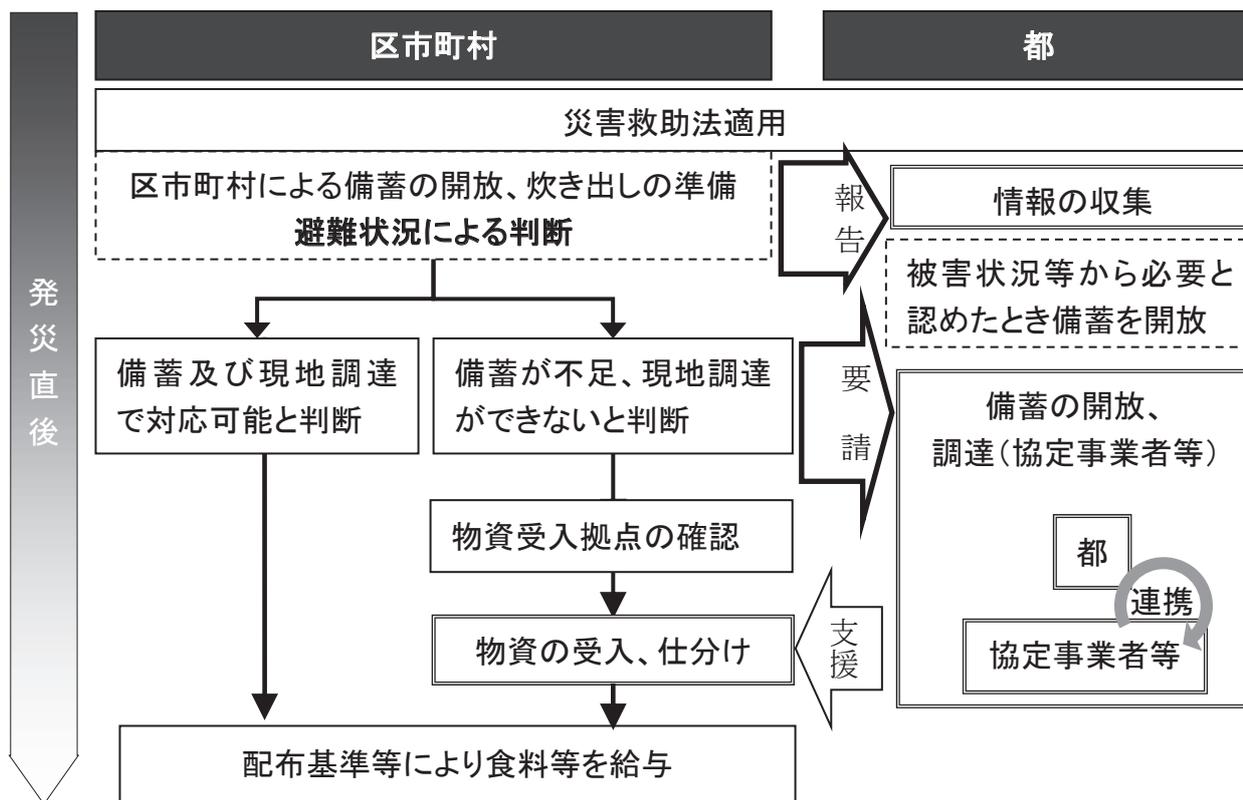
#### 《区市町村》

#### (開設・報告)

- 被災者の受入れは、可能な限り町会又は自治会単位に被災者の集団を編成し、防災市民組織等と連携して班を編成した上で、受け入れる。
- 避難所を開設する場合には、あらかじめ施設の安全性を確認するものとする。
- 避難所を開設した場合は、管理責任者を置く。
- 管理責任者は、女性や要配慮者の視点を踏まえた管理運営に努める。
- ボランティアや職能団体等、専門性を有した外部支援者等の協力を得られるよう努めるとともに、必要に応じて、他の地方公共団体に対して協力を求めるものとする。
- 避難所は、設置者である区市町村が学校以外にも多様な手段で確保に努める。
- 避難所の開設期間は災害発生の日から7日以内とする。ただし、状況により期間を延長する必要がある場合には、知事の事前承認(内閣総理大臣の承認を含む。)を受ける。
- 高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦等の要配慮者のニーズに対応するため、被災地以外の地域にあるものを含め、民間賃貸住宅、旅館・ホテル等を実質的に福祉避難所として開設するよう努めるものとする。

- 避難所に避難した被災者に対し、正確かつ迅速な情報提供を行うため、テレビ・ラジオ等の設置、臨時広報誌の発行、特設公衆電話、インターネット、FAX等の整備を行う。被災者の特性に応じた情報提供手段をとるものとする。
  - 避難所のライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や、道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合は、あらかじめ避難所に指定されていたとしても原則として開設しないものとする。
  - 区市町村災害ボランティアセンター等を通じて、避難所で活動するボランティアを派遣する。
  - 災害の規模、被災者の避難及び収容状況、避難の長期化等に鑑み、必要に応じて、旅館やホテル等への移動を避難者に促す。
  - 避難所を開設したときは、開設日時、場所、避難者数及び開設予定期間等を速やかに、都福祉保健局及び地元警察署、消防署等関係機関に報告する。
  - 都福祉保健局への報告は、原則として東京都災害情報システム（DIS）への入力等により行う。
  - 福祉避難所を開設したときは、開設日時、場所、避難者数（介護等に特段の配慮を要する避難者の数とその状況を含む。）、開設予定期間、避難所周辺の状況等を、速やかに所定の様式により、都福祉保健局及び地元警察署、消防署等関係機関に連絡する。
  - 福祉避難所等において運営に支障を来している場合、東京都災害福祉広域調整センターへ福祉専門職員の派遣を要請する。派遣を受けた場合、福祉専門職員の福祉避難所等への派遣調整を行う。
  - 避難所ごとにそこに収容されている避難者に係る情報の早期把握及び避難所で生活せず食事のみ受け取りに来ている被災者等に係る情報の把握に努め、必要な措置について配慮するとともに、都等へ報告を行う。
  - 被災者の安否について住民等から照会があったときは、被災者等の権利利益を不当に侵害することのないよう配慮しつつ、消防、救助等人命に関わるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置に支障を及ぼさない範囲で、可能な限り安否情報を回答するよう努めるものとする。
- (食料・生活必需品等の供給・貸与)
- 被災者に対する食料・生活必需品等の供給・貸与は、区市町村が開設する避難所等において、災害救助法に定める基準に従って行う。
  - 炊き出し等の体制が整うまでの間は、都及び区市町村の備蓄又は調達する食料等を支給する。
  - 被災者に対する炊き出しその他による食品給与の配布基準は、原則として、災害救助法施行細則に定めるところによる。
  - ただし、この基準により難しい事情がある場合(期間の延長、特別基準の設定)は、避難所開設期間延長の承認申請と同様に、別途、知事の事前承認(内閣総理大臣の承認を含む。)を得て、定める。

【避難所における物資供給のスキーム】



(飲料水の安全確保)

- 区市町村は、避難所での飲料水の安全を確保するため、必要に応じて飲用に供する水の消毒を行う。区及び保健所設置市は、必要に応じて環境衛生指導班を編成し、それ以後の消毒について、消毒の確認を行うとともに、住民が自主的に消毒を行えるように消毒薬を配布し、消毒方法及び消毒の確認方法を住民に指導する。また、市町村（保健所設置市を除く。）は、都が編成する「環境衛生指導班」の協力を得て、消毒の確認を行うとともに、住民が自主的に消毒を行えるように消毒薬を配布し、消毒方法及び消毒の確認方法を住民に指導する。

(食品の安全確保)

- 区及び保健所設置市は、必要に応じて食品衛生指導班を編成し、食品の安全を確保する。
- 都及び区市町村は連携し、避難住民に対する食品の衛生的な取扱いの指導等を行う。
  - ・ 避難所における食品取扱管理者の設置促進等、食品衛生管理体制の確立
  - ・ 食品の衛生確保、日付管理等の徹底
  - ・ 手洗いの励行
  - ・ 調理器具の洗浄殺菌と使い分けの徹底
  - ・ 残飯、廃棄物等の適正処理の徹底
  - ・ 情報提供

- ・ 殺菌、消毒剤の調整
- ・ 乳幼児、高齢者などの食事の特性に応じた衛生指導

(トイレ機能の確保)

- 被災後、断水した場合には、学校のプール、雨水貯留槽等で確保した水を使用し、機能の回復を図る。
- 発災直後は、し尿収集車によるし尿の収集・運搬が困難な状況が予想されることから、区市町村は、可能な限りし尿収集車による収集を要しない災害用トイレを活用し、対応する。その後状況に応じて、区市町村は、し尿収集車による収集が可能な災害用トイレを含めて確保し、対応する。
- 備蓄分が不足した場合には、区市町村は都に対して要請し、都は広域応援等により必要数を確保する。

(避難所の運営等)

- 住民の避難所への適正誘導及び収容並びに過密状況を把握する。
- 立入禁止区域、土足禁止区域を設定する。
- 避難住民の生活環境上必要な物品を確保する。
- やむを得ない理由により避難所に滞在することができない住宅避難者等に対しても、生活環境の整備に必要な措置を講ずるよう努める。
- 要配慮者の特性に応じて必要となる物品を確保する。
- 区市町村は、保健師・管理栄養士その他必要な職種からなる保健活動班を編成し、避難所における健康相談、その他必要な保健活動を行う。
- 避難の長期化等必要に応じて、避難者や避難所に係わる運営スタッフ等の健康状態及び医師や看護師等による巡回の必要性を把握し、必要な措置を講じるよう努める。また、プライバシーの確保状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、食料の確保、配食等の状況、ごみの処理状況など、避難所の衛生状態等の把握に努め、必要な措置を講じるよう努める。
- 要配慮者の心身双方の健康状態には特段の配慮を行い、障害特性や個々の状態、ニーズを把握し、必要に応じ福祉避難所への移送、福祉施設等への入所、介護職員等の派遣等を行うものとする。
- 福祉避難所の運営は、障害特性に応じた支援が必要であり、避難所から福祉避難所への移送手段についても確保する。
- 避難所の運営における女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等、男女双方など多様な性の在り方の視点等に配慮するものとする。特に、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品、女性用下着の女性による配布、パトロールの実施や照明の配置による視認性の向上など避難所における安全性の確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮した避難所の運営管理に努める。
- ごみの適切な排出方法、トイレの使用方法など、避難住民への衛生管理上の留意事項を周知する。
- インフルエンザ等の感染症予防（手洗い、うがい等）の励行を避難住民に周

## 第6章 避難者対策

### 第4節 避難所の指定、開設・管理運営

知するとともに、患者発生時の感染拡大防止対策を実施する。

- 避難所の管理責任者は防火担当責任者を指定し、防火安全対策を講じる。
- 被災地において感染症の発生、拡大がみられる場合は、防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、感染症対策として必要な措置を講じるよう努めるものとする。

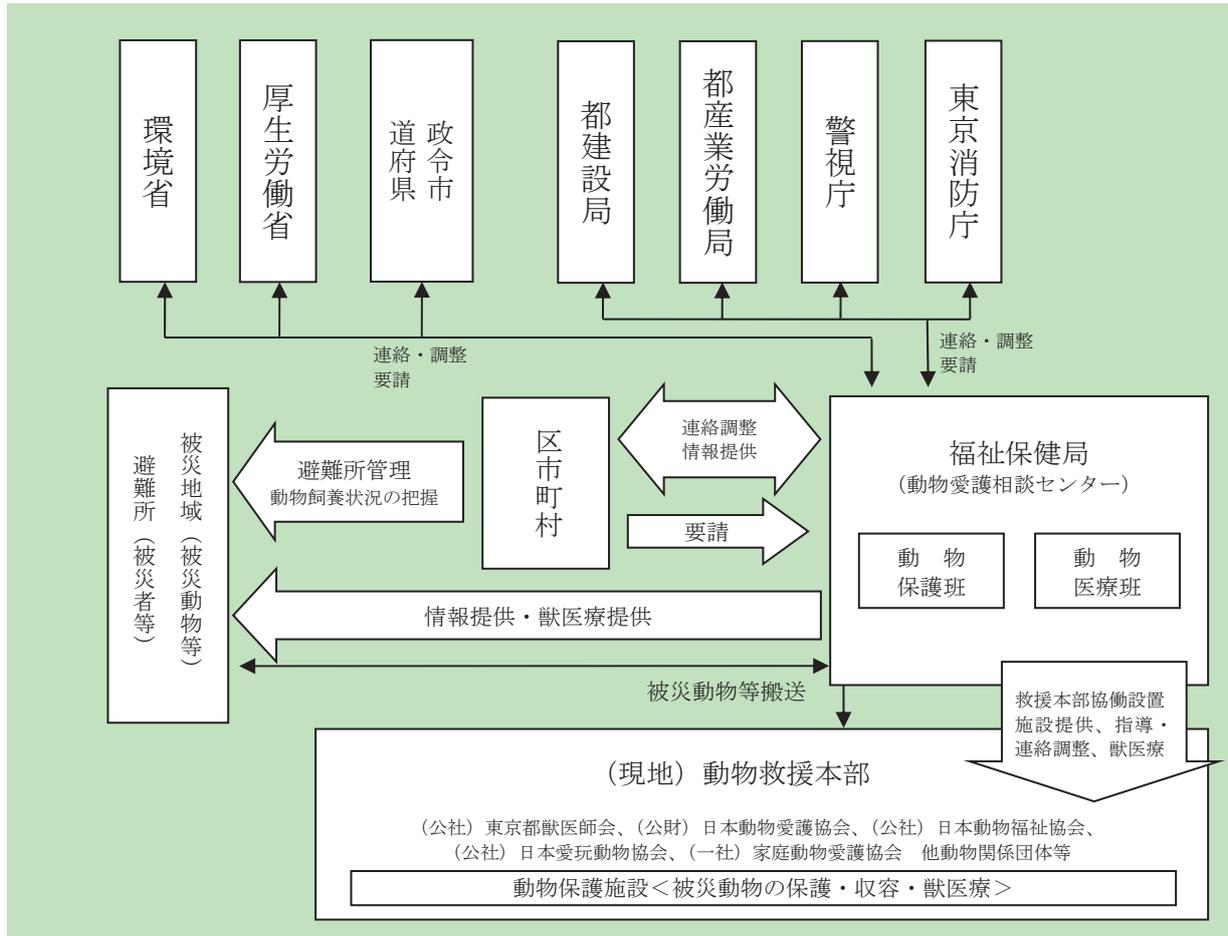
(公衆浴場等の確保)

- 区市町村は、保健所と連携して公衆浴場の営業状況、仮設浴場、シャワー施設の設置状況を把握する。
- 避難住民に対してその情報を提供するとともに浴場等の確保に努め避難所の衛生管理を支援する。

### 3 動物救護

- 都は、危害防止及び動物愛護の観点から、負傷又は放し飼い状態の動物の保護や適正な飼養に関し、区市町村等関係機関や都獣医師会等関係団体との協力体制を確立する。

機 関 名	内 容
都 福 祉 保 健 局	<ul style="list-style-type: none"><li>○ 被災動物の保護</li><li>○ 関係団体等との連絡調整</li><li>○ 関係団体等との協働による「動物救援本部」の設置</li><li>○ 避難所等における動物の適正飼養の指導等</li></ul>
区 市 町 村	<ul style="list-style-type: none"><li>○ 同行避難動物の飼養場所等の確保</li><li>○ 避難所等における動物の飼養状況の把握及び都・関係団体への情報提供</li><li>○ 避難所等における動物の適正飼養の指導等</li></ul>



(1) 被災地域における動物の保護

- 都や都獣医師会等関係団体が協働して設置する「動物救援本部」が中心となり、被災動物の保護等を行う。
- 都は、「動物保護班」及び「動物医療班」を編成し、被災住民等への動物救護に関する情報の提供、被災動物の保護、搬送及び応援要請に基づく避難所での獣医療に携わる。
- 都は、「動物救援本部」が実施する動物救護活動の一時的な拠点として、動物愛護相談センター等の動物保護施設を提供する。  
(別冊資料第163「災害時における愛護動物の救護活動についての協定書」)

(2) 「動物保護班」「動物医療班」の編成

- 発災直後には、動物愛護相談センターに「動物保護班」及び「動物医療班」それぞれ2班を配置し、発災後72時間を目途に班の充実を図る。
- 「動物保護班」は、区市町村、都獣医師会、動物愛護ボランティア等の協力の下、飼い主不明の被災動物を保護し、動物保護施設に搬送する。
- 「動物医療班」は、「動物救援本部」からの応援要請があった場合に、動物保護施設内での動物医療に携わるとともに、区市町村等からの要請に応じて避難所等における獣医療提供等の支援を行う。

(3) 避難所における動物の適正な飼養

《区市町村》

- 開設した避難所に、動物の飼養場所を避難所施設に応じて確保する。避難所内に同行避難動物の飼養場所を確保することが困難な場合は、近接した避難所等に飼養場所を確保する。

《都福祉保健局》

- 区市町村と協力して、飼い主とともに同行避難した動物について、以下の取組を行い、適正飼養を指導する。
  - ・ 各地域の被害状況、避難所での動物飼養状況の把握及び資材の提供、獣医師の派遣等
  - ・ 避難所から保護施設への動物の受入れ及び譲渡等の調整
  - ・ 他縣市への連絡調整及び要請

4 ボランティアの受入れ

避難所の運営におけるボランティアの受入れについて、必要な流れを示す。

機 関 名	内 容
都生活文化局	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 東京ボランティア・市民活動センターと協働で、東京都災害ボランティアセンターを設置し、区市町村災害ボランティアセンターの支援を行う。</li> <li>○ 東京都防災（語学）ボランティアを派遣</li> </ul>
都福祉保健局	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 福祉関係団体等の協力によるボランティア派遣について、区市町村に対する広域的支援</li> </ul>
区 市 町 村	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 「避難所管理運営の指針」に基づいたマニュアル等の業務手順によるボランティアの派遣要請及び受入れ</li> <li>○ 区市町村災害ボランティアセンターにおいて、必要なボランティアの派遣を行う。</li> </ul>

《都生活文化局》

- 東京ボランティア・市民活動センターと協働で東京都災害ボランティアセンターを設置し、災害ボランティアコーディネーターの派遣等により、区市町村災害ボランティアセンターの支援を行う。
- 区市町村の要請に基づき、避難所における外国人を支援するための防災（語学）ボランティアを派遣する。

《都福祉保健局》

- 福祉関連のボランティア派遣については、区市町村からの支援要請に基づき、福祉関係団体等の協力により広域的な支援を実施する。
- 福祉関連のボランティア派遣に際しては、区市町村の要請内容、避難所の状況を把握し、ニーズに適切に対応する。

《区市町村》

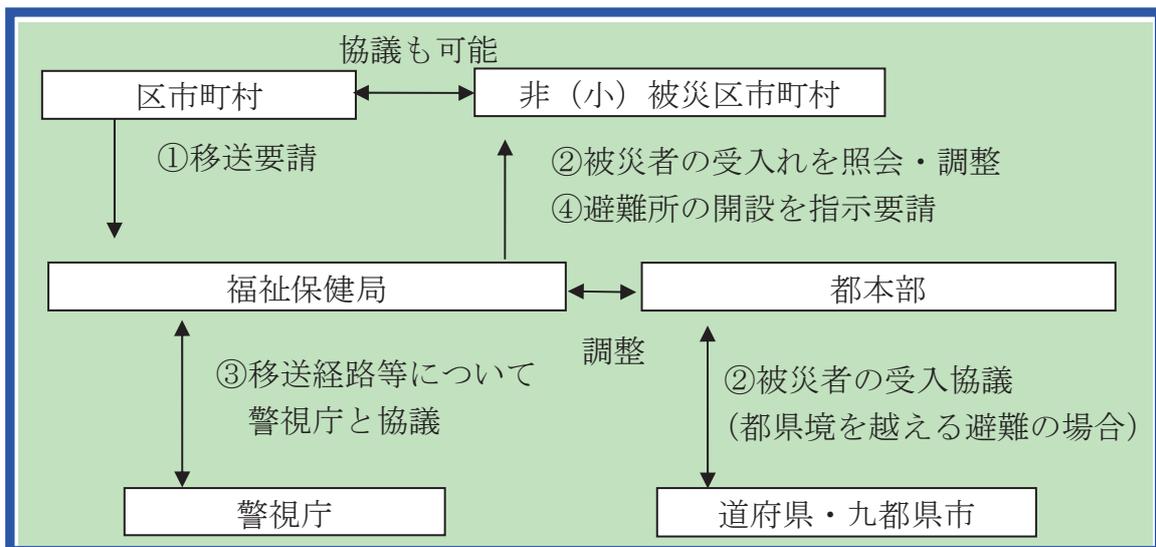
- 「避難所管理運営の指針」に基づいたマニュアル等の業務手順により、ボランティアを受け入れる。
- 区市町村災害ボランティアセンターを通じて、避難所で活動するボランティアを派遣する。  
(第2部第6章第2節「東京都防災ボランティア等との連携」P104 参照)

## 第5節 被災者の他地区への移送

### 1 被災者の他地区への移送

機 関 名	内 容
都 総 務 局	○ 都県境を越える避難について調整する。
都 福 祉 保 健 局	○ 被災者の移送先の決定 ○ 移送先の区市町村との調整 ○ 被災者の移送方法を決定、移送手段の確保 ○ 区市町村による要配慮者等の移送支援
区 市 町 村	(被災地側) ○ 移送について知事(都福祉保健局)に要請 ○ 移送先における避難所管理者を決定し、移送先へ派遣 ○ 避難所運営への積極的な協力 (受入側) ○ 受入態勢を整備 ○ 移送後の避難所運営

【移送先の決定】



※なお、移送に伴う車両の調達については、第3部第7章 P333 を参照。

《都総務局》

- 都県境を越える避難について、避難先の道府県と協議を行う。
- 九都県市、21大都市、全国知事会との連携は、第3部第1章P157を参照。
- 被災者の保護の実施のため緊急の必要があると認めるときは、旅客運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関に対し、被災者の移送を要請することができる。
- 区市町村がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなった場合で、被災住民の生命若しくは身体を災害から保護し、又は居住の場所を確保することが困難な場合において、当該被災住民について広域一時滞在の必要があると認めるときは、知事は、全部又は一部を当該区市町村長に代わり実施する。

《都福祉保健局》

- 被災地の区市町村から被災者の移送の要請があった場合、警視庁等関係機関と調整の上、被災者の移送先を決定する。
- 移送先決定後、移送先の区市町村長に対し被災者の受入体制を整備させる。
- 被災者の移送方法については、当該区市町村と協議の上、被災地の状況を勘案して決定し、都財務局調達のバス等を中心に、区市町村、都交通局、警視庁、東京消防庁の協力を得て実施する。
- 要配慮者の移送手段については、当該区市町村による調達が困難な場合に、都福祉保健局が都財務局及び関係機関の協力を得て調達する。

《区市町村》

- 区市町村長は、当該区市町村の避難所に被災者を受け入れることが困難な時は、被災者の他地区(近隣の非被災地区若しくは小被災地又は隣接県)への移送について、知事(都福祉保健局)に要請する。
- 被災者の他地区への移送を要請した区市町村長は、所属職員の中から移送先における連絡要員を定め、移送先の区市町村に派遣するよう努める。
- 都から被災者の受入れを指示された区市町村長は、受入体制を整備する。
- 移送された被災者の避難所の運営は原則として受入側の区市町村が行い、移送元区市町村は運営に積極的に協力する。
- その他、必要事項については区市町村地域防災計画に定める。

## 第6節 要配慮者の安全確保

- 高齢者・障害者・難病患者・乳幼児・妊産婦等の要配慮者の安全確保については、区市町村の防災担当部門と福祉・保健担当部門と東京消防庁が連携し、防災知識の普及・啓発、地域の協力・連携による救出・救護体制の充実などに努める。
- 都は、広域的な立場から要配慮者の安全体制の確保、社会福祉施設等の安全対策等、要配慮者の安全確保を図る。

(別冊資料第164「災害時における要援護者の移送に関する協定書」)

- 区市町村は要配慮者への避難支援対策と対応した高齢者等避難を発令するとともに、迅速・確実な避難指示等の伝達体制を整備する。

## 1 地域における安全体制の確保

### (1) 要配慮者対策の普及啓発

- 都は、要配慮者対策に係る指針を作成・改訂するなど、区市町村と連携した要配慮者の安全確保に努める。
- 区市町村は、都の作成した指針を参考に、地域の実情に応じたマニュアルを作成し、防災知識等の普及啓発に努める。

### (2) 避難支援の取組の強化

- 都は、要配慮者対策に係る指針を改定し、避難行動要支援者の把握、名簿の整備や避難支援プランの作成、避難生活等における要配慮者等のニーズに対応した対策を働き掛けるなど、区市町村における要配慮者対策の強化を支援する。
- 特に在宅人工呼吸器使用者については、「東京都在宅人工呼吸器使用者災害時支援指針」などを活用し、区市町村における災害時個別支援計画の作成を支援するなど、災害時対策の強化を図る。

### (3) 防災行動力の向上

- 都は、区市町村等と共同して、防災市民組織等を中心とした要配慮者に対する災害対策訓練を実施するなど、防災行動力の向上に努めていく。

### (4) 緊急通報システムの整備

- 都は、65歳以上の病弱な一人暮らし等の高齢者や18歳以上の一人暮らし等の重度身体障害者の安全を確保するため、緊急時に東京消防庁等に通報できるシステムの活用を促進する。  
また、近隣あるいは地域住民との日常的なふれあいを基盤とした地域協力体制に対する指導の充実を図る。

### (5) 地域協力体制づくりの推進

- 東京消防庁は、風水害時における避難行動要支援者等の安全を確保するため、地域が一体となった協力体制づくりを推進する。  
ア 区市町村等と連携して避難行動要支援者等を近隣で助け合う地域協力体制づくりを推進する。  
イ 社会福祉施設等の被災に備え、町会・自治会・防災市民組織、近隣事業所及びボランティア等による協力体制づくりを推進する。

### (6) 避難行動要支援者名簿を活用した避難誘導體制の整備

- 区市町村長は、災害対策基本法第49条の10の規定に基づき、避難について特に支援が必要な住民(避難行動要支援者)の把握に努めるとともに、当該住民の避難の支援、安否の確認、生命又は身体を災害から守るため必要な措置を実施するための基礎とする名簿として、「避難行動要支援者名簿」を作成することが義務付けられた。区市町村は以下の記載事項を踏まえ、避難

行動要支援者名簿を作成する。

ア 氏名

イ 生年月日

ウ 性別

エ 住所又は居所

オ 電話番号その他の連絡先

カ 避難支援等を必要とする事由

キ 避難支援等の実施に関し区市町村長が必要と認める事項

- 避難行動要支援者名簿の作成及び個別計画の策定等の活用にあたっては、内閣府が作成した「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」を参考にし、円滑かつ迅速な避難の確保を図る。
- 作成された避難行動要支援者名簿は、避難行動要支援者本人からの同意を得て、災害の発生に備え、避難支援等の実施に必要な限度で、区市町村地域防災計画の定めるところにより、消防署、警察署、民生委員等の避難支援等関係者に提供し、災害時の避難誘導に活用する。
- 高齢者、障害者、外国人等の要配慮者を適切に避難誘導し、安否確認を行うため、地域住民、自主防災組織等の協力を得ながら、平常時より避難行動要支援者に関する情報の把握・共有、避難誘導體制の整備を図る。  
また、避難行動要支援者を把握し、避難行動要支援者に対する「避難支援プラン」の策定や障害特性に応じた避難支援体制の整備を図り、都と連携した避難行動要支援者に対する訓練等を実施する。
- 区市町村は、防災（防災・減災への取組実施機関）と福祉（地域包括支援センター・ケアマネジャー）の連携により、高齢者の避難行動に対する理解の促進を図る。
- 都は外国人に対し、多言語化した東京都防災ホームページや「東京くらし防災」等を作成し、普及啓発に努めている。  
(第2部第5章第2節「外国人への連絡体制」P99参照)

## 2 社会福祉施設等の安全対策

- 社会福祉施設等の防災対策として、消防機関への早期通報、避難誘導、搬送等が極めて重要であることから、都は、これまで、高齢者や障害者等の要配慮者を対象とする施設等に、スプリンクラーの設置、消防機関と直結する火災通報装置（ホットライン）の設置、避難路となるバルコニー等を含め床の段差・傾斜の解消等に努めてきた。
- 今後も、次のような施策の推進に努めるとともに、自衛消防隊等による施設自身の防災行動力の向上や地域との連携を図る。
  - (1) 社会福祉施設等と地域の連携
    - 東京消防庁は、事業所、町会、自治会等との間及び施設相互間で災害時応援協定を締結するようその促進を図る。
  - (2) 避難行動の習得

- 都は、総合防災訓練の実施に際し、訓練項目を設け、地域住民等の協力による避難活動などを実施している。
- 各施設における自衛消防訓練等の機会をとらえて、施設の使用実態に沿った適切な避難行動を習得できるよう訓練内容の充実に努める。
- 区市町村は、浸水想定区域内の要配慮者利用施設で洪水時に利用者の円滑かつ迅速な避難の確保が必要なものについて、施設の名称及び所在地について区市町村地域防災計画に定めるものとする。名称及び所在地を定めた施設については、区市町村は、区市町村地域防災計画において、当該施設の所有者又は管理者及び自衛水防組織の構成員に対する洪水予報等の伝達方法を定める。
- 区市町村は、区市町村地域防災計画において、土砂災害警戒区域内に要配慮者利用施設で土砂災害のおそれがあるときに利用者の円滑かつ迅速な避難の確保が必要な施設の名称及び所在地について定める。名称及び所在地を定めた施設については、区市町村は、区市町村地域防災計画において、当該施設の所有者又は管理者に対する土砂災害に関する情報等の伝達について定める。
- 浸水想定区域や土砂災害警戒区域内に位置し、区市町村地域防災計画に名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、関係機関の協力を得て、水害や土砂災害が発生するおそれがある場合における避難確保に関する計画を策定し、それに基づき、避難誘導等の訓練を実施する。

### 3 要配慮者の安全対策

#### (1) 「要配慮者対策班」等の設置

- 区市町村は、関係機関、防災市民組織、地域住民等の協力を得て、要配慮者個々人に対応する窓口となる要配慮者対策班を組織し、安否確認を含む状況の把握やサービスの提供等に取り組む。また、区市町村の災害対策本部に要配慮者対策の担当部門を設置し、要配慮者対策班等から情報を一元的に収集するなど、総合調整を図る。
- 都は、区市町村における要配慮者対策班の活動状況の把握や区市町村への支援を行うため、災害福祉広域支援ネットワークを活用し、区市町村の要配慮者対策担当部門及び近隣縣市等と連絡調整を図る。

#### (2) 福祉避難所の活用

- 区市町村は、社会福祉施設等を福祉避難所として活用し、自宅や避難所での生活が困難である要配慮者等を入所させ、医療や介護など必要なサービスを提供する。

#### (3) 医療等の体制

- 透析患者や在宅難病等専門医療を必要とする患者への対応として、都は、情報の収集や提供を行い、区市町村、関係機関及び近県等との連携による医療体制の強化に努める。
- 区市町村は、保健師・管理栄養士その他必要な職種からなる保健活動班を編

成し、避難所・仮設住宅等への巡回健康相談体制を確保する。

- 都は、東京 DPAT によるメンタルヘルスケア体制の確保を図ることにより、被災地における心身の健康維持や在宅療養者等への対応を行う。

(第3部第5章第2節「保健衛生、防疫体制」P249 参照)

(4) 食料等の確保

- 都は、クラッカー、即席めん、アルファ化米(五目ごはん等)のほか、お粥(アルファ化米)やアレルギー対応食等を確保し、要配慮者のニーズに対応した食料の供給を図る。

(第3部第7章第2節「食料・生活必需品等の供給」P323 参照)

(5) 避難所の整備

- 区市町村は、避難所における要配慮者の視点を踏まえた施設・設備の整備に努めるほか、要配慮者の特性に応じて必要となる物品を確保する。

(6) 応急仮設住宅等

- 都は、応急仮設住宅等を供与するに当たり、必要に応じ高齢者や障害者世帯に配慮した設備・構造の住宅とする。

- 区市町村は、入居者の選定に当たっては、都が策定する選定基準に基づき、要配慮者の優先に努める。

(第3部第11章第4節「応急仮設住宅の供給」P389 参照)

## 第7節 広域避難

- 昭和9年(1934年)9月21日に上陸した室戸台風(上陸時中心気圧911hPa)、昭和34年(1959年)9月26日に上陸した伊勢湾台風(上陸時中心気圧929hPa)など、勢力の強い台風の上陸による大規模な被害の記録があるほか、昭和22年(1947年)9月のカスリーン台風では、上陸しないにもかかわらず、停滞した前線が台風によって刺激され、記録的な雨量によって利根川が決壊するなどの被害が出た。

- このように大規模な台風の上陸、若しくは台風接近に伴う前線の刺激による豪雨の危険性は、今後も十分に想定される。

そこで、本節では、住民の生命を最優先に守る取組の一つとして、自治体の枠を越えた広域的な避難について記載する。本節に記載のない避難対策に関する事項については、本章第1節から第6節に記載された事項を参照のこと。

### 1 「首都圏における大規模水害広域避難検討会」

- 平成27年9月関東・東北豪雨では、河川の大規模氾濫によって多数の逃げ遅れが生じ、的確な避難勧告の発令や広域避難体制の整備の必要性といった課題が明らかになった。

中央防災会議では、平成27年10月に「水害時の避難・応急対策検討ワーキン

グループ」を設置し、平成28年3月「水害時における避難・応急対策の今後の在り方」について報告し、広域避難が課題であると記載した。

- これを受けて、中央防災会議において、平成28年9月に「洪水・高潮氾濫からの大規模・広域避難検討ワーキンググループ」を設置し、広域避難計画策定の基本的な考え方について、平成30年3月に「洪水・高潮氾濫からの大規模広域避難に関する基本的な考え方（報告）」が取りまとめられ、大規模・広域避難の全体像や広域避難計画を策定するための具体的な手順等が示された。
- 本報告を踏まえ、国と都は首都圏における大規模水害時の大規模・広域避難の実装に向け、特に、行政機関等の関係機関が連携して取り組むべき事項について整理するとともに、関係機関間の連携・役割分担の在り方について検討することを目的とし、「首都圏における大規模水害広域避難検討会」（以下、検討会と称する）を平成30年6月に設置した。
- 令和元年10月に台風第19号（東日本台風）が発生し、広域避難の課題が顕在化した。そこで、検討会では、台風第19号で顕在化した課題を踏まえ、現時点での広域避難に関する関係機関間の連携・役割分担の在り方を整理し、中間報告書を取りまとめた。

今後は、浸水しない建物上層階への避難（垂直避難）など、現実的な複数の避難行動を組み合わせた住民避難についても、関係機関と連携しながら検討を行っていく。

## 2 広域避難体制の整備

機 関 名	内 容
都 総 務 局	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 広域避難における区市町村間の総合的な調整</li> <li>○ 国、都県、区市町村等の連携体制の整備</li> <li>○ 円滑な広域避難の実現に向けた避難方法等の検討</li> <li>○ 区市町村間の広域避難の仕組み作りの支援</li> </ul>
都 福 祉 保 健 局	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 区市町村における避難行動要支援者名簿の作成等の要配慮者対策の強化を支援</li> </ul>
区 市 町 村	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 大規模水害等が住民生活に与える影響の周知</li> <li>○ 避難方法及び安全な場所の住民への周知</li> <li>○ 安全に広域避難を実施するための、避難指示等の発令基準の整備</li> <li>○ 自治体間の広域避難の仕組み作り</li> <li>○ 要配慮者対策</li> </ul>

### 《都総務局》

- 住民の避難は、区市町村が主たる役割を担うが、大規模水害等により、自治体の区域を越える広域的な避難が必要となる場合には、広域的な視点から、都が区市町村間の調整を行う。

- 広域避難を行う際には、広域的に整合性のとれた避難対応をとる必要があるため、平時から国、都県、区市町村等の連携体制の整備を図る。
- 平時から、避難者の安全かつ効率的な避難が可能となるような方策について、例えば交通事業者と事前に移送手段に係る協定の締結を進める、関係自治体の担当者による意見交換の場を設けるなど、関係自治体又は関係機関と連携を図りながら検討を進めていく。  
また、区市町村における避難方針策定に向けた技術的助言などの支援を行う。
- 広域での相互応援協定等自治体間の応援協定の改訂・締結を推進し、広域避難を安全かつ円滑に実施するための仕組み作りを支援する。また、区市町村が策定する避難方針等を踏まえた訓練を実施する。

《都福祉保健局》

- 区市町村における要配慮者対策の強化を支援する。

《区市町村》

- 大規模水害が住民生活に与える影響をホームページ、ハザードマップ、SNS等を活用し、住民にわかりやすく周知することで、自主避難を含む事前避難の重要性の普及啓発に努める。
- 区市町村は住民に対し、居住地勢等の周知・啓発により、避難行動への意識づけに努める。
- 広域避難に係る避難指示等の発令タイミングについては、本章第2節にて区市町村で作成することとしている避難指示等の判断基準等も踏まえ、安全に広域避難を行うための基準等について、国や都と連携して検討・整備する。あわせて自区域の避難対象者や避難対象地域の設定を行うなど、避難方針の策定を推進する。
- 区市町村間において、事前に避難所の確保・指定、運営方法等に関する役割分担を定めた協定を締結するなどし、広域避難の実施に向けた仕組み作りを進める。
- 広域的な避難を行うためには、避難行動に支援が必要な者の事前の把握及び優先的な避難の実施が必要であることから、災害対策基本法の改正により区市町村長に作成が義務付けられた「避難行動要支援者名簿」を活用するなどし、要配慮者の避難対策を強化する。

### 3 大規模水害時に使用可能な避難所の確保

機 関 名	内 容
都 総 務 局	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 都内区市町村間の避難者の受入先確保に向けた調整</li> <li>○ 近隣県との広域避難者受入れに向けた調整</li> </ul>
区 市 町 村	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 大規模水害に備え、低地等の危険な場所の把握</li> <li>○ 大規模水害時に使用可能な避難所の確保</li> <li>○ 大規模水害時に被害を受けない備蓄方法の検討</li> </ul>

《都総務局》

- 都内の自治体の区域を越える広域的な避難を円滑に実施するため、都が事前に

区市町村間の避難者の受入れ先の調整を進めていく。

- 大規模水害の発生のおそれがある場合は、都内の避難所のほか、地理的要因から他県に近接する地域では都外への避難を行う必要も生じる可能性があることから、他県との間で広域避難実施時に円滑な協力が得られるよう、避難者の受入先等について調整を図る。

《区市町村》

- 区市町村は、避難所を指定する際に併せて広域一時滞在の用にも供することについても定めるなど、他の区市町村からの被災住民を受け入れることができる施設等をあらかじめ決定しておくよう努める。
- 住民の安全な避難誘導を実施するため、河川管理者が公表する浸水想定区域図又は浸水予想区域図を参考に、低地帯又は堤防近接地域など、水害の危険性が高い場所の把握を進める。
- 避難所について、既存の指定箇所の使用可能性や自区市町村域内の避難者収容人員数の把握などを進め、必要に応じて新たに避難所を確保する。あわせて関係自治体等との連携を図りながら、自区市町村域外での避難受入先の情報について住民への周知・啓発に努める。
- 河川管理者が公表する浸水想定区域図又は浸水予想区域図を参考に、浸水危険性のある備蓄場所の把握を進め、必要に応じて想定される浸水深より高い場所に移動するなどの措置を講じる。

4 避難誘導

機 関 名	内 容
都 本 部	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 広域避難の実施における総合的な調整</li> <li>○ 近隣県に対して避難者の受入れの照会・調整</li> <li>○ 交通事業者に対する避難手段の提供に関する協力要請</li> </ul>
都 福 祉 保 健 局	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 区市町村に対する避難者の受入れの照会・調整</li> <li>○ 避難者の避難方法を決定、避難手段の確保</li> <li>○ 区市町村による要配慮者の避難に対する協力</li> </ul>
警 視 庁	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 区市町村による住民の避難誘導に対する協力</li> </ul>
東 京 消 防 庁	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 災害状況及び消防力の余力に応じて高齢者等避難、避難指示の伝達</li> </ul>
都 交 通 局 交 通 事 業 者	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 広域避難に対する協力</li> </ul>
区 市 町 村	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 都本部若しくは他区市町村へ広域避難要請</li> <li>○ 高齢者等避難、避難指示等の発令</li> <li>○ 段階的に避難させる住民の抽出、呼び掛け</li> <li>○ 警視庁の協力を得て、住民を他地域へ避難誘導</li> <li>○ 必要に応じて、屋内での待避等の安全確保措置の指示</li> </ul>

《都本部》

- 大規模な水害の発生が予想される区市町村から広域避難の要請があり、都県境を越える広域避難の必要があると考えられる場合は、都本部から近隣県に対して、避難者の受入れを照会・調整する。
- 区市町村へ気象情報等の情報提供を行うとともに、避難指示等に関し、区市町村の求めに応じて、技術的に可能な範囲で助言を実施する。
- 都交通局及び交通事業者に対して、避難手段の提供に関する協力要請を行う。

《都福祉保健局》

- 区市町村から都本部を通じて広域避難の要請があった場合は、都内のその他区市町村に対して、避難者の受入れに係る照会・調整を行い、警視庁等関係機関と調整の上、避難者の受入先を決定する。
- 受入先の決定後、受入先の区市町村長に対して避難者の受入体制の整備を依頼する。
- 避難者の避難方法については、当該区市町村と協議の上、被災の予想される時間又は地域を考慮して決定する。  
なお、都交通局及び交通事業者への避難先及び期日の連絡については、都本部を通じて行う。
- 避難者の受入先及び避難方法について、要請元の区市町村へ伝達するとともに、都本部へ報告を行う。

《警視庁》

- 区市町村が主体となって行う避難誘導について、当該区市町村からの協力要請に基づき、住民の避難誘導の支援を行う。交通渋滞が発生するおそれがあるなどの場合は、必要に応じて交通誘導・整理等を実施する。

《東京消防庁》

- 高齢者等避難、避難指示が発令された場合には、災害の規模、道路橋梁の状況及び消防部隊の運用等を勘案し、避難に関する必要な情報を区市町村、関係機関に通報する。
- 高齢者等避難、避難指示が発令された場合は、災害状況及び消防力の余力に応じ、広報車等の活用により避難指示等を伝達し、関係機関と協力して住民等が安全で速やかな避難ができるよう、必要な措置をとる。

《都交通局》《交通事業者》

- 都本部から協力要請を受けた都交通局及び交通事業者は、避難手段の提供について協力する。

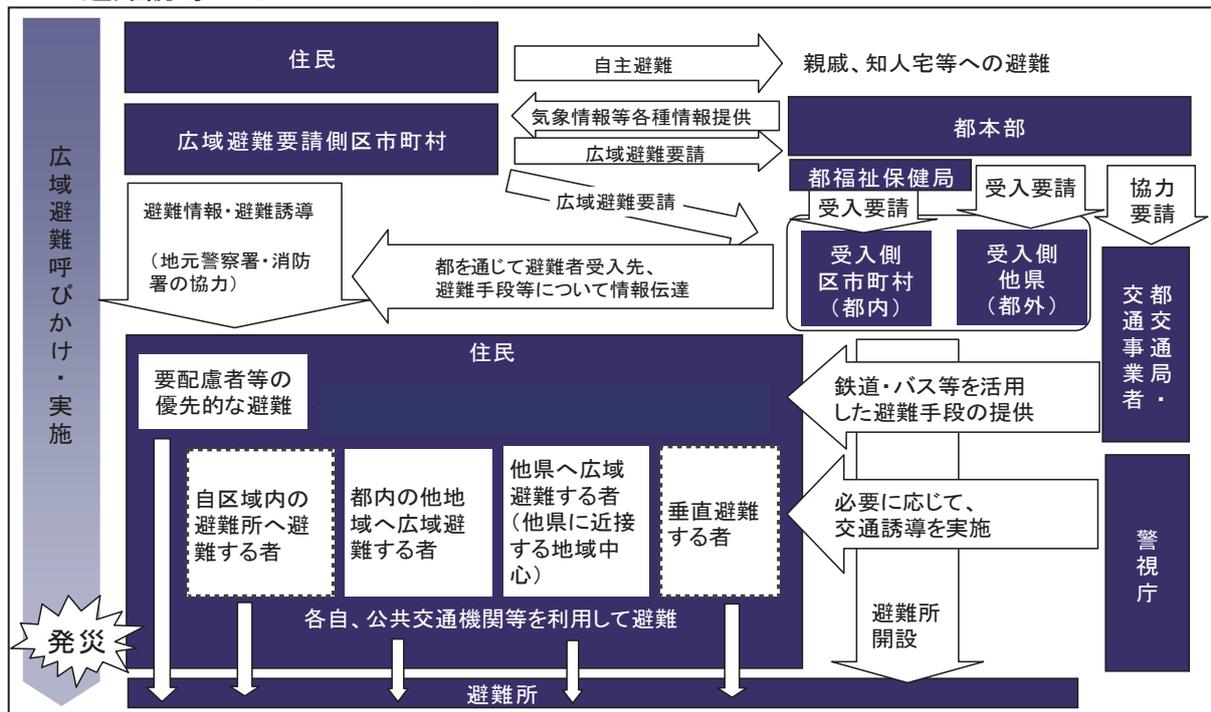
《区市町村》

- 区市町村長は、大規模水害などの災害が発生するおそれがあり、当該区市町村の区域内で住民を避難させることが困難なときは、都本部に対して、他の区市町村の区域への避難の要請（広域避難要請）を行う。  
なお、区市町村長が直接、広域避難について相互応援協定等の締結先区市町村や他の区市町村に要請等をした場合、その旨を都本部へ報告する。
- 避難者の受入先及び避難手段が確定した後、区市町村長は必要に応じて、当該

区市町村の区域内的の警察署に避難誘導の協力要請を行った後、住民へ避難に関する情報の発信を行う。

- 区市町村長は、災害発生までのリードタイムを考慮して、高齢者等避難、避難指示等の発令を行う。
- 避難の実施方法としては以下のとおり。
  - ・ 要配慮者や低地等に居住する住民については優先的に避難させる。
  - ・ 水害時に使用可能な自区域内的の避難所へ避難させる。
  - ・ 水害時に使用可能な都内の他区市町村の避難所へ避難させる。
  - ・ 他県に近接する地域等では、受入れの調整が完了した他県の避難所へ避難させる。
  - ・ 必要に応じ、近隣の高い建物等への移動、建物内の安全な場所での待避など、災害対策基本法第60条第3項に基づく「屋内での待避等の安全確保措置」の指示を行う。
- 交通機関が運行可能な状況では、住民へ避難先を案内の上、原則として鉄道等公共交通機関により各自で避難するよう求める。要配慮者等、自力で区域外への避難が困難な住民の避難については、そのほか適切な手段を検討する。

＜避難誘導・イメージフロー＞



## 5 避難所の開設・運営

機 関 名	内 容
都 本 部	○ 都外の避難所及び福祉避難所開設状況の把握
都 福 祉 保 健 局	○ 都内の避難所及び福祉避難所開設状況の把握 ○ 都内避難所の管理運営に関する支援 ○ その他、本章第4節「避難所の指定、開設・管理運営」において都福祉保健局の役割とされる業務
都 教 育 庁	○ 都立学校に避難所を開設する場合の避難所運営協力
区 市 町 村	(要請側区市町村) ○ 避難所及び福祉避難所の開設に向けた調整等 ○ 避難所運営 ○ その他、本章第4節「避難所の指定、開設・管理運営」において区市町村の役割とされる業務 (受入側区市町村) ○ 避難所の開設・運営への積極的な協力 ○ その他、本章第4節「避難所の指定、開設・管理運営」において区市町村の役割とされる業務

### 《都本部》

- 都外に避難所及び福祉避難所が開設された場合、他県と連携し、都外避難所等の開設状況の把握を行う。

### 《都福祉保健局》

#### (開設状況の把握)

- 区市町村からの東京都災害情報システム（DIS）への入力等による報告に基づき、避難所の開設状況を把握する。
- 区市町村から開設状況を把握する際には、避難所における高齢者や障害者、乳幼児の人数等、その後の支援に資するための情報を把握する。

#### (福祉避難所)

- 区市町村の報告に基づき、福祉避難所の所在地等について把握する。
- 開設済み福祉避難所について、区市町村に対し、定期的に受入可能人数を確認する。
- 都立施設について、状況に応じ、福祉避難所としての役割を果たせるように連絡調整する。
- その他、都福祉保健局は、本章第4節「避難所の指定、開設・管理運営」で都福祉保健局が行う業務として掲げた対策を講じる。

### 《都教育庁》

- 避難所となる都立学校は、「学校危機管理マニュアル」及びあらかじめ定める

避難所の支援に関する運営計画に基づき、区市町村による避難所の開設・管理運営に協力する。

- 都立学校について、区市町村から臨時の避難所開設の依頼があった場合は、当該区市町村と連絡をとり、開設・管理運営に協力する。

《区市町村》

- 要請側区市町村は、避難所の開設に向けた調整等を行う。
- 避難所の運営は原則として要請側区市町村が行い、受入側区市町村は積極的にその開設・運営に協力する。
- その他区市町村は、本章第4節「避難所の指定、開設・管理運営」で区市町村が行う業務として掲げた対策を講じる。



## 第7章 物流・備蓄・輸送対策

- 被災者に対し、生命維持に最低限必要な食料・水・生活必需品等を供給する。
- 輸送車両、輸送拠点等を確保し、災害時の緊急輸送を円滑に行う。  
 (地域防災計画震災編 第2部第11章に準じて対応する。)

### 主な機関の応急活動

機関名	発災 被害の発生				
	事前情報 収集期	情報監視期	情報連絡期	災害即応期	応急対応期
都総務局				<ul style="list-style-type: none"> <li>○広域輸送基地 被害状況確認</li> <li>○物販事業者の 被害状況確認</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○国、他道府県 等との連絡調 整</li> <li>○物販事業者へ 物資調達要請</li> </ul>
都福祉保健局			<ul style="list-style-type: none"> <li>○要員の確保 準備</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○備蓄倉庫被害 状況調査</li> <li>○備蓄物資の払 出し準備 (プッシュ型 支援等)</li> <li>○広域輸送基地 被害状況確認</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○地域内輸送拠 点へ備蓄物資 搬送</li> </ul>
都生活 文化局					<ul style="list-style-type: none"> <li>○生協連へ 物資調達要請</li> </ul>
都産業 労働局					<ul style="list-style-type: none"> <li>○米穀・副食品 等の調達要請</li> </ul>
都中央卸売市場				<ul style="list-style-type: none"> <li>○各市場災害対 策連絡会の設 置</li> <li>○各市場の被害 状況確認</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○生鮮食料品 の調達要請 (在庫品の放出 要請) (他県市場への 応援要請)</li> </ul>

機関名	発災 被害の発生				
	事前情報 収集期	情報監視期	情報連絡期	災害即応期	応急対応期
都港湾局				○港湾施設の状況把握 ○船舶確保数・諸元の把握	○船舶確保の依頼 ○港湾施設の受入態勢の確保・依頼
都水道局				○応急給水	→
区市町村				○備蓄物資の給与 ○応急給水	○物資の調達及び支援要請 →

## 第1節 飲料水の供給

### 1 給水基準

#### (1) 対象

- 災害の発生に伴い水道の供給が不可能となり、又は、井戸等の汚染により現に飲料に適する水を得ることができない者に実施する。

#### (2) 給水量

- 都及び区市町村は、所管の地域についてそれぞれ給水計画を確立し、一体となって被災住民に対し飲料水の供給を行う。
- 給水量は、必要最小限として1日一人3リットルを確保するものとし、状況に応じて増量する。

### 2 都の給水態勢

#### (1) 給水活動

- 給水活動は、都水道局と区市町村がそれぞれの役割分担に従い、協力して実施する。
- 区部においては、都水道局の6支所、21営業所、水道緊急隊等が区と協力して行う。

- 多摩地域の都営水道地域 26 市町においては、都水道局の 4 給水管理事務所水道緊急隊等が各市町と協力して行う。
- 市町長から都知事宛てに応援要請があった場合は、協議及び調整を行い、必要に応じて都各局及び関係機関から人員、資材等を確保して応援を行う。
- 都営水道となっていない市町村については、その市町村の地域防災計画による。
- 状況により必要がある場合は全局的に対応するほか、警視庁、自衛隊等への応援要請も行う。

### 3 被災者への給水

- 被災者への給水は、災害時給水ステーション（給水拠点、車両輸送、避難所等）により行う。
- 水中孤立、交通途絶等の場合で必要があるときは、水上、海上、空中輸送等について、都本部（総務局）を通じ自衛隊へ要請する。

### 4 給水拠点の整備

#### (1) 応急給水槽等の活用

- 浄水場、給水所のほか、応急給水槽についても、風水害により応急給水の必要が生じた場合には、施設の活用を図る。

（別冊資料第 165 「応急給水用資器材及び給水能力一覧表」）

（別冊資料第 166 「災害時給水ステーション（給水拠点）となる施設一覧表」）

#### (2) 給水の確保

- 災害時における安定供給を確保するため、給水所の新設、配水池容量の拡充、送水管ルートのネットワーク化、配水管網の整備等を図る。

## 第2節 食料・生活必需品等の供給

### 1 備蓄・調達体制の整備

- 人命救助が優先される 3 日間は原則として地域内備蓄で対応するものとし、それ以降は、避難者の多様なニーズに応え、物資の供給を円滑に実施するため、物販事業者（小売事業者等）との連携等により、調達体制を整備する。
- 都は、区市町村からの要請があった場合に備えて、物資の放出が迅速にできるよう食料・生活必需品等の備蓄・調達体制を整える。
- その他被災者に対しては、あらかじめ協力依頼している生産者、流通業界等からの調達及び国、他道府県等からの応援で対処する。  
（別冊資料第 167 「食料等の備蓄状況」）  
（別冊資料第 168 「災害時における食料品調達業務に関する協定」）  
（別冊資料第 169 「災害時における支援協力に関する協定」）

- (別冊資料第170「災害時における容器入飲料の調達に関する協定」)  
(別冊資料第171「災害時における物資の調達支援協力に関する協定」)  
(別冊資料第172「災害時における可動式空調機器の調達等に関する協定」)

- 都は、都民、事業者による備蓄を促進するため、平時から飲料水、食料、生活必需品を備蓄するよう、ホームページ等を通じて、都民に対する普及啓発を行う。

機 関 名	内 容
都 総 務 局	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 要請があった場合に備えて、あらかじめ食料、生活必需品の調達体制を構築する。</li> <li>○ 国、他道府県等からの支援体制を整備する。</li> </ul>
都生活文化局 都産業労働局 都中央卸売市場	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 要請があった場合に備えて、あらかじめ食料、生活必需品の調達体制を構築する。</li> </ul>
都福祉保健局	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 広域的な見地から区市町村備蓄物資の補完を行うため、備蓄を推進する。</li> <li>○ 備蓄倉庫は浸水から免れる高台や建物の浸水が及ばない階への設置に努める。 (別冊資料第173「都備蓄倉庫一覧」)</li> </ul>
区 市 町 村	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 被災者の生活の維持のため、あらかじめ必要な食料、水、生活必需品等を備蓄する。</li> <li>○ 備蓄倉庫は浸水から免れる高台や建物の浸水が及ばない階への設置に努める。</li> <li>○ 地域の物販事業者(小売事業者等)等に物資の調達をあらかじめ協力依頼するとともに、区市町村間相互の支援体制を整備する。</li> </ul>

《都総務局》《都福祉保健局》

- 暴風雨災害時での屋根の応急復旧や施設の浸水防止等に必要となる養生シートと土のう袋を備蓄する。

《都総務局》

- 島しょ地域4支庁には、コンテナ等を活用して、養生シートと土のう袋に加え、可搬式蓄電池及び充電器を確保する。
- 避難所での生活環境の改善や、感染症対策に有効な段ボール製などの簡易ベッドやパーテーション等を都としても備蓄する。
- 物資の調達体制を拡充するため、全国規模のネットワークをもつ物販事業者(小売事業者等)等にあらかじめ協力を依頼する。
- 災害時においても円滑な物資調達が行えるよう、物販事業者と連携した訓練

等を実施する。

- 国、他道府県等への応援要請の手続きや受入調整方法について整備する。

《都福祉保健局》

- 区市町村と連携して、分散備蓄等により発災後3日分の物資の確保に努める。
- 食生活の多様化や高齢者等に配慮した食料の供給を図るため、クラッカー、アルファ化米、即席めんのほか、お粥など要配慮者に対しても配慮した食品を確保する。
- 区市町村が被災により物資調達不能となった場合に、当該市町村に対し、要請を待たずに迅速な支援（プッシュ型支援）ができるよう、あらかじめ必要な品目を備蓄するなど支援体制を整備する。
- 被災乳幼児（2歳未満）用として必要な調製粉乳・乳児用液体ミルクについて、災害発生後の最初の3日分は区市町村で対応し、都は広域的見地から区市町村を補完するため、以後の4日分を備蓄する。
- 民間事業者と締結した「災害時における物資の調達支援協力に関する協定」に基づき、災害発生時には、乳児用液体ミルクを緊急に調達し提供する。
- 子育て世代の方などが乳児用液体ミルクに関して正しく理解し、適切に使用できるよう、普及啓発を進めていく。
- 都における調製粉乳及びほ乳びんの備蓄方法については、ランニングストック方式を採用している。  
(別冊資料第174「調製粉乳等備蓄等一覧」)
- 調製粉乳等の都の備蓄必要数（令和2年4月1日時点）

品 目	必 要 数
調 製 粉 乳 ・ 乳 児 用 液 体 ミ ル ク	89,1890分
ほ 乳 び ん	10,000 本

《区市町村》

- 避難所又はその近傍に備蓄施設を確保し、食料、飲料水、常備薬、マスク、消毒液、炊き出し用具、毛布等避難生活に必要な物資等の備蓄に努める。
- 区市町村は都と連携して、分散備蓄等により発災後3日分の物資の確保に努める。
- 被災地で求められる物資は、時間の経過とともに変化することを踏まえるとともに、要配慮者や女性・子供など様々な避難者のニーズに対応した物資の確保に留意する。
- 物資の確保に当たっては、夏季には扇風機等、冬季には暖房器具、燃料等も含めるなど被災地の実情を考慮する。特に山間部や島しょ部など孤立が予想される地域では、円滑に備蓄を放出する体制確保に努めるなど、住民や事業者等と連携した備蓄体制を構築する。
- 被災者の中でも、交通及びライフラインの途絶により孤立状態にある被災者

に対しては、孤立状態の解消に努めるとともに、食料、飲料水、生活必需品等の円滑な供給に十分配慮する。

- 調製粉乳の備蓄について、区市町村は災害発生後の最初の3日分を備蓄する。

## 2 食料・生活必需品等の確保体制の構築

- 都は、発災時において、物資の調達、保管、搬送など物資対策全般を一体的に運用するため、都災害対策本部の下に物資・輸送調整チームを設置する。
- 物資・輸送調整チームは、都庁各局（総務局、生活文化局、福祉保健局、産業労働局、中央卸売市場等）、関係団体、事業者などで構成し、円滑なオペレーションを図る。

機 関 名	内 容
都 本 部	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 国、他道府県等との連絡調整</li> <li>○ あらかじめ協力依頼している物販事業者（小売事業者等）に物資の調達を要請</li> <li>○ 広域輸送基地の開設</li> <li>○ 広域輸送基地での支援物資受入れ・荷さばき等</li> </ul>
都 生 活 文 化 局	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 東京都生活協同組合連合会に物資の調達を要請</li> </ul>
都 福 祉 保 健 局	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 都備蓄物資を区市町村へ放出する。</li> <li>○ 広域輸送基地の開設</li> <li>○ 広域輸送基地での受入れ・荷さばき等</li> <li>○ 状況により、関係局等に調達を依頼し、直ちに所要量を確保するとともに、都本部を通じて他府県へ応援を要請</li> </ul>
都 産 業 労 働 局	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 米穀、副食品及び調味料を調達</li> </ul>
都 中 央 卸 売 市 場	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 生鮮食料品を調達</li> </ul>
区 市 町 村	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 備蓄物資を被災者へ給（貸）与</li> <li>○ 必要な物資の調達計画を策定</li> <li>○ 状況により、物資の調達を都福祉保健局に要請</li> <li>○ 現地調達が適当な場合は、現地調達する。</li> </ul>
関 東 経 済 産 業 局	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 都の要請により、所管に係る生活必需品、災害復旧資材等の防災関係物資の適正な価格による円滑な供給、あっせん又はその準備措置を講じる。</li> </ul>
農 林 水 産 省 政 策 統 括 官 付 貿 易 業 務 課	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 都からの米穀の放出要請に対応する。</li> </ul>
関 東 農 政 局	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 都からの生鮮食料品の出荷要請に対応する。</li> </ul>

《都本部》

ア 国（現地対策本部）との連絡調整

- 国が「首都直下地震における具体的な応急対策活動に関する計画」に基づくプッシュ型支援を実施する場合、その必要量等を現地対策本部と調整する。
- 区市町村からの具体的な要請に基づき、国に要請する場合は、現地対策本部に、調達を必要とする理由、必要な品目及び数量等必要事項を示し、物資調達を要請する。
- 受入場所や受入日時等について現地対策本部と調整する。
- 受入場所（広域輸送基地）からの輸送について関係局と調整する。

イ 地方公共団体との相互応援協定

- 都は、必要に応じて、全国都道府県における災害時の広域応援に関する協定、九都県市災害時相互応援に関する協定、震災時等の相互応援に関する協定等の相互応援協定に基づき、他の地方公共団体等に物資調達を要請する。
- 要請に当たっては、受入場所までの経路、輸送手段、受領日時等について相手方と調整する。
- 受入場所（広域輸送基地）からの輸送について関係局と調整する。
- 上記のほか、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合は、備蓄物資又は資材の供給に関し、他道府県等と相互に協力するよう努める。

ウ その他

- 区市町村の被災状況を鑑みて緊急を要し、区市町村からの要請又は要求を待たずとも認められるときは、要請又は要求を待たずに、必要な物資の供給など必要な措置（プッシュ型支援）を講じる。
- 都福祉保健局から食料、生活必需品等の応急生活物資についての調達の依頼があった場合は、物販事業者（小売事業者等）に物資の調達を要請する。

《都生活文化局》

- 食料、生活必需品等の応急生活物資についての調達の依頼があった場合は、直ちに東京都生活協同組合連合会に調達を要請する。

《都福祉保健局》

- 食塩については、公益財団法人塩事業センターに調達を要請する。
- 調製粉乳の調達依頼があった場合は、都福祉保健局保有の備蓄調製粉乳を放出する。
- 避難者の多様なニーズに対応できるよう、備蓄・調達品目、数量等について検証する。

《都産業労働局》

- 区市町村からの要請に基づき、都は農林水産省政策統括官付貿易業務課と協議を行い、米穀販売事業者の在庫状況により精米を調達して提供する。
- 米穀販売事業者の在庫で不足する場合は、農林水産省政策統括官付貿易業務課と協議し、他県からの応援を求めるほか、政府保有の玄米を米穀販売事業者等に委託して精米し、調達する。
- 都は、米飯給食に必要な漬物、つくだ煮等の副食品や調味料を調達する。

- 不足が生じる場合は業界等を通じて、他道府県からの応援により対処する。  
(別冊資料第175「副食品の調達先(予定)一覧表」)  
(別冊資料第176「食塩調達経路図」)

《都中央卸売市場》

- 米飯給食に必要な生鮮食料品は、中央卸売市場の卸売業者等からの調達及び他府県からの応援により対処する。

《区市町村》

- 備蓄食料(クラッカー等)として区市町村に事前に配置してあるものは、都福祉保健局長の承認を得て被災者に配分する。ただし、緊急を要する場合は事後に報告する。
- 災害時において当該町村が実施する被災者に対する食品の給与のための調達(備蓄を含む。)計画を策定しておく。
- 調達計画は、時間の経過とともに変化することを踏まえるとともに、要配慮者、女性・子供など様々な避難者のニーズに対応した物資の確保に留意するとともに、食品の多様化、高齢者等に配慮した主食及び副食の調達数量、調達先その他調達に必要な事項について定める。
- 被災の状況により、現地調達が適当と認められる場合については、当該町村が現地調達する。
- 被災者に食品等の給与を実施する場合、給食の順位、給食の範囲、献立、炊出方法等について定めるとともに、炊き出しに必要な人員、調理器具、熱源等を確保する。
- 被災者に対する炊き出しその他による食品等の給与の実施が困難な場合は、都に応援を要請する。

《関東経済産業局》

- 所管に係る緊急に必要な生活必需品であって、都内で調達できないものの調達先に関する資料を整備する。
- 所管の生活必需品の緊急輸送に係る防災関係機関との連携協力体制を確立する。

《農林水産省政策統括官付貿易業務課》

- 都から米穀の放出要請を受けた場合は、「米穀の買入れ・販売等に関する基本要領」に定める災害救助法または国民保護法が発動された場合の特例により処理する。  
(別冊資料第177「米穀の調達先一覧表」)  
(別冊資料第178「米穀販売事業者等名簿一覧表」)

### 3 食料・生活必需品等の供給・貸与

- 被災者に対する食料の供給は、区市町村が開設する避難所等において、災害救助法に定める基準に従って行う。
- 炊き出し等の体制が整うまでの間は、都及び区市町村の備蓄又は調達する食料等を支給する。

- 被災地の中でも、交通及びライフラインの途絶により孤立状態にある被災者に対しては、孤立状態の解消に努めるとともに、生活必需品等の円滑な供給に十分配慮する。
- 被災者に対する炊き出しその他による食品給与の配布基準は、原則として、災害救助法施行細則に定めるところによる。

機 関 名	内 容
都 本 部	○ 他道府県及び被災地外区市町村に対し、人的・物的支援への協力を要請する。
都福祉保健局	○ 都備蓄物資を区市町村へ放出
区 市 町 村	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 被災者への食品給与は、住居制約者、在宅避難者等を対象に実施する。</li> <li>○ 生活必需品等の給(貸)与は、すべて世帯単位で行われ、おおむね10日間とする。</li> <li>○ 被災した区市町村において、被災者に対する炊き出しその他による食品等の給与を実施する。</li> <li>○ 被災者に食料、生活必需品等の給与を実施する場合、配分方法について定める。</li> </ul>

《都本部》

- 都福祉保健局より応援依頼があった場合は、被災地以外の隣接区市町村の避難所に避難した被災者に対しても、当該道府県及び区市町村長において救援に協力するよう要請する。

《都福祉保健局》

- 主として避難所生活者を対象に食料及び生活必需品を放出する。
- 被災地以外の隣接区市町村の避難所に避難した被災者に対しても、当該区市町村長において救援に協力するよう連絡する。

《区市町村》

- 食料・生活必需品等の配分方法については、給食の順位、給食の範囲、献立、炊出方法等を定める。
- 被災者に対する炊き出しその他による食品等の給与の実施が困難な場合は、炊き出し等について都に要請する。

4 生活物資等の流通確保・消費者への正確な情報提供

機 関 名	内 容
都中央卸売市場	○ 生鮮食料品価格の安定を図る。
都生活文化局	○ 物資流通に係る情報を提供する。
関東農政局	○ 応急用食料・物資調達に係る情報を提供。

機 関 名	内 容
関東経済産業局	○ メーカー等の製造部門や卸・小売業等の流通部門に対し、出荷を要請

《都中央卸売市場》

- 流通量の確保を図るため、卸売業者等に対して、在庫品の放出を要請するとともに、卸売業者を通じて産地・出荷者に対し出荷要請を行う。
- 市場取引秩序を維持し、生鮮食料品価格の安定を図るため、場内関係業者と協議調整の上、販売方法の変更、買出人に対する規制等必要な措置を行う。

《都生活文化局》

- 消費者の不安を解消し、冷静な行動を促すため、主要な生活関連物資の生産及び流通等に関する情報を把握し、適切に情報提供を行う。

《関東農政局》

- 都から応急用食料・物資調達に関して要請を受けた場合は、速やかに農林水産本省と情報共有を図り、必要な措置を講ずる。

《関東経済産業局》

- 生活必需品等の流通確保のため、メーカー等の製造部門や卸・小売業等の流通部門に対し、出荷要請をする等の協力体制を整備する。

## 5 義援物資の取扱い

- 平成24年7月31日に発表された、中央防災会議防災対策推進検討会議の最終報告では、「個人が被災地に小口・混載の支援物資を送ることは、被災地において内容物の確認、仕分けなどの作業が必要となり、被災地方公共団体の負担になることから、特定個人向けのものであって配送も可能な場合は除き、抑制を図るべきである。」とされている。
- 都福祉保健局・区市町村は、義援物資の取扱いについて、上記の報告内容や生活必需品等の需給状況等を踏まえ、適宜その要否を検討・決定し、受付・問合せ先等を広報するなど迅速に対応していく。

## 6 燃料の供給

- 都は、都内の被災状況及び交通規制の状況等の情報を収集し、あらかじめ協定を締結している石油連盟、東京都石油商業組合に提供する。
- 石油連盟及び東京都石油商業組合は、「大規模災害時における石油燃料の安定供給に関する協定」に基づき、災害対策上特に重要な施設や緊急通行車両等に対し、給油を行う。
- 給油対象施設の担当者は、必要に応じて給油の要請、給油作業への協力を行う。
- 都は停電時の給油対策として、これまでの手動式のポンプに加え、新たに緊急用バッテリー式可搬式ポンプの配備を進めていく。

### 第3節 備蓄・調達物資の輸送

- 都は、発災時において、都災害対策本部の下に物資・輸送調整チームを設置する。物資・輸送調整チームは、発災時において、広域輸送基地を開設し、道路の被災状況などの情報を関係者間で共有しながら、円滑な輸送体制を整備する。

#### 1 物資の輸送

機 関 名	内 容
都 本 部	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 調達した物資、国・他道府県等からの応援物資等を、区市町村の指定する地域内輸送拠点に輸送する。</li> <li>○ 国・他道府県等からの支援物資で、滞留の可能性のある物資について一時保管する。</li> </ul>
都 福 祉 保 健 局	○ 備蓄、調達した物資、他道府県等から陸上輸送による応援物資等を、区市町村が選定する地域内輸送拠点に輸送
都 生 活 文 化 局 都 産 業 労 働 局 都 中 央 卸 売 市 場	○ 調達した物資を、区市町村が選定する地域内輸送拠点まで輸送
区 市 町 村	○ 区市町村の地域内輸送拠点から避難所等へ物資を輸送

(別冊資料第 179「災害時における東京都災害備蓄倉庫での荷役作業等に関する協定書」)

(別冊資料第 180「東京都生活共同組合連合会との協定」)

(別冊資料第 181「災害時等における緊急支援物資の保管及び荷役等に関する協定」)

(別冊資料第 182「災害時における物資の輸送・荷役等に関する協定」)

#### 《都本部》

- 国・他道府県等からの陸上輸送による支援物資等は、多摩広域防災倉庫を活用し、区市町村の指定する地域内輸送拠点に輸送する。
- 国・他道府県等からの支援物資で、滞留の可能性のある物資は、あらかじめ協力依頼している民間倉庫等を活用し、一時保管する。
- 調達した物資を、調達業者等の協力を得て、区市町村の指定する地域内輸送拠点まで輸送し、引き渡す。

#### 《都福祉保健局》

- 区市町村が選定した地域内輸送拠点を把握する。
- 他道府県等からの陸上輸送による支援物資等は、原則としてトラックターミナル等（集積した生活必需品等は保管場所として確保した民間倉庫等）を一時積替基地として活用し、あらかじめ協力を依頼している民間物流事業者等の協力を得て区市町村の指定する地域内輸送拠点に輸送する。
- 調達した物資は、原則としてトラックターミナル等を一時積替基地として活

用し、物流事業者等の協力を得て区市町村の指定する地域内輸送拠点に輸送する。トラックターミナル等に集積した食料、生活必需品等は、保管場所として確保した民間倉庫等に一時保管する。

- トラックターミナル等における物資の仕分、搬出作業は、原則としてあらかじめ協力依頼している物流事業者等が行うものとする。  
(別冊資料第184「災害時における緊急物資の受入れ及び輸送等に関する協定」)  
(別冊資料第185「災害時における施設使用等に関する協定」)

《都生活文化局》《都産業労働局》《都中央卸売市場》

- 調達した物資を、調達業者等の協力を得て、区市町村の選定する地域内輸送拠点まで輸送し、引き渡す。

《区市町村》

- 区市町村が調達(都からの調達分を含む。)する食料、生活必需品等の輸送及び配分の方法について定める。
- 地域内輸送拠点を選定し、都福祉保健局に報告する。
- 地域内輸送拠点で受け入れた物資を避難所等へ輸送する。

【輸送拠点】

広域輸送基地	他道府県等からの緊急物資等の受入れ、一時保管、地域内輸送拠点等への積替・配送等の拠点。トラックターミナル、ふ頭、空港など
地域内輸送拠点	区市町村の地域における緊急物資等の受入れ、配分、被災地への輸送等への拠点

(別冊資料第186「東京都災害備蓄倉庫の即応態勢の強化に関する協定」)

(別冊資料第187「輸送拠点一覧」)

**2 孤立した被災者への輸送体制**

- 土砂災害や大雪など、風水害による交通途絶等のために孤立した被災者に対しては、必要に応じて船舶等による水上、海上輸送、ヘリ等による空中輸送を実施する。
- 都本部(総務局)は、必要に応じて現地災害対策本部派遣員等の連絡員(リエゾン)を派遣するなど区市町村と連携して孤立した被災者の状況及び要望を把握し、警視庁、東京消防庁及び自衛隊と調整の上、輸送体制を整える。

**3 島しょ地域への輸送体制**

- 島しょ地域へ救援物資、建設重機など、応急対策に必要な物資を輸送する場合は、その地理的特性から、陸上輸送(本土)、海上輸送、陸上輸送(島)という流れになり、さらに、海上輸送に伴う荷役が発生することから、複数の事業者が関与する必要がある。

一方、災害時においては、迅速性や融通性がより一層求められることから、関

係する事業者と横断的に調整を図り、迅速に物流・輸送体制を構築する必要がある。

- そのため、既存の協定等に基づく輸送体制をより一層強化するため、臨時便の増発や船舶のチャーター、航空機等による輸送手段の確保などを検討し、輸送体制の迅速化及び複線化を図っていく。

## 第4節 輸送車両等の確保

### 1 車両の確保

機 関 名	内 容
都 財 務 局	○ 物資等の輸送に必要な車両を調達
都 交 通 局 都 水 道 局 都 下 水 道 局 警 視 庁 東 京 消 防 庁	○ 独自に調達計画を立てる。
関 東 運 輸 局	○ 都財務局の要請に基づき、車両の調達あっせんを行う。
区 市 町 村	○ 独自に調達計画を立てる。所要車両が調達不能になった場合は、都財務局へ調達あっせんを要請

#### 《都財務局》

- 都各局は、原則として保有する車両を第一次的に使用し、不足が生じる場合は都財務局が集中的に調達する。  
  - なお、車両の調達に当たっては、原則として運転手を含め、運行できる体制とする。
  - ・ 乗用車  
 都各局の不足分は、都財務局所管車両を使用し、必要に応じレンタカー会社、タクシー会社等から調達する。
  - ・ 貨物自動車  
 都トラック協会、都庁輸送組合、日本通運等から優先調達する。
  - ・ 乗合自動車  
 東京バス協会等協定締結先から優先調達する。
  - ・ 四輪駆動車  
 レンタカー会社から調達する。
- 他道府県及び関係防災機関から車両の供与があったときは、集中受付を行い、各局及び区市町村の要請を踏まえ、マッチングを行う。
- さらに、車両調達数に不足を生ずる場合は、関東運輸局のあっせんにより、

所要数を調達するよう努め、必要に応じ関東運輸局長と協議の上、従事命令又は輸送命令を発し、緊急輸送に必要な車両を確保する。

- 災害復旧計画に必要な車両についても、都各局の要請を踏まえ、所要車両を調達し、輸送力を確保する。  
(別冊資料第188「貨物自動車・乗合自動車供給機関」)

## 2 船舶の確保

機 関 名	内 容
都 本 部	○ 船舶必要数を調整し、都港湾局へ調達を指示する。 ○ 都港湾局が調達した船舶等を都各局に配分する。
都 各 局	○ 都総務局へ、物資の輸送及び人員の搬送等のため、必要船舶を請求する。
都 港 湾 局	○ 船舶を調達し、都本部の指示に基づき、要請局へ回答する。 ○ 使用可能な船舶を都本部に報告
関 東 運 輸 局	○ 都港湾局の要請により、船舶を調達あつせんする。
関東地方整備局	○ 港湾関係者と連携し、緊急輸送に必要な船舶を確保されるよう努める。

### (1) 調達

#### 《都本部》

- 各局の用途別必要船舶数を把握して都港湾局に通知し、調達を指示する。

#### 《都各局》

- 都各局は、保有の船舶を使用するほか、船舶の必要が生じる場合には、都本部に対し、船の用途、総トン数、隻数、船舶使用責任者の氏名、使用開始希望場所、日時等を明示の上、必要船舶を請求する。

#### 《都港湾局》

- 都港湾局は、東海汽船や協定締結団体から必要な船舶を調達し、調達した船舶名、運行事業者、使用開始場所等を都本部に報告する。

#### 《関東運輸局》

- 都本部の指示に基づいた都港湾局の要請により、船舶の調達あつせんを行う。

#### 《関東地方整備局》

- 港湾関係者と連携し、緊急輸送に必要な船舶が確保されるよう努める。  
(別冊資料第189「都各局舟艇保有状況」)  
(別冊資料第190「調達あつせん対象船舶一覧表」)

### (2) 配分

#### 《都本部》

- 都港湾局が調達した船舶及び他道府県及び関係防災機関から都に供与され

た船舶について、都各局に配分する。

《都港湾局》

- 都本部の指示に基づき、船舶を各局へ配分し、調達した船舶名、運行事業者、使用開始場所等を要請局に回答する。

(3) 荷役の確保

《都港湾局》

- 都港湾局は、支援物資受入れのため必要な荷役態勢の確保を、関係団体に依頼する。
- 依頼を受けた関係団体は、災害発生時より、ふ頭の状況を把握し、その情報を都港湾局に提供するとともに、都港湾局が指定する受入場所において、荷役に必要な態勢を整える。
- 都港湾局は、荷役に必要な態勢を確保するために必要な港湾荷役災害対策拠点の設置・運営について、関係団体に協力する。

3 ヘリコプター等の確保

機 関 名	内 容
都 各 局	○ 都本部へ必要数を請求
都 本 部	○ ヘリコプター必要数を調整し、都港湾局へ調達を指示
都 港 湾 局	○ 都福祉保健局以外の各局分のヘリコプター等を調達・配分し、要請局へ回答
都 福 祉 保 健 局	○ 傷病者、医療従事者、医薬品、医療資器材、食料品、飲料水等の搬送、その他人員物資等の搬送業務に必要なヘリコプターの調達

(1) 調達

《都港湾局》

- 都福祉保健局以外の各局が必要とするヘリコプター等について、都本部の指令を受け、調布空港協議会及び東京ヘリポート協議会との協定に基づき、調達する。
- 調達したヘリコプター等の数を都本部に報告する。

《都福祉保健局》

- 傷病者、医療従事者、医薬品、医療資器材、食料品、飲料水等の搬送、その他人員物資等の搬送業務に必要なヘリコプター等は、日本救急医療財団との協定に基づき、同財団が別途協定を締結した航空会社から調達する。

(2) 配分及び離着陸

- 都本部は、都福祉保健局以外の各局の用途別必要数を都港湾局に通知するとともに、都港湾局に対し、都各局への配分を指示する。
- 都港湾局は、自ら調達したヘリコプター等を、都本部の指示に基づき都各局に対して適宜配分し、機体番号、機種、運航事業者、使用開始場所等を要請局

に回答する。

- 都各局から依頼を受けた航空会社が、東京ヘリポート又は東京都調布飛行場を使用するときは、各管理事務所と調整の上、空港使用届を提出する。

なお、航空会社が東京航空局により航空保安業務の提供が行われている空港を使用する場合については、当該空港に所在する東京航空局（東京空港事務所又は大島空港出張所）と調整を実施する。

（別冊資料第191「ヘリコプター等による緊急輸送業務実施の流れ」）

#### 4 緊急通行車両等の確認

- 災害対策基本法に基づく交通規制が実施された場合、一般車両の通行が禁止又は制限され、災害対策基本法施行令第33条に基づく緊急通行車両及び規制除外車両（以下「緊急通行車両等」という。）を優先して通行させる。
- 緊急通行車両等であることの確認は、都道府県知事及び使用の本拠地を管轄する公安委員会が行い、標章及び証明書を交付する。ただし、やむを得ない場合は、他道府県の知事及び公安委員会で行うことができる。

##### （1） 緊急通行車両等の種類

###### ア 緊急通行車両

次の災害応急対策に従事する者又は同対策に必要とされる物資の緊急輸送を行う車両

- （ア） 警報の発令及び伝達並びに避難指示等に使用されるもの
- （イ） 消防、水防その他応急措置に使用されるもの
- （ウ） 被災者の救難、救助その他の保護に使用されるもの
- （エ） 災害を受けた児童及び生徒の応急の教育に使用されるもの
- （オ） 施設及び設備の応急復旧に使用されるもの
- （カ） 清掃、防疫その他の生活環境の保全及び公衆衛生に使用されるもの
- （キ） 犯罪の予防、交通の規制その他災害地における社会秩序の維持に使用されるもの
- （ク） 緊急輸送の確保に使用されるもの
- （ケ） その他災害発生の防御又は拡大の防止のための措置に使用されるもの

###### イ 規制除外車両

民間事業者等による社会経済活動のうち大規模災害発生時に優先すべきものに使用される、公安委員会の確認を受けた車両

- ※ 緊急通行車両等の対象となる車両の詳細については、次の資料を参照のこと。

（別冊資料第192「緊急通行車両等の確認事務処理要領」）

（別冊資料第193「緊急通行車両等の確認事務等の実施要領」）

##### （2） 確認機関

###### ア 知事

###### （ア） 都財務局長

都所有の車両、雇上車両及び業務の委託ならびに協定等に伴い必要となる車両（以下、「関係車両」という。）のうち（イ）に規定するもの以外の確認は、

財務局長が行う。

(イ) 都交通局長、都水道局長、都下水道局長及び東京消防庁消防総監  
所管関係車両の確認を行う。

イ 都公安委員会（警視庁）

アを除いた車両について、確認を行う。

(3) 確認手続等

ア 事前届出

被災時に緊急通行車両等として使用することが決定している車両については、事前届出を行うことができる。

確認機関による審査の結果、緊急通行車両等に該当すると認められるものについては、「緊急通行車両等事前届出済証」又は「規制除外車両事前届出済証」（以下「届出済証」という。）を届出者に交付する。

イ 緊急通行車両等の確認

(ア) 届出済証の交付を受けている車両の確認手続

届出済証の提出により「緊急通行車両等確認申請書」（以下「確認申請書」という。）を作成させるが審査は省略し、緊急通行車両等の標章及び緊急通行車両確認証明書（以下「標章等」という。）を交付する。

(イ) 届出済証の交付を受けていない緊急通行車両等の確認手続

確認申請書を作成させるとともに、疎明資料（契約書、協定書、伝票等）により緊急通行車両等に該当するか否かの審査を行い、審査結果に基づき標章等を交付する。

(4) 広域応援の車両

○ 緊急通行車両等事前届出済証を所持しているライフライン復旧などの広域応援車両については、その所管する道府県公安委員会から標章等の交付を受ける。ただし、やむを得ない場合は、届出済証の提示により都公安委員会で標章等の交付を受けることができる。



## 第8章 ごみ処理・トイレの確保及びし尿処理・ 障害物の除去・災害廃棄物処理

- 災害時のごみ、障害物の処理を迅速に行うとともに、トイレの確保及びし尿の収集・運搬を行い、都民の生活環境の保持を図る。

### 主な機関の応急活動

機関名	発災 被害の発生				
	事前情報 収集期	情報監視期	情報連絡期	災害即応期	応急対応期
都下水道局					○し尿の受入れ →
区市町村					○災害用トイレ の設置 → ○し尿の収集・運 搬 → ○ごみの収集・運 搬・処理 → ○災害廃棄物処 理 →

### 第1節 ごみ処理

#### 1 対策内容と役割分担

- 大量に発生するごみの処理は、区市町村を実施主体として、区市町村の被災状況や要請を踏まえ、必要に応じて都が収集・運搬機材等の確保を支援するなど、広域処理体制を確保し、迅速な処理体制を整備・実施する。
- 被災地の衛生環境の確保を図る。

機 関 名	内 容
都 環 境 局	○ 区市町村を通して、都内全域のごみ処理体制を把握 ○ 区市町村の応援要請に迅速に対応するため、都内のごみ収

機 関 名	内 容
	集・運搬機材等や廃棄物処理施設の現況を把握、機材の確保や処理体制の協力体制を構築 ○ 広域的な支援要請を実施 ○ 災害廃棄物処理に関して、国と国庫補助等の調整
都 総 務 局	○ 都の対策全般を総括 ○ 広域的なごみ処理体制について連携体制の構築を推進 ○ 都本部の下、災害廃棄物処理のほか応急対策全般に関する調整 ○ 環境局と連携し、ごみ処理対策に関して広域的に協議
区 市 町 村	○ ごみ処理に関する窓口 ○ 所管区域内の廃棄物関連施設や運搬車等の現況を把握し、不足が想定されるマンパワーや資機材に対する備えを検証、確保 ○ 所管区域内の被災状況を把握し、ごみの発生推定量を算出、一次集積場所の決定など、ごみ処理計画を速やかに策定

## 2 業務手順

- 区市町村は、各自治体で策定する「災害発生時のごみ処理マニュアル」に沿って可能な限り主体的に対応する。

## 3 詳細な取組内容

### 《都環境局》

- 区市町村から被災状況の報告を受け、区市町村が行うごみの一次集積から運搬、処理施設等で必要となる収集・運搬機材や人員不足等について、区市町村からの要請に基づき、国と連携し、被災地以外の自治体や関係業界団体への応援要請及び調整を行い、迅速に要請に対処する。
- 可燃ごみの処理については、都内の処理施設のみならず、広域的な処理体制の構築により、迅速な処理体制を実現する。
- 都は、災害廃棄物の処理に係る指針に基づき、円滑かつ迅速に災害廃棄物を処理できるよう、区市町村が行う災害廃棄物対策に対する技術的な援助を行うとともに、災害廃棄物処理に関する事務の一部を実施する場合における仮置場の確保や災害時の廃棄物の処理体制、民間事業者等との連携・協力の在り方等について、災害廃棄物処理計画において具体的に示す。

### 《区市町村》

- 区市町村は、都環境局と協力して、処理機能の確保策に関して各区市町村のマニュアルに示すなどの見直しを行うことで、ごみ処理体制の構築を促進する。
- 可能な限り主体的に対応するが、被災が広範囲に及ぶ時などは、都や事務組合等と情報の共有化を密にして対応する。

- 区市町村は、災害廃棄物の処理に係る指針に基づき、円滑かつ迅速に災害廃棄物を処理できるよう、災害廃棄物の仮置場の確保や運用方針、一般廃棄物（避難所のごみや仮設トイレのし尿等）の処理を含めた災害時の廃棄物の処理体制、周辺の地方公共団体との連携・協力のあり方等について、災害廃棄物処理計画において具体的に示す。

## 第2節 トイレの確保及びし尿処理

### 1 トイレの確保及びし尿処理の基本的考え方

- 災害発生当初は、避難者約 50 人当たり 1 基、その後、避難が長期化する場合には約 20 人当たり 1 基の災害用トイレの確保に努める。  
(別冊資料第 194「災害用トイレの分類と備蓄等状況」)
- 仮設トイレだけでなく、携帯トイレや簡易トイレ、組立てトイレ(マンホール用)など、衛星面や感染症対策も踏まえ、多様な災害用トイレを確保する。
- 生活用水(トイレ用水をはじめ被災後の生活維持のために必要な水)の確保や、携帯トイレの備蓄により、既設水洗トイレを継続して利用する。
- 汲み取りの必要な災害用トイレを継続して活用するため、し尿を収集運搬できる車両を確保する。
- 汲み取ったし尿は、収集後、下水道施設(水再生センター及び主要管きょの指定マンホール)などへの投入により処理する。

機 関 名	内 容
都 本 部 ( 都 総 務 局 )	○ 災害用トイレに関する広域的な調整を実施する。
都 環 境 局	○ し尿の収集・運搬に関する広域的な応援の調整を実施する。
都 下 水 道 局	○ 収集されたし尿について、水再生センターや指定マンホールでの受入・処理を行う。
区 市 町 村	○ 災害用トイレの備蓄・確保、し尿の収集・搬入を実施する。

### 2 災害用トイレの備蓄、し尿収集・搬入体制の整備、普及啓発等

#### (1) 災害用トイレの備蓄

- 区市町村は、次のとおり災害用トイレの確保に努める。
  - ア 災害発生当初は、避難者約 50 人当たり 1 基、その後、避難が長期化する場合には約 20 人当たり 1 基の災害用トイレの確保に努める。
  - イ 仮設トイレだけでなく、携帯トイレや簡易トイレ、組立てトイレ(マンホール用)など、衛生面や感染症対策も踏まえ、多様な災害用トイレを確保する。

ウ 強固な構造のトイレや防犯性の高いトイレ等の備蓄により、利用者の利便性を確保する。

エ 要配慮者用トイレ(洋式トイレ等)の備蓄について特に配慮する。

- 事業所及び家庭は、当面の目標として3日分の災害用トイレを備蓄する。
- ライフライン等の支障により避難した住民が、家屋の被害がなく帰宅した場合に、トイレが使用できないことがあるため、家庭やマンション管理者は災害用トイレの備蓄に努める。

#### (2) 生活水の確保

- 区市町村は、各避難所において避難者数に応じた生活水の確保に努める。
- 電力が復旧してもなお水道の復旧には時間を要するため、事業所及び家庭においては、平素から水の汲み置き等により生活水の確保に努める。

#### (3) し尿収集・搬入体制の整備

- 区は、都下水道局と締結した覚書により、水再生センター及び主要管きよの指定マンホールへの搬入体制を整備する。
- 区は、都下水道局と締結した覚書により、下水道用仮設マンホールトイレの設置体制を整備する。
- 多摩地域の市町村は、都下水道局と締結した覚書により水再生センターへの搬入体制を整備する。
- し尿収集車の確保に関して区市町村の対応のみで困難となった場合に備え、都は、関連事業者との協定等の締結を推進する。
- 災害時のし尿の搬入・受入体制の円滑な運用に向け、区及び多摩地域の市町村は、都下水道局と連携して訓練を行う。

#### (4) 普及啓発等

- 区市町村は、仮設トイレ等の設置に当たって、し尿の収集が可能な場所をあらかじめ選定しておくとともに、これを周知する。
- 各機関は、災害用トイレに関する知識の普及啓発に努めるとともに、事業所・家庭において、既設水洗トイレの便器を利用する災害用トイレやトイレ用品の備蓄及び生活水の確保を推進する。
- 普及啓発に当たっては、災害用トイレの設置や利用等の経験が極めて重要であり、各機関は、災害用トイレを利用した各種訓練(設置訓練・利用訓練等)を実施する。

### 3 避難所等における対応

#### (1) 避難所における対応

- 被災後、断水した場合には、学校のプール、防災用井戸等で確保した水を使用し、下水道機能の活用を図る。
- 発災直後は、し尿収集車によるし尿の収集・運搬が困難な状況が予想されることから、区市町村は、可能な限りし尿収集車による収集を要しない災害用トイレを活用し、対応する。その後状況に応じて、区市町村は、し尿収集車による収集が可能な災害用トイレを含めて確保し、対応する。

- 備蓄分が不足した場合には、区市町村は都本部に対して要請し、都本部は広域応援等により必要数を確保する。
- (2) 事業所・家庭等における対応
  - 上水機能に支障が発生している場合には、汲み置き、防災用井戸、河川水等によって水を確保し、可能な限り既設水洗トイレを使用する。
  - 下水機能に支障が発生している場合には、事業所・家庭における備蓄(災害用トイレ)を活用する。

#### 4 し尿の収集・搬入

- 区市町村は、各避難所等の避難人数、災害用トイレ、し尿収集車台数等を把握し、収集体制を整備する。
- 区市町村は、被害状況、収集場所等の情報を基にして、汲み取りを必要とする仮設トイレ等のし尿をし尿収集車(バキュームカー)により収集し、水再生センター及び主要管きよの指定マンホールなどに搬入する。
- 仮設トイレ等を設置する際には、高齢者、障害者、女性、子供等の安全性の確保等に配慮して、多目的トイレの確保や設置場所の選定等を行う。
- 確保できるし尿収集車のみでは対応できない場合に、区市町村は、都に応援を要請する。
- 都は、区市町村からの要請に基づき、被災していない他の自治体や事業者団体などに対して、し尿収集車の確保についての広域的な調整・応援要請を行う。

### 第3節 障害物の除去

#### 1 住居関係障害物の除去

- 住家に流入した土石、竹木等の除去は、災害救助法に基づき、該当する住家を早急に調査の上実施する。

機 関 名	内 容
区 市 町 村	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 災害救助法適用前は、区市町村が除去の必要を認めたものを対象として実施する。</li> <li>○ 災害救助法適用後は、除去対象戸数及び所在を調査し、都に報告するとともに、関係機関と協力して実施する。</li> </ul>

都 本 部	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 災害救助法適用後、区市町村の報告に基づき、土石、竹木等の除去を実施する。</li> <li>○ 第一次的には、区市町村保有の器具、機械を使用する等、区市町村と協力して実施する。</li> <li>○ 資機材、労力等が不足する場合は、隣接区市町村に協力を求めるほか、東京建設業協会等に対し、資機材、労力等の提供を求める。</li> </ul>
-------	---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

## 2 道路関係障害物の除去

機 関 名	内 容
都 建 設 局 都 港 湾 局 各 支 庁	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 都道における障害物の状況を把握し、交通の確保を図るため、速やかに障害物の除去を行う。</li> <li>○ 除去作業は、各道路管理者と密接な連絡をとり、相互に協力する。</li> </ul>
都 下 水 道 局	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 道路上に設置されている雨水排水口等の能力を低下させるおそれのある障害物については、各道路管理者と密接な連絡をとり協力する。</li> </ul>
警 視 庁	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 交通確保の観点から、交通の妨害となっている倒壊樹木、垂れ下がっている電線等の障害物の除去について、各道路管理者及び関係機関に連絡して復旧の促進を図るとともにこれに協力する。</li> </ul>
区 市 町 村	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 道路上の障害物の状況を調査し、速やかに都建設局に報告するとともに、所管する道路上の障害物を除去する。また、各関係機関と相互に密接な連絡をとり協力する。</li> </ul>
関 東 地 方 整 備 局	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 所管道路について、道路上の障害物の状況を調査し、関係機関と協力の上除去する。</li> </ul>

## 3 河川・港湾関係障害物の除去

機 関 名	内 容
都 建 設 局	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 全舟航河川における障害物を除去しゅんせつする。なお、除去物は一時的に船舶航行の障害にならない場所に集積する。</li> <li>○ 清掃船の航行可能河川における浮遊物を除去する。除去物は中央防波堤にある揚陸場又は、その都度定める場所に集積する。</li> </ul>

機 関 名	内 容
都 港 湾 局	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 港湾施設内の清掃作業を委託している東京港埠頭株式会社に船舶航行、港湾荷役等の障害になるものを優先的に除去させる。</li> <li>○ 集積場所は、原木等の木材については最寄りの貯木場に集積し、その他のものは、その都度定める場所に集積する。</li> <li>○ 早急に除去することが困難な場合は、障害物に標識を付して東京海上保安部に連絡し、告示等の周知方法をとる。 (別冊資料第195「清掃船一覧表」)</li> </ul>
第三管区海上保安本部 (東京海上保安部)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 船舶航行の障害となる漂流障害物のうち、所属巡視艇により除去できるものは除去する。除去した漂流障害物は、東京港管理事務所に引き継ぐ。除去できないものについては、応急的な標識又は危険防止措置を講じ、東京港管理事務所に引き継ぐ。</li> </ul>
関 東 地 方 整 備 局	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 河川の機能を確保するため、関係機関と協力し、土砂、流出油等の障害物を除去する。</li> <li>○ 東京湾一般海域に浮遊するごみの回収や関係者との調整により油の回収を実施し、船舶航行の安全性を確保する。</li> </ul>

## 第4節 災害廃棄物処理

### 1 対策内容と役割分担

- 災害廃棄物処理は、区市町村の被災状況を踏まえ、処理体制を確立し、再利用又は適正処理を基本とした迅速な処理を実施する。

機 関 名	内 容
都 環 境 局	<p>(予防対策)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 区市町村を通して、都内全域の災害廃棄物処理体制を把握</li> <li>○ 区市町村の応援要請に迅速に対応するため、都内の収集、運搬機材等及び中間処理施設の現況を把握し、機材の確保及び処理体制の協力体制を構築</li> </ul> <p>(応急対策)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 関係各局及び区市町村から被災状況等に関する情報を収</li> </ul>

第8章 ごみ処理・トイレの確保及びし尿処理・障害物の除去・災害廃棄物処理

第4節 災害廃棄物処理

機 関 名	内 容
	<p>集、把握</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 被災の規模に応じて「東京都災害廃棄物対策本部」を設置</li> <li>○ 区市町村の要請に応じて、支援体制を構築</li> </ul>
<p>都 本 部 ( 都 総 務 局 )</p>	<p>(予防対策)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 都の対策全般を総括</li> </ul> <p>(応急対策)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 都災害対策本部の下、応急対策全般に関する調整とともに、環境局、障害物除去を行う建設局等と連携し、災害廃棄物処理対策に関して協議</li> </ul>
<p>区 市 町 村</p>	<p>(予防対策)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 災害廃棄物処理に関する都との連絡窓口の設置</li> <li>○ 所管区域内の廃棄物関連施設、運搬車等の現況を把握し、不足が想定されるマンパワー及び資機材に対する備えを検証、確保</li> </ul> <p>(応急対策)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 各区市町村の災害廃棄物処理マニュアルに準じて災害廃棄物処理を実施</li> <li>○ 被災状況を都に報告し、必要に応じて応援を要請</li> <li>○ 所管区域内の被災状況を確認し、被災の規模に応じて災害廃棄物の発生推定量を算出、集積場所及び最終処分場を決定し、「災害廃棄物処理実行計画」を策定</li> </ul>

## 第9章 ライフライン施設の応急・復旧対策

- 上下水道、電気、ガス、通信などのライフライン関係機関における活動態勢を確立する。
- ライフライン関係機関が相互に連携を保ちながら応急対策、危険防止のための諸活動を迅速に実施する。

### 主な機関の応急活動

機関名	発災 被害の発生				
	事前情報 収集期	情報監視期	情報連絡期	災害即応期	応急対応期
総務局	○気象情報の収集	→		○施設の状況把握	○全体の状況把握 ○応急復旧までの間の電源・燃料等の確保に係る調整
都水道局	○気象情報の収集	→		○給水本部の設置 ○被害状況把握	○応急復旧作業
都下水道局	○気象情報の収集	→		○施設の状況把握	○応急復旧作業
都支庁				○被害状況把握	○応急復旧工事
市町村				○被害状況把握	○応急復旧工事

機関名	発災 被害の発生				
	事前情報 収集期	情報監視期	情報連絡期	災害即応期	応急対応期
電気・ガス・通信	○情報収集		○警戒体制の構築 ○浸水防止対策	○災害情報把握 ○対策本部の設置	○点検活動実施 ○緊急措置の 検討・実施 ○広報活動実施

## 第1節 水道施設（都水道局）

### 1 活動態勢

#### (1) 活動方針

##### ア 給水対策本部の設置

- 災害の発生により水道施設に甚大な被害が発生した場合など、一定の要件に該当する場合は、局内に局長を本部長とする給水対策本部を設置し、応急対策諸活動を組織的に進める。

（別冊資料第196「給水対策本部組織図」）

##### イ 情報連絡活動

- 復旧活動、応急給水活動等を適時適切に行うため、あらかじめ情報連絡の連絡系統、手段等を定め、正確な情報を迅速に収集・伝達する。
- 被害状況等の情報収集は、水運用専用電話、一般加入電話及び専用回線を利用した震災情報システム等を使用して行う。
- 水運用専用電話、一般加入電話及び震災情報システムが使用できない場合は、通信の疎通状況を勘案して次の通信手段を用い、給水対策本部内における情報連絡を行う。
  - (ア) 水道局業務用無線
  - (イ) 衛星携帯電話
  - (ウ) 東京都防災行政無線

##### ウ 応急対策活動

- 貯水、取水、導水、浄水施設、給水所等の被害調査は、速やかに施設ごとに行う。
- 水道工事現場の点検を行い、被害状況の把握をする。
- 水管橋や添架管に河川の増水や暴風等で被害が発生した場合、二次災害を防止するため、速やかに断水作業を実施する。

- 地滑り等により管路被害が発生した場合、二次災害を防止するため、速やかに断水作業を実施する。
- 首都中枢機関等の重要施設への供給に影響が出た場合、速やかに供給ルート確保を実施する。
- 取水塔、取水堰等の取水施設及び導水施設に亀裂、崩壊等の被害が生じた場合は、必要に応じて取水・導水の停止又は減量を行う。
- 水運用及び配水調整作業は、浄水場から給水所への送水及び主要幹線機能の確保を優先し、各路線の上流側から順次進める。
- 浄水場及び給水所の運転状況や管路復旧作業の進捗にあわせ、再調整を実施する。

#### エ 復旧活動

- 取水・導水施設の被害については最優先で復旧を行い、浄水施設の被害については、速やかに復旧活動を実施する。
- 管路の被害については、配水系統の変更等により断水区域を最小限にした上で、段階的に復旧作業を進める。

#### オ 応急給水活動

- 建物や水道施設の被害状況などを踏まえ、適時・適切に応急給水計画を策定し、区市町との役割分担に基づいた段階的な応急給水を実施する。

#### カ 広報活動

- 都本部と連携しながら、被害、復旧及び応急給水の状況等を適時・適切に広報し、混乱を防止するよう努める。

### (2) 職員の活動態勢

- 職員は、発災時にはその所属する部署において、あらかじめ指定された応急対策に従事することを原則とし、状況に応じて、必要な職員を確保する。
- 夜間、休日等の勤務時間外に災害が発生した場合は、局の災害対策職員住宅に入居している職員、あらかじめ指定された管理職員等の初動要員により初動態勢を構成する。
- 都水道局職員で不足する人員は、都本部を通じて都各局、自衛隊、他の地方公共団体等に応援を求める。

### (3) 復旧活動に従事する民間事業者の確保

復旧活動に従事する民間事業者について、関係団体との協定、工事請負契約における協力条項等により、あらかじめ必要な協力態勢を確保する。

## 2 応急対策

施設	内容
取水施設	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 本流の流量増加の際は、内部規程に基づき、堰<sup>せき</sup>の操作を行う。</li> <li>○ 洪水時の砂れきの流入による堆積の防止を図るとともに、流木の激突による破壊を防止するため、所要の資器材を使用し、必要な応急措置を行う。</li> <li>○ じんかい、流木等の流入による取水低下を防止するため、所要の資器材を使用し、必要な応急措置を行う。</li> </ul>
貯水施設	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 出水時の連絡、通報及び操作は、内部規程に基づき行う。</li> <li>○ 原水の濁度増加に対処するため、凝集剤等を使用し必要な応急措置を行う。</li> </ul>
導水施設	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 災害時は監視を厳重にするとともに、亀裂等が発生した場合、木樋、板棚、支保工等により必要な応急措置を行う。</li> </ul>
浄水施設	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 濁度が上昇した原水に対しては、浄水薬品を適切に使用し、沈殿処理を行う。</li> <li>○ 沈殿池、ろ過池、配水池等に被害を生じたときは、速やかに応急復旧を行う。</li> </ul>
送水施設	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 破損箇所からの出水による二次災害を防止しながら、状況に応じて送水系統の変更等を行い、給水所への送水を確保するよう応急措置を行う。</li> </ul>
配水施設	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 配水本管が被害を受けた場合は、被害の程度に応じて、制水弁操作や系統変更等を実施するなど、極力断水等が生じないよう応急措置を行う。</li> <li>○ 配水小管が被害を受けた場合は、極力断水区間が小さくなるような応急措置を行う。</li> <li>○ 首都中枢機関等の重要施設の供給ルート確保を実施する。</li> </ul>

## 3 復旧対策

### (1) 取水・導水施設の復旧活動

- 取水・導水施設の被害は、浄水機能に大きな支障を及ぼすため、その復旧は、最優先で行う。

### (2) 浄水施設の復旧活動

- 浄水施設の被害のうち、施設の機能に重要な影響を及ぼすものについては、速やかに復旧活動を行う。

### (3) 管路の復旧活動

- 管路の復旧に当たっては、随時、配水系統などの変更等を行いながら、あらかじめ定めた順位をもとに、被害の程度、被害箇所の重要度、浄水場・給水所の運用状況等を考慮して給水拡大のために最も有効な管路から順次行う。

なお、資器材の調達、復旧態勢及び復旧の緊急度等を勘案し、必要に応じて

仮配管、路上配管等の仮復旧を実施する。

- 給水装置の復旧は、第一止水栓上流部について、配水管の復旧及び通水と並行して実施する。

なお、第一止水栓以降メータ上流部においては、多量の漏水等がある場合には、申込みの有無にかかわらず都水道局が修繕する。

- メータ下流部の本復旧（修繕）は、所有者等（給水装置の所有者又は使用者）が指定給水装置工事事業者に依頼するよう説明する。一般住宅等の給水装置の復旧は、その所有者等から修繕申込みがあったものについて応急措置を行う。

なお、配水に支障を及ぼす給水装置の破損等については、申込みの有無にかかわらず応急措置を実施する。

- 都水道局では、必要に応じて市町村への技術支援を実施する。

#### 4 その他

- 都営水道となっていない市町村の水道施設の復旧活動等については、その市町村の地域防災計画による。

## 第2節 下水道施設（都下水道局）

- 災害時における下水道施設の被害については、汚水、雨水の疎通に支障のないように応急復旧を行う。

### 1 災害時の活動態勢

- 管路・ポンプ所・水再生センター等の緊急調査及び措置、被害状況調査、建設部門の指揮・調整、工事現場の保安点検等を行う。
- 各施設の点検を行い、施設の被害に対しては、箇所、程度に応じて応急復旧を実施する。
- 応急復旧活動に当たっては、災害時における応急復旧業務に関する協定を締結している民間団体と連携して対処する。

### 2 応急対策

#### (1) 災害復旧用資器材の整備

- 迅速に応急措置活動を実施するため、水再生センター及びポンプ所に備蓄する。また、災害時の応急復旧に関する協定を締結している民間団体に対し資器材の提供について協力を求める。

#### (2) 管きよ

- 速やかに復旧活動の拠点を設置し、管きよの被害状況及び高潮防潮扉の操作状況など、防災上重要な施設について重点的に被害状況及び措置状況を集約する。
- 管きよの被害に対しては、汚水・雨水の疎通に支障のないよう、また、高潮

の影響が出ないように迅速に応急措置を講ずる。

- 工事中の箇所においては、受注者との緊密な連携の下、速やかに被災状況を把握し、被害を最小限に止めるよう指揮監督するとともに、二次災害の発生を防止するための緊急措置を実施する。
  - 可搬式の排水ポンプ(電動)、土工器材、作業用具及び夜間照明(発電機等)の資機材を整備するとともに、その員数について常に把握し準備する。
  - 資材、労力の運搬等に要する自動車は、その必要台数の確保に努める。
- (3) 水再生センター・ポンプ所
- 各施設の点検を行い、施設の被害に対しては、箇所、程度に応じて応急措置を実施する。
  - 万一機能上重大な被害が発生した場合は揚水施設の復旧を最優先する。これらと並行して各施設の損壊箇所を直ちに処置し、簡易処理、消毒、放流などの機能の回復を図る。
  - 水再生センター・ポンプ所において、停電のためポンプの機能が停止した場合、ディーゼル発電機やガスタービン発電機などの非常用発電機及びエンジン直結ポンプによってポンプ運転を行い、揚水不能の事態が起こらないよう対処する。
  - 非常用発電機と電力貯蔵型電池を組み合わせることなどにより、電源の信頼性向上を図る。
  - 停電の際、水再生センター、ポンプ所の安定稼動のための自家発電設備用燃料油について、東京都石油業協同組合及び東京都石油商業組合との協定に基づき、優先供給を受ける。
  - 建物その他の施設には、高潮、洪水、その他風水害に備え、特に防護の必要のあるものに対しては、所要の資機材を備蓄する。

### 3 下水道施設の復旧計画

- 被害が発生したときは主要施設から漸次復旧を図る。
- 復旧順序については、まず水再生センター、ポンプ所、幹線管きょ等の主要施設の復旧に努め、その後、枝線管きょ、ます・取付管の復旧を行う。

<管きょ等>

緊急調査で判明した被害について、より詳細に被害状況を把握・整理し、汚水の流下機能を確保するための復旧を行う。

<水再生センター・ポンプ所>

水再生センター・ポンプ所は、簡易処理、消毒、放流などの機能の回復を図り、さらに環境負荷の低減、公共用水域の水質の向上に努める。

- 被害状況に応じ、他の大都市等へ復旧支援を要請し、その受入れに対応する。

### 4 市町村との役割分担

- 単独公共下水道や流域関連公共下水道の復旧活動等については、その市町村の定める地域防災計画による。都下水道局は、必要に応じて市町村への技術支援

を実施する。

## 第3節 電気施設（東京電力グループ）

### 1 活動態勢

#### (1) 非常災害対策本(支)部の設置

- 災害が発生したとき、東京電力グループは非常災害対策本(支)部を設置する。
- 本部は、本社、総支社、電力所、原子力発電所及び建設所に設置する。また、支部は、支社、その他店所が指定した第一線機関等に設置する。
- 夜間休日等の緊急呼集及び交通機関、通信の途絶に対応できるよう、要員の選抜、呼集方法、出動方法等につき検討し、適切な活動組織を編成する。
- 施設・設備等の応急復旧のため被災地に派遣された関係機関のリエゾンは、相互に連携し活動する。

#### (2) 要員の確保

- 災害が発生したとき、非常災害対策本(支)部長は、情勢に応じた非常態勢を発令する。
- 非常災害対策本(支)部長は、当該本(支)部編成のため必要とする要員について、その出動を指示する。
- その他の社員は、非常災害に対する安全対策を実施し、可能な限り通常の業務に従事する。
- 非常態勢が発令された場合、非常災害対策本(支)部は協力会社に対し、その旨を連絡し、必要があれば直ちに応援を求める。

#### (3) 情報連絡活動

- 本社本部は、定期的に諸情報を被害店所本部から収集する。
- 被害店所本部は、現地の実態を速やかに把握するため、第一線機関の動員などにより、確実な被害状況の収集に努める。

### 2 応急対策

#### (1) 資材の調達・輸送

##### ア 資材の調達

- 第一線機関等においては、予備品、貯蔵品等の在庫品を常に把握し、調達を必要とする資材は、次のいずれかの方法により速やかに確保する。

##### (ア) 第一線機関等相互の流用

##### (イ) 本社本部に対する応急資材の請求

##### イ 資機材の輸送

- 非常災害対策用資機材の輸送は、あらかじめ調達契約をしている輸送会社の車両、船艇等により行う。
- 輸送力が不足する場合には、他の輸送会社から車両、船艇等の調達を対策本部において適宜行い、輸送力の確保を図る。

- (2) 災害時における危険予防措置
  - 水害及び火災の拡大等に伴い円滑な防災活動のため、警察、消防機関等から送電停止の要請があった場合には、送電停止等の適切な危険予防措置を講ずる。
- (3) 災害時における応援の組織・運営
  - 本社本部及び店所本部は、被害が多大な被災地の店所本部及び第一線機関支部のみの災害活動では早期復旧が困難であると判断した場合には、他店所本部、支部及び協力会社に、被害、復旧状況を勘案した上、必要な応援要員を要請する。
- (4) 応急工事
  - 応急工事の実施に当たっては、原則的に人命に関わる箇所、復旧対策の中核となる官公庁(署)、民心の安定に寄与する報道機関、避難所等を優先することを原則とするが、各設備の復旧は、災害状況、各施設の被害復旧の難易等を勘案して、供給上、復旧効果の最も大きいものからあらかじめ定めた手順により行う。
  - 島しょ地域においては、各島しょ事務所にて設備巡視を強化し、切れた電線による感電等の二次災害防止対策を実施する。
- (5) 災害時における電力の融通
  - 各電力会社と締結した「全国融通契約」及び電力広域的運営推進機関の指示に基づき、緊急災害時においてもこれに準じて実施する。
- (6) その他
  - 災害が極めて大きく、工事力に余力のない場合、又は工事力を動員してもなお応援隊を必要と判断される場合には、本社対策本部は自衛隊の派遣を要請する。なお、この場合の要請は都本部を経由して行う。

### 3 復旧対策

- 災害復旧を原則とするが、災害の規模、設備の重要度、被害の状況等によりやむを得ないものについては、仮復旧工事を施す。各設備の復旧は、災害状況、被害状況、被害復旧の難易度を勘案して、電力供給上復旧効果の大きいものから、あらかじめ定めた復旧順位により実施する。
- 島しょ地域における復旧活動は、復旧規模に応じて、都区内等からの応援を動員し応急復旧にあたる。
- 島しょ地域の復旧要員、復旧資機材及び燃料の輸送は船艇のほか、ヘリコプター等の機動力を活用し対応にあたる。
- 停電による社会不安の除去のため、電力施設被害状況及び復旧状況について広報する。  
また、電気火災を防止するため、屋外に避難するときは安全器又はブレーカーを必ず切ることなどについても広報する。

## 第4節 ガス施設等

### 1 東京ガス

#### (1) 活動態勢

- 東京ガスは本社に非常事態対策本部を設置するとともに、各事業所に支部を設置し、全社的な応急活動組織を編成する。
- 東京ガス以外のグループ各社も、グループ各社の規定に基づき態勢をとる。
- 施設・設備等の応急復旧のため被災地に派遣された関係機関のリエゾンは、相互に連携し活動する。

#### (2) 応急対策

##### ア 災害時の初動措置

- (ア) 官公庁、報道機関及び社内事業所等からの被害情報収集
- (イ) 事業所設備等の点検
- (ウ) 製造所、整圧所等における供給操作
- (エ) その他、状況に応じた措置

##### イ 応急措置

- 非常事態対策本部の指示に基づき、各事業所は連携を保ちつつ施設の応急措置に当たる。
- 施設を点検し、機能及び安全性を確認するとともに、必要に応じて調整修理する。
- その他現場の状況により適切な措置を行う。

##### ウ 資機材等の調達

- 復旧用の資機材を確認し、調達を必要とする資機材は、次のいずれかの方法により確保する。
  - (ア) 取引先やメーカー等からの調達
  - (イ) 各支部間の流用
  - (ウ) 他ガス事業者からの融通

##### エ 車両の確保

- 本社地区に、緊急車及び工作車を配備しており、常時稼動可能な態勢にある。

#### (3) 復旧対策

- ガスの供給を停止した場合の復旧作業については、被災した地域施設又は設備の復旧を可能な限り迅速に行うとともに、二次災害を防止するため、あらかじめ定めた手順により実施する。
- 社会的優先度の高い病院などには、『移動式ガス発生設備』を用いて、スポット的にガスを臨時供給する。

### 2 LPガス事業者

- LPガスの供給を停止した場合の復旧作業については、被災した地域施設又は設備の復旧を可能な限り迅速に行うとともに、二次災害を防止するため、あらかじめ定めた手順により実施する。

- LP ガスの使用の再開に当たっては、安全の確認を十分に行う必要がある。このため、都は、一般社団法人東京都 LP ガス協会の点検体制の確立について支援を行う。

## 第5節 通信施設

### 1 活動態勢

- 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合には、各社の規定に基づき災害対策本部を設置する。
- 施設・設備等の応急復旧のため被災地に派遣された関係機関のリエゾンは、相互に連携し活動する。
- 各社の災害対策本部は、被害状況、通信施設の疎通状況等の情報収集を行い、重要通信を確保し応急復旧対策、広報活動その他の業務を行う。また、都本部ならびに国等の関係防災機関との連絡・調整を行う。  
(別冊資料第197「通信施設の応急・復旧対策など」)

### 2 応急対策

- 非常招集された対策要員が、災害対策本部の指示のもと災害対策用機材、車両等を確保し、各社の規定に基づき対策組織を編成し、通信回線の確保や通信の途絶防止などの応急対策を行う。

### 3 復旧対策

- 各社の災害対策本部の計画に基づき、通信の確保を重点として応急復旧工事、現状復旧工事、本復旧工事の順で復旧工事を実施する。
- 被災した電気通信設備等の応急復旧工事は、災害復旧に直接関係のない工事に優先して、復旧工事に要する要員・資材及び輸送の手当てを行うなど、早期復旧に努める。
- 応急復旧工事終了後、速やかに被害の原因を調査分析し、この結果に基づき必要な改良事項を組み入れて災害復旧工事を計画、設計する。

## 第6節 都災害対策本部（都総務局）

- 都は各ライフライン事業者との連絡体制を確立するほか、必要に応じ事業者に対してリエゾンの派遣要請を行うとともに、本部内での相互協力体制の整備・円滑化を図る。
- 都は、大規模災害の発生またはそれに伴う停電の発生のおそれがある場合は、事

前に体制の整備に努め応急対応の円滑化を図るとともに、大規模停電発生時は電気事業者等と相互に連携し、重要施設への電源車配備の調整に努める。

- 停電や通信障害等、被害状況の情報提供については、都およびライフライン事業者相互に連携のうえ、適切な情報提供を行う。



## 第10章 公共施設等の応急・復旧対策

- 公共土木施設及び鉄道施設並びにその他の公共施設等の機能回復のため、迅速に応急・復旧措置を行う。

### 第1節 公共土木施設等

#### 1 道路・橋梁

- 災害が発生した場合、各道路管理者等は、交通規制等の措置又は迂回道路の選定など、通行者の安全対策を講じる。
- 各道路管理者等は、パトロール等による広報を行う。
- 各道路管理者等は、被災道路、橋梁について、応急措置及び応急復旧対策を実施する。
- 雪害時には、迅速な道路啓開活動の実施など、除雪体制の充実を図る。

##### (1) 災害時の応急措置

機 関 名	内 容
都 建 設 局 各 支 庁	○ 各建設事務所及び各支庁は、道路の被害状況を把握し、状況に応じ直ちに応急・復旧を行い、交通路を確保
都 港 湾 局	○ 都港湾局所管の道路、橋梁については、海陸から緊急点検を行い、被害状況及び交通状況の把握を行うとともに、緊急物資等の広域輸送基地からの緊急輸送路確保のため必要な措置を実施
警 視 庁	○ 発災時における、被災状況に応じた交通規制等の措置など、通行者の安全対策を実施 ○ パトロール等を兼ねた広報を実施
関東地方整備局	○ 被害を受けた道路及び交通状況を速やかに把握するため、国道事務所及び出張所においてはパトロールカー等による巡視を実施 ○ ヘリコプター及び道路情報モニター等から道路の情報を収集 ○ 巡視の結果及びモニター等からの情報をもとに、必要に応じた迂回道路の選定、その誘導等の措置とともに、速やかな応急・復旧工事を実施し、交通路としての機能を確保
東日本高速道路 中日本高速道路	○ 道路の構造を保全し交通の危険を防止するため、適切な通行規制を実施 ○ 規制の内容、状況について、道路利用者への広報に努め、通行者の安全を確保

第10章 公共施設等の応急・復旧対策

第1節 公共土木施設等

機 関 名	内 容
首都高速道路	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 警察が実施する交通規制に協力し、規制状況等を顧客に広報</li> <li>○ 利用者の被災状況を緊急に把握し、消防等関係機関への迅速な情報伝達、出動・協力要請により、被災者の救出救護その他安全を確保</li> </ul>

(2) 応急復旧対策

機 関 名	内 容
都 建 設 局	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 応急復旧作業は、緊急道路障害物除去を最優先に行うこととし、「災害時における応急対策業務に関する協定」及び「協力承諾書」に基づき実施（別冊資料第90）</li> <li>○ 逐次道路の被災箇所で、放置すると二次被害を生ずるおそれがある箇所の応急復旧や、一般道路の障害物除去作業等を実施</li> <li>○ 協力業者が災害時に使用できる建設機械等の把握を行うなど、平素から資機材を確保</li> <li>○ 降雪時における道路交通の安全を確保するため、あらかじめ稼働可能な資機材や労力の把握を行い、迅速かつ適切な除雪活動実施の体制を確保</li> </ul>
都 港 湾 局	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 被害を受けた道路を速やかに復旧し、交通を確保</li> <li>○ 応急復旧作業は、当初は緊急道路障害物除去を最優先に行うこととし、「災害時における応急対策業務に関する協定」及び「協力承諾書」に基づき実施。その後、逐次所管道路の障害物除去及び復旧作業を実施</li> <li>○ 協力業者が災害時に使用できる建設機械等の把握を行うなど、平素から資機材を確保</li> </ul>
各 支 庁	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 逐次道路の被災箇所で、放置すると二次被害を生ずるおそれがある箇所の応急復旧や、一般道路の障害物除去作業等を実施</li> <li>○ 協力業者が災害時に使用できる建設機械等の把握を行うなど、平素から資機材を確保</li> </ul>
関東地方整備局	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ パトロールによる巡視結果等をもとに被害を受けた道路の応急復旧計画を策定し、速やかに応急復旧工事を行い、緊急輸送路としての機能を確保</li> <li>○ 発災直後の混乱期に緊急復旧のための資機材を確保するため、直轄備蓄及び建設業者との協力協定のほか、首都近隣区域において防災資機材備蓄基地の整備を計画的に推進</li> </ul>

機 関 名	内 容
東日本高速道路 中日本高速道路	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 速やかに交通を確保し、被害の拡大を防止する観点から応急復旧を実施</li> <li>○ 通行止めを実施しているときは、少なくとも、上下車線が分離されている道路にあつては上下線各1車線又は片側2車線を、分離されていない道路にあつては1車線を、走行可能な状態に速やかに復旧</li> <li>○ 平素から資機材を確保するため、使用できる建設機械等を把握 (別冊資料第57「都内幹線有料道路現況」)</li> </ul>
首都高速道路	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 災害が発生したときは、二次災害の防止と緊急輸送機能を最優先で確保 <ul style="list-style-type: none"> <li>ア 道路構造物、管理施設等について、その被害の状況を緊急点検し、必要に応じ応急復旧</li> <li>イ 工事の箇所については、その被災の状況に応じて必要な措置を実施</li> </ul> </li> <li>○ 平素から資機材を確保するため、使用できる建設機械等を把握 (別冊資料第58「首都高速道路(都内)現況」)</li> </ul>

## 2 河川及び内水排除施設

- 洪水及び高潮等により、被害が発生した場合、各施設の管理者は、被害状況を速やかに調査し、応急・復旧を行い、あわせて排水を行う。

### (1) 災害時の応急措置

機 関 名	内 容
区 市 町 村	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 水防活動と並行して管内の河川管理施設、特に工事中の箇所及び危険箇所を重点的に巡視し、被害箇所については、直ちに都に報告するとともに、必要な措置を実施</li> <li>○ 排水場施設に被害を生じた場合は、直ち建設局に報告し、移動式排水ポンプ車の派遣を求め、排水作業を継続し、内水の氾濫による被害の拡大を防止</li> <li>○ 23区内の区が管理する河川管理施設の応急・復旧については、大規模なものを除き、都の指導の下に実施</li> </ul>
都 建 設 局	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 災害が発生した場合、直ちに、堤防、護岸、排水施設、防災船着場等の河川管理施設及び工事箇所の被災状況を確認</li> <li>○ 都が管理する河川管理施設については、応急復旧対策を全般的に実施</li> <li>○ 区市町村の実施する応急措置に関し、必要に応じて備蓄資器材の提供、技術的助言及び総合調整を行うほか、応急・復</li> </ul>

	<p>旧対策を総合的判断の下に実施</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 防潮堤により囲まれる江東地区の河川については、各水門が閉鎖されているときは、木下川排水機場、小名木川排水機場及び清澄排水機場より排水</li> <li>○ 排水機場施設の被害をとりまとめるほか、総合的判断の下に、移動式排水ポンプ車の派遣を決定</li> <li>○ 区が管理する河川管理施設の応急・復旧対策について区に技術的助言を行うほか、大規模なものについては直接実施</li> <li>○ 舟航河川における障害物を除去しゅんせつし、清掃船の航行可能河川における浮遊物を除去</li> <li>○ 巡回・点検及び応急対策については、災害時における応急対策に関する協定により対処 (第3部第1章第8節「応援協力」参照)</li> </ul>
都 港 湾 局	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 高潮対策センターは、状況に応じ、その所管する水門を閉鎖するとともに、排水機を操作</li> <li>○ 応急用資材等は、必要量を常時確保 (別冊資料第45「東京港海岸保全施設整備計画 整備計画図」)</li> </ul>
都 下 水 道 局	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 水再生センター、ポンプ所等の排水施設に被害を受けた場合は、特に、氾濫水による被害の拡大防止に重点を置き、区関係部局及び水防団体との相互の協力及び応援態勢の確立を図り、速やかに施設を復旧</li> <li>○ 被害が大規模で、復旧活動が都下水道局だけでは実施困難であり、かつ緊急を要する場合には、災害時における水再生センター等の応急復旧業務に関する協定を締結している民間団体に協力を得て対処</li> </ul>
関 東 地 方 整 備 局	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 直ちに、堤防、護岸、排水施設等の河川管理施設及び工事箇所被災状況を確認</li> <li>○ 破損等の被害を受けた場合には、特に、氾濫水による被害の拡大防止に重点を置き、速やかに施設を復旧</li> <li>○ 都及び区市町村等の行う応急対策に関し、要請があれば技術的支援を実施</li> </ul>

(2) 復旧対策

- 河川及び内水排除施設の管理者は、管理する施設が被害を受けた場合、被害状況を速やかに調査し、被害を受けた施設を復旧する。
- 特に、公共の安全確保上、緊急に復旧を行う必要のある対象は、次のとおりである。
  - ア 堤防、護岸、天然河岸の決壊で住民の日常生活に重大な影響を与えている

- もの
- イ 堤防護岸等の決壊で破堤のおそれがあるもの
  - ウ 河川の堤防護岸等の脚部の深掘れで、根固めをする必要があるもの
  - エ 河川の埋そくで流水の疎通及び船舶の航行を著しく阻害するもの
  - オ 護岸、床止、水門、樋門、樋管又は天然河岸の全壊又は決壊で、これを放置すると著しい被害を生ずるおそれがあるもの
  - カ 防災船着場本体、堤内地から防災船着場本体までのアクセス路、斜路

### 3 港湾・漁港施設

- 台風、高潮等により水域施設、外郭施設、係留施設等の港湾施設及び漁港施設が被害を受けたとき又はそのおそれがあるときは、関係機関と協力して必要な応急措置及び応急・復旧対策を行う。

#### (1) 応急措置

機 関 名	内 容
都 港 湾 局	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 東京港の港湾施設については、関係機関及び関係民間団体の協力を得て必要な措置を実施</li> <li>○ 島しょ港湾・漁港施設については、被害状況を的確に把握し、応急対策に必要な技術的判断と援助を実施</li> <li>○ 津波等により水域施設、外郭施設、係留施設等の港湾施設が被害を受けたとき、又はそのおそれがあるときは、関係機関と協力して必要な応急措置及び応急・復旧対策を実施</li> <li>○ 局保有のしゅんせつ船等の船舶を利用し、障害物除去を実施</li> </ul>
都 支 庁	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 港湾・漁港施設に被害が予想されるときは、直接又は漁業協同組合の協力を得て港内を点検</li> <li>○ 被害があった場合、被害状況を的確に把握し、応急対策に必要な技術的判断を行うとともに、その状況を都港湾局に速やかに報告し、漁業協同組合の協力を得て必要な措置を実施</li> <li>○ 被害のあった島しょ港湾・漁港施設の使用停止等を措置</li> </ul>
第 三 管 区 海 上 保 安 本 部 (東京海上保安部)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 船舶航行の障害となる漂流障害物のうち、所属巡視艇により除去できるものを除去</li> </ul>
関 東 地 方 整 備 局	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 災害発生後、速やかに関東地方整備局災害対策本部を設置し、災害に対処</li> <li>○ 都本部からの要請に基づき、職員の派遣、船舶、機械等の出動又は提供</li> <li>○ 国有施設の被害状況を調査し、関係機関及び関係民間団体の協力を得て必要な応急・復旧を実施。また、必要に応じて関係機関へ技術的な支援を実施</li> </ul>

機 関 名	内 容
	○ 港湾管理者が管理する区域に対し、障害物除去を支援

(2) 応急復旧対策

機 関 名	内 容
島 しょ 町 村	○ 町村営第1種漁港の各種施設に被害を受けたときは、当該町村長は、速やかに都に報告し、機能を維持するための必要な措置を実施
都 港 湾 局	○ 被害を受けた港湾施設を速やかに復旧し、海上輸送の確保に努める。 ○ 応急的な復旧作業は、関係業界との協定等により、特に広域輸送基地(ふ頭)及び水上輸送基地を最優先に行い、その後、逐次一般港湾施設の復旧作業を実施

4 海岸施設

- 海岸施設が高潮・津波等により被害を受けるおそれがあるときは、水害を警戒、防御する。
- 被害を受けたときは、速やかに応急・復旧対策を行い、都民の生命、財産を保護する。

機 関 名	内 容
都 建 設 局 都 港 湾 局	○ 「東京港海岸保全施設操作規程」等に基づき水門閉鎖等を実施 ○ 都本部が設置された時は、関係区市町村と密接な連絡をとり、必要があるときは備蓄資材の提供及び技術援助を実施 ○ 都本部が設置以前においても、気象情報等により災害発生が予想されるときは、水門閉鎖等により対応 ○ 管理する施設が地震により被害を受けた場合は、被害状況を速やかに調査し、復旧対応。特に公共の安全確保上、緊急に復旧を行う必要のある対象は次のとおり。 ア 堤防、水門の決壊 イ 護岸の全壊又は決壊でこれを放置することにより、著しい被害を生ずるおそれがあるもの
各 支 庁	○ 管理する施設が地震により被害を受けた場合は、被害状況を速やかに調査し、復旧対応。特に公共の安全確保上、緊急に復旧を行う必要のある対象は次のとおり。 ・護岸の全壊又は決壊でこれを放置することにより、著しい被害を生ずるおそれがあるもの

○ なお、海岸管理者の所管区分は、次のとおりである。

都 建 設 局	各 支 庁	都 港 湾 局
葛西海岸及び伊豆小笠原諸島の海岸保全区域(港湾区域及び漁港区域並びに沖の鳥島を除く。)	伊豆小笠原諸島の海岸保全区域(港湾区域及び漁港区域並びに沖の鳥島を除く。)	東京港港湾区域(河川との共管を除く)及び島しょの港湾区域並びに漁港区域に係る区域

## 5 空港施設

○ 滑走路、エプロンその他空港施設が被害を受けた場合、空港施設の復旧に努め、航空交通の早期再開を図る。

機 関 名	内 容
東 京 航 空 局	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 東京国際空港 <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 施設に被害を受けた場合は、空港業務を部分的にでも再開するための応急復旧対応</li> <li>○ 緊急物資等の輸送機能の維持及び確保に必要な措置を実施</li> </ul> </li> <li>2 島しょ空港(大島、新島、神津島、三宅島、八丈島) <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 以下の応急復旧について速やかに実施 <ul style="list-style-type: none"> <li>・航空保安施設が破壊されて航空機の離着陸に重大な支障を与えているもの</li> </ul> </li> </ul> </li> </ol>
東 京 管 区 気 象 台	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 東京国際空港及び島しょ空港(大島、新島、神津島、三宅島、八丈島)の以下の応急復旧について、速やかに実施 <ul style="list-style-type: none"> <li>・気象施設が破壊されて航空機の離着陸に重大な支障を与えているもの</li> </ul> </li> </ul>
都 港 湾 局	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 島しょ空港(大島、新島、神津島、三宅島、八丈島) <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 被害状況調査及び空港閉鎖等の措置は各支庁において処理</li> <li>○ 以下の応急復旧については、各支庁と協議し、速やかに実施 <ul style="list-style-type: none"> <li>・滑走路・着陸帯・誘導路・駐機場・航空灯火施設などの基本施設が破壊されて、航空機の離着陸に重大な支障を与えているもの</li> </ul> </li> </ul> </li> <li>2 東京ヘリポート 関係機関と協力し、早期に施設の復旧へ対応</li> <li>3 東京都調布飛行場 関係機関と協力し、早期に施設の復旧へ対応</li> </ol>

## 6 砂防、地すべり防止、急傾斜地崩壊防止施設

- 都建設局は、管理する施設が災害により被害を受けた場合は、被害状況を速やかに調査し復旧を行う。  
(別冊資料第48「砂防指定地」)  
(別冊資料第49「地すべり防止区域」)  
(別冊資料第50「急傾斜地崩壊危険区域」)  
(別冊資料第52「山地災害危険地区」)  
(別冊資料第53「土砂災害警戒区域と土砂災害特別警戒区域」)

### (1) 内容と役割分担

機 関 名	内 容
都 建 設 局 各 支 庁	○ 砂防、地すべり防止、急傾斜地崩壊防止施設における、応急措置及び応急復旧対策の実施
区 市 町 村	○ 発生状況等を情報収集し都建設局に報告、応急措置の実施 ○ 避難対策の実施

### (2) 業務手順

#### 《都建設局》

- 砂防施設(砂防堰堤、流路工、山腹工等)、地すべり防止施設(集水井、抑止杭、排水工等)、急傾斜地崩壊防止施設(法面保護工、落石防護柵等)の被害状況を把握し、施設の応急対策を実施し復旧に努める。
- 土砂災害による急迫した危険が認められる場合、区市町村が適切に避難指示等の判断が行えるよう、情報を提供する。

#### 《区市町村》

- 土砂災害の発生状況等の情報収集を行い、都建設局に報告する。
- 土砂災害の危険性が高い箇所について関係機関や住民に周知を図り、応急対策を行うとともに、災害のおそれがある場合は避難対策を実施する。

## 7 治山施設等

### (1) 内容と役割分担

機 関 名	内 容
都 産 業 労 働 局	○ 治山施設の被害状況の把握、施設の応急対策の実施
各 市 町 村	○ 被害情報を収集し都産業労働局に報告、応急措置の実施 ○ 避難対策の実施

### (2) 業務手順

#### 《都産業労働局》

- 治山施設(治山ダム工・護岸工・流路工・土留工・山腹緑化工・法枠工・落石防止工等)の被害状況を把握するとともに、都建設局等と即時連絡をとり、

施設の応急対策を実施し復旧に努める。

- 都産業労働局は、農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律（昭和25年法律第169号）に基づき、復旧工事を早急に施行するよう措置する。
  - ・ 食料の搬入が困難な場合
  - ・ 林道沿線住民の生計の維持に障害を及ぼすとき
  - ・ 復旧資材及び林産物の搬出に著しい影響がある場合
- 都産業労働局は、土砂災害による急迫した危険が認められる場合、区市町村が適切に避難指示等の判断が行えるよう、情報を提供する。  
《都森林事務所》《都支庁》
- 都森林事務所及び都支庁は、被災地域住民の協力を得て情報を収集し、都産業労働局に報告するとともに、被災した治山施設で、放置すると著しい被害を生ずるおそれのあるものは、速やかに応急復旧対策を実施する。  
《各市町村（農業関係所管部署）》
- 各市町村（農業関係所管部署）は、被害の情報を収集し、都農業振興事務所又は都支庁を通じて、都産業労働局（農林水産部農業振興課）に報告し、被害の拡大、二次災害を防止するための応急措置を速やかに実施する。災害のおそれがある場合は避難対策を実施する。

## 第2節 鉄道施設

### 1 運行基準

- 各鉄道事業者の運行基準に従い、速度規制又は運転中止を行う。  
（別冊資料第198「鉄道の運行基準ほか」）

### 2 災害時の応急措置

- 旅客等の安全確保及び緊急輸送を行うため、災害対策本部等を設置する。
- 列車及び旅客の安全確認のため、徐行等の運転規制を実施する。
- 駅での混乱防止や、列車内の乗客の安全確保のため、必要に応じて、速やかに避難誘導を実施する。
- 駅や列車内での混乱防止のため、案内放送等による情報提供を行う。

### 3 事故発生時の救護活動

- 各鉄道事業者は、災害対策本部と協力し、負傷者の救護を優先的に行い、必要に応じ、警察及び消防署に出動要請する。

#### 4 浸水時等の対応

機 関 名	内 容
都 交 通 局	<p>1 都電</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 被害が予想される時は、特に本局と営業所との相互連絡を密にし、線路上5cm以上冠水した時には、営業所に急報しその指示に従う。</li> <li>○ 荒川車両検修所に出水が予想される場合は、車両を高地点の線路上へ退避させる。</li> </ul> <p>2 都営地下鉄</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 集中豪雨や強風等に対しては、必要に応じて、運転規制を行う。</li> <li>○ 地下鉄駅出入口は、止水板等により浸水を防止する。</li> <li>○ 通風口は、浸水防止機、土のう等で閉鎖する。</li> <li>○ 車両は、浸水のおそれのない箇所へ退避させる。</li> </ul> <p>3 日暮里・舎人ライナー</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 駅などの施設（駅務区を含む）は全て高架上にある。 なお、地上部にある基地に浸水等の被害が予想される場合は、土のう等により対応する。</li> </ul>
J R 東 日 本	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 降雨、河川増水等により災害が発生するおそれのある区間については、あらかじめ運転規制方法及び災害時の復旧体制等を定め、速やかに速度規制又は運転中止の手配をとって、輸送の安全を確保するとともに、早期復旧に努める。</li> <li>○ トンネル立坑に設置してある排水設備により排水に努める。</li> </ul>
J R 東 海	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 集中豪雨、強風等に対して、あらかじめ定める運転規制基準により、直ちに列車の徐行又は停止の手配をとり、輸送の安全を図る。</li> <li>○ 雨水が集中して線路敷内に浸水するおそれのある箇所については、関係機関と十分事前対策について打合せを行い安全を図る。</li> <li>○ 万一浸水した場合は、直ちに旅客を安全な場所へ誘導し、安全を図る。</li> </ul>
J R 貨 物	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 集中豪雨、強風等に対して、あらかじめ定める運転規制基準により、直ちに列車の徐行又は停止の手配をとり、輸送の安全を図る。</li> </ul>

機 関 名	内 容
東 武 鉄 道	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 線路等に浸水したときは、状況に応じて施設の点検を行うとともに、監視要員を配置する。</li> <li>○ 浸水により線路等が損壊したときは、速やかに復旧要員を招集し、復旧に努める。</li> <li>○ 災害発生に際し、送電停止の必要があるときは、当該区間の送電を停止する。</li> <li>○ 押上駅においては、他鉄道事業者と連携し、防潮扉、防水板により浸水を防止する。</li> </ul>
東 急 電 鉄	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 災害発生時、駅の出入口から浸水のおそれがあるときは、浸水防止板を使用して防護に当たる。</li> <li>○ 浸水により列車運転に支障があると予想された場合は、直ちに運輸司令所長に報告するとともに、旅客を安全な場所に避難させる等の措置を取り、その状況を把握し、駅長に報告する。</li> </ul>
京 成 電 鉄	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 集中豪雨等、大雨が予想されるときは、状況に応じて関係各施設の点検を行うとともに、駅等では浸水のおそれのあるときは、浸水防止板・砂袋等により駅の出入口からの浸水を防止し、旅客及び駅構内の安全を図る。</li> <li>○ 集中豪雨等で線路が浸水した場合は、状況に応じて点検を行うとともに、監視を続ける。また損壊したときには速やかに復旧に努める。</li> <li>○ 線路の冠水等で列車の運転に支障があると予想される場合は直ちに運輸指令に報告し、旅客・列車運行の安全を図るとともに、速やかに関係各所に連絡し早期復旧を期す。</li> </ul>
京 王 電 鉄	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 被害の予想される地点には、排水ポンプ、水位警報装置等を設置、状況に応じて係員を巡回させ、被害の未然防止を図る。</li> <li>○ 浸水防止対策は次による。 <ul style="list-style-type: none"> <li>ア 浸水防止の土のう配備</li> <li>イ 排水ポンプによる浸水箇所の排水</li> <li>ウ 止水板による浸水の防止</li> </ul> </li> </ul>
京 急 電 鉄	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 本線の泉岳寺～品川駅間の地下区間の通風口には自動防水シャッターを備え、浸水を防止するとともに、浸水した場合は排水ポンプにより排水する。</li> <li>○ 空港線の穴守稲荷～天空橋駅間に手動式、油圧式の浸水防水扉を設置し、浸水を防ぐとともに、浸水した場合は排水ポンプにより排水する。</li> </ul>

第10章 公共施設等の応急・復旧対策  
第2節 鉄道施設

機 関 名	内 容
西 武 鉄 道	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 西武有楽町線新桜台駅の浸水対策は次による。</li> <li>ア 止水板・自動浸水防止装置により浸水を防止する。</li> <li>イ 排水ポンプにより浸水箇所の排水を行う。</li> </ul>
小 田 急 電 鉄	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 代々木上原駅～梅ヶ丘駅間地下区間に設置されたピットに雨水を溜め込み、所定水位に達した時点で排水ポンプを自動で起動させ排水する。</li> <li>○ 同区間において線路冠水のおそれがあるときは、列車を地下区間外に進出させたのちに列車運転を見合わせる。</li> </ul>
東 京 地 下 鉄	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 駅出入口からの浸水は、止水板の設置及び止水扉を閉鎖し防止する。また、配備してある土のうを使用して防止する。</li> <li>○ 換気口からの浸水は、駅からの遠隔操作で換気口に設置している浸水防止機を閉鎖し浸水を防止する。</li> <li>○ トンネル内に進入した大量の水は、ポンプ室に設置している3台の排水ポンプにより排水する。</li> <li>○ 旅客の安全のため、駅構内放送、車内放送及び駅係員による避難誘導を行うとともに、事故の状況、復旧見込み、振替及び代替輸送の案内を徹底する。</li> <li>○ 利用者に必要な列車運行に関する情報をホームページに掲載するとともに適宜報道機関に発表する。</li> </ul>
東 京 モ ノ レール	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 天空橋駅及び新整備場駅出入口は、防潮板及び土のうにより浸水を防止する。また、ずい道内は、排水ポンプにより排水する。</li> <li>○ 高潮等により異常浸水したときは、電車線を停電させ、列車の運転を中止する。なお、浸水した場合は、直ちに旅客を安全な場所に誘導し安全確保を図る。</li> <li>○ 列車の運転を中止した場合、旅客は、振替輸送、代替輸送により輸送する。</li> </ul>
ゆ り か も め	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 浸水による被害が発生するおそれがある場合は、状況に応じた非常配備体制をとるとともに、日の出駅については防潮板を設置し浸水を防ぐ。</li> <li>○ 浸水時には、排水ポンプにより浸水箇所の排水を行う。</li> </ul>
北 総 鉄 道	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 線路等が浸水のおそれ又は浸水した場合は、監視要員を配置し施設の点検を行う。</li> <li>○ 列車の運行に危険が生じた場合は運転を中止し、適切な措置を講ずる。</li> </ul>
東 京 臨 海 高 速 鉄 道	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 止水板、防水扉や土のうの配備等により浸水を防止する。</li> <li>○ 排水ポンプによる浸水箇所の排水を行う。</li> <li>○ 万一浸水した場合は、直ちに旅客を安全な箇所へ誘導する。</li> </ul>

機 関 名	内 容
多摩都市モノレール	○ 台風等大雨時において、駅舎内への雨水の吹き込み、また駅出入口付近の浸水が想定される場合は、駅係員を派遣し現状把握に努め、駅放送及び案内装置により旅客周知の徹底を図る。
首都圏新都市鉄道	○ 換気口、駅出入り口からの浸水防止、排水施設等については、防水板等による安全対策を行っている。 ○ 万一浸水した場合は直ちに旅客を安全な箇所へ誘導し安全を図る。

## 5 復旧対策

- 鉄道施設は、都市機能の確保や各種の復旧対策に寄与するため、速やかに応急復旧を行って輸送の確保に努める。
- 各鉄道事業者は、被害状況を調査し、必要に応じ、迅速かつ適切に復旧作業を行う。
- 各鉄道事業者は、応急対策の終了後、被害原因等の調査分析を行い、この結果に基づき、再び同様な被害を受けないよう、本復旧計画を立て実施する。

## 第3節 船舶

### 1 運航基準

- 東海汽船は、天候に沿った運航基準により、運行中止を判断する。  
(別冊資料第199「船舶の運航基準」)

### 2 災害時の応急措置

機 関 名	内 容
第三管区海上保安本部(東京海上保安部)	○ 水路の水深に異常が生じたと認められたときは、水路の安全を確保するため検測を行う。 ○ 破壊又は流出した航路標識等は、関係部署と協力し、復旧に努めるとともに、必要に応じて、応急標識を設置する。 ○ 船舶航行の障害となる漂流障害物のうち、所属巡視艇により除去できるものを除去する。 ○ 特に必要な航路について、航路障害物を除去する必要があると認められる場合で、原因者が不明な場合は、関係機関と協議して、計画的にその除去を行う。
関東地方整備局	○ 港湾管理者が管理する区域に対する支援を行う。

東 海 汽 船	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 運航基準に掲げる条件に達する場合は、減速、適宜の変針、基準経路の変更、その他適切な措置をとる。</li> <li>○ 視程が運航基準に掲げる条件に達したと認めるときは、基準航行を中止し、当直体制の強化及びレーダーの有効利用を図るとともに、適度の速力に減速し、状況に応じて機関の停止、航路外錨泊又は基準経路変更の措置をとる。</li> </ul>
---------	-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

(1) 交通規制

ア 航行情報の収集伝達

《第三管区海上保安本部(東京海上保安部)》

- 東京海上保安部は、航路障害物の発生及び航路標識の異常等、船舶交通の安全に重大な影響を及ぼす事態の発生を知ったとき、又は船舶交通の制限若しくは禁止に関する措置を講じたときは、速やかに安全通報を行うとともに、海事関係団体及び都本部に伝達し、併せて巡視船艇の配備など必要な措置を講じる。
- 大量の油の流出、放射性物質の放出等により、船舶、水産資源及び公衆衛生等に重大な影響を及ぼすおそれのある事態の発生を知ったときは、速やかに安全通報を行うとともに、海事関係団体及び都本部に伝達し、併せて巡視船艇による周知活動など必要な措置を講じる。
- 東京東航路及び東京西航路等港内の在泊船舶及び航行船舶並びに航路障害物の情報は、国際VHF(16ch)156.8MHzにより臨時放送をもって伝達する。
- 東京湾海上交通センター、隣接部署及び船艇等から情報を入手し、必要事項を所属巡視艇により在泊船に周知する。

イ 規制措置

《第三管区海上保安本部(東京海上保安部)》

- 東京湾海上交通センターにおいて、東京東航路及び東京西航路へ入出港する船舶に対し港則法に従い必要な交通管制信号を行い、航行規制を実施する。
- 船舶が輻輳する海域に巡視船艇を配置して、船舶交通の整理指導を行うとともに、次に掲げる場合で船舶交通に危険が生じるおそれのあるときは、必要に応じて船舶交通を制限又は禁止する。
  - (ア) 船舶海難の発生
  - (イ) 岸壁等係留施設、その他海上構造物の損壊
  - (ウ) 大量の危険物の海上流出
  - (エ) いかだ、木材、コンテナ及びその他の航路障害物の海上流出
- 緊急物資輸送船舶を、状況により巡視艇による直接警戒等を実施して、都港湾局の開設する広域輸送基地(ふ頭)に着岸できるよう措置をとる。

(2) 港湾関係障害物除去

《第三管区海上保安本部(東京海上保安部)》

- 船舶航行の障害となる漂流障害物のうち、所属巡視艇により除去できるものは除去する。

- 除去した漂流障害物については、東京港管理事務所に引き継ぐ。
- 除去できないものについては、応急的な標識又は危険防止措置を講じ、東京港管理事務所に引き継ぐ。

### 3 応急復旧対策

機 関 名	内 容
都 港 湾 局	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 被害を受けた港湾施設を速やかに復旧し、海上輸送の確保に努める。</li> <li>○ 応急的な復旧作業は、関係業界との協定等により、特に広域輸送基地(ふ頭)及び、水上輸送基地を最優先に行い、その後、逐次その他の港湾施設の復旧作業を行う。</li> </ul>
関東地方整備局	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 被害を受けた港湾施設を関係機関と連携を図りながら、早期復旧、供用に必要な支援を行う。</li> </ul>

#### 《都港湾局》

- 港湾施設の復旧作業は、関係業界との協定等により、特に広域輸送基地(ふ頭)及び水上輸送基地を最優先に行い、その後、逐次その他の港湾施設の復旧作業を行う。
- 特に公共の安全確保上緊急に復旧を行う必要のある対象は次のとおりである。

#### <港湾>

- ・ 係留施設の破壊で船舶の係留又は荷役に重大な支障を与えているもの
- ・ 臨港交通施設の破壊で、これによって当該臨港交通施設による輸送が不可能又は著しく困難であるもの(他の施設による輸送が著しく困難でない場合を除く。)
- ・ 港湾の埋そくで船舶の航行又は停泊に重大な支障を与えているもの
- ・ 外かく施設の破壊で、これを放置するときは、著しい被害を生ずるおそれがあるもの

#### <漁港>

- ・ 係留施設の破壊で、漁船の係留又は荷役に重大な支障を与えているもの
- ・ 輸送施設の破壊で、これによって当該輸送施設による輸送が不可能又は著しく困難であるもの(他の施設による輸送が著しく困難でない場合を除く。)
- ・ 漁港の埋そくで漁船の出入又は停泊に重大な支障を与えているもの
- ・ 外かく施設の破壊で、これを放置するときは、著しい被害を生ずるおそれがあるもの

## 第4節 社会公共施設等

### 1 都立病院

- (1) 停電時の措置
  - 自家発電装置に切り替え、手術等緊急に必要な電源を確保する。
- (2) 給水不能時の措置
  - 緊急時、受水槽の水を給水するが、なお不足するときは、都水道局に応急給水(給水車等)を要請する。
- (3) 一般回線不通時の措置
  - 衛星通信機器等を活用し、病院経営本部及び各都立病院間で音声通信、データ通信等による情報収集を行う。
- (4) 患者の避難措置
  - 常時、担架送者と独歩可能者を把握し、災害時において必要がある場合、担架送者を優先的に避難させるとともに、独歩可能者を安全な場所に誘導する。
  - 避難先はあらかじめ選定しておく。
- (5) 職員参集上の措置
  - 病院経営本部緊急時安否確認システムにより、職員の安否確認及び参集確認を行い、参集体制の構築を図る。
- (6) 重要器材等の保管措置
  - 手術用器材その他緊急必要器材については、常時、安全保管及び緊急持ち出しの体制を確保する。
  - 放射性同位元素(RI)使用施設については、災害の状況に応じて立入禁止等危険防止の措置を講じる。

### 2 各医療機関

- 施設長は、あらかじめ策定した計画に基づき、患者の生命保護を最重点に対応する。
- 通信手段の確保に努めるとともに、状況に応じて必要な措置をとるなど万全を期する。

### 3 社会福祉施設等

- 社会福祉施設等の責任者は、被災後速やかに施設内外を点検し、落下・倒壊等の危険箇所の有無を確認する。必要に応じて応急修理を行い、安全を確保する。
- 利用者の状況、職員の状況、施設建物の被害状況を把握し、必要に応じ施設の応急計画を策定する。
- 施設独自での復旧が困難である場合は、区市町村が組織した「要配慮者対策班」等関係機関に連絡し援助を要請する。
- 風水害の被害を受けなかった施設の責任者は、援助を必要とする施設の責任者に積極的に協力し、入所者の安全を確保する。

#### 4 動物園施設等

- 施設長は、入園者の避難誘導に当たっては、パニックを防止し、あらかじめ定める避難先に誘導し、安全確保に万全を期する。
- 動物舎が破損した場合は、動物の脱出防止を図り、直ちにその破損箇所を補修するなど、応急措置を行う。
- 動物の脱出等の事態が発生した場合、別に定める災害対策計画により処理する。
- 施設の被害を早急に調査し、復旧を行う。特に、脱出により人命に危害を及ぼすおそれのある猛獣等の動物舎については、緊急に復旧工事を行う。

#### 5 都中央卸売市場

- 災害復旧工事に対処するため、職員の動員体制をとる。
- 早急に施設の被災状況を調査し応急復旧を行い、市場機能を回復して生鮮食料品の安定供給に努める。
- 復旧工事を円滑に施工するため、市場業界に対して必要な協力を要請する。

#### 6 学校施設

##### (1) 応急対策

- 校長は、避難について特に綿密な計画を樹立しておき、それに基づいて行動することとし、特に児童・生徒等の安全確保に万全を期する。
- 自衛防災組織を編成して、分担に基づいて行動する。
- 緊急時には、関係機関へ通報して臨機の措置を講じる。
- 学校施設が避難所になった場合は、避難者の健康と安全の確保に努めるとともに、火災予防について十分な措置をとる。
- 学校施設の応急修理を迅速に実施する。

##### (2) 応急復旧対策

- 公立学校の施設が台風、高潮等で教育活動ができない状態にあると判断した場合には、当該教育委員会は、緊急に校長及び都教育庁と連絡を密にして、応急教育計画などを作成する。
- 児童・生徒の実態を十分把握し、生活環境の急激な変化による心理的な不安や動揺を早急に解消するためにも教育活動の中断がないように努める。
- 被害を受けた施設のうち緊急に復旧を必要とするものについては、計画を立て速やかに復旧を行う。

#### 7 文化財施設

##### (1) 応急対策

- 文化財に被害が発生した場合は、その所有者又は管理者は、直ちに東京消防庁等の関係機関に通報するとともに被害の拡大防止に努め、被災状況を速やかに調査し、都教育委員会を經由して、その結果を文化庁長官に報告する。
- 関係機関は被災文化財の被害拡大を防ぐため、協力して応急措置を講じる。

##### (2) 復旧対策

- 被災した文化財等の廃棄、散逸を防止するため、被害状況と文化財等の重要度に応じて、都教育委員会、区市町村教育委員会及び文化財管理者等において修復等について協議を行う。

(別冊資料第200「文化財の現況」)

## 8 都立文化施設・社会教育施設

### (1) 避難誘導

- 都立文化施設・社会教育施設の管理者は、施設の利用者等が不特定多数であることから、利用者等の避難誘導に当たっては、あらかじめ定められた避難先に誘導し、混乱防止及び安全確保に万全を期する。
- 災害状況に即した対応ができるよう都生活文化局及び都教育庁等関係機関との緊急連絡体制を確立する。

### (2) 復旧計画

- 都生活文化局及び都教育庁は、都立文化施設・社会教育施設については、災害後直ちに被害状況を調査し、被害状況によっては、施設ごとに再開等の計画を立て、早急に開館する。
- 当面の応急措置が終了し、社会一般が安定し日常生活が平常に戻れば、復旧計画を立て、本格的な復旧を行う。

## 第5節 津波等対策

### 1 河川、海岸、港湾施設等の応急対策

#### (1) 内容と役割分担

- 海岸保全施設や港湾施設等の応急対策について定める。各施設が地震・津波等により被害を受けるおそれがあるときは、水害を警戒し、予防措置を実施する。被害を受けたときは、速やかに応急・復旧対策を行う。

#### ア 河川・海岸保全施設

機 関 名	内 容
都 建 設 局	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 水位及び潮位の観測を実施する。</li> <li>○ 河川管理施設及び工事箇所の被災の発見に努める。</li> <li>○ 堤防、護岸の崩壊による災害の発生を防止するため、また崩壊の拡大防止のため緊急的に応急措置が必要な場合は、応急対策工事を行う。</li> </ul>
都 港 湾 局	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 水門等については、地震発生及び津波警報が発表された場合には、必要な操作体制をとる。</li> <li>○ 海岸保全施設及び工事箇所の被災の発見に努める。</li> <li>○ 緊急に応急措置が必要な場合は、応急対策工事を行う。</li> <li>○ 必要に応じ排水機を操作して内水位の低下を図る。</li> </ul>

機 関 名	内 容
都 下 水 道 局	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 防潮扉については、津波警報が発表された場合には、直ちに全防潮扉の操作体制をとる。また、他の水防機関との連絡調整を行う。</li> <li>○ 管路、水再生センター、ポンプ所などの被害状況を確認し、必要な応急措置を講じる。</li> </ul>
各 支 庁	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 海岸保全施設及び工事箇所の新被害の発見に努める。</li> <li>○ 護岸の崩壊による災害の発生を防止するため、また崩壊の拡大防止のため緊急的に応急措置が必要な場合は、応急対策工事を行う。</li> </ul>
警 視 庁	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 被災者の人命救助等に当たるほか、周辺地域の交通規制を行う。</li> </ul>
東 京 消 防 庁	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 救助活動を要する水災に対しては、火災等の発生及び消防力の状況等を勘案し、震災消防活動に準じて活動する。</li> </ul>
区 市 町 村	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 堤防、護岸の崩壊による災害の発生防止のために、水防活動や必要な場合は応急対策工事を行う。</li> <li>○ 建設事務所、支庁、都建設局道路管理部・河川部に速報する。</li> </ul>
関 東 地 方 整 備 局	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 堤防、護岸の崩壊による災害の発生を防止する。</li> <li>○ 水位の観測を実施する。</li> <li>○ 河川管理施設及び工事箇所の新被害の発見に努める。</li> <li>○ 堤防、護岸の崩壊による災害の発生を防止するため緊急的に応急措置が必要な場合は、応急対策工事を行う。</li> </ul>

イ 港湾・漁港施設

機 関 名	内 容
都 港 湾 局	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 港湾施設について、関係機関及び関係民間団体の協力を得て必要な措置を実施する。</li> <li>○ 島しょ港湾・漁港施設については、被害状況を的確に把握し、応急対策に必要な技術的判断と援助を行う。</li> <li>○ 被災時の応急対策業務並びに港湾・漁港区域において発生した船舶の航行安全に支障となる障害物の除去</li> </ul>
各 支 庁	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 被害のあった島しょ港湾・漁港施設の使用停止等の措置を講じる。</li> <li>○ 速やかな被害状況調査及び応急対策の実施</li> </ul>
関 東 地 方 整 備 局	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 被害を受けた港湾施設を関係機関と連携を図りながら、速やかに把握するとともに、応急対策に必要な支援を行う。</li> </ul>

(2) 業務手順

○ 水防組織

津波による災害の発生が予想される場合は、水防活動が行われる。都の水防計画は、水防法第7条に基づき、洪水、高潮、内水、津波等による被害を防御し、被害を軽減することを目的として、東京都内の水防業務及びその円滑な実施のための必要な事項を既定したものであり、東京都地域防災計画（風水害編）における水防に関する具体的事項について定めている。

以下に水防に係る都の組織等を参考に示す。

ア 都の水防組織

○ 水防に係る都の組織は第3部第3章第2節「東京都水防組織図」P226のとおりである。

イ 都及び水防管理団体等の水防活動

○ 都及び水防管理団体等は、津波のおそれがあるときは、直ちに事態に即応した配備態勢をとり、水防活動を行う。具体的には、第3部第3章第2節「水防機関の活動」P227のとおりである。

(3) 詳細な取組内容

○ 都は、水防法第7条に基づき「東京都水防計画」に定められた水防業務の円滑な実施に必要な事項の規定等に従い、各主体間が連携し、速やかに水防活動を実施する。

ア 河川・海岸保全施設

○ 都建設局、都港湾局、関東地方整備局は、巡回・点検及び応急対策について、災害時における応急対策に関する協定により対処する。

○ 都建設局、都港湾局及び区市町村は、堤防、護岸等の決壊に対しては、土のうの作成、運搬、積み込み等の水防活動を行う。堤防、護岸の崩壊による災害発生及び崩壊の拡大防止のため、緊急的に応急措置が必要な場合は、応急対策工事を行う。

《都建設局》《都港湾局》

○ 管理する施設が地震により被害を受けた場合は、被害状況を速やかに調査し、復旧を行う。特に公共の安全確保上、緊急に復旧を行う必要のある対象は次のとおりである。

・堤防、水門の決壊

・護岸全壊又は決壊でこれを放置するときは、著しい被害を生ずるおそれがあるもの

○ 災害対策本部が設置されたときは、関係区市町村と密接な連絡をとり、必要があるときは、備蓄資材の提供及び技術援助を行う。災害対策本部設置以前においても、気象情報等により災害発生が予想される場合は、水門閉鎖等必要な措置を行う。

《都建設局》

○ 津波警報が発表されたときは、扇橋閘門は閉鎖を原則として必要に応じ操作し、その他の水門は直ちに閉鎖する。

- ・震度5弱以上の地震発生時には、大島川、新小名木川、豎川、源森川、月島川水門、扇橋閘門及び新川東樋門を直ちに閉鎖する。
- ・上記以外の水門又は震度4の地震発生時の全水門は、護岸損傷の有無、津波の発生状況、水位状況に応じて閉鎖する。
- ・水位低下河川の排水機場及び関連の水門が閉鎖された排水機場は、定められた内水位を保持するように排水操作を行う。

《都港湾局》

- 気象庁が津波警報を発表したとき若しくは震度5弱以上の地震を発表したとき又は高潮対策センターの地震計が震度5弱以上を表示したときは、全水門を閉鎖する。
- 気象庁が震度4の地震を発表し、又は高潮対策センターの地震計が震度4を表示したときの水門操作は、護岸損傷の有無、津波の発生状況、水位状況を確認の上、必要に応じて閉鎖する。
- 気象庁が津波警報を発表したときは、陸こう及び逆流防止扉を原則直ちに閉鎖する。

イ 港湾・漁港施設

《都港湾局》

- 地震、津波等により水域施設、外郭施設、係留施設等の港湾施設及び漁港施設が被害を受けたとき又はそのおそれがあるときは、関係機関と協力して必要な応急措置及び応急・復旧対策を行う。
- 東京港の港湾施設については、関係機関及び関係民間団体の協力を得て必要な措置を行う。
- 島しょ港湾・漁港等の被災施設については、被害状況を的確に把握し、応急対策に必要な技術的判断と援助を行う。また、関係民間団体の協力を得て被災時の応急対策業務並びに港湾・漁港区域において発生した船舶の航行安全に支障となる障害物の除去を行う。

《関東地方整備局》

- 被害を受けた港湾施設を関係機関と連携を図りながら速やかに把握し、応急対策に必要な支援を行う。

**2 河川及び内水排除施設の応急復旧、緊急工事等対策**

(1) 内容と役割分担

- 区市町村の河川管理施設の応急復旧、局所管施設の緊急工事等を行う。

ア 河川及び内水排除施設

機 関 名	内 容
区 市 町 村	○ 水防活動と並行して管内の河川管理施設、特に工事中の箇所及び危険箇所を重点的に巡視し、被害箇所については、直ちに都に報告するとともに必要な措置を実施する。

機 関 名	内 容
都 建 設 局	○ 破損等の被害を受けた場合の復旧工事等を実施する。 ○ 江東地区の河川をはじめとした 23 区内の河川管理施設の応急・復旧を図るとともに、区市町村の実施する応急措置へも関与する。
都 下 水 道 局	○ 水再生センター、ポンプ所等の下水道施設の復旧工事等を実施する。
関東地方整備局	○ 都及び区市町村等の行う応急対策を支援する。

(2) 詳細な取組内容

《区市町村》

- 排水場施設に被害を生じた場合は、直ちに都建設局に報告し、移動式排水ポンプ車の派遣を求め、これにより排水作業を継続し、内水の氾濫による被害の拡大を防止する。
- 23 区内の河川管理施設の応急・復旧対策については、大規模なものを除き、都の助言の下にこれを実施する。

《都建設局》

- 都が管理する河川管理施設については、応急復旧対策を全般的に実施する。
- 区市町村の実施する応急措置に関し、技術的助言及び総合調整を行うほか、応急・復旧対策を総合的判断の下に実施する。
- 防潮堤により囲まれる江東地区の河川については、各水門が閉鎖されているときは、木下川排水機場、小名木川排水機場及び清澄排水機場より排水する。
- 排水機場施設の被害をとりまとめるほか、総合的判断の下に、移動式排水ポンプ車の派遣を決定する。
- 区が管理する河川管理施設の応急・復旧対策について区に技術的助言を行うほか、大規模なものについては直接実施する。

《都下水道局》

- 水再生センター、ポンプ所等の排水施設に被害を受けた場合は、特に、氾濫水による被害の拡大防止に重点を置き、区関係部局及び水防団体との相互の協力及び応援態勢の確立を図り、速やかに施設の復旧に努める。
- 復旧活動に当たっては、災害時における応急復旧業務に関する協定を締結している民間団体と連携して対処する。

《関東地方整備局》

- 破損等の被害を受けた場合には、特に、氾濫水による被害の拡大防止に重点を置き、速やかに施設の復旧に努める。
- 都及び区市町村等の行う応急対策に関し、要請があれば技術的支援を行う。

### 3 港湾・海岸・漁港施設等の復旧対策

#### (1) 内容と役割分担

機 関 名	内 容
都 建 設 局	○ 被害を受けた海岸保全施設を速やかに復旧し、防災機能の早期回復を図る。
都 港 湾 局	○ 被害を受けた港湾施設等を速やかに復旧し、海上輸送機能を確保する。 ○ 被害を受けた海岸保全施設を速やかに復旧し、防災機能の早期回復を図る。 ○ 島しょ空港(大島、新島、神津島、三宅島、八丈島)の以下の応急復旧について、各支庁と協議し、速やかに実施する。 ・滑走路、着陸帯、誘導路、エプロン、灯火施設などの基本施設が破壊されて、航空機の離着陸に重大な支障を与えているもの
関東地方整備局	○ 国有施設の被害状況を調査し、関係機関及び関係民間団体の協力を得て必要な応急・復旧を行う。 また、必要に応じて関係機関へ技術的な指導及び応急復旧の支援を行う。
東京航空局	○ 島しょ空港(大島、新島、神津島、三宅島、八丈島)の以下の応急復旧について、速やかに実施する。 ・航空保安無線施設又は管制施設等が破壊されて航空機の離着陸に重大な支障を与えているもの
東京管区气象台	○ 島しょ空港(大島、新島、神津島、三宅島、八丈島)の以下の応急復旧について、東京管区气象台が速やかに実施する。 ・気象施設が破壊されて航空機の離着陸に重大な支障を与えているもの

#### (2) 詳細な取組内容

##### 〈都港湾局〉

- 港湾施設等の復旧作業は、関係業界との協定等により、特に広域輸送基地(ふ頭)及び、水上輸送基地を最優先に行い、その後、逐次一般港湾施設の復旧作業を行う。
- 港湾施設等において、特に公共の安全確保上緊急に復旧を行う必要のある対象は次のとおりである。
  - ・ 係留施設の破壊で船舶の係留又は荷役に重大な支障を与えているもの
  - ・ 臨港交通施設の破壊で、これによって当該臨港交通施設による輸送が不可能又は著しく困難であるもの(他の施設による輸送が著しく困難でない場合を除く。)

## 第10章 公共施設等の応急・復旧対策

### 第5節 津波等対策

- ・ 港湾等の埋そくで船舶の航行又は停泊に重大な支障を与えているもの
  - ・ 外かく施設の破壊で、これを放置するときは、著しい被害を生ずるおそれがあるもの
- 防潮堤、水門等の海岸保全施設の全壊又は決壊で、これを放置すると被害を生ずるおそれがある場合は、復旧を行う。
- 《関東地方整備局》
- 耐震強化岸壁、航路・泊地、臨港道路の早期復旧、供用に関する支援を行う。

## 第11章 応急生活対策

- 被災者の生活の確保、被災住宅の応急修理、応急仮設住宅の供給を図る。
- 児童・生徒の生命及び安全並びに教育活動、都民生活の安定を図るための応急金融対策を図る。

### 第1節 被災宅地の危険度判定

機 関 名	内 容
区 市 町 村	○ 危険度判定の実施、判定結果の表示等を行う。
都 都 市 整 備 局	○ 区市町村からの要請に応じ、被災宅地危険度判定士への協力依頼等、支援措置を講じる。

#### 1 判定制度の目的

- 被害の発生状況を迅速かつ的確に把握し、危険度を判定することによって、二次災害を軽減・防止し住民の安全の確保を図る。

#### 2 判定対象宅地

- 宅地造成等規制法第2条第1号に規定する宅地(農地、採草放牧地及び森林並びに道路、公園、河川その他公共の用に供する施設の用に供せられている土地以外の土地)のうち、住居である建築物の敷地及び危険度判定実施本部長が危険度判定の必要を認める建築物の敷地並びにこれらに被害を及ぼすおそれのある土地が対象となる。

#### 3 判定の実施

- 区市町村長は、災害の発生後に、宅地の被害に関する情報に基づき、被災宅地危険度判定実施本部の設置その他必要な措置を講じ、判定を実施する。
- 知事は、区市町村から被災宅地危険度判定士の派遣等の支援要請を受けたときは、都に危険度判定支援本部を設置し、速やかに被災宅地危険度判定士に協力を依頼する等、支援措置を講じる。
- 知事は、災害の規模が極めて大きく広範囲にわたるときは、必要に応じて他府県に対して被災宅危険度判定士の派遣等を要請し、又は国土交通省に対し被災宅地危険度判定士の派遣等について調整を要請する。

#### 4 判定結果の表示

- 被災宅地危険度判定の結果については、「危険宅地」「要注意宅地」「調査済宅地」の3種類のステッカーを宅地等の見やすい場所に表示する。
- 当該宅地の使用者・居住者だけでなく、宅地の付近を通行する歩行者にも安全

## 第11章 応急生活対策

### 第2節 住家被害認定調査及び罹災証明書交付

であるか否かを容易に識別できるようにする。

## 第2節 住家被害認定調査及び罹災証明書交付

### 1 災害時の罹災証明書交付に向けた実施体制整備

#### (1) 対策内容と役割分担

都は、区市町村が実施する罹災証明書交付手続のシステム化や、迅速な生活復旧体制の確保を図る。

機 関 名	内 容
都 総 務 局	<ul style="list-style-type: none"><li>○ 「災害発生時における被災者生活再建支援業務の実施体制整備に関するガイドライン」の実効性の向上及び継続的な見直し</li><li>○ 共同利用版のシステム利用に関する区市町村間の調整</li><li>○ 区市町村に対する研修や訓練の実施</li><li>○ 区市町村の応援要員の確保の検討</li></ul>
都 主 税 局	<ul style="list-style-type: none"><li>○ 固定資産関連情報等に関し、区と調整</li></ul>
東 京 消 防 庁	<ul style="list-style-type: none"><li>○ 風水害が原因で発生した火災による被害状況調査体制の充実</li><li>○ 区市町村との協定締結や事前協議による風水害が原因で発生した火災の罹災証明書交付に係る連携体制の確立</li></ul>
区 市 町 村	<ul style="list-style-type: none"><li>○ ガイドラインに基づき、住家被害認定調査や、罹災証明書の交付体制等を構築</li><li>○ 住家被害認定調査や罹災証明書の交付事務手続等に関する職員研修や訓練を実施</li><li>○ 東京消防庁との協定締結や事前協議による罹災証明書交付に係る連携体制の確立</li></ul>

#### (2) 詳細な取組内容

##### 《都総務局》

- 区市町村と都が協働で設立した「東京都被災者生活再建支援システム利用協議会」において、災害に係る住家被害認定調査、罹災証明書交付、被災者台帳の作成まで一貫した実施体制の構築に取り組む。さらに、被災者台帳については、被災者生活再建支援システムを発展させ広域的な情報共有に向けて検討する。
- 平成29年5月に策定した「災害発生時における被災者生活再建支援業務の実施体制整備に関するガイドライン」の実効性の向上及び継続的な見直しを行う。
- 全区市町村が、被災者生活再建支援システムを導入しやすい環境整備として構築した共同利用型システムの利用に関する調整及び合意形成を図る。

- 区市町村に対し、罹災証明書の発行根拠となる住家被害認定調査や罹災証明書の発行体制等に関する研修及び訓練を実施する。  
また、受講者をリスト化することで、応援体制の強化を図る。  
さらに、都外自治体等へも上記研修への参加の働きかけ等を行い、応援応援がしやすいように被災者生活再建支援システムやガイドランに基づく業務フローの全国的な標準化に向け検討する。

《都主税局》

- 区部は、罹災証明書の交付に必要な固定資産関連情報について東京都主税局と連携を図る。

《東京消防庁》《区市町村》

- 東京消防庁と区市町村は協定締結や事前協議等を行い、風水害が原因で発生した火災の罹災証明書交付に係る連携体制を確立する。

《区市町村》

- 区市町村は、ガイドラインに基づき、住家被害認定調査や、罹災証明書発行体制等の庁内体制を整備するとともに、業務のマネジメントや実務を担う人材の育成に向けて研修や訓練を実施する。
- 区市町村は、応急危険度判定調査、被災宅地危険度判定調査、住家被害認定調査など、住宅に関する各種調査が個別の目的を有していることを踏まえ、それぞれの調査の必要性や実施時期の違いなどについて周知するものとする。
- 区市町村は住家等の被害の程度を調査する際、必要に応じて、航空写真、被災者が撮影した住家の写真、応急危険度判定の判定結果等を活用するなど、適切な手法により実施する。

2 罹災証明書の交付準備

(1) 対策内容と役割分担

「災害発生時における被災者生活再建支援業務の実施体制整備に関するガイドライン」に基づき、住家被害認定調査及び罹災証明書交付のための準備を進める。

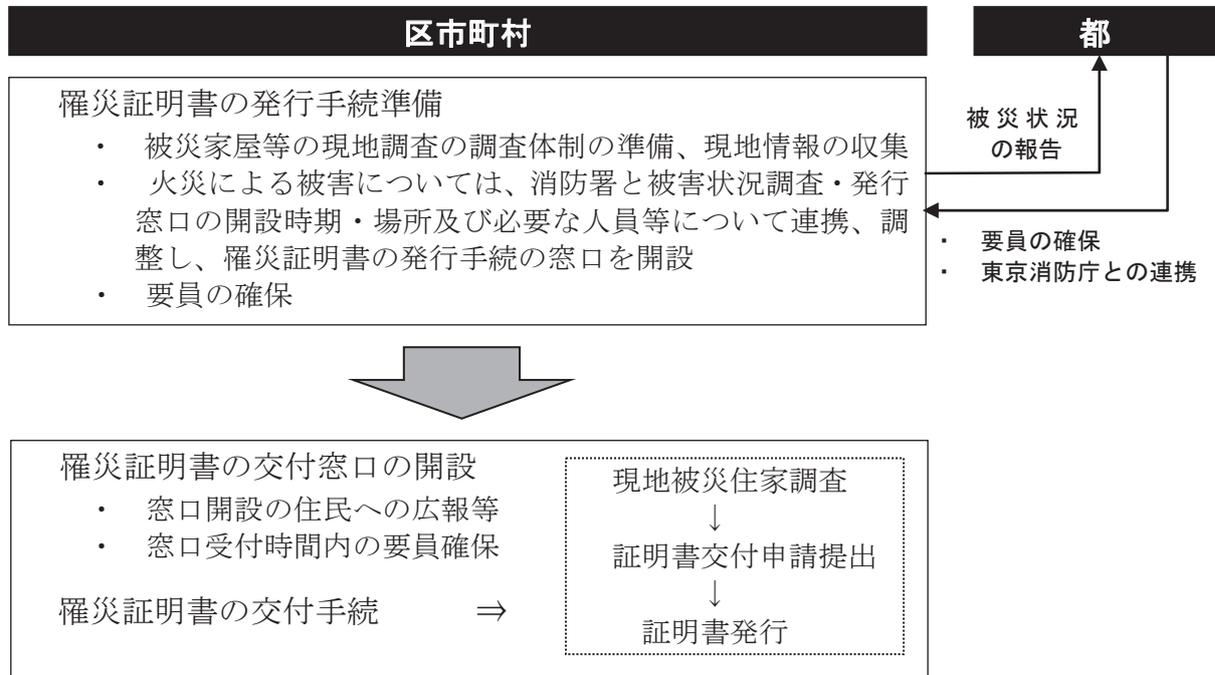
機 関 名	内 容
都 総 務 局	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 区市町村の要請に応じて、関係機関や他の地方公共団体に対して、住家被害認定調査等の要員確保に関する協力を要請</li> <li>○ 職員を被災区市町村へ派遣</li> <li>○ 共同利用版の被災者生活再建支援システムの利用に関する区市町村間の調整を実施</li> <li>○ 住家被害認定調査の実施に向けて区市町村間の調整を実施</li> </ul>
東 京 消 防 庁	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 風水害が原因で発生した火災による被害状況調査の実施に向けて、区市町村と調整</li> </ul>
区 市 町 村	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 住家被害認定調査及び罹災証明書交付の実施体制を構築</li> <li>○ システム稼働に向けた準備や資機材を確保</li> </ul>

## 第11章 応急生活対策

### 第2節 住家被害認定調査及び罹災証明書交付

機 関 名	内 容
	○ 住家被害認定調査実施に向けた計画等を策定

#### (2) 業務手順



#### (3) 詳細な取組内容

##### 《都総務局》

- 区市町村が実施する住家被害認定調査のほか、罹災証明書の交付手続事務に関する応援要請に対して、関係機関や他の地方公共団体等人員調整を広域的に実施する。
- 共同利用版のシステム利用自治体間における、調査表読込端末の配置や住基情報のインポートなど必要な事項の調整を行う。
- 住家被害認定調査における調査対象や被害区分（全壊・大規模半壊・半壊・一部損壊・床上浸水・床下浸水）等について区市町村間の調整を行う。

##### 《東京消防庁》

- 風水害が原因で発生した火災による被害状況調査の実施に向けて、区市町村と連携を図る。

##### 《区市町村》

- 住家被害認定調査の実施や罹災証明書の交付に向けて、庁内連携及び応援職員の確保も含めて体制を構築する。
- 被災者生活再建支援システムに最新の住民情報や家屋情報を登録するなど、システム稼働に向けた準備や資機材の確保を行う。
- 住家被害認定調査の調査方針、調査体制、業務日程などを含む調査計画を策定し、調査員及び庁内外の関係部署と共有したうえで、被害認定調査を実施す

る。

- 風水害が原因で発生した火災による被害状況調査の実施に向けて、東京消防庁と連携を図る。

### 3 罹災証明書の交付

#### (1) 対策内容と役割分担

「災害発生時における被災者生活再建支援業務の実施体制整備に関するガイドライン」に基づき、住家被害認定調査を実施し、罹災証明書を交付するとともに、被災者台帳を作成する。

機 関 名	内 容
都 総 務 局	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 罹災証明書交付窓口の開設時期等について区市町村間の調整を実施</li> <li>○ 住家被害状況や被災者に対する支援状況の全体像の把握</li> </ul>
東 京 消 防 庁	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 消防署と区市町村が連携し、発行時期や発行場所等について調整を図り、風水害が原因で発生した火災の罹災証明書の発行手続の支援を実施</li> </ul>
区 市 町 村	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 住家被害認定調査の結果に基づき、罹災証明書の交付手続を実施</li> <li>○ 必要に応じて住家被害の再調査（第2次調査）を実施</li> <li>○ 被災者台帳を作成し、被災者生活再建支援の進捗状況を管理</li> </ul>

#### (2) 詳細な取組内容

##### 《都総務局》

- 罹災証明書発行窓口の開設時期等に関する区市町村間の調整を行う。また、住家被害認定調査や罹災証明書の交付が進捗する中で課題が発生した場合についても調整を行う。
- 都は、住家被害状況の全体像を区市町村から把握する。また被災者に対する支援状況についても全体把握し、都における支援策の検討に活用する。

##### 《東京消防庁》

- 風水害が原因で発生した火災による被害状況調査及び罹災証明書の発行について、区市町村と連携を図る。

##### 《区市町村》

- 住家被害認定調査を実施するとともに調査結果をデータ化し、罹災証明書の交付に備える。
- 住家被害認定調査の進捗状況や仮設住宅入居などの日程を確認しながら、交付日程について庁内調整するとともに、交付場所や資機材を確保する。また、都や区市町村と交付日程の足並みを揃えるなど調整をしたのち、交付日程等について被災者に広報する。

## 第11章 応急生活対策

### 第3節 被災住宅の応急修理

- 住家被害認定調査の結果を被災者に説明しながら罹災証明書を交付し、被災者から同意が得られない場合には再調査（第2次調査）を実施する。
- 罹災証明書交付時に確定した情報等を基に被災者台帳を作成し、被災者の生活再建支援の進捗状況を管理する。
- 風水害が原因で発生した火災による被害状況調査及び罹災証明書の交付について、東京消防庁と連携を図る。

### 第3節 被災住宅の応急修理

機 関 名	内 容
都住宅政策本部	○ 居住に必要な最小限の応急修理を行い、被災した住宅の居住性を維持する。

#### 1 住宅の応急修理

##### (1) 応急修理の目的

- 災害救助法が適用された地域内において、災害により住家が半壊、半焼若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受けた場合、居住に必要な最小限の応急修理を行い、被災した住宅の居住性を維持する。
- 取り壊しに伴うがれきの発生や応急仮設住宅の需要の低減を図る。

##### (2) 対象者

- 災害のため住家が半壊、半焼若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受け、自らの資力では応急修理ができない者及び大規模な補償を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊した者。

##### (3) 応急修理事務の実施

- 都が定める実施要領に基づき、都から委任され実施を決めた区市町村は、被災者からの応急修理の申込を受け付け、当該区市町村長が発行する罹災証明書等により、対象者であることを確認し、対応する。

#### 2 応急修理の方法

##### (1) 修理

- 都が、一般社団法人東京建設業協会又は全国建設労働組合総連合東京都連合会のあっせんする応急修理を行うことができる建設業者のリストを提示し、それを参考に区市町村が作成したリストの中から被災者が選定した業者が、居室、炊事場、トイレ等生活上欠くことのできない部分の修理を行う。

##### (2) 修理費用の範囲

- 1世帯当たりの限度額は、国の定める基準以内。

##### (3) 期間

- 原則として、災害発生の日から1か月以内に完了する。

### 3 応急修理後の事務

- 応急修理を実施した場合、都及び区市町村は、必要な帳票を整備する。

## 第4節 応急仮設住宅の供給

機 関 名	内 容
都住宅政策本部	○ 災害救助法が適用された地域において、災害により住家を滅失し、自己の資力によっては居住する住家を確保できない被災者に、応急的に仮設住宅を供給する。

### 1 供給の実施

- 都は、被害状況に応じて、建設型応急住宅、賃貸型応急住宅及び都営住宅等の公的住宅の活用により応急仮設住宅等を迅速かつ的確に供給する。

都内において、十分な戸数を確保できない場合は、速やかに他道府県に対し、応急仮設住宅等の供与について協力要請を行う。

#### (1) 建設型応急住宅

- 都は、関係団体と協力して仮設住宅を建設し、被災者に提供する。

##### ア 建設候補地の確保

- 区市町村は、あらかじめ次の点を考慮の上、建設候補地を定める。

- (ア) 接道及び用地の整備状況
- (イ) ライフラインの状況（埋設配管）
- (ウ) 避難場所などの利用の有無

- 都は、常に最新の建設候補地の状況を把握しておくために、年1回区市町村から報告を求める。

- 都住宅政策本部は、区市町村から建設候補地の報告を受けた際、東京消防庁に情報を提供する。

##### イ 建設地

- (ア) 都は建設候補地の中から建設地を選定する。建設に当たっては、二次災害の危険がないよう配慮する。

- (イ) 選定に当たり、各区市町村の行政区域内の用地だけでは必要戸数の確保が困難な場合には、都との調整を踏まえ、区市町村相互間で戸数を融通し割り当てる。

- (ウ) 都住宅政策本部は、建設地及び建設計画が決定した際、東京消防庁に必要な情報を提供する。

##### ウ 構造及び規模等

- (ア) 平屋建て・2階建ての軽量鉄骨系プレハブ、木質系プレハブ、木造又はユニットを標準とし、必要に応じ、その他構造を選定する。

## 第11章 応急生活対策

### 第4節 応急仮設住宅の供給

- (イ) 必要に応じ、高齢者や障害者世帯に配慮した設備・構造の住宅とする。
- (ウ) 1戸当たりの規模は、国の定めに基づき、地域の実情、世帯構成等に応じて、都が設定する。
- (エ) 1戸当たりの設置に係る費用については、国の定めによる。
- (オ) 都住宅政策本部は、建設する仮設住宅の標準仕様書について、東京消防庁、一般社団法人プレハブ建築協会、一般社団法人全国木造建設事業協会、一般社団法人日本木造住宅産業協会等と協議を行い、防火安全対策を講じる。

#### エ 建設工事

- (ア) 災害発生の日から20日以内に着工する。
- (イ) 都は、一般社団法人東京建設業協会、一般社団法人プレハブ建築協会、一般社団法人全国木造建設事業協会又は一般社団法人日本木造住宅産業協会があっせんする建設業者に建設工事を発注する。
- (ウ) 必要に応じ、他の建設業者にも発注する。
- (エ) 都は、必要に応じて、工事の監督を区市町村等に委任する。
- (オ) 都住宅政策本部は、建設工事が終了し、使用が開始されることについて、東京消防庁に情報を提供する。

#### オ その他

- 区市町村は、東京消防庁が策定する防火安全対策について、入居者に対し指導する。
- (2) 賃貸型応急住宅
  - 都は、関係団体と協力し、借上げにより民間賃貸住宅を被災者に提供する。
- (3) 公的住宅の活用による一時提供型住宅
  - 都は都営住宅等の空き家を確保するとともに、独立行政法人都市再生機構、東京都住宅供給公社及び区市町村等に空き家の提供を求め、被災者に供給する。
- (4) 入居資格
  - 次の各号の全てに該当する者のほか、知事が必要と認める者とする。
    - ア 住家が全焼、全壊又は流失した者
    - イ 居住する住家がない者
    - ウ 自らの資力では住家を確保できない者
  - 使用申込みは1世帯1か所限りとする。
- (5) 入居者の募集・選定
  - 都は、応急仮設住宅の入居者の募集計画を策定し、区市町村に住宅を割り当てるとともに、入居者の募集及び選定を依頼する。
  - 割り当てに際しては、原則として各区市町村の行政区域内における必要戸数の確保が困難な場合を想定し、都が区市町村との調整を踏まえ、広域的に

割り当てる。

- 住宅の割当てを受けた区市町村は、当該区市町村の被災者に対し募集を行う。
  - 入居者の選定基準は都が策定し、それに基づき当該応急仮設住宅が存する区市町村が入居者の選定を行う。
  - なお、賃貸型応急住宅については、被災者が物件を自ら探す方式により住宅の提供を行う場合には、区市町村への住宅の割り当ては実施しないが、募集・申込受付等は区市町村に依頼し、区市町村において所要の事務を行う。
- (6) 応急仮設住宅の管理及び入居期間
- 応急仮設住宅の管理は原則として、供給主体が行う。
  - 区市町村は、入居者の管理を行うとともに、必要な帳票を整備する。
  - 応急仮設住宅の入居期間は、内閣総理大臣が定める基準に従い、あらかじめ、知事が定める。

## 第5節 都営住宅の応急修理

機 関 名	内 容
都 住 宅 政 策 本 部	○ 都営住宅等について、東京都住宅供給公社と協力して応急修理に当たる。

- 都及び東京都住宅供給公社は、応急危険度判定後、危険防止等のため応急的な修理が必要な都営住宅等について、協力して応急修理に当たる。

## 第6節 建設資材等の調達

### 1 応急仮設住宅資材等の調達

機 関 名	内 容
都 住 宅 政 策 本 部	○ 応急仮設住宅資材等の調達及び要請を行う。

- 資材等は、一般社団法人プレハブ建築協会、一般社団法人東京建設業協会、一般社団法人全国木造建設事業協会及び一般社団法人日本木造住宅産業協会があっせんする建設業者を通じて調達する。  
(別冊資料第201「応急仮設住宅供給能力一覧表」)
- 必要に応じて国の関係省庁に対して、資材等の調達を要請する。
- 仮設住宅の早期建設に向け、建設用地や建設資材の確保等について検討を行う。

## 2 災害復旧用材(国有林材)の供給

- 農林水産省(関東森林管理局)は、被災者の救助、災害の復旧及び木材需給の安定のため、災害復旧用木材(国有林材)の供給を行う。
- 災害復旧用材の供給は、知事、区市町村長等からの要請により行う。  
(別冊資料第202「災害復旧用材の供給に係わる特例措置」)

## 第7節 被災者の生活確保

### 1 生活相談

機 関 名	内 容
都	○ 区市町村が被災者台帳の作成のため、都が保有する被災者に関する情報を必要とし、その情報の提供の求めがあったときは、被災者に関する情報の提供を実施
都生活文化局	○ 常設の都民相談窓口、または災害の規模に応じて臨時相談窓口を開設し、被災者の生活に関する相談、要望等に対応する。
警 視 庁	○ 警察署、交番その他必要な場所に、臨時相談所を設置して、警察関係の相談に当たる。
東 京 消 防 庁	○ 災害の規模に応じて、消防庁舎その他必要な場所に消防相談所を開設し、各種相談、説明、案内に当たる。 ○ 都民からの電子メールによる問合せに対応する。
区 市 町 村	○ 被災者のための相談所を設け、要望事項を聴取しその解決を図るほか、その内容を関係機関に連絡して対応を要請する。 ○ 被災者台帳に基づく各種被災者生活再建支援業務を推進する。

### 2 災害弔慰金等の支給

- 都福祉保健局・区市町村は、自然災害により死亡した都民の遺族に対して、災害弔慰金の支給を、また、自然災害により精神的又は身体に著しい障害を受けた者に対して、災害障害見舞金を支給する。
- 日赤東京都支部では、災害救援品の支給基準に基づき、日赤各地区からの申請により、被災した者に対して、災害救援品の配分を行う。  
(別冊資料第203「災害弔慰金等の支給」)

### 3 災害援護資金等の貸付

- 都福祉保健局・区市町村は、災害救助法が適用となる自然災害により家財等に被害を受けた世帯の世帯主に対して、生活の立て直し資金として、災害援護資金

を貸し付ける。

- 都福祉保健局・東京都社会福祉協議会は、被災した低所得世帯を対象に、生活の立て直しのための生活福祉資金や、緊急かつ一時的に生活費が必要な場合の緊急小口資金を貸し付ける（生活福祉資金については、災害援護資金の貸付対象となる場合は原則として対象外）。

（別冊資料第204「災害援護資金等の貸付」）

#### 4 被災者生活再建支援金の支給

- 都福祉保健局・区市町村は、自然災害により、その生活基盤に著しい被害を受けた者に対して、都道府県が拠出した基金を活用して被災者生活再建支援金を支給する。

（別冊資料第205「被災者生活再建支援金の支給」）

#### 5 職業のあっせん

機 関 名	内 容
区 市 町 村	○ 被災者の職業のあっせんについて、都に対する要請措置等の必要な計画を策定する。
東 京 労 働 局	○ 災害による離職者の把握に努めるとともにその就職については、区市町村の被災状況等を勘案の上、都内各公共職業安定所(17か所)と緊密な連絡をとり、公共職業安定所を通じ速やかに、そのあっせんを図る。 ○ 他府県への就職希望者については、ハローワークシステムの活用等により、他府県と連絡調整を行い雇用の安定を図る。 ○ 災害により離職を余儀なくされた者の早期再就職を促進するため、被災地域を管轄する公共職業安定所の長を通じ、次の措置を講ずる。 ア 被災者のための臨時職業相談窓口の設置 イ 公共職業安定所に出向いて行くことの困難な地域における臨時職業相談所の開設又は巡回職業相談の実施

#### 6 租税の徴収猶予及び減免等

機 関 名	内 容
都 主 税 局	○ 被災した納税義務者又は特別徴収義務者に対し、地方税法又は東京都都税条例により、都税の納税緩和措置として、期限の延長、徴収猶予及び減免等それぞれの事態に対応して、適時、適切な措置を講じる。
区 市 町 村	○ 区市町村は、被災者に対する区市町村税の徴収猶予及び減免等納税緩和措置に関する計画を策定する。

機 関 名	内 容
東 京 労 働 局	○ 災害により、労働保険適用事業主が納期限内に労働保険料を納付することが困難となった場合、被災した労働保険適用事業主に対し、その申請に基づき1年以内の期間に限り、労働保険料の納入期限の延長措置を講じる。

## 7 その他の生活確保

機 関 名	内 容
東 京 労 働 局	<p>1 雇用保険の失業給付に関する特別措置 災害により、失業の認定日に出向いて行くことのできない受給資格者に対して、事後に証明書等により失業の認定を行い、失業給付を行う。</p> <p>2 労働保険料等の徴収の猶予 被災した労働保険適用事業主に対し、関係法令に基づき、労働保険料の納入期限の延長等の措置を講じる。</p> <p>(1) 納期限の延長 災害により、労働保険適用事業主が納期限内に労働保険料を納付することが困難となった場合、その申請に基づき1年以内の期間に限り、納期限を延長する。</p> <p>(2) 制度の周知徹底 区市町村及び労働保険事務組合等の関係団体に対して、該当適用事業主に対する制度の周知を要請する。</p>
関 東 森 林 管 理 局	○ 知事等から被災地等における木材の需給安定等について要請があった場合、その必要があると認めるときは、国有木材の供給の促進、輸送販売の実施、木材関係団体等への要請等に努める。
日 本 郵 便	<p>1 被災者に対する郵便葉書等の無償交付</p> <p>2 被災者が差し出す郵便物の料金免除</p> <p>3 被災地あて救助用郵便物の料金免除</p>
日 本 放 送 協 会	<p>○ 日本放送協会放送受信料免除基準に基づき、被災者の受信料を免除する。</p> <p>○ 状況により避難所へ受信機を貸与する。</p>
N T T 東 日 本 N T T コ ミ ュ ニ ケ ー シ ョ ン ス N T T ド コ モ	<p>○ NTT各社の規定に該当する被災者又は避難者の基本料金の減免及び仮住居への移転工事費の無料化を実施</p> <p>○ 災害救助法適応地域のお客様の電話料金の支払期限の延長</p> <p>○ 料金等の減免を行ったときは、ホームページ等に掲示する他、報道発表等で、関係の支店等に掲示する等の方法により、その旨を周知する。</p>

## 第8節 中小企業への融資

機 関 名	内 容
都産業労働局 関係機関	○ 中小企業事業者及び組合への融資

- 都及び政府系金融機関は、災害により、被害を受けた中小企業及びその組合に対し、事業の復旧に必要な資金の融資を行い、事業の安定を図る。  
(別冊資料第206「中小企業への融資」)

## 第9節 農林漁業関係者への融資

機 関 名	内 容
都産業労働局 関係機関	○ 株式会社日本政策金融公庫による融資 ○ 経営資金等の融通 ○ 農林漁業団体に対する指導

### 1 株式会社日本政策金融公庫による融資

- 都は、農林水産業施設等の災害復旧資金及び被災農林漁業者の経営維持安定に必要な資金について、株式会社日本政策金融公庫から貸付を行わせるものとし、必要枠の確保、早期貸付等につき適切な措置を講じ、又は指導を行う。  
(別冊資料第207「農林漁業関係者への融資」)

### 2 経営資金等の融通

- 都は、農林水産物の被害が一定規模以上である場合においては、国の天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法の適用を受けて、被害農林漁業者等に対する経営資金等の融通等の措置を講じる。

### 3 農林漁業団体に対する指導

- 都は、災害時において、被災農林漁業者等が緊急に必要とする資金の融通等に関し、農林中央金庫、関係金融機関等に対し、つなぎ資金の融通の依頼その他被害の実情に即し適切な指導を行う。

## 第10節 応急金融対策

### 1 銀行券の発行並びに通貨及び金融の調節

機 関 名	内 容
日 本 銀 行	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 被災地における金融機関の現金保有状況の把握に努め、必要に応じ被災地所在の金融機関に臨時に銀行券を寄託するほか、金融機関の所要現金の確保について必要な措置を講じること等により、通貨の円滑な供給の確保に万全の措置を講じる。</li> <li>○ 被災地における損傷日本銀行券及び損傷貨幣の引換えについては、職員を派遣する等必要な措置を講ずる。</li> <li>○ 被災地に対する現金供給のため、緊急に現金を輸送し、又は通信を行う必要があるときは、関係行政機関等と密接に連絡をとった上、輸送、通信の確保を図る。</li> <li>○ 必要に応じ適切な通貨及び金融の調整を行う。</li> </ul>

### 2 資金決済の円滑の確保を通じ信用秩序の維持に資するための措置

機 関 名	内 容
日 本 銀 行	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 金融機関の間で行われる資金決済の円滑の確保を図るため、必要に応じ、日本銀行金融ネットワークシステムその他の決済システムの安定的な運行に係る措置を実施する。また、必要に応じ、関連する決済システムの運営者等に対し、参加者等の業務に支障が出ないよう考慮し適切な措置を講じることを要請する。</li> <li>○ 金融機関の間で行われる資金決済の円滑の確保を図るため、必要に応じ、資金の貸付を行う。</li> </ul>

### 3 金融機関の業務運営の確保に係る措置

機 関 名	内 容
関 東 財 務 局 日 本 銀 行	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 関係行政機関と協議の上、被災金融機関が早急に営業を開始できるよう必要な措置を行う。また、必要に応じて、金融機関の営業時間の延長又は休日臨時営業の措置をとるよう要請する。</li> </ul>

#### 4 金融機関による金融上の措置の実施に係る要請

機 関 名	内 容
<p>関 東 財 務 局 日 本 銀 行</p>	<p>○ 被災者の便宜を図るため、関係行政機関と協議の上、金融機関に対し、次のような金融上の措置をとるよう要請する。</p> <p><b>【預貯金取扱金融機関への要請】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・預金証書、通帳を紛失した場合でも、災害被災者の被災状況等を踏まえた確認方法をもって預金者であることを確認して払戻しに応ずること。(①)</li> <li>・届出の印鑑のない場合には、拇印にて応ずること。(②)</li> <li>・事情によっては、定期預金、定期積金等の期限前払戻しに応ずること。また、当該預金等を担保とする貸付にも応ずること。(③)</li> <li>・今回の災害による障害のため、支払期日が経過した手形については関係金融機関と適宜話し合いのうえ取立ができることとすること。(④)</li> <li>・今回の災害のため支払いができない手形・小切手について、不渡報告への掲載及び取引停止処分に対する配慮を行うこと。また、電子記録債権の取引停止処分又は利用契約の解除等についても同様に配慮すること。(⑤)</li> <li>・損傷した紙幣や貨幣の引換えに応ずること。(⑥)</li> <li>・国債を紛失した場合の相談に応ずること。(⑦)</li> <li>・災害の状況、応急資金の需要等を勘案して、融資相談所の開設、融資審査に際して提出書類を必要最小限にする等の手続きの簡便化、融資の迅速化、既存融資にかかる返済猶予等の貸付条件の変更等、災害の影響を受けている顧客の便宜を考慮した適時的確な措置を講ずること。(⑧)</li> <li>・「自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン」の手続き、利用による効果等の説明を含め、同ガイドラインの利用に係る相談に適切に応ずること。(⑨)</li> <li>・罹災証明書を求めている手続きでも、市町村における交付状況等を勘案し、現況の写真の提出など他の手段による被災状況の確認や罹災証明書の後日提出を認める等、災害被災者の便宜を考慮した取扱いとすること。(⑩)</li> <li>・休日営業又は平常時間外の営業について適宜配慮すること。また、窓口における営業が出来ない場合であっても、顧客及び従業員の安全に十分配慮した上で現金自動預払機等において預金の払戻しを行う等災害被災者の便宜を考慮した措置を講ずること。(⑪)</li> <li>・①～⑪にかかる措置について実施店舗にて店頭掲示を行うとともに、可能な限り顧客に対し広く周知するよう努めること。(⑫)</li> <li>・営業停止等の措置を講じた営業店舗名等、及び継続して現金自動預払機等を稼働させる営業店舗名等を、速やかにポスタ</li> </ul>

一の店頭掲示等の手段を用いて告示するとともに、その旨を新聞やインターネットのホームページに掲載し、顧客に周知徹底すること。(13)

**【証券会社等への要請】**

- ・届出の印鑑を紛失した場合でも、災害被災者の被災状況等を踏まえた確認方法をもって本人であることを確認して払戻しに応ずること。(1)
- ・有価証券紛失の場合の再発行手続きについての協力をする  
こと。(2)
- ・災害被災者から、預かり有価証券等の売却・解約代金の即日  
払いの申し出があった場合に、可能な限り払戻しに  
応ずること。(3)
- ・①～③にかかる措置について実施店舗にて店頭掲示等を行  
うとともに、可能な限り顧客に対し広く周知するよう努める  
こと。(4)
- ・窓口営業停止等の措置を講じた場合、営業停止等を行う営業  
店舗名等を、速やかにポスターの店舗掲示等の手段を用いて  
告示するとともに、その旨を新聞やインターネットのホーム  
ページに掲載し、顧客に周知徹底すること。(5)
- ・その他、顧客への対応について十分配慮すること。(6)

**【生命保険会社、損害保険会社及び少額短期保険業者への要  
請】**

- ・保険証券、届出印鑑等を紛失した保険契約者等については、  
申し出の保険契約内容が確認できれば、保険金等の請求案内  
を行うなど可能な限りの便宜措置を講ずること。(1)
- ・生命保険金又は損害保険金の支払いについては、できる限り  
迅速に行うよう配慮すること。(2)
- ・生命保険料又は損害保険料の払込については、契約者の被災  
の状況に応じて猶予期間の延長を行う等適宜の措置を講ず  
ること。(3)
- ・①～③にかかる措置について実施店舗にて店頭掲示等を行  
うとともに、可能な限り保険契約者等に対し広く周知するよ  
う努めること。(4)
- ・窓口営業停止等の措置を講じた場合、営業停止等を行う営業  
店舗名等を、速やかにポスターの店舗掲示等の手段を用いて  
告示するとともに、その旨を新聞やインターネットのホーム  
ページに掲載し、顧客に周知徹底すること。(5)

**【電子債権記録機関への要請】**

- ・災害時における電子記録債権の取引停止処分又は利用契約  
の解除等の措置について配慮すること。(1)
- ・休日営業又は平常時間外の営業について適宜配慮すること。

	<p>(2)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・上記にかかる措置について実施店舗にて店頭掲示を行うこと。(3)</li> <li>・営業停止等の措置を講じた営業店舗名等を、速やかにポスターの店頭掲示等の手段を用いて告示するとともに、その旨を新聞やインターネットのホームページに掲載し、顧客に周知徹底すること。(4)</li> </ul>
--	-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

## 第11節 義援金の取扱い

### 1 義援金募集の検討

- 都、区市町村、日本赤十字社各機関は、被害の状況等を把握し、義援金の募集を行うか否かを検討し、決定する。

### 2 東京都義援金配分委員会の設置

- 義援金を、適切に募集・配分するため、都本部に東京都義援金配分委員会（以下「都委員会」という。）を設置する。
- 都委員会は、次の事項について審議し、決定する。
  - (1) 被災区市町村への義援金の配分計画の策定
  - (2) 義援金の受付・配分に係る広報活動
  - (3) その他義援金の受付・配分等に関して必要な事項
- 都委員会は、都、区市町村、日本赤十字社東京都支部、その他関係機関等の代表者により構成する。

### 3 義援金の募集・受付

機 関 名	内 容
都 福 祉 保 健 局	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 義援金の募集が決定した場合は、募集口座を開設するとともに、ホームページに掲載する等により、広く周知を図る。</li> <li>○ 受領した義援金については、寄託者に受領書を発行する。ただし、前記の口座への振込による場合は、振込用紙をもって受領書の発行に代えることができる。</li> <li>○ 都福祉保健局は、義援金の受付状況について都委員会に報告するものとし、受け付けた義援金は、預り金として都委員会が指定する方法で管理する。</li> <li>○ 区市町村等の義援金の募集・受付状況等を把握する。</li> <li>○ 義援金の募集・受付に関して、区市町村、日本赤十字社、関係機関等と情報を共有する。</li> </ul>

機 関 名	内 容
区 市 町 村	<p>&lt;区市町村独自の義援金&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 義援金の募集を行う場合は事前に定めた内容により、適切に取り扱う。</li> <li>○ 義援金の募集・受付に関して、都、日本赤十字社、関係機関等と情報を共有する。</li> </ul> <p>&lt;都の義援金募集への協力&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 都の義援金募集に協力して受領した義援金については、寄託者に受領書を発行する。ただし、口座への振込による場合は、振込用紙をもって受領書の発行に代えることができる。</li> <li>○ 都の義援金募集に協力して受け付けた義援金については、都委員会に報告するものとし、都委員会の指定する口座に送金する。なお、送金するまでの間は、「預り金」として銀行口座で一時保管する。</li> </ul>
日 赤 東 京 都 支 部	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 日赤東京都支部事務局(振興部振興課)及び都内日赤施設並びに各地区において受付窓口を開設し、直接義援金を受け付けるほか、郵便局・銀行に災害名を冠した義援金受付専用口座を開設し、受付期間を定めて振込による義援金を受け付ける。</li> <li>○ 災害の状況により、都内他の場又は都外においても、日赤本社、全国の日赤支部・日赤各施設及び地区に設置した受付窓口等で受け付ける。</li> <li>○ 受領した義援金については、寄託者に受領書を発行する。ただし、前記の口座振込による場合は、振込用紙をもって受領書の発行に代えることができる。</li> <li>○ 受領した義援金は、都委員会に送金するまでの間、支部長名義の口座を開設し、預り金として、一時保管する。</li> <li>○ 義援金の受付状況について都委員会に報告するものとし、受け付けた義援金は、都委員会に送金する。</li> </ul> <p>(注) 義援物資は、原則として受け付けない。</p>
都 総 務 局 関 係 機 関 等	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 国又は地方公共団体からの知事あての見舞金は、都本部(都総務局)にて受け付ける。</li> <li>○ 都各局・関係団体等は義援金の募集に協力する。</li> <li>○ 金融機関は、都及び区市町村の義援金口座の開設に協力する。</li> <li>○ 報道機関及び関係団体等は、義援金募集の広報に協力する。</li> </ul>

#### 4 義援金の配分

機 関 名	内 容
都 福 祉 保 健 局	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 都委員会の開催 義援金の募集開始後、都委員会を開催する。</li> <li>○ 義援金の送金 都委員会で決定した配分計画に基づき、義援金を区市町村に送金する。</li> <li>○ 義援金の募集方法、寄せられた義援金額や配分状況について、ホームページに掲載する等により、広く周知を図る。</li> </ul>
区 市 町 村	<p>&lt;都委員会からの受入れ&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 都委員会から配分される義援金を受け入れるため、銀行等に普通預金口座を開設し、都に報告する。</li> </ul> <p>&lt;義援金の支給&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 被災区市町村は、都委員会から送金された義援金を配分計画に基づき、速やかに被災者に支給する。</li> <li>○ 被災区市町村は、被災者への義援金の支給状況について、都委員会に報告する。</li> </ul>



## 第12章 災害救助法の適用

- 災害が発生し、区市町村単位の被害が一定以上で、かつ応急的な救助を必要とする場合、災害救助法の適用による救助を行うことにより、被災者の保護と社会の秩序の保全を図る。

### 第1節 災害救助法の適用

#### 1 災害救助の実施機関

- 東京都の地域に災害が発生し、災害救助法（昭和22年法律第118号）（以下、「救助法」という。）の適用基準に該当する被害が生じた場合、知事は救助法第2条の規定に基づき、被災者の保護と社会秩序の保全を目的として救助を実施する。
- 区市町村長は、救助法に基づき知事が救助に着手したときは、知事を補助し、被災者に対して必要な救助を実施する。また、知事は、救助を迅速に行う必要があるときは、救助に関する職権の一部を区市町村長に委任する。
- なお、災害の事態が急迫し、知事による救助法に基づく救助の実施を待つことができないときは、区市町村長は、救助に着手し、その状況を直ちに知事に報告し、その後の処理について知事の指示を受ける。

#### 2 救助法の適用基準

- 救助法の適用基準は、災害救助法施行令（昭和22年政令第225号）第1条に定めるところによるが、都においては、次のいずれか一つに該当する場合、救助法を適用する。  
（別冊資料第208「区市町村別災害救助法適用基準表」）
  - （1） 区市町村の区域内の人口に応じ、住家が滅失した世帯の数が災害救助法施行令別表第1に定める数以上であること
  - （2） 都の区域内で住家が滅失した世帯の数が災害救助法施行令別表第2に定める数以上あって、区市町村の区域内の住家のうち滅失した世帯の数が災害救助法施行令別表第3に定める数以上であること
  - （3） 都の区域内で住家が滅失した世帯の数が災害救助法施行令別表第4に定める数以上の場合又は災害が隔絶した地域で発生したものである等、災害にかかった者の救護を著しく困難とする特別の事情がある場合であって、多数の世帯の住家が滅失したこと
  - （4） 多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じたこと

#### 3 被災世帯の算定基準

- （1） 被災世帯の算定
  - 住家が滅失した世帯の数の算定に当たっては、住家が半壊し、又は半焼する等著しく損傷した世帯は、2世帯をもって、住家が床上浸水、土砂の堆積等により

## 第12章 災害救助法の適用

### 第1節 災害救助法の適用

一時的に居住することができない状態となった世帯は3世帯をもって、それぞれ住家の滅失した1世帯とみなす。

#### (2) 住家の滅失等の認定

##### ア 住家が滅失したもの

住家の損壊、焼失若しくは流失した部分の床面積が、その住家の延床面積の70%以上に達した程度のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のもの

##### イ 住家が半壊・半焼する等著しく損傷したもの

住家の損壊又は焼失した部分の床面積が、その住家の延床面積の20%以上70%未満のもの、又は、住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のもの

##### ウ 住家が床上浸水、土砂の堆積等により一時的に居住することができない状態となったもの

ア及びイに該当しない場合であって、浸水がその住家の床上に達した程度のもの、又は土石竹木等の堆積等により一時的に居住することができない状態となったもの

#### (3) 世帯及び住家の単位

○ 世帯とは、生計を一つにしている実際の生活単位をいう。

○ 住家とは、現実に居住のため使用している建物をいう。ただし、耐火構造のアパート等で居住の用に供している部屋が遮断、独立しており、日常生活に必要な設備を有しているもの等については、それぞれをもって、1住家として取り扱う。

## 4 救助法の適用手続

○ 災害に際し、区市町村における災害が、前記の救助法の適用基準のいずれかに該当し、又は該当する見込みがあるときは、当該区市町村長(島しょの町村長は支庁長を経由して)は、直ちにその旨を知事に報告しなければならない。

○ 知事は、区市町村からの報告又は要請に基づき、救助法を適用する必要があると認めたときは、直ちに、法に基づく救助の実施について、当該区市町村及び都各局に指示するとともに、関係指定地方行政機関等、内閣総理大臣に通知又は報告する。

○ 救助法を適用したときは、速やかに、次により公布する。

公告 ○月○日発生のお○災害に関し○月○日から○区市町村の区域に 災害救助法(昭和22年法律第118号)により救助を実施する。 令和○年○月○日 東京都知事 ○○○○
-------------------------------------------------------------------------------------------------

○ 知事は、救助法を適用しようとするときは、事前に内閣総理大臣(内閣府防災担当)にその旨を連絡する。

- 都本部が設置されている場合は、本部長室の審議を経て救助法を適用する。

## 5 救助の種類

- 救助法に基づく救助は、被災者が現に応急的救助を必要とする場合に行われるものであり、次のような種類の救助がある。
  - (1) 避難所及び応急仮設住宅の供与
  - (2) 炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給
  - (3) 被服、寝具、その他生活必需品の給与又は貸与
  - (4) 医療及び助産
  - (5) 被災者の救出
  - (6) 被災した住宅の応急修理
  - (7) 生業に必要な資金、器具又は資料の給与又は貸与
  - (8) 学用品の給与
  - (9) 埋葬
  - (10) 前各号で定めるもののほか、政令で定めるもの
- 救助は、現物によって行うことが原則であるが、知事が必要と認めた場合は、救助を必要とする者に対し、金銭を給付することができる。
- 救助の程度・方法及び期間については、内閣総理大臣が定める基準に基づき知事が定め、区市町村ほか関係機関に通知する。
- 基準額については、都規則により適宜改訂を行う。  
(別冊資料第209「災害救助法による救助の程度・方法及び期間」)

## 第2節 救助実施体制の整備

### 1 救助実施体制の整備

- 救助の万全を期し、円滑に救助業務を実施するためには、事前に強力な救助実施組織を確立することが必要である。
- そのため、都総務局は、救助法適用後、救助法実施組織として活用できるよう、組織の整備を図るとともに、要員に対する事前研修を実施するなど、救助業務の習熟に努める。

### 2 被害状況調査体制の整備

- 都総務局は、救助法を適用するに当たって、被災地の被害状況を迅速かつ正確に把握する必要があるため、被害状況等の調査、報告体制の整備に努める。

### 3 救助の実施に必要な関係帳票の整備

- 救助の実施に当たっては、救助ごとに帳票の作成が義務付けられている。
- 救助業務に当たる者は、災害時に遅滞なく業務を実施できるよう、救助関係帳票を事前に準備するとともに、作成方法等について習熟しておく。

## 第12章 災害救助法の適用

### 第3節 災害報告及び救助実施状況の報告

(別冊資料第210「救助法上(災害の発生から終了まで)の流れ」)

(別冊資料第211「各担当別災害救助関連必要帳票一覧」)

## 第3節 災害報告及び救助実施状況の報告

### 1 災害報告

- 救助法に基づく「災害報告」には、災害発生の時間的経過にあわせ、発生報告、中間報告、決定報告の3段階がある。
- これらの報告は、救助用物資、義援金の配分等の基礎になるほか、各種の対策の基礎資料となる。このため、区市町村は迅速かつ正確に被害状況を収集把握して、速やかに知事に報告する。  
(別冊資料第212「災害報告の様式」)

### 2 救助実施状況の報告

- 災害直後における当面の応急措置及び災害救助費国庫負担金の清算事務に必要となるため、都各局・区市町村は、各救助種目の救助実施状況を初期活動から救助活動が完了するまでの間、日ごとに記録、整理し、知事に報告する。  
(別冊資料第213「日毎の記録を整理するために必要な書類」)

## 第4節 従事命令等

### 1 従事命令の種類

- 迅速な救助業務を遂行するために必要な人員、物資、施設等を確保する手段として、知事に次のような権限が付与されている。
  - (1) 従事命令  
一定の業種のもを、救助に関する業務に従事させる権限  
(例) 医師、歯科医師、薬剤師、保健師、助産師、看護師、土木技術者、建築技術者、大工、左官、とび職 等
  - (2) 協力命令  
被災者その他近隣のもを、救助に関する業務に協力させる権限  
(例) 被災者を炊き出しに協力させる 等
  - (3) 管理、使用、保管命令及び収用
    - 特定の施設を管理し、土地、家屋、物資を使用し、特定の業者に対して物資の保管を命じ、又は物資を収用する権限
      - ア 管理  
救助を行うため特に必要があると認めるとき、知事が病院、診療所、旅館、飲食店等を管理する権限
      - イ 使用

家屋を収容施設として用いるような場合で、管理と異なり土地、家屋、物資を物的に利用する権限

ウ 保管

災害の混乱時に、放置すれば他に流れてしまうおそれのある救助その他緊急措置に必要な物資を、一時的に業者に保管させておく権限

エ 収用

災害の際、必要物資を多量に買いだめし、売り惜しみしているような場合は、その物資を収用する権限

なお、収用は、特定業者に限らず一般人等何人に対してもなし得る。

2 従事命令を受けた者の実費弁償

範囲	令和2年度年度費用(日当)の限度額	期間	備考
災害救助法施行令第4条第1号から第4号までに規定する者	1人1日当たり 医師……………21,300円以内 歯科医師……………20,500円以内 薬剤師……………17,700円以内 保健師、助産師、看護師……………16,600円以内 土木・建築技術者……………16,000円以内 大工……………25,300円以内 など	救助の実施が認められる期間内	時間外勤務手当及び旅費は別途東京都規則で定める額

第5節 災害救助基金の運用

1 災害救助基金の積立

- 災害救助法に基づく応急救助の実施に要する費用については、緊急時に相当の額を必要とするので、都総務局はその財源に充てるため災害救助基金を積み立てる。

- (注) 1 法定積立最小額は、当該年度の前年度前3か年間における地方税法に定める普通税収入額の決算額の平均年額の1,000分の5相当額である。  
 2 平成30年度法定必要額は、140億7,701万8,400円である。

2 災害救助基金の運用

- 災害救助基金は、預金又は公社債として運用しているほか、発災時に緊急に必要なとする食料、生活必需品などの給与品の事前購入に充てている。

第12章 災害救助法の適用  
第5節 災害救助基金の運用

(平成31年3月31日現在)

区 分		金 額	備 考
積 立 金		18,187,246,680 円	
内 訳	預 金 等	12,360,713,667 円	定期預金、公社債等
	給 与 品	5,826,533,013 円	別冊資料第214「給与品事前購入分一覧表」

## 第13章 激甚災害の指定

- 大規模な被害が発生した場合には、「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」（以下、「激甚法」という。）による財政援助等を受け、迅速かつ適切な復旧を実施する必要がある。

### 第1節 激甚災害制度

- 政府は、国民経済に著しい影響を及ぼし、かつ、当該災害による地方財政の負担を緩和し、又は被災者に対する特別の助成措置を行うことが特に必要と認められる災害が発生した場合には、中央防災会議の意見を聴いた上で、政令でその災害を「激甚災害」として指定するとともに、当該激甚災害に対し適用すべき措置を合わせて指定することとしている。
- 激甚災害に指定されると、地方公共団体の行う災害復旧事業等への国庫補助の嵩上げや中小企業者への補償の特例等、特別の財政助成措置が講じられる。
- 激甚災害の指定は、中央防災会議が定めている「激甚災害指定基準」（本激の基準）及び「局地激甚災害指定基準」（局激の基準）による。
- 激甚災害指定基準による指定、いわゆる「本激」が地域を特定せず、災害そのものを指定するのに対し、局地激甚災害指定基準による指定、いわゆる「局激」は市町村単位での災害指定を行う。
- ただし、激甚災害に指定されても、被害を受けた地方公共団体等のすべてが特例措置を受けられるわけではなく、被害の大きさが一定規模以上の地方公共団体等に限って特例措置が適用される。

### 第2節 激甚災害に関する調査報告

機 関 名	内 容
区 市 町 村	○ 区市町村長は、激甚災害指定基準又は局地激甚災害指定基準を十分に考慮して、災害状況等を調査し知事に報告する。
都 総 務 局 都 関 係 局	○ 都内に大規模な災害が発生した場合、知事（都総務局）は、区市町村の被害状況等を検討の上、激甚災害の指定を受ける必要があると思われる事業について、関係各局に必要な調査を行わせる。 ○ 局地激甚災害の指定については、関係各局に必要な調査を翌年当初において行わせる。 (別冊資料第215「激甚法に定める事業及び関係局」)

### 第13章 激甚災害の指定

#### 第3節 特別財政援助等の申請手続等

機 関 名	内 容
	<ul style="list-style-type: none"><li>○ 上記の各局は、施設その他の被害額、復旧事業に要する負担額、その他激甚法に定める必要な事項を速やかに調査し、都総務局に提出する。</li><li>○ 都総務局長は各局の調査をとりまとめ、激甚災害の指定に関しては都本部に付議する。</li><li>○ 知事は、区市町村長の報告及び前記各局の調査結果をとりまとめ、内閣総理大臣に報告する。</li></ul>

#### 第3節 特別財政援助等の申請手続等

機 関 名	内 容
区 市 町 村	<ul style="list-style-type: none"><li>○ 激甚災害の指定を受けたときは、速やかに関係調書等を作成し、都各局に提出しなければならない。</li></ul>
都 総 務 局 都 関 係 局	<ul style="list-style-type: none"><li>○ 都関係局は、激甚法に定められた事業を実施する。</li><li>○ 激甚災害の指定を受けたときは、都関係局は、事業の種別ごとに激甚法及び算定の基礎となる法令に基づき負担金、補助等を受けるための手続その他を実施する。</li></ul>

# 索 引



# 索引

---

## D

dERU ・247  
DIS ・77,183,198,285,293,295,299,301,318  
DMAT ・152,239,240,241,242,245,246,248,251

---

## E

EMIS ・152,241

---

## J

J-ALERT ・68,176,178,179,181  
JMA-MOT ・184

---

## P

PTSD ・251

---

## あ

浅川 ・8,17,19,34,36,50,53,174,200  
綾瀬川 ・8,16,34,37,44,45,50,53,61,64,174,200  
荒川  
・3,7,8,15,17,18,19,34,35,45,48,50,62,63,144,163  
,174,200,204,368

---

## い

伊勢湾台風 ・3,15,17,56,57,62,312  
遺体収容所 ・240,264,265,266,267,268,271  
医療救護班  
・27,106,120,239,240,242,243,245,246,247,248,  
256,257  
インターネット

・48,49,55,61,68,97,112,113,189,192,198,301,398,  
399

---

## う

雨水流出 ・18,37,38,45,94

---

## え

江戸川  
・7,8,12,16,34,35,45,50,61,62,63,64,163,174,200  
塩害対策 ・79,81,82

---

## お

応急給水  
・21,22,83,98,135,187,322,323,348,349,374

---

## か

外国人災害時情報センター ・110,150,186  
仮設トイレ ・135,293,296,341,342,343  
神田川  
・8,12,15,17,37,38,45,49,50,52,53,173,174,203,  
204,208,285

---

## き

義援金 ・27,134,399,400,401,406  
危機管理監  
・137,140,141,142,143,145,146,147,148,168  
危険度判定 ・105,110,383,385,391  
危険物荷役安全対策 ・90  
救急コールセンター ・153  
急傾斜地崩壊防止施設 ・73,366

救出・救助統括室 140  
九都県市 155,157,242,308,327  
強風対策 79,81  
緊急消防援助隊 154,164,240  
緊急通行車両 132,133,193,235,271,330,336,337  
緊急輸送道路 90

---

## け

警察災害派遣隊 154,164  
激甚災害 13,409,410  
現地機動班 146,148,149  
現地災害対策本部長 136,139  
現地派遣所 137,139

---

## こ

広域応援 120,154,157,158,303,327,337,343  
広域災害救急医療情報システム 152,241  
広域避難体制 3,312,313  
洪水対策 35,79,80,83  
洪水予報  
48,49,50,51,55,116,144,174,199,200,201,202,  
203,204,205,208,227,285,288,311  
こころのケア 27  
国庫負担 269,406

---

## か

災害医療コーディネーター  
241,242,243,245,246,250,257,259,261  
災害救助法  
4,12,13,131,141,145,151,183,269,295,301,328,  
329,343,344,388,389,392,394,403,405,407  
災害拠点病院  
113,154,169,239,242,243,245,246,247,248,257,  
259,261,263  
災害時個別支援計画 251,309  
災害対策基本法  
3,75,76,137,159,163,182,235,278,280,281,285,

292,295,309,314,317,336  
災害弔慰金 392  
災害廃棄物 107,133,339,340,341,345,346  
災害派遣  
21,25,131,136,139,141,154,155,159,160,161,  
162,164,246,250,263,297  
災害ボランティアセンター  
104,107,108,301,306,307  
災害用トイレ 303,339,341,342,343  
在日米軍 25,165  
砂防施設 72,366

---

## し

自衛消防隊 100,101,153,310  
地すべり防止施設 72,366  
指定公共機関 3,26,76,122,137,142,166,175,308  
指定地方行政機関  
3,22,137,142,150,166,285,404  
地盤沈下対策 79,80  
石神井川 8,12,17,37,38,45,50,53,174,208  
斜面崩壊 87,88  
集中豪雨  
10,12,15,19,33,34,50,84,111,146,149,173,174,  
177,273,285,368,369  
傷病者搬送 263,264  
情報連絡体制 85,102,151,157,167,239  
女性の参画 3,98,101,294,296,303  
初動態勢 117,125,148,149,349  
浸水被害  
3,12,13,15,19,20,33,34,38,39,40,41,42,43,45,46  
51,52,60,61,64,67,68,83,228  
浸水予想区域図 52,53,54,55,113,315  
森林整備事業 94

---

## す

水防管理団体  
67,212,217,218,227,229,230,231,378  
水防警報

・144,174,212,213,216,217,218,219,227,228,229  
隅田川  
・7,8,15,16,17,18,35,45,53,61,62,64,174,203,208

---

## せ

全国知事会 ・155,157,158,308  
善福寺川 ・8,12,37,50,173,208

---

## そ

遡上防止 83

---

## た

大規模救出救助活動拠点 ・154,264  
高潮対策  
・17,33,56,57,62,64,65,66,79,81,178,362,379

---

## ち

地方隊 ・131,136,137,138,139,141,143

---

## つ

Twitter ・112,113,150,186,187  
鶴見川  
・8,17,34,35,36,37,38,45,51,53,174,211,218

---

## と

東京港海岸保全事業 ・79  
東京都防災会議 ・3,5,16,18,19,21,64,65  
特別警報  
・13,24,114,125,157,171,172,173,177,178,198,  
273  
土砂災害  
・13,23,48,49,72,73,74,75,76,77,78,83,94,111,113  
,114,116,117,125,173,177,188,198,225,227,273,  
277,278,280,288,293,311,332,366,367  
土砂災害警戒情報

・48,49,74,75,76,77,116,125,173,225,273,288  
利根川 ・8,16,34,35,50,144,174,200,312  
都本部

・131,137,138,139,140,141,142,143,144,148,149,  
150,154,155,156,161,167,168,169,190,191,235,  
248,270,284,299,315,316,318,323,326,327,329,  
331,332,334,335,340,341,343,344,346,349,354,  
356,363,364,372,399,400,405,410  
トリアージ ・113,245,247

---

## は

ハザードマップ  
・24,52,53,54,55,67,68,70,71,93,96,97,113,114,  
116,186,314  
氾濫警戒情報 ・125,201,204,213,227,273

---

## ひ

被災者の他地区への移送 ・279,307,308  
非常配備態勢 ・131,141,146,148,149,228,229,240  
避難経路 ・51,55,69,117,277,286  
避難行動要支援者  
・69,70,97,99,278,279,281,289,309,310,313,314  
避難行動要支援者名簿  
・97,278,279,309,310,313,314  
避難指示  
・3,24,54,55,69,70,75,76,77,111,117,174,192,198,  
202,205,210,216,273,275,276,277,278,279,280,  
281,282,283,284,285,286,287,288,289,291,309,  
313,314,315,316,317,336,366,367  
避難所  
・3,27,52,53,54,55,70,71,97,98,99,106,107,110,  
112,113,114,116,134,135,159,188,243,245,246,  
247,249,250,252,253,255,256,259,260,261,273,  
274,275,276,277,278,280,282,286,287,289,292,  
293,294,295,296,297,298,299,300,301,302,303,  
304,305,306,307,308,311,312,314,315,317,318,  
319,323,324,325,328,329,331,332,341,342,343,  
354,375,394,405

避難判断水位 201,204,205

避難誘導

21,23,28,48,52,54,68,69,70,71,89,96,119,121,  
122,130,133,159,230,234,236,274,277,279,281,  
283,285,286,287,288,289,290,291,309,310,311,  
315,316,317,367,370,375,376

---

## ふ

プッシュ型支援 321,325,327

部門 120,140,283,308,311,330,351

プライバシーの確保 303

---

## へ

ヘリコプター活動拠点 154

---

## ほ

防災（語学）ボランティア 105,186,306

防災教育 21,22,70,71,96,98,114,115,116,117

防災訓練

21,22,70,97,98,99,102,106,114,115,116,117,118,  
120,121,122,165,276,287,311

防災市民組織

21,22,54,98,99,100,101,102,111,115,159,276,27  
8,287,300,309,311

防災セミナー 114,116

防災ボランティア 104,105,107,110,117,307

防潮堤

12,15,16,17,56,57,58,61,62,63,64,79,362,380,  
382

ホットライン 125,168,172,173,177,273,310

ポンプ所

19,45,50,55,62,63,65,67,84,351,352,362,377,  
380

---

## め

メンタルヘルスケア 251,312

---

## や

夜間防災連絡室 149,168

---

## よ

要配慮者

51,54,55,99,100,111,114,116,150,188,276,278,  
279,281,282,283,284,287,292,294,295,296,297,  
298,299,300,303,307,308,309,310,311,312,313,  
314,315,317,325,328,342,374

---

## ら

ランニングストック 325

---

## り

罹災証明書 159,384,385,386,387,388,397

流出油事故防止 90

流入禁止区域 91

---

## れ

連携チーム 140

---

## わ

ワンストップ 186

昭和48年10月 第1次修正  
令和3年1月 第20次修正

印刷物規格表第2類

印刷番号(2)104

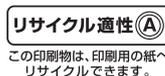
# 東京都地域防災計画

## 風水害編 本冊

編集発行 東京都防災会議

(東京都防災会議事務局) 東京都総務局総合防災部  
〒163-8001 東京都新宿区西新宿二丁目8番1号  
電話 03(5321)1111(代) 内線25-029

印刷 株式会社まこと印刷  
〒105-0001 東京都港区虎ノ門3-19-7  
電話 03(6230)9590



古紙ハルブ配合率70%再生紙を使用しています